

宇部市支所設置条例中一部改正の件

宇部市支所設置条例(昭和五十四年条例第二十九号)の一部を次のように改める。
令和六年十二月六日提出

宇部市長 篠崎圭二

第二条の表に次のように加える。

宇部市楠市民センター	宇部市大字船木字野田 四四二番地一一	大字船木、東万倉、西万倉、 奥万倉、矢矯、芦河内、今富、 東吉部、西吉部
------------	-----------------------	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(宇部市総合支所設置条例の廃止)

2 宇部市総合支所設置条例(平成十六年条例第二十七号)は、廃止する。

(宇部市公告式条例の一部改正)

3 宇部市公告式条例(平成十六年条例第二十六号)の一部を次のように改める。

第二条第三項中「、宇部市北部総合支所、宇部市万倉出張所及び宇部市吉部出張所」を「及び宇部市楠市民センター」に改める。

「説明」

合併から二十年が経過し、行政サービスの均一化も図れたことから、北部総合支所を市長部局と統合することにより効果的に施策を推進できるよう組織を見直すものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表

宇部市支所設置条例(昭和五十四年条例第二十九号)

旧

新

(名称、位置及び所管区域)

(名称、位置及び所管区域)

第二条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

第二条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
宇部市 小野市 民セン ター	宇部市大字小 野字山根八二 九四番地四	大字小野、楡小野、 藤河内、櫟原、如意 寺

名称	位置	所管区域
宇部市 小野市 民セン ター	宇部市大字小 野字山根八二 九四番地四	大字小野、楡小野、 藤河内、櫟原、如意 寺
宇部市 楠市民 センタ ー	宇部市大字船 木字野田四四 二番地一一	大字船木、東万倉、 西万倉、奥万倉、矢 矯、芦河内、今富、 東吉部、西吉部

宇部市公告式条例(平成十六年条例第二十六号)

旧

新

(条例及び規則の公布)

(条例及び規則の公布)

第二条

第二条

3 前項の規定による公布は、宇部市役所、宇部市東岐波市民センター、宇部市西岐波市民センター、宇部市厚南市民センター、宇部市原市民センター、宇部市厚東市民センター、宇部市二俣瀬市民センター、宇部市小野市民センター、宇部市北部総合支所、宇部市万倉出張所及び宇部市吉部出張所の前に設置する掲示場に掲示してこれを行う。

3 前項の規定による公布は、宇部市役所、宇部市東岐波市民センター、宇部市西岐波市民センター、宇部市厚南市民センター、宇部市原市民センター、宇部市厚東市民センター、宇部市二俣瀬市民センター、宇部市小野市民センター及び宇部市楠市民センターの前に設置する掲示場に掲示してこれを行う。

議案第100号

宇部市支所設置条例中一部改正の件

1 概要

合併時の平成16年に設置された楠総合支所は、地域住民へのサービス水準を低下させることなく、重複していた業務の整理や手続き等の統一化を進めるとともに、社会情勢や行政課題への対応に応じた組織再編を繰り返しながら、令和4年度からは現在の北部総合支所として地域の活性化に取り組んできた。

合併から20年が経過し、行政サービスの均一化も図れたことから、改めて北部総合支所の位置づけや役割を整理し、市としてより効果的な組織に見直すもの。

2 改正内容

(1) 宇部市支所設置条例の一部改正

本市が設置する支所に「楠市民センター」を追加する。

(2) 宇部市総合支所設置条例の廃止

「北部総合支所」を廃止することに伴い、当該条例を廃止する。

(3) 宇部市公告式条例の一部改正

本市が定める公告場所について、「北部総合支所、万倉出張所及び吉部出張所」を「楠市民センター」に改める。

3 具体的な内容

(1) 北部総合支所を廃止する。

【現行】	【改正案】
<p>○ 北部総合支所</p> <ul style="list-style-type: none">・ 北部地域振興課・ 市民生活課・ 船木ふれあいセンター・ 万倉ふれあいセンター・ 吉部ふれあいセンター	<p>○ 総合政策部</p> <ul style="list-style-type: none">・ 北部地域振興課 <p>○ 市民環境部</p> <ul style="list-style-type: none">・ 楠市民センター【新設】・ 船木ふれあいセンター・ 万倉ふれあいセンター・ 吉部ふれあいセンター

(2) 本市が定める公告場所について、これまで楠地域は北部総合支所、万倉出張所、吉部出張所の3か所としていたが、他の市民センターと同様に楠地域を所管する市民センターとして楠市民センターの1か所とする。

4 施行日

令和7年4月1日

北部総合支所の推移 (H16～R6)

楠総合支所 (H16～H25)

- ・地域振興課
 - ・保健福祉課 (H16～H17)
 - ・経済課
 - ・施設課
- ⇒ 土木課 (H22 変更)
- ・下水道課 (H16～H19)
 - ・市民生活課
- 万倉出張所 船木ふれあいセンター (H17～楠総合支所へ移管)
- 吉部出張所 万倉ふれあいセンター (H17～楠総合支所へ移管)
- 吉部ふれあいセンター (H17～楠総合支所へ移管)

北部総合支所 (H26～H29)

- ・北部地域振興課
 - ・土木課
 - ・市民生活課
- 万倉出張所 船木ふれあいセンター
- 吉部出張所 万倉ふれあいセンター
- 吉部ふれあいセンター

北部・農林振興部(北部総合支所) (H30～R3)

- ・農林振興課 ⇒ {
 - 農業振興課 (R3 新設)
 - 農林整備課 (R3 新設)
 - ・地籍調査課
 - ・北部地域振興課 (市民生活課と統合)
- 万倉出張所 船木ふれあいセンター
- 吉部出張所 万倉ふれあいセンター
- 吉部ふれあいセンター

北部総合支所 (R4～R6)

- ・北部地域振興課
 - ・市民生活課 (新設)
- 万倉出張所 船木ふれあいセンター
- 吉部出張所 万倉ふれあいセンター
- 吉部ふれあいセンター

総務財政委員会 報告資料

総務部 総務課

審議会名	宇部市公文書等管理委員会（第2回、第3回）
設置目的	公文書等の管理に関する重要事項について、市長の諮問に応じ調査審議させるため
委員構成	3名（弁護士・学識経験者・報道関係者）
開催日	（第2回）令和6年10月21日（月） （第3回）令和6年11月19日（火）
第2回	<p>(1)公文書の定義について（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇部市公文書等管理条例の施行に合わせ、宇部市情報公開条例に規定した公文書の定義を変更することに伴い、市で統一した取扱いができるようガイドラインの案を作成、意見を聴取した。 <p>(2)廃棄予定簿冊の歴史公文書等妥当性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第1回委員会における検討簿冊 <ul style="list-style-type: none"> ・第1回委員会で廃棄予定としていた簿冊について意見を聴取し、その中で保存すべきとの意見があったもの（7冊）について、再度検討し、検討結果を報告した。（保存5冊、延長1冊、廃棄1冊） ○廃棄予定簿冊（追加分） <ul style="list-style-type: none"> ・第1回委員会に諮ることのできなかった廃棄予定の簿冊について追加で意見を聴取した。
第3回	<p>(1)公文書の定義について（案）についての報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回委員会において意見を聴取したガイドラインの案について、委員会及び庁内からの意見を反映し、より分かりやすく庁内に周知していく旨を報告した。 <p>(2)規則、規程の案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宇部市公文書等管理条例施行規則 ○宇部市特定歴史公文書利用等規則 ○宇部市公文書管理規程 <ul style="list-style-type: none"> ・宇部市公文書等管理条例と同じ令和7年4月1日に施行する、規則、規程の案を作成し、意見を聴取した。 <p>(3)廃棄予定簿冊の歴史公文書等妥当性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第2回委員会における検討簿冊 <ul style="list-style-type: none"> ・第2回委員会において追加で意見を聴取した廃棄予定の簿冊について、その中で保存すべきとの意見があったもの（5冊）について、再度検討し、検討結果を報告した。（保存5冊）

※ 第1回委員会と同様に、一部の公文書に個人情報を含むものがあり、また、会議を公開することで検討段階の率直な意見交換の妨げになるおそれもあることから、廃棄予定の公文書に係る審議については、非公開となった。

公文書の定義について（案）

令和6年（2024年） 月

宇部市

はじめに

公文書は、宇部市公文書等管理条例（令和6年条例第1号）第1条において、「市民共有の知的資源であり、かつ、市民が主体的に利用し得るもの」と位置付けられており、「市の有するその諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにする」ことを目的としています。

情報公開制度のより一層の充実が求められる中、市政運営の透明性を向上させ、市民への説明責任を果たしていくためには、公文書の適正な管理は不可欠であり、ますます重要になっています。

そもそも本来作成すべき公文書が作成されていなかったり、作成されていても適正な管理がなされていなければ、情報公開制度の円滑で適正な運用ができないばかりでなく、市政に対する信頼を損なうことにもなりかねません。

公文書の適正な管理は、単に事務処理上の問題にとどまらず、市政に対する市民の信頼確保と市全体の行政能力の向上にもつながります。そのためには公文書は確実に作成され、適切に保存・管理されなければなりません。

このガイドラインは、本市の保有する公文書の範囲について定義することで、公文書の作成の可否や個人で作成するメモ等との区別について特に留意すべき事項を明らかにすることにより、統一した取扱いを実現するとともに、公文書の適正な管理に寄与することを目的としています。

目次

1	公文書の作成・取得・保存・管理についての考え方	
(1)	公文書とは	1
(2)	作成・取得・保存・管理にあたり留意すべき点	2
2	公文書の具体例	
(1)	会議録等（会議録、会議要旨）	
ア	会議録等の基本的な考え方	3
イ	対象となる会議等	3
ウ	対象とならない会議等	3
エ	音声データの取扱いについて	4
オ	会議録等の作成及び保存方法	4
(2)	外部会議で取得した文書	
ア	公文書となる文書	4
イ	取得した文書の保存方法	4
(3)	意思形成過程文書（市長、副市長等への説明資料及び議員説明資料）	
ア	対象となる文書	5
イ	メールやチャットの取扱いについて	5
ウ	文書の作成及び保存方法	5
3	共有フォルダにおける公文書の保存	6

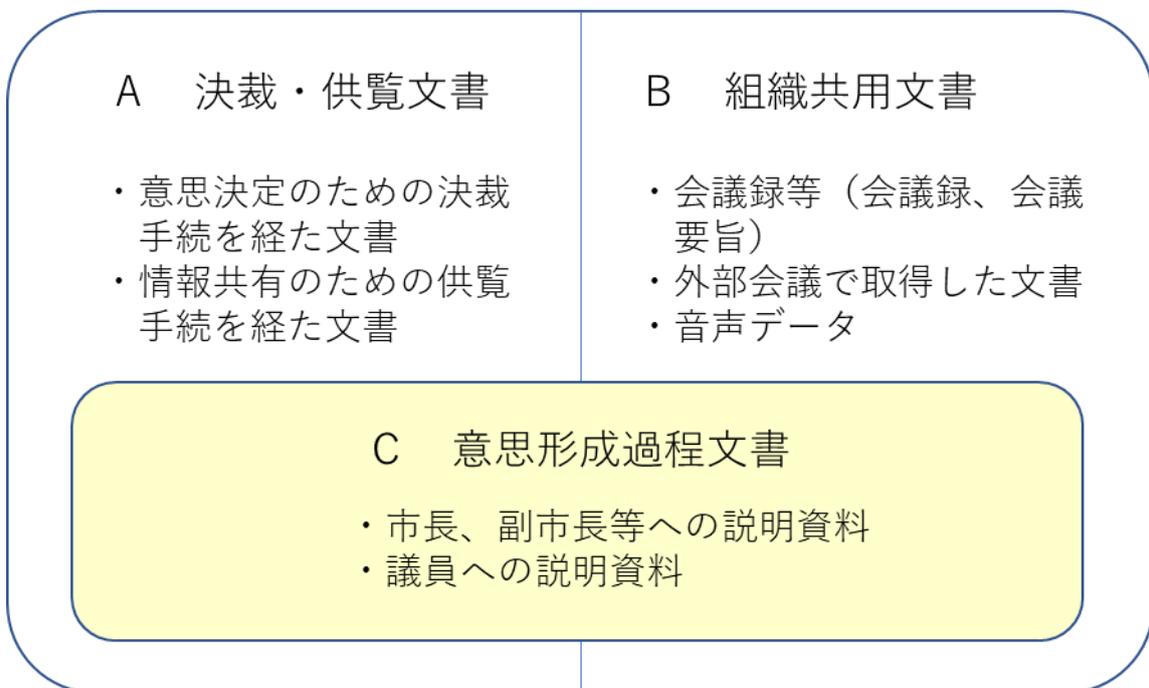
1 公文書の作成・取得・保存・管理についての考え方

(1) 公文書とは

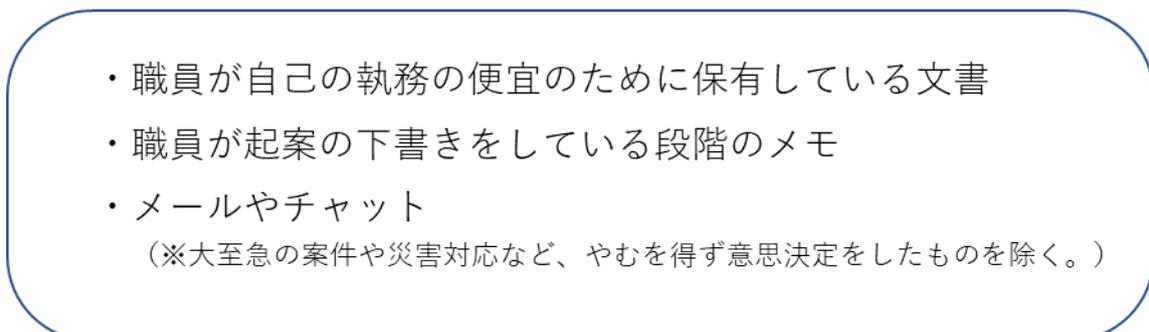
公文書は、宇部市公文書等管理条例第2条第2項の規定において、「職務上作成、取得した文書であって、組織的に用いるものとして保有しているもの」と定義されており、決裁（又は供覧）の手続を経ているかどうかに関わらず、下図のA、B、Cの全てが該当します。

これらは適正に作成又は取得し、確実に保存・管理しなければなりません。

公文書



公文書とならないもの



(2) 作成・取得・保存・管理にあたり留意すべき点

これまで決裁・供覧文書（A）を公文書として取り扱っていましたが、組織共用文書（B）や意思形成過程文書（C）についても公文書として取り扱うこととなります。留意すべき点は以下のとおりです。

ア 決裁や供覧の手続を経ていない組織共用文書（B）も適正に管理すること

市民に対する説明責任を果たすためには、例えば事務及び事業の実績に関する記録など、決裁や供覧の手続を経ていなくとも、事務執行上作成され、組織的に供用されているものがあります。これらについても、決裁・供覧文書と同様、公文書として適切に保存・管理しなければなりません。

イ 意思形成過程文書（C）を確実に作成すること

決裁による意思決定を行うまでの過程においては、意思決定の方向性が決められるなど意思形成に大きく影響を与える会議、市長・副市長に対する重要な報告等が行われている場合があります。宇部市公文書等管理条例においても意思決定の過程に関する事項に係る公文書の作成について規定されているところであり、これらの意思形成過程においても確実に文書を作成し、決裁手続を経て意思決定がされた文書（決裁文書）と同様に、公文書として適切に保存・管理しなければなりません。

ウ 意思決定と同時に公文書を作成することが困難な場合は事後に作成すること

意思決定と同時に公文書を作成することが困難である場合は、当該意思決定をした後速やかに公文書を作成しなければなりません。

例えば、施策決定が当該決定権限を有する者のトップダウンによる方式で行われた場合においても、事務事業の実績を合理的に跡付け、検証し、市民への説明責任を果たすために、決裁文書等の公文書の作成が必要なことは当然です。

2 公文書の具体例

(1) 会議録等（会議録、会議要旨）

ア 会議録等の基本的な考え方

一般に、会議等は事務事業の決定の過程において開催される場合が多く、意思決定の過程に関わる会議等においては、市民に対し本市の施策に関する説明責任を十分に果たすために、会議録等その他の会議の記録を作成・保存・管理しなければなりません。これまでは、会議録等を作成しても決裁等を経していないものについては公文書とはされていませんでしたが、今後は公文書として適切に保存しなければなりません。

なお、会議録等を作成すべきと考えられる会議等については、これまでと考え方は変わりませんが、以下の「イ 対象となる会議等」に具体的に掲げています。

イ 対象となる会議等

- 市の意思決定に関係する市長、副市長が出席する会議等

【具体例】 幹部会議、庁議・調整会議、災害対策本部会議、創生推進本部会議など

- 市の意思決定に関係する複数の部署にまたがって開催される会議等

【具体例】 職員衛生委員会など

- 市の意思決定に関係する外部の有識者等が参加する会議等

【具体例】 各種審議会など

ウ 対象とならない会議等

- 専ら連絡事項の伝達や情報の収集・共有を行うことを目的とするもの

【具体例】 管理担当者会議、部内会議、課内会議など

- 軽易な事項について、業務上行われる打合せ等

【具体例】 係内会議など

エ 音声データの取扱いについて

会議録等の作成のために音声データを録音したときは、当該音声データの保存期間は1年間とします。

オ 会議録等の作成及び保存方法

- 会議録等には日時、場所、出席者、議題、議事の要旨、会議の結果等を記載し、配付資料の保存管理も併せて行います。
- 議事の要旨のうち、出席者の意見については、原則、審議と関係のない発言、単純な言い間違いなどを除き、記載するものとします。
- 原則会議録等については文書管理システムで決裁し、保存します。文書管理システムで決裁しない場合であっても、組織として保存できるよう共有フォルダに保存します。

(2) 外部会議で取得した文書

ア 公文書となる文書

本市以外の者が開催する会議に職務上出席し、取得した文書

イ 取得した文書の保存方法

文書管理システムで外部会議に出席した旨の報告をし、取得した文書については文書管理システムに添付（紙又は電子）し、保存します。

(3) 意思形成過程文書（市長、副市長等への説明資料及び議員説明資料）

ア 対象となる文書

- 市長、副市長等への説明資料
- 議員への説明資料

イ メールやチャットの取扱いについて

- 原則メールやチャット上で意思決定は行いません。
- 大至急の案件や災害対応など、やむを得ずメールやチャットで意思決定が行われた場合は、当該データについても公文書として取り扱います。（1年保存）
- メールやチャットで意思決定が行われた場合について、重要な案件のときは必ず事後に公文書を作成し、決裁処理を行います。

ウ 文書の作成及び保存方法

- 説明資料について、内容の変更などの指示や、注意事項などがあった場合は、後に変更したことが分かるよう段階的に整理し、当該資料と一緒に保存します。
- 文書管理システムに添付しないものについては共有フォルダに保存しますが、文書管理システムで決裁した文書との関連性が分かるようにフォルダ名を工夫し、保存します。

3 共有フォルダにおける公文書の保存

原則公文書の保存は文書管理システムにおいて行いますが、文書管理システムに保存できないものについては共有フォルダに保存します。

共有フォルダに保存する場合は、組織として保存するので、組織内の誰が見ても分かるよう、保存する場所を1箇所にまとめたり、保存年限がすぐ分かるようにフォルダ名を工夫するようにしましょう。

【参考】

共有フォルダでの保存方法の例

フォルダ名

 202〇0401_〇〇〇契約の締結について (〇年)

文書管理システムの
起案日

文書管理システムの
件名

文書管理システムの
保存年数

議案第百一号

宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件

宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成十年条例第二号）の一部を次のように改める。

令和六年十二月六日提出

宇部市長 篠崎圭二

第一条の次に次の一条を加える。

（健康及び福祉の確保に必要な勤務時間の確保）

第一条の二 任命権者は、職員の適正な勤務条件の確保を図るため、職員の健康及び福祉の確保に必要な勤務の終了からその次の勤務の開始までの時間を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「説明」

国家公務員における勤務時間のインターバルの確保に係る取組を踏まえて、新たに規定を追加するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧
新
旧
対
照
表
新

(目的)
第一条

(目的)
第一条

(健康及び福祉の確保に必要な勤務間の時間の確保)

第一条の二 任命権者は、職員の適正な勤務条件の確保を図るため、職員の健康及び福祉の確保に必要な勤務の終了からその次の勤務の開始までの時間を確保するよう努めなければならない。

議案第101号

宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件

【要 旨】

国家公務員における勤務間のインターバルの確保に係る取組を踏まえて、新たに規定を追加するもの。

【内 容】

1 条文の新設

人事院規則において、勤務間のインターバルの確保に係る努力義務が規定されたことを踏まえて、第一条の次に「任命権者は、職員の適正な勤務条件の確保を図るため、職員の健康及び福祉の確保に必要な勤務の終了からその次の勤務の開始までの時間を確保するよう努めなければならない。」の規定を加える。

2 施行日

公布の日

3 参考

国は勤務間のインターバルの目安を11時間としている。

本市では、勤務間インターバルの確保を10時間30分として、22時までの退庁を目指し、本庁舎では、令和5年6月から22時一斉消灯を実施していた。このたびの人事院規則の規定整備に合わせ、勤務間インターバルの確保を11時間に見直すとともに、令和6年10月1日から本庁舎の一斉消灯時間をこれまでの22時から21時30分に変更している。

議案第百二号

宇部市職員の退職手当に関する条例中一部改正の件

宇部市職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年条例第二十五号）の一部を次のように改める。

令和六年十二月六日提出

宇部市長 篠崎 圭 二

第十四条第十一項第四号中「職業」を「安定した職業」に、「第五十六条の二第三項」を「第五十六条の三第三項」に改め、同条第十四項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第二十五項中「附則別表第一」を「附則別表」に改める。

附則第二十六項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

附則第二十九項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十四条第十一項の改正規定（「職業」を「安定した職業」に改める部分に限る。）、同条第十四項の改正規定及び附則第二十九項の改正規定並びに次条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この条例による改正後の宇部市職員の退職手当に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第十四条第十一項（第四号に係る部分に限り、同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した新条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）であって令和七年四月一日（以下この条において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当

する退職手当の支給については、なお従前の例による。

「説明」

国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部改正に伴い、就業促進手当に関する規定を整備するとともに、その他所要の整備を行うものである。これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(失業者の退職手当)

第十四条

11 四 職業 に就いた者 雇用保険法

第五十六条の二第三項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

14 第十一項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第三項又は第十一項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める

日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

一 雇用保険法第五十六条の二第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

二 雇用保険法第五十六条の二第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第五項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

附 則

25 平成十六年三月三十一日に国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）附則別表第一の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第四条の規定により引き続き国立大学法人等（同法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）

(失業者の退職手当)

第十四条

11 四 安定した職業に就いた者 雇用保険法

第五十六条の三第三項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

14 第十一項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第三項又は第十一項の規定の適用については、雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

附 則

25 平成十六年三月三十一日に国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）附則別表第一の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第四条の規定により引き続き国立大学法人等（同法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）

の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

26 旧機関の職員が、第九条第五項に規定する事由によつて引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第六十三条第二項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、市規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

29 令和七年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十四条第十項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として市規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

26 旧機関の職員が、第九条第五項に規定する事由によつて引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第六十三条第二項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、市規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

29 令和九年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十四条第十項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として市規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

「とあるのは、
ロ 雇用保険法第二十二
条第二項に規定する厚生労働省令で定める
、雇用保険法附則第五条第一項に規定する
理由により就職が困難な者であつて、同法
地域内に居住し、かつ、市長が同法第二十
二十四条の二第一項第二号に掲げる者に
四条の二第一項に規定する指導基準に照ら
相当する者として市規則で定める者に該当
して再就職を促進するために必要な職業安
し、かつ、市長が同項に規定する指導基準
定法第四条第四項に規定する職業指導を行
に照らして再就職を促進するために必要な
うことが適当であると認められたもの（イに掲
職業安定法第四条第四項に規定する職業指
げる者を除く。）
導を行うことが適当であると認められたもの
とする。」

「とあるのは、
ロ 雇用保険法第二十二
条第二項に規定する厚生労働省令で定める
、雇用保険法附則第五条第一項に規定する
理由により就職が困難な者であつて、同法
地域内に居住し、かつ、市長が同法第二十
二十四条の二第一項第二号に掲げる者に
四条の二第一項に規定する指導基準に照ら
相当する者として市規則で定める者に該当
して再就職を促進するために必要な職業安
し、かつ、市長が同項に規定する指導基準
定法第四条第四項に規定する職業指導を行
に照らして再就職を促進するために必要な
うことが適当であると認められたもの（イに掲
職業安定法第四条第四項に規定する職業指
げる者を除く。）
導を行うことが適当であると認められたもの
とする。」

議案第102号

宇部市職員の退職手当に関する条例中一部改正の件

【要 旨】

雇用保険法及び国立大学法人法の一部改正に伴い、国家公務員退職手当法が一部改正されたため、所要の整備を行うもの。

【内 容】

1 雇用保険法改正に伴うもの

宇部市職員の退職手当に関する条例では、職員の退職手当の額が雇用保険法の所定の失業等給付の額を下回る場合に、その差額を退職手当として最低保障する旨を定めている。このたびの雇用保険法の一部改正により、「就業手当」の廃止や「就業促進定着手当」の給付上限の引き下げなど、失業等給付の見直しが行われたことに伴い、当該見直しに対応した所要の規定の整備を行う。

2 国立大学法人法改正に伴うもの

国立大学法人法の一部を改正する法律によって生じた条ずれを解消する。

3 施行日

1に関するものは令和7年4月1日。

2に関するものは公布の日。

議案第百十九号

宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和六年十二月十三日提出

宇部市長 篠崎圭二

宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 宇部市長等の給与に関する条例（昭和四十三年条例第三十六号）の一部を次のように改める。

第八条第二項中「百分の二百二十五」を「六月に支給する場合においては百分の二百二十五、十二月に支給する場合には百分の二百三十五」に改める。

第二条 宇部市長等の給与に関する条例の一部を次のように改める。

第八条第二項中「六月に支給する場合には百分の二百二十五、十二月に支給する場合には百分の二百三十五」を「百分の二百三十」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の宇部市長等の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合において、第一条の規定による改正前の宇部市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

「説明」

職員の給与改定を踏まえて、市長等の期末手当の支給率を引き上げるものである。これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表

【第一条関係】

旧

新

(期末手当)

(期末手当)

第八条

第八条

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料の額に百分の百二十を乗じて得た額に百分の二百二十五

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料の額に百分の百二十を乗じて得た額に、六月に支給する場合には百分の二百二十五、十二月に支給する場合には百分の二百三十五を乗じて得た額に、基

準日以前六箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

準日以前六箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

【第二条関係】

旧

新

(期末手当)

(期末手当)

第八条

第八条

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料の額に百分の百二十を乗じて得た額に、六月に支給する場合には百分の二百二十五、十二月に支給する場合には百分の二百三十五を乗じて得た額に、基

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料の額に百分の百二十を乗じて得た額に百分の二百三十

準日以前六箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ

準日以前六箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ

を乗じて得た額に、基

、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

議案第 119 号

宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件(概要)

【要 旨】

職員の給与改定を踏まえて、市長等の期末手当の支給率を同様に引き上げるもの。

【内 容】

1 期末手当の引き上げ（年間 4.50 月分→4.60 月分（0.1 月分引上げ））

（令和 6 年度） 0.1 月の引上げ分を 12 月期に加算

区分		6 月期	12 月期	計
期末手当	改正前	2.25 月	2.25 月	4.5 月
	改正後	2.25 月	2.35 月	4.6 月
	増 減	0.0 月	0.1 月	0.1 月

（令和 7 年度） 年間 4.6 月の支給率を 6 月期及び 12 月期に均等に按分して加算

区分		6 月期	12 月期	計
期末手当	改正前	2.25 月	2.35 月	4.6 月
	改正後	2.3 月	2.3 月	4.6 月
	増 減	0.05 月	△0.05 月	0.0 月

2 年間影響額 約 5 2 2 千円

職 名	改定前	改定後	増減額
市 長	5,076,000 円	5,188,800 円	112,800 円
副 市 長	4,077,000 円	4,167,600 円	90,600 円
常勤監査委員 教 育 長	3,693,600 円	3,775,680 円	82,080 円
公営企業管理者 (水道・交通事業)	3,461,400 円	3,538,320 円	76,920 円

3 施行日及び適用日

改正内容		施行日	適用日
期末手当 支給率の改正	令和 6 年 12 月期	公布の日	令和 6 年 12 月 1 日
	令和 7 年 6 月期 以降	令和 7 年 4 月 1 日	施行日と同じ

議案第百二十号

宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年十二月十三日提出

宇部市長 篠崎圭二

宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 宇部市職員の給与に関する条例（昭和二十六年条例第二十三号）の一部を次のように改める。

第一条第一項中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第十九条の三第二項中「百分の百二十二・五」を「六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百二十七・五」に改め、同条第三項中「百分の六十八・七五」を「六月に支給する場合においては百分の六十八・七五、十二月に支給する場合においては百分の七十一・二五」に改める。

第十九条の六第二項第一号中「百分の百二・五」を「六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百七・五」に改め、同項第二号中「百分の四十八・七五」を「六月に支給する場合においては百分の四十八・七五、十二月に支給する場合においては百分の五十一・二五」に改める。

附則第四項中「第二十四条第三項」を「第二十四条第二項」に改める。
別表第一を次のように改める。

38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000		
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300		
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500		
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700		
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000		

別表第一（第4条関係）

職員 の区 分	給 料 表								
	級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	

83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300		
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500		
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700		
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500			
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800			
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000			
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200			
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500			
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800			
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000			
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200			
94		299,400	347,400		398,500			
95		299,700	347,800		398,800			
96		300,100	348,200		399,000			
97		300,300	348,400		399,200			
98		300,600	348,800		399,500			
99		301,000	349,200		399,800			
100		301,400	349,500		400,000			
101		301,600	349,800		400,200			
102		301,900	350,200		400,500			
103		302,200	350,600		400,800			
104		302,500	351,000		401,000			
105		302,700	351,500		401,200			
106		303,000	351,900		401,500			
107		303,300	352,300		401,800			
108		303,600	352,700		402,000			
109		303,800	353,200		402,200			
110		304,200	353,600		402,500			
111		304,600	353,900		402,800			
112		304,900	354,200		403,000			
113		305,100	354,700		403,200			
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						
122		307,600						
123		307,900						
124		308,200						
125		308,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額							
	円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200

第二条 宇部市職員の給与に関する条例の一部を次のように改める。

第十九条の三第二項中「六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に改め、同条第三項中「六月に支給する場合には百分の六十八・七五、十二月に支給する場合には百分の七十一・二五」を「百分の七十」に改める。

第十九条の六第二項第一号中「六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百七・五」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「六月に支給する場合には百分の四十八・七五、十二月に支給する場合には百分の五十一・二五」を「百分の五十」に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の宇部市職員の給与に関する条例(次条において「改正後の給与条例」という。)中第十九条の三第二項及び第三項並びに第十九条の六第二項の規定は令和六年十二月一日から、別表第一の規定は令和六年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 改正後の給与条例の規定を適用する場合において、第一条の規定による改正前の宇部市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

「説明」

一般職の国家公務員の給与改定を踏まえて、職員の給料表を改定し、期末勤勉手当の支給率を引き上げるとともに、その他所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表

【第一条関係】

旧

新

(この条例の目的及び効力)

(この条例の目的及び効力)

第一条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十四条第六項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

第一条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十四条第五項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(期末手当)

(期末手当)

第十九条の三

第十九条の三

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十二・五

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には

を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の六十八・七五

を乗じ

て得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の前項各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

場合においては百分の七十一・二五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の前項各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(勤勉手当)

(勤勉手当)

第十九条の六

第十九条の六

2 一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 職員の勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 職員の勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、

退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十項第三号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に百分の百二・五

額を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十八・七五

を乗じて得た額の総額

附 則

(特例措置等)

4 職員の勤勉手当については、第十九条の四の規定にかかわらず、当分の間、法第二十四条第三項の規定により特に必要な場合は、市規則で加算額等を別に定めることができる。

退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十項第三号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、六月に支給する場においては百分の百二・五、十二月に支給する場

においては百分の百七・五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場
合においては百分の四十八・七五、十二月に支給する場においては百分の五十
一・二五を乗じて得た額の総額

附 則

(特例措置等)

4 職員の勤勉手当については、第十九条の四の規定にかかわらず、当分の間、法第二十四条第二項の規定により特に必要な場合は、市規則で加算額等を別に定めることができる。

別表第一（第4条関係）

給料表

職員の区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	

旧 | 新

(省) 略)

(省
略)

38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000		
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300		
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500		
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700		
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000		

(省 略)

83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300		
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500		
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700		
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500			
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800			
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000			
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200			
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500			
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800			
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000			
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200			
94		299,400	347,400		398,500			
95		299,700	347,800		398,800			
96		300,100	348,200		399,000			
97		300,300	348,400		399,200			
98		300,600	348,800		399,500			
99		301,000	349,200		399,800			
100		301,400	349,500		400,000			
101		301,600	349,800		400,200			
102		301,900	350,200		400,500			
103		302,200	350,600		400,800			
104		302,500	351,000		401,000			
105		302,700	351,500		401,200			
106		303,000	351,900		401,500			
107		303,300	352,300		401,800			
108		303,600	352,700		402,000			
109		303,800	353,200		402,200			
110		304,200	353,600		402,500			
111		304,600	353,900		402,800			
112		304,900	354,200		403,000			
113		305,100	354,700		403,200			
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						
122		307,600						
123		307,900						
124		308,200						
125		308,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職員	基準給料 月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

【第一条関係】

旧

新

(期末手当)

第十九条の三

(期末手当)
第十九条の三

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十・五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十五
を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の六十八・七五、十二月に支給する場合には百分の七十一・二五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の前項各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の七十
を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の前項各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(勤勉手当)

(勤勉手当)

第十九条の六

第十九条の六

2
1 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 職員の勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十項第三号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百七・五を乗じて得た額の総額

2
1 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 職員の勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十項第三号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に百分の百五
を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 定年前再任用短時間勤務職員

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 定年前再任用短時間勤務職員

の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場
合においては百分の四十八・七五、十二
月に支給する場合においては百分の五十
一・二五を乗じて得た額の総額

の勤勉手当基礎額に百分の五十
を乗じて得た額の総額

議案第 120 号

宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件(概要)

【要 旨】

一般職の国家公務員の給与改定を踏まえて、職員の給料表を改定し、期末勤勉手当の支給率を引き上げるとともに、その他所要の整備を行うもの。

【内 容】

1 給料表の増額改定（改定率 全体平均 3.0%（1級 11.1%、2級 7.6%、3級 3.1%、4級 1.3%、5級～7級 1.2%、8級 1.1%））

2 期末勤勉手当の支給率引上げ

（1）一般職（年間 4.50 月分→4.60 月分（0.1 月分引上げ））

（令和 6 年度） 期末勤勉各 0.05 月の引上げ分を 12 月期に加算

区分		6 月期	12 月期	計
期末手当	改正前	1.225 月	1.225 月	2.45 月
	改正後	1.225 月	1.275 月	2.50 月
	増 減	0.0 月	0.05 月	0.05 月
勤勉手当	改正前	1.025 月	1.025 月	2.05 月
	改正後	1.025 月	1.075 月	2.10 月
	増 減	0.0 月	0.05 月	0.05 月
支給率 計	改正前	2.25 月	2.25 月	4.5 月
	改正後	2.25 月	2.35 月	4.6 月
	増 減	0.0 月	0.1 月	0.1 月

（令和 7 年度） 期末 2.5 月、勤勉 2.1 月の支給率を 6 月期及び 12 月期に按分する。

区分		6 月期	12 月期	計
期末手当	改正前	1.225 月	1.275 月	2.5 月
	改正後	1.250 月	1.250 月	2.5 月
	増 減	0.025 月	△0.025 月	0.0 月
勤勉手当	改正前	1.025 月	1.075 月	2.1 月
	改正後	1.050 月	1.050 月	2.1 月
	増 減	0.025 月	△0.025 月	0.0 月
支給率 計	改正前	2.25 月	2.35 月	4.6 月
	改正後	2.30 月	2.30 月	4.6 月
	増 減	0.05 月	△0.05 月	0.0 月

(2) 再任用職員 (年間 2.35 月分→2.40 月分 (0.05 月分引上げ))

(令和 6 年度) 期末勤勉各 0.025 月の引上げ分を 12 月期に加算

区分		6 月期	12 月期	計
期末手当	改正前	0.6875 月	0.6875 月	1.375 月
	改正後	0.6875 月	0.7125 月	1.400 月
	増 減	0.0 月	0.025 月	0.025 月
勤勉手当	改正前	0.4875 月	0.4875 月	0.975 月
	改正後	0.4875 月	0.5125 月	1.000 月
	増 減	0.0 月	0.025 月	0.025 月
支給率 計	改正前	1.175 月	1.175 月	2.35 月
	改正後	1.175 月	1.225 月	2.40 月
	増 減	0.0 月	0.05 月	0.05 月

(令和 7 年度) 期末 1.4 月、勤勉 1.0 月の支給率を 6 月期及び 12 月期に按分する。

区分		6 月期	12 月期	計
期末手当	改正前	0.6875 月	0.7125 月	1.400 月
	改正後	0.7000 月	0.7000 月	1.400 月
	増 減	0.0125 月	△0.0125 月	0.000 月
勤勉手当	改正前	0.4875 月	0.5125 月	1.0 月
	改正後	0.5000 月	0.5000 月	1.0 月
	増 減	0.0125 月	△0.0125 月	0.0 月
支給率 計	改正前	1.175 月	1.225 月	2.4 月
	改正後	1.200 月	1.200 月	2.4 月
	増 減	0.025 月	△0.025 月	0.0 月

3 影響額 約 190,000 千円 (正規・再任用職員)

4 施行日及び適用日

改正内容		施行日	適用日
給料表の改定		公布の日	令和 6 年 4 月 1 日
期末勤勉手当の 支給率の改正	令和 6 年 1 2 月期	公布の日	令和 6 年 1 2 月 1 日
	令和 7 年 6 月期 以降	令和 7 年 4 月 1 日	施行日と同じ

※臨時・会計年度任用職員についても職員の給料表を準用していることから、同様の改定を行い、その影響額は約 166,000 千円である。

宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件

宇部市税賦課徴収条例（昭和二十五年条例第四十二号）の一部を次のように改める。

令和六年十二月六日提出

宇部市長 篠崎圭二

第五十六条中「第六十四条第四項」を「第五十二条第五項」に改める。

附則第十条の二中第二十六項を第二十七項とし、第二十三項から第二十五項までを一項ずつ繰り下げ、第二十二項の次に次の一項を加える。

23 法附則第十五条第三十八項に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五十六条の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

「説明」

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正に伴い、固定資産税のわがまち特例制度に係る規定の追加その他所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

号) 第二条第一項の博物館を設置するもの
又は公益社団法人若しくは公益財団法人で
学術の研究を目的とするもの(以下この条
において「学校法人等」という。)の所有
に属しないものである場合においては当該
土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等
に無料で使用させていることを証明する書
面を添付して、市長に提出しなければなら
ない。

附 則

(法附則第十五条第二項第一号等の条例で定
める割合)

第十条の二

2 2

2 6 | 2 5 | 2 4 | 2 3 |

号) 第二条第一項の博物館を設置するもの
又は公益社団法人若しくは公益財団法人で
学術の研究を目的とするもの(以下この条
において「学校法人等」という。)の所有
に属しないものである場合においては当該
土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等
に無料で使用させていることを証明する書
面を添付して、市長に提出しなければなら
ない。

附 則

(法附則第十五条第二項第一号等の条例で定
める割合)

第十条の二

2 2

2 3 | 法附則第十五条第三十八項に規定する

条例で定める割合は、二分の一とする。

2 7 | 2 6 | 2 5 | 2 4 |

議案第103号

宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件

1 要 旨

地方税法の一部改正（令和6年度税制改正関連）に伴い、固定資産税のわがまち特例制度に係る規定の追加その他所要の整備を行うもの。

2 改正内容

- (1) 条例が引用する法律、私立学校法（昭和24年法律第270号）の一部改正に伴う条項ずれに伴う整備（第56条）。

- (2) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域において整備された一定の要件を満たす固定資産に課する固定資産税に対し、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）が導入されることとなり、本市においても特例割合（1／2）を新設するもの（附則第10条の2）。

3 施行日

- 2(1) 令和7年4月1日
- 2(2) 公布の日

議案第四百四号

宇部市都市計画税賦課徴収条例中一部改正の件

宇部市都市計画税賦課徴収条例（昭和三十一年条例第十八号）の一部を次のように改める。

令和六年十二月六日提出

宇部市長 篠崎 圭 二

附則第十四項を附則第十五項とする。

附則第十三項中「附則第六項及び第八項」を「附則第七項及び第九項」に、「附則第六項及び第九項」を「附則第七項及び第十項」に、「附則第七項、第九項及び第十項」を「附則第八項、第十項及び第十一項」に、「附則第九項」を「附則第十項」に、「第十一項を」を「第十二項を」に改め、同項を附則第十四項とし、附則中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とする。

附則第十項中「附則第六項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第九項中「附則第六項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第八項中「附則第六項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第九項とし、附則中第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。（法附則第十五条第三十八項の条例で定める割合）

4 法附則第十五条第三十八項に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「説明」

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正に伴い、都市計画税のわがまち特例制度に係る規定の追加その他所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表 新

	旧	新
	附 則	附 則
3	(法附則第十五条第三十七項の条例で定める割合)	(法附則第十五条第三十七項の条例で定める割合)
4	(法附則第十五条第四十二項の条例で定める割合)	法附則第十五条第三十八項に規定する条 例で定める割合は、二分の一とする。
5	(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
6	(宅地等に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の特例)	(宅地等に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の特例)
7	附則第六項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の二を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三(第十八項を除く。)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第六項の規定にかかわ	附則第七項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の二を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三(第十八項を除く。)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第七項の規定にかかわ

らず、当該都市計画税額とする。

9| 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・七以下のものに係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第六項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

10| 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・七を超えるものに係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第六項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の七を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

11| （農地に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の特例）

12| 13| 附則第六項及び第八項の「宅地等」とは法附則第十七条第二号に、附則第六項及び第九項の「前年度分の都市計画税の課税標準

らず、当該都市計画税額とする。

10| 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・七以下のものに係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第七項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

11| 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・七を超えるものに係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第七項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の七を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

12| （農地に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の特例）

13| 14| 附則第七項及び第九項の「宅地等」とは法附則第十七条第二号に、附則第七項及び第十項の「前年度分の都市計画税の課税標準

準額」とは法附則第二十五条第六項において読み替えて準用される法附則第十八条第六項に、附則第七項、第九項及び第十項の「商業地等」とは法附則第十七条第四号に、附則第九項から前項まで（第十一項を除く。）の「負担水準」とは法附則第十七条第八号口に、前項の「農地」とは法附則第十七条第一号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第二十六条第二項において読み替えて準用される法附則第十八条第六項に規定するところによる。

14|

準額」とは法附則第二十五条第六項において読み替えて準用される法附則第十八条第六項に、附則第八項、第十項及び第十一項の「商業地等」とは法附則第十七条第四号に、附則第十項から前項まで（第十二項を除く。）の「負担水準」とは法附則第十七条第八号口に、前項の「農地」とは法附則第十七条第一号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第二十六条第二項において読み替えて準用される法附則第十八条第六項に規定するところによる。

15|

議案第104号

宇部市都市計画税賦課徴収条例中一部改正の件

1 要 旨

地方税法の一部改正（令和6年度税制改正関連）に改正に伴い、都市計画税のわがまち特例制度に係る規定の追加その他所要の整備を行うもの。

2 改正内容

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域において整備された一定の要件を満たす固定資産に課する都市計画税に対し、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）が導入されることとなり、本市においても特例割合（1/2）を新設するもの。（附則第4項）

3 施行日

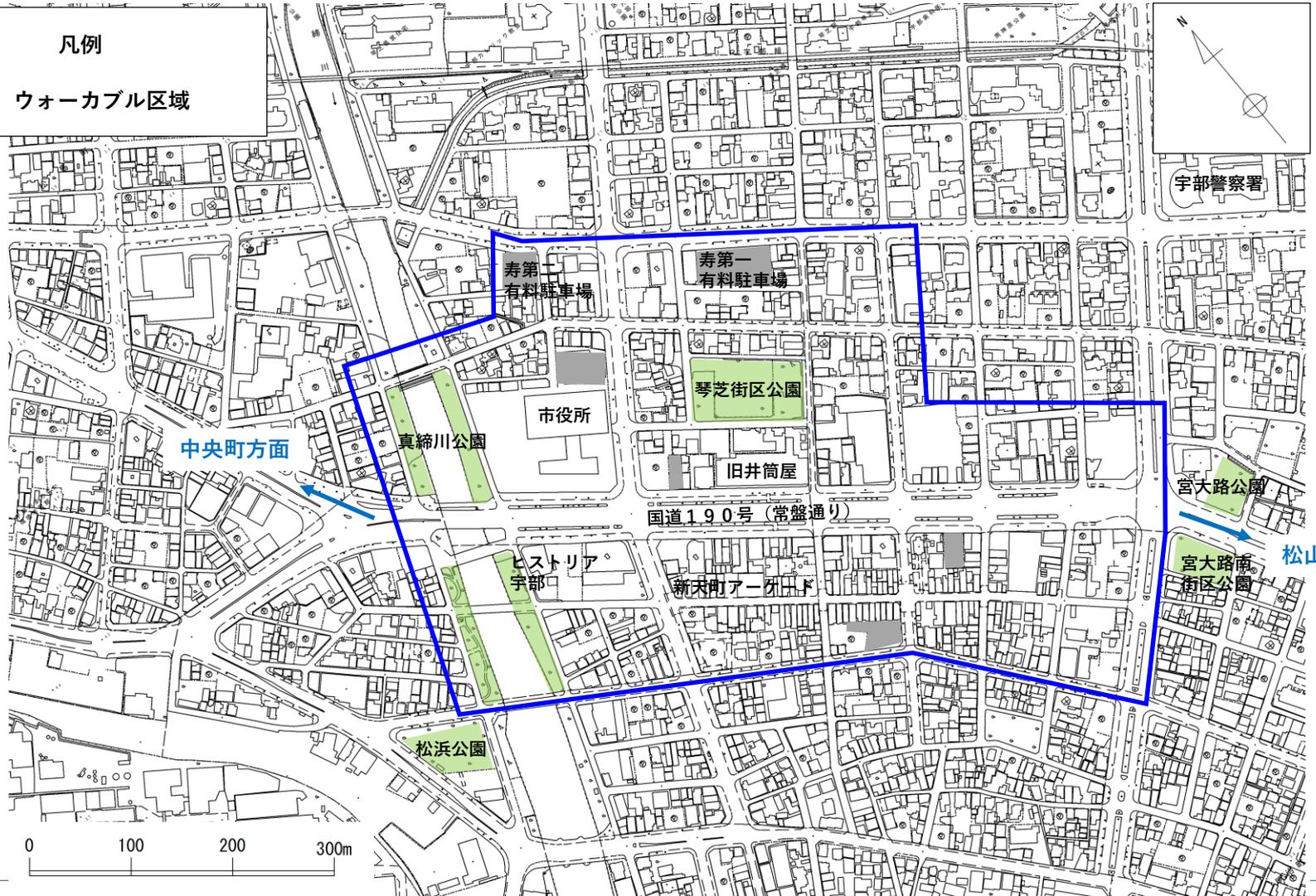
公布の日

市立図書館

凡例



ウォークブル区域



(報告) 公共施設等個別施設計画の進捗状況について

(1) 個別施設計画 (上段：計画値 下段：変更値)

(単位：件数)

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	計
更新着手	3		3			1	1	1		1	10
(変更値)	3		2		2		1	1		1	10
改修等着手	6	2	11	5	4	4	3	1	1	1	38
(変更後)	6	2	4	12	1	10	3	1	1	1	41
解体完了	1			1	3	1				2	8
(変更後)	1			1	1	2		1		3	9
売却完了			2		1	2	1		1	8	15
(変更後)				1	2	2			1	9	15
貸付完了	1										1
(変更後)	1										1
当初小計	11	2	16	6	8	8	5	2	2	12	72
	35										
変更後小計	11	2	6	14	6	14	4	3	2	14	76
	33										
現状維持	57 ⇒ 52 (変更後)										
検討中	2 ⇒ 3 (変更後)										

(2) 計画変更に伴う事業費の増減額

施設名称	変更内容	増減額
西岐波学童保育クラブ室	現状維持 ⇒ 増築改修	0.5億円
上宇部学童保育クラブ室	現状維持 ⇒ 増築改修	0.9億円
黒石学童保育クラブ室	現状維持 ⇒ 増築改修	1.0億円
多世代ふれあいセンター ※調査費のみ	現状維持 ⇒ 長寿命化改修	0.1億円
図書館	現状維持 ⇒ 長寿命化改修	5.0億円
中央卸売市場	長寿命化改修 ⇒ 検討	△14.9億円
地方卸売市場	長寿命化改修 ⇒ 検討	△6.0億円
旧山口井筒屋宇部店	検討 ⇒ 解体	8.1億円
		△5.3億円

(3) 計画期間中の事業費

(単位：億円)

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	計
当初計画策定時の概算事業費	15.0	61.2	19.0	26.6	33.2	74.8					229.8
R2~R5は 決算額 R6は 当初予算額	17.9	92.9	6.3	15.1	45.6						
増減額	2.9	31.7	△ 12.7	△ 11.5	12.4						

日 時：令和6年11月19日(火)
15時～16時30分
場 所：宇部市総合福祉会館2階
ボランティア交流ホール

令和6年度 第2回宇部市地方創生推進協議会会議

次 第

- 1 「宇部市人口ビジョン」の見直しについて
- 2 「第2期宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の見直しについて
- 3 その他

(素案)

宇部市人口ビジョン

【改訂版】

令和7年(2025年)3月

UBE 宇部市

未来を彫刻するまち

宇部市人口ビジョン

目次

序論 人口ビジョンの策定趣旨	3
(1) 趣旨	3
(2) 対象期間	3
第1章 人口の現状分析	4
1 宇部市の人口に係る実態 -----	4
(1) 総人口の推移	4
(2) 年齢3区分人口の推移	5
(3) 地区別人口の推移	6
(4) 人口動態の状況	8
(5) 出生の状況	9
(6) 死亡の状況	11
(7) 婚姻の状況	12
(8) 人口移動の状況	13
(9) 転入・転出先の状況	14
(10) 外国人人口の状況	16
2 雇用や就労に係る実態 -----	17
(1) 産業人口の状況	17
(2) 雇用の状況	24
(3) 女性の就業状況	25
(4) 15歳以上の通勤・通学の状況	26
3 将来人口の見通し -----	28
第2章 人口の変化が将来に及ぼす影響の分析・考察	29
第3章 人口の将来展望について	31
1 将来展望に必要な調査・分析 -----	31
(1) 各種アンケート調査(令和6年7月実施)	31
(2) こども・若者についてのアンケート調査(令和6年7～8月実施、15～39歳市民対象)	56
2 目指すべき将来の方向 -----	61
(1) 自然減への対策	61
(2) 社会減への対策	61
(3) 人口減少社会への対応	62
3 人口の将来展望	63
(1) 自然減の抑制	63
(2) 社会減の克服	63
(3) 人口減少社会への対応	63
(4) 人口の将来展望	63

序論 人口ビジョンの策定趣旨

(1)趣旨

平成 26 年(2014 年)12 月 27 日、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)に基づき、日本の人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び 5 か年の政府の施策の方向性を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。

これを受け、宇部市では、平成 27 年(2015 年)10 月に、本市における人口の現状分析を行い、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を提示するため「宇部市人口ビジョン」を策定し、人口減少対策に取り組んできました。

その後、策定から 10 年が経過する中で、令和 2 年(2020 年)国勢調査の結果や国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の地域別将来推計人口(令和 5 年(2023 年)12 月)が公表され、今後さらに少子化・高齢化が進展し、人口減少が加速度的に進むと推測されます。

そこで、改めて本市の人口動態をはじめとした現状を把握し、今後の人口の変化が将来に与える影響の分析・考察から人口の将来展望の見直しを行い、本市の人口減少に対する課題と将来の方向性を市民と共有するとともに、人口減少対策を効果的に進める「宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の指針とします。

(2)対象期間

宇部市人口ビジョンは、令和 2 年(2020 年)から令和 52 年(2070 年)までを対象期間とし、人口推移や社会情勢等を考慮しながら、随時更新や見直しを行います。

第1章 人口の現状分析

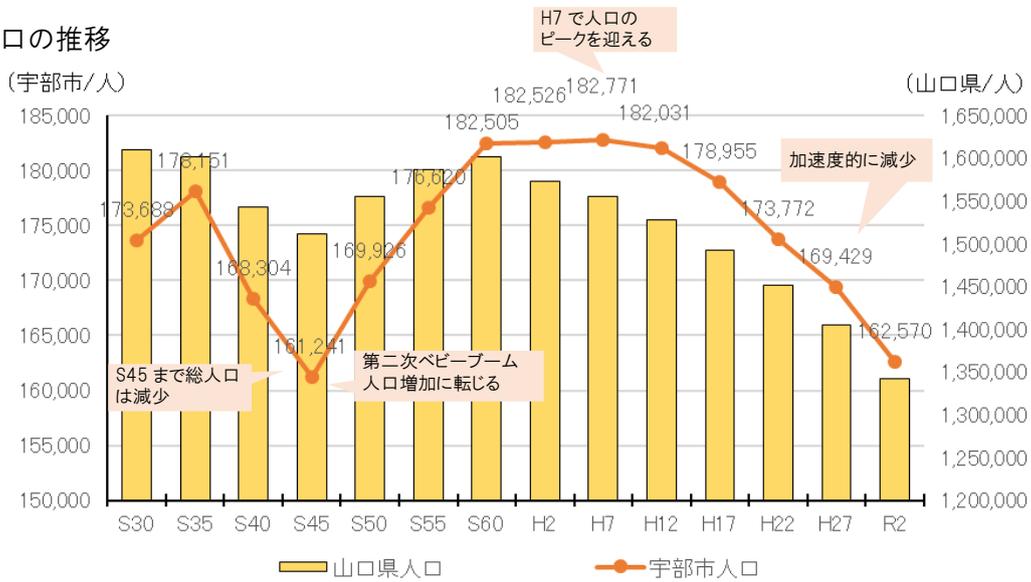
1 宇部市の人口に係る実態

(1) 総人口の推移

現状

- 本市の総人口は、昭和45年(1970年)以降の第二次ベビーブームの到来などにより増加に転じ、以降、平成7年(1995年)の182,771人でピークを迎えた。
- 昭和60年(1985年)から平成7年(1995年)までにかけては、概ね横ばいが続いていたが、平成7年(1995年)以降に減少傾向となった。平成16年(2004年)に楠町と合併したものの、その後も人口減少は加速的に進み、令和2年(2020年)には162,570人となっている。
- 世帯数は昭和55年(1980年)から平成27年(2015年)にかけて増加する一方、世帯人員は昭和60年(1985年)から3.00を割り込み、令和2年(2020年)に2.16に減少して、単身世帯の増加や核家族化が進行している。

■ 総人口の推移



総務省「国勢調査」

■ 普通世帯数・世帯人員の推移



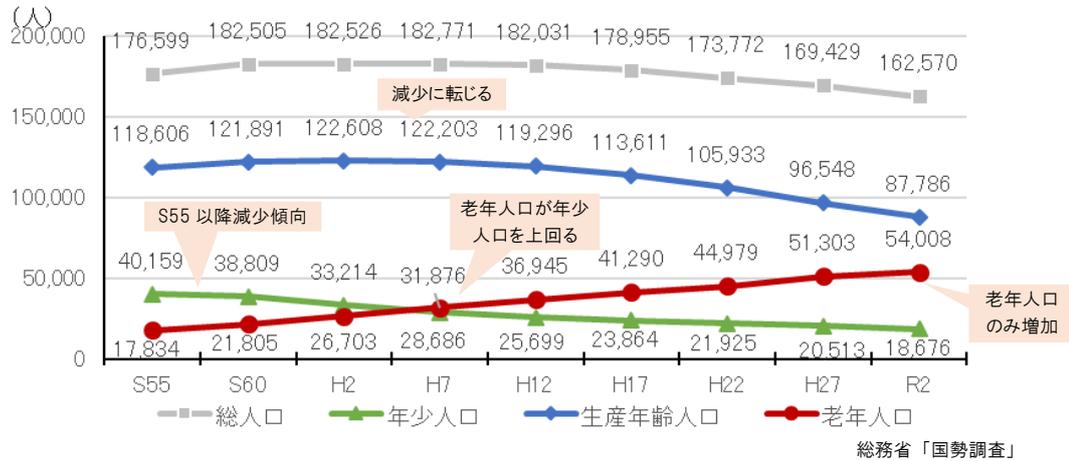
総務省「国勢調査」

(2)年齢3区分人口の推移

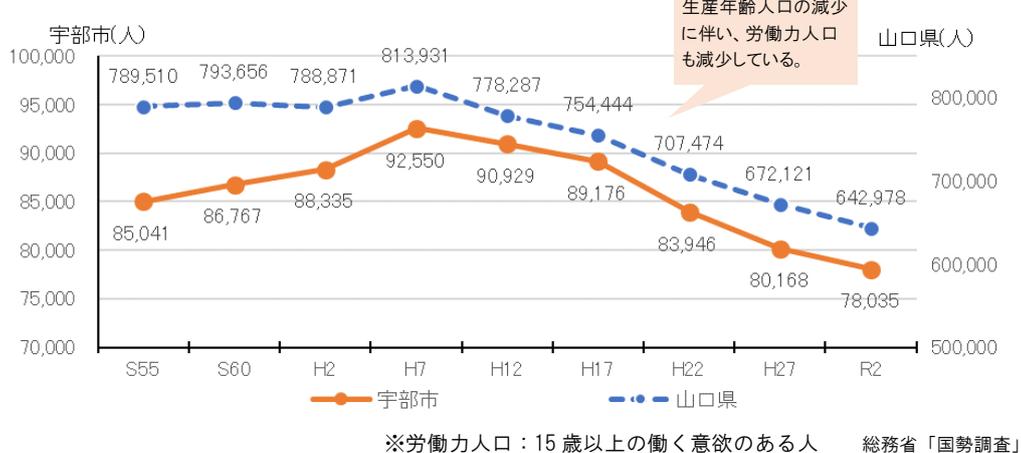
現状

- 老年人口(65歳以上)が上昇する一方、年少人口(0～14歳)は減少し続けており、平成7年(1995年)を境に老年人口が年少人口を上回っている。
- 生産年齢人口(15～64歳)は、平成2年(1990年)以降に減少傾向であり、これに伴い、労働力人口の減少が見られる。
- 老年人口増加により、高齢化率は、県平均を下回っているものの、上昇を続けている。平成17年(2005年)に高齢化率は23.1%となり、超高齢社会(高齢化率21.0%以上)に突入しており、令和2年(2020年)現在では33%以上が高齢者の状況となっている。

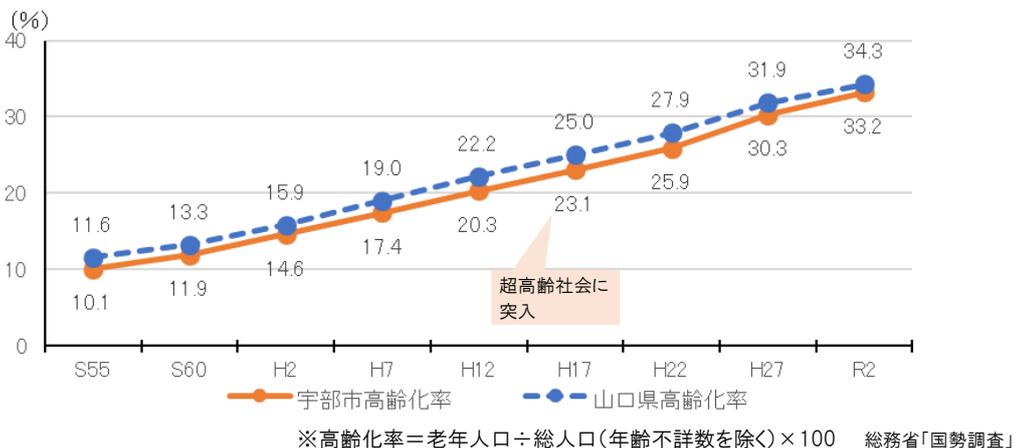
■年齢3区分人口の推移(総人口に年齢不詳者を含む)



■労働力人口の推移



■高齢化率の推移



(3)地区別人口の推移

現状

- 厚南、黒石については、令和元年(2019年)と比較して令和5年(2023年)には人口が増加しているが、その他の全地区について、人口が減少している。
- 特に北部の中山間地域では減少率が大きく、二俣瀬、小野、吉部は10%超減少している。

■各地区の人口と対令和元年の割合

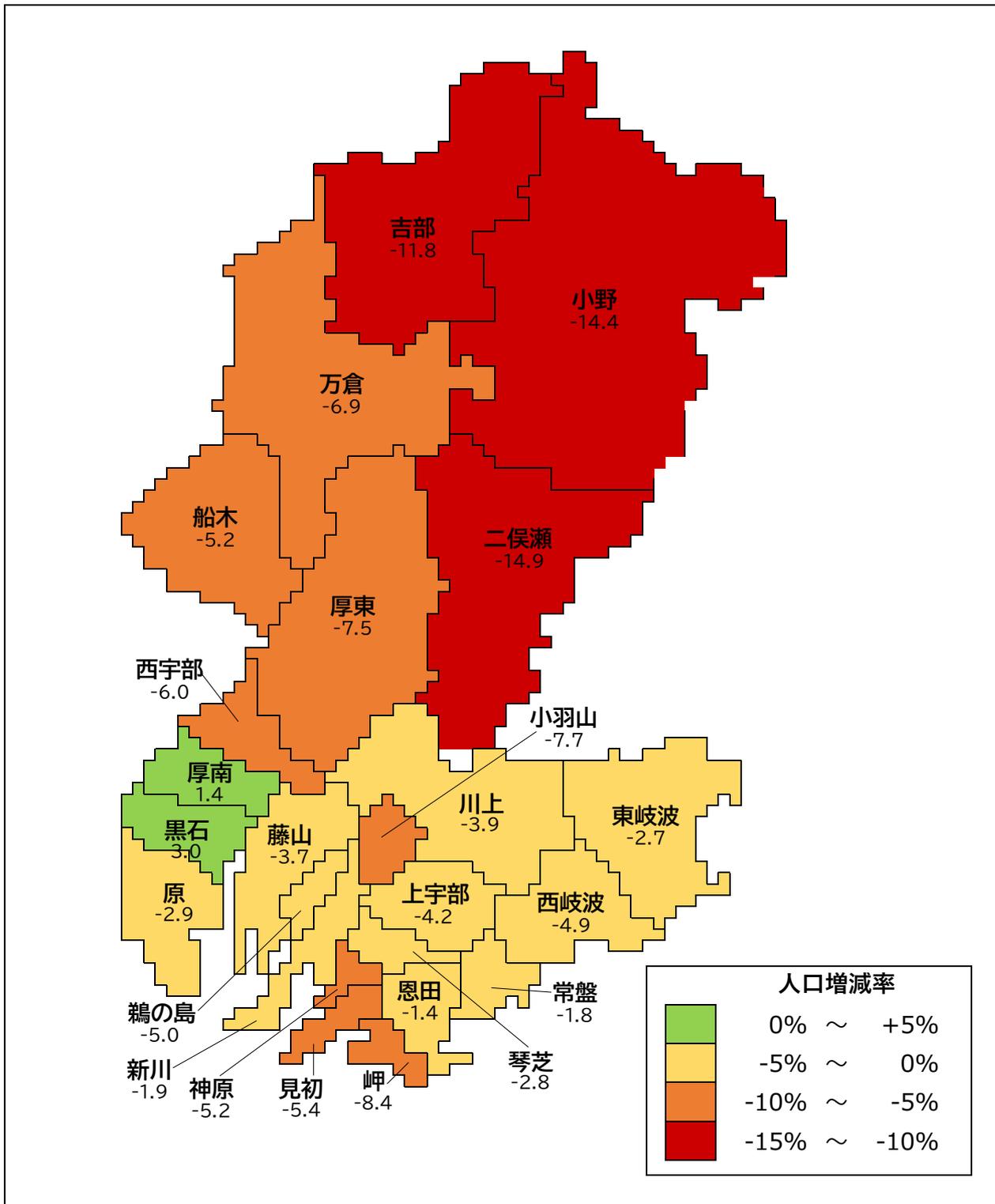
※R1を100としたときの割合

地区名	人口(人)					増減率(%)				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数	164387	163240	162070	160690	158794	100	99.3	98.6	97.8	96.6
東岐波	12505	12379	12286	12238	12166	100	99.0	98.2	97.9	97.3
西岐波	13300	13152	12989	12872	12654	100	98.9	97.7	96.8	95.1
恩田	12470	12524	12566	12417	12298	100	100.4	100.8	99.6	98.6
岬	3916	3823	3768	3680	3589	100	97.6	96.2	94.0	91.6
見初	3364	3305	3219	3214	3184	100	98.2	95.7	95.5	94.6
上宇部	13657	13673	13546	13330	13084	100	100.1	99.2	97.6	95.8
神原	5562	5487	5441	5359	5274	100	98.7	97.8	96.4	94.8
琴芝	9930	9831	9748	9725	9656	100	99.0	98.2	97.9	97.2
新川	7719	7638	7588	7743	7573	100	99.0	98.3	100.3	98.1
鵜の島	3988	3901	3860	3769	3789	100	97.8	96.8	94.5	95.0
藤山	10938	10844	10749	10606	10528	100	99.1	98.3	97.0	96.3
原	7342	7338	7326	7219	7128	100	99.9	99.8	98.3	97.1
厚東	1711	1694	1676	1623	1583	100	99.0	98.0	94.9	92.5
二俣瀬	1262	1208	1159	1119	1074	100	95.7	91.8	88.7	85.1
小野	1205	1167	1098	1057	1032	100	96.8	91.1	87.7	85.6
小羽山	6631	6478	6362	6244	6122	100	97.7	95.9	94.2	92.3
常盤	8170	8178	8155	8153	8020	100	100.1	99.8	99.8	98.2
川上	7884	7766	7713	7672	7579	100	98.5	97.8	97.3	96.1
厚南	10390	10475	10432	10532	10534	100	100.8	100.4	101.4	101.4
西宇部	7406	7280	7252	7103	6963	100	98.3	97.9	95.9	94.0
黒石	9509	9641	9793	9760	9795	100	101.4	103.0	102.6	103.0
船木	3508	3487	3423	3381	3326	100	99.4	97.6	96.4	94.8
万倉	1258	1230	1200	1169	1171	100	97.8	95.4	92.9	93.1
吉部	762	741	721	705	672	100	97.2	94.6	92.5	88.2

住民基本台帳(各年10月1日現在)

■各地区の人口増減率 (R5)

※R1 を 100 としたときの R5 の増減率



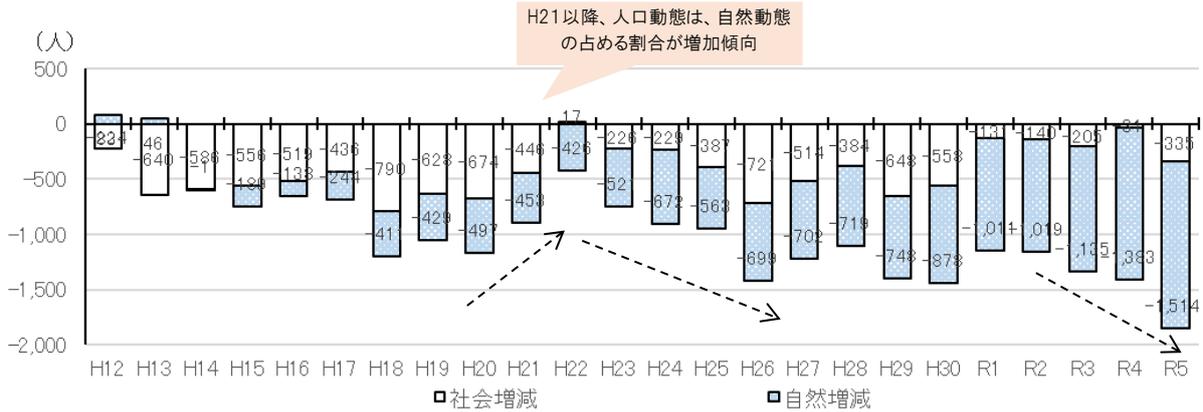
住民基本台帳

(4)人口動態の状況

現状

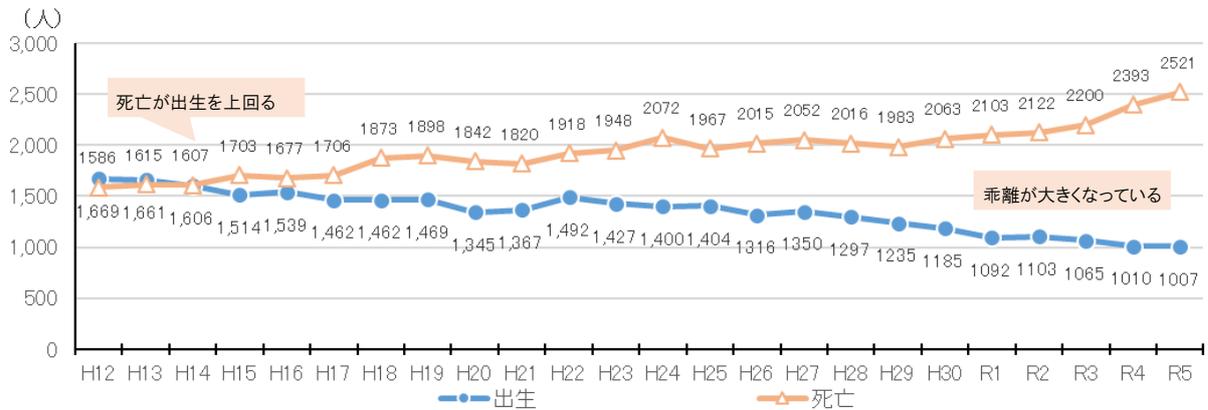
- 人口動態は、平成22年(2010年)に一時的な社会増があったものの、総人口は減少し続けており、平成26年以降(2014年)、毎年1,000人以上の人口減少となっており、近年は減少数がさらに拡大している。
- 年々出生数と死亡数の乖離が大きくなっており、自然減が拡大傾向にある。
- 人口減少への影響は、社会増減よりも自然増減に起因するところが大きい。

■人口動態の推移



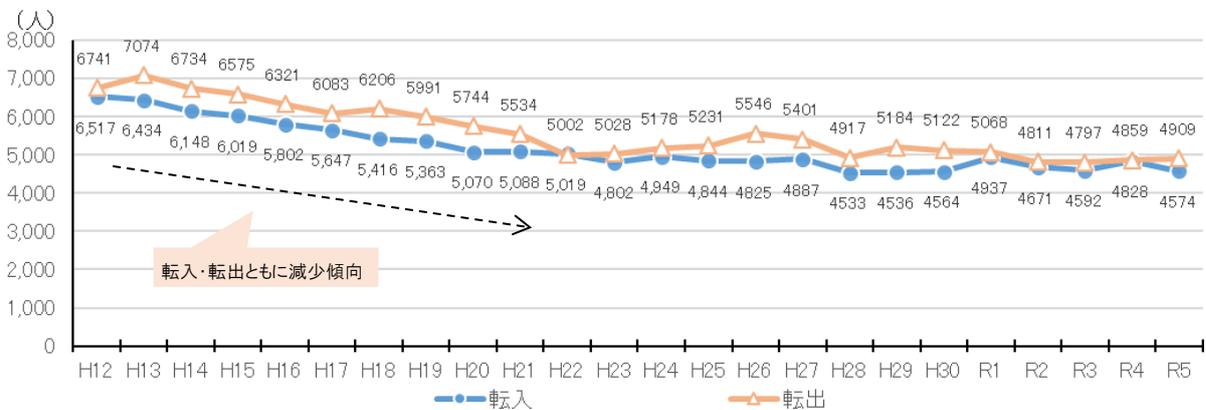
山口県人口移動統計調査

■出生数・死亡数の推移



山口県人口移動統計調査

■転入数・転出数の推移



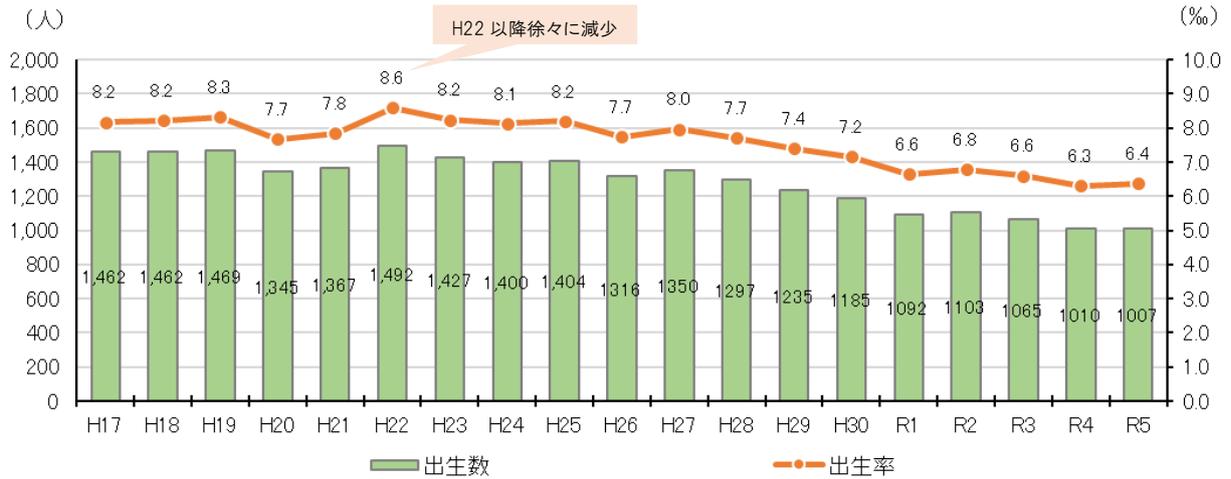
山口県人口移動統計調査

(5)出生の状況

現状

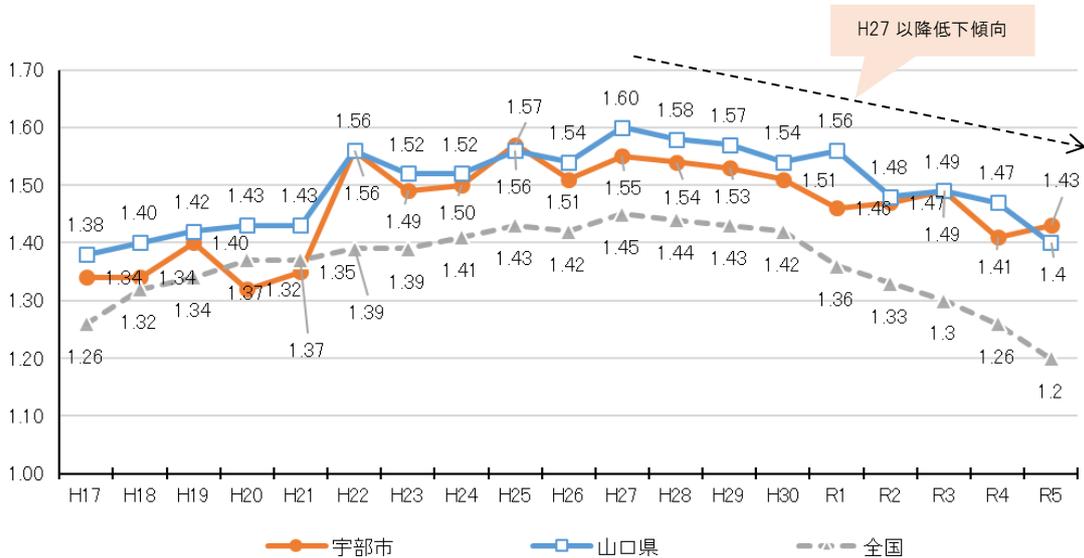
- 出生数は、平成 20 年(2008 年)から平成 28 年(2016 年)までは、1,300～1,400 人前後で推移していたが、さらに減少を続け、令和元年(2019 年)には 1,100 人を下回り、その後も減少傾向が続いている。
- 合計特殊出生率が 2.07 で現在の人口が維持できると言われている中、本市では平成 25 年(2013 年)の 1.57 をピークに低下傾向が続き、令和 5 年(2023 年)時点で 1.43 であるため、このままの状態では少子化は進行し、人口は減少していくこととなる。

■出生数・出生率の推移



各年 1 月 1 日～12 月 31 日の 1 年間 ※出生率:年間出生数÷総人口×1,000
山口県人口移動統計調査

■合計特殊出生率の推移

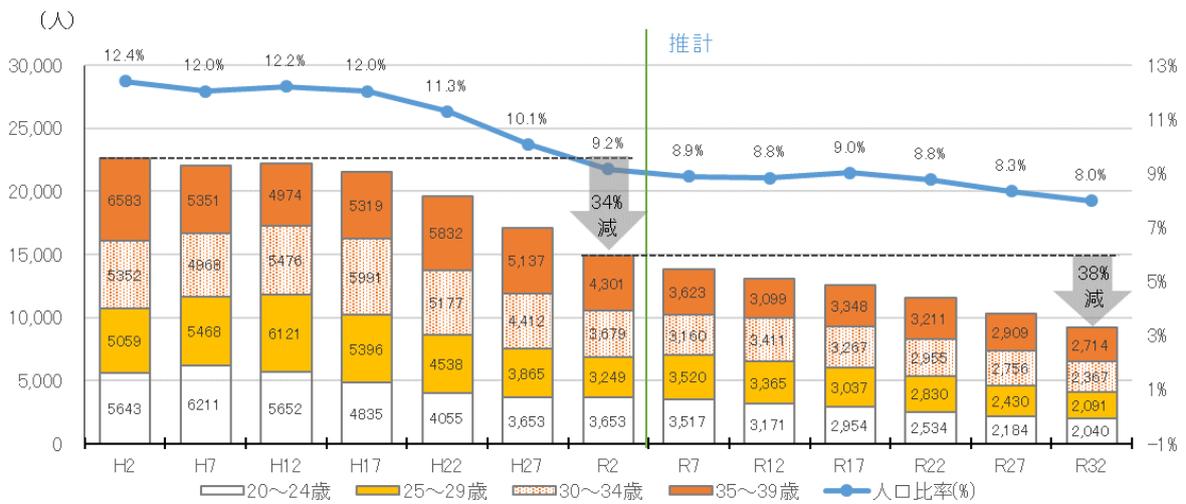


山口県主要基礎データ統計

現状

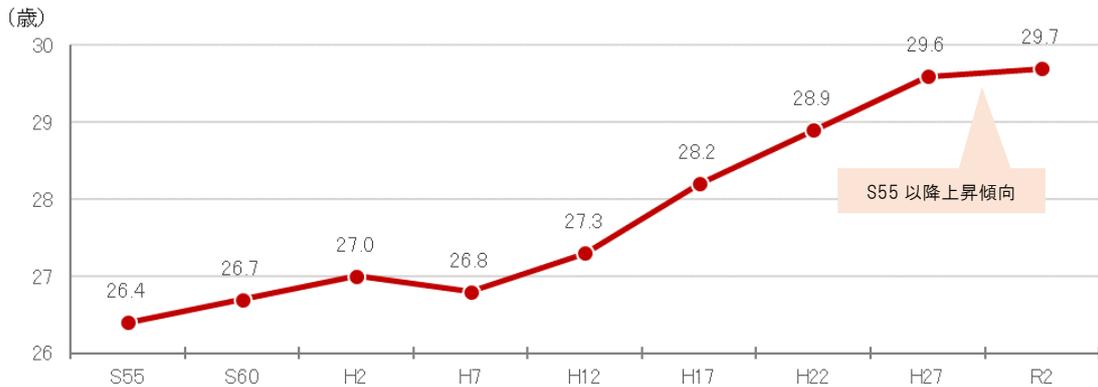
- 女性人口のうち主な出産期にあたる20歳～39歳人口は、平成2年(1990年)の22,637人から令和2年(2020年)には14,882人となり、30年間で34%減少している。
- 令和2年(2020年)から令和32年(2050年)の今後30年間で約38%減少する見込みであり、ますます少子化が進むことが懸念される。
- 加えて、山口県の第1子出生時の母の年齢をみると、上昇傾向にあり、令和2年(2020年)で29.7歳となっている。
- さらに晩産化が進むことで、1人あたりの産む子どもの人数も減少していくことが懸念される。

■20～39歳女性人口と総人口比率の推移と将来推計



総務省「国勢調査」国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

■第1子出生時の母の平均年齢（山口県）



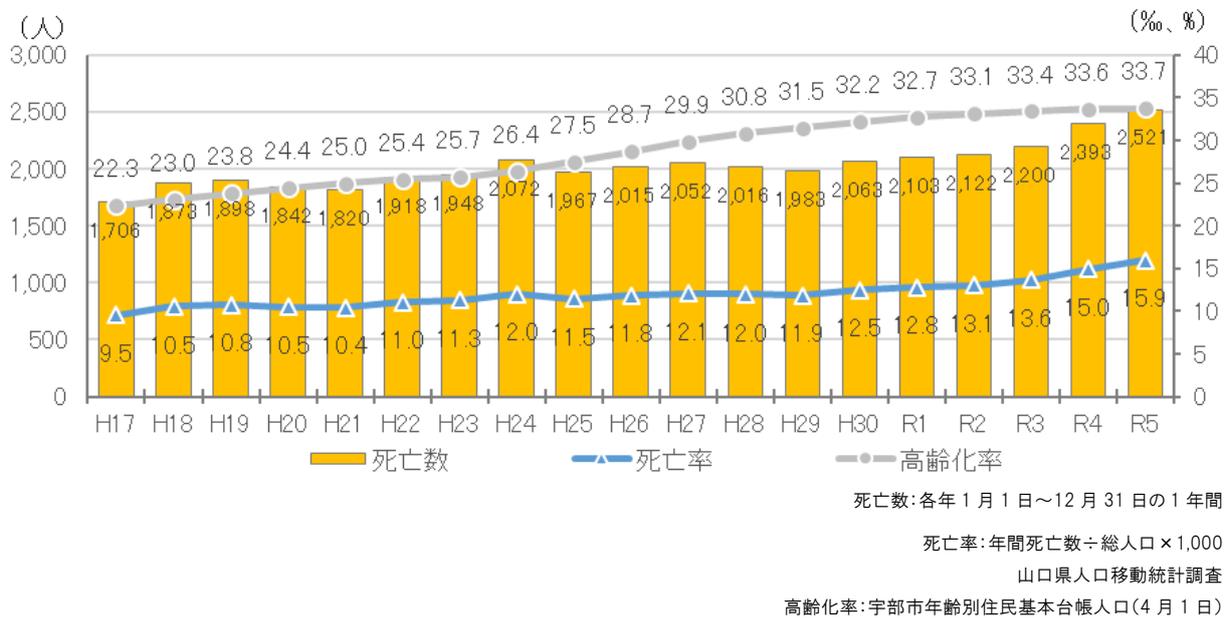
厚生労働省「人口動態調査」

(6)死亡の状況

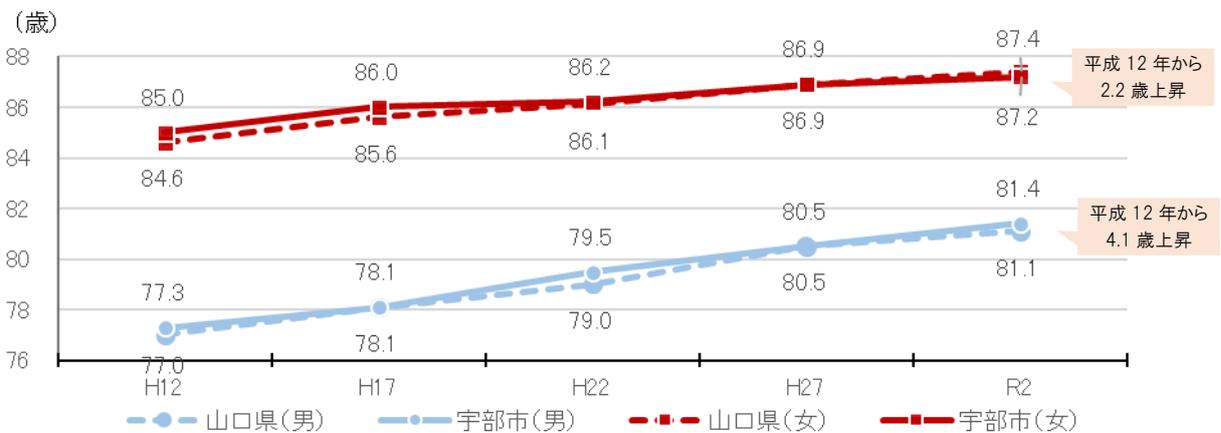
現状

- 高齢化に伴い、死亡数は年々増加し、平成 24 年(2012 年)に 2,000 人を超えた。死亡率も少しずつ上昇しており、近年 16.0%に近づいている。
- 平均寿命は、男女ともに上昇傾向にあり、令和 2 年(2020 年)時点で本市では男性が 81.4 歳、女性が 87.2 歳で、山口県の平均寿命とほぼ同じになっている。
全国では男性が 81.6 歳、女性が 87.0 歳で、全国と比べても同程度である。
- 人口減少が続く中でも、平均寿命の延伸等により、高齢者の人口は一定期間増加し、高齢化率の上昇に拍車がかかると考えられる。
- 高齢化率が上がれば、将来死亡者数が高い水準で推移(人口減が加速)することが懸念される。

■死亡数・死亡率の推移



■平均寿命の推移



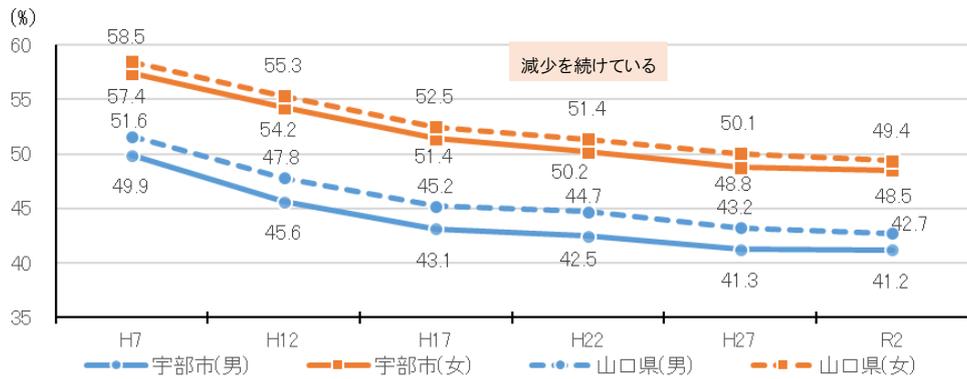
厚生労働省「簡易生命表」、「市区町村別生命表」(※H12 旧宇部市のみ)

(7)婚姻の状況

現状

- 男性よりも女性の**有配偶者**比率(結婚している人)が**高い**が、男女ともに減少し**続けている**。男女ともに、県平均を下回っている。
- 1,000人当たり約5人が婚姻している状況である。婚姻率は、県平均を上回っているが、減少局面にある。
- 県の平均初婚年齢は、上昇傾向がみられ、晩婚化が進行していると言える。
- 晩婚化の進行が晩産化となり、1人あたりが産む子どもの人数が減少していくことが懸念される。

■有配偶者比率の推移



※有配偶者比率: 15~49歳(出産可能年齢)人口のうち、配偶者がいる人口の割合
総務省「国勢調査」

■婚姻率の推移

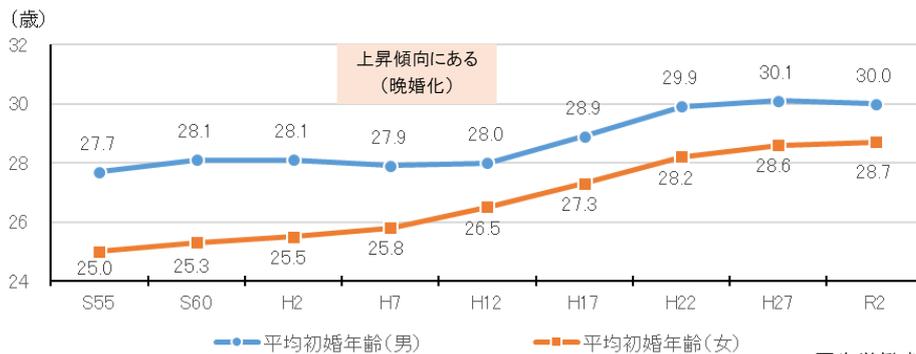


※婚姻件数÷総人口×1,000

※‰(パーミル): 千分率(百分率%の10分の1)を表す。

山口県「保健統計年報」、宇部市「住民基本台帳」(10月1日)、厚生労働省「人口動態統計」

■平均初婚年齢の推移(山口県、各年度に結婚生活に入り届け出た人)



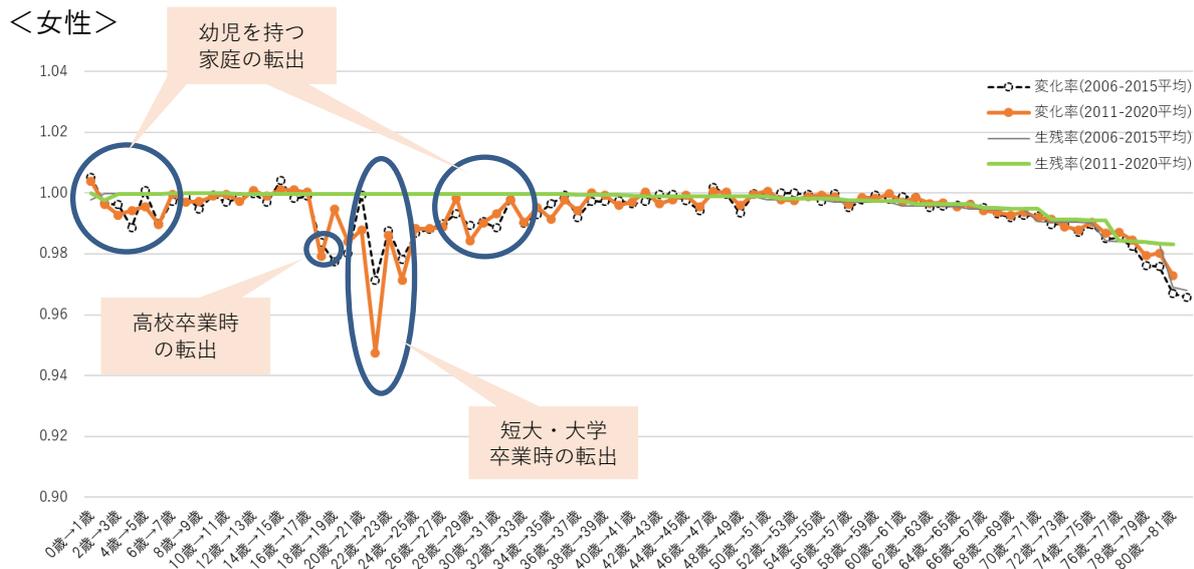
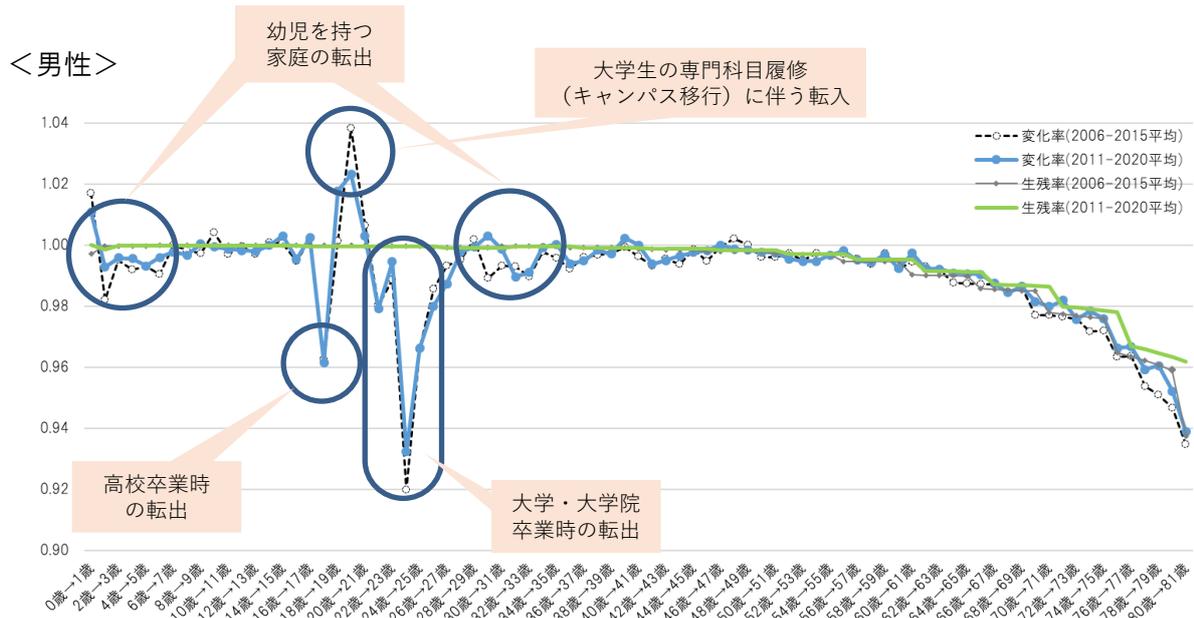
厚生労働省「人口動態統計」

(8)人口移動の状況

現状

- 男女ともに 10 代後半から 20 代前半に転出が最も多い。次に 30 代の出産・子育て世代の転出が多く見られる。
- 男性は、20・21 歳にかけて大学生のキャンパス移行等に伴うと思われる転入が顕著にみられるものの、大学院卒業時にはそれ以上の転出超過が起こっている。
- 女性は、20 代前半の転出が 10 年前より拡大している。
- 若者の転出、出産・子育て世代の転出は、労働力人口の減少だけでなく、出生数の低下により、本市のさらなる少子化を引き起こすことが懸念される。

■自然動態・社会動態の推移

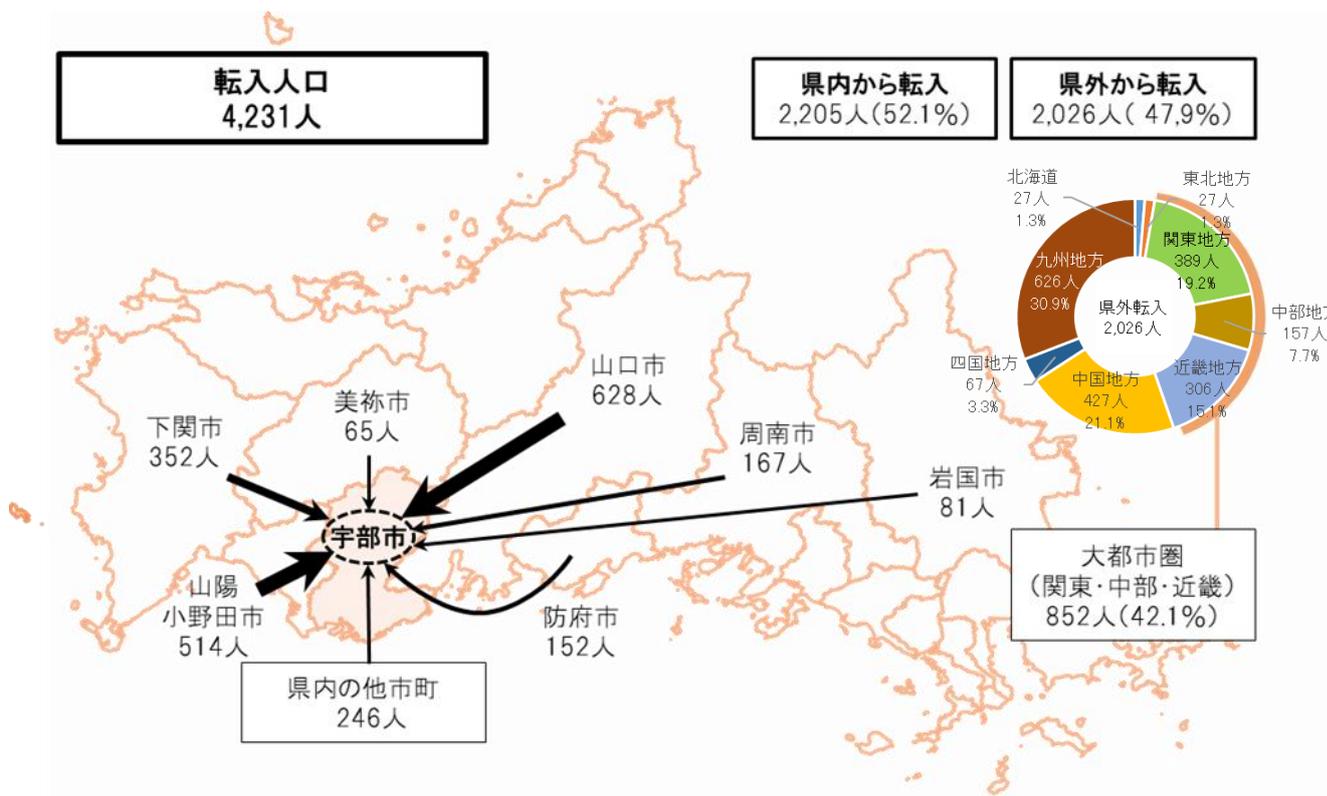


※生残率より上なら転入、下なら転出
生残率：平成 22 年、平成 27 年、令和 2 年宇部市生命表(厚生労働省)各歳換算データの平均値
変化率：宇部市住民基本台帳人口(各年 4 月 1 日)より算出した平均値

(9) 転入・転出先の状況

現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和5年(2023年)の転入人口は4,231人であり、県内からの転入が2,205人(52.1%)、県外からの転入が2,026人(47.9%)となっている。 ● 県内からの転入は、隣接している山口市(628人)、山陽小野田市(514人)が特に多い。 ● 県外からの転入は、福岡県(423人)が特に多い。次いで広島(300人)、東京都(169人)が多い。
----	---

■ 転入の状況 (R5)



総務省「住民基本台帳人口移動報告」

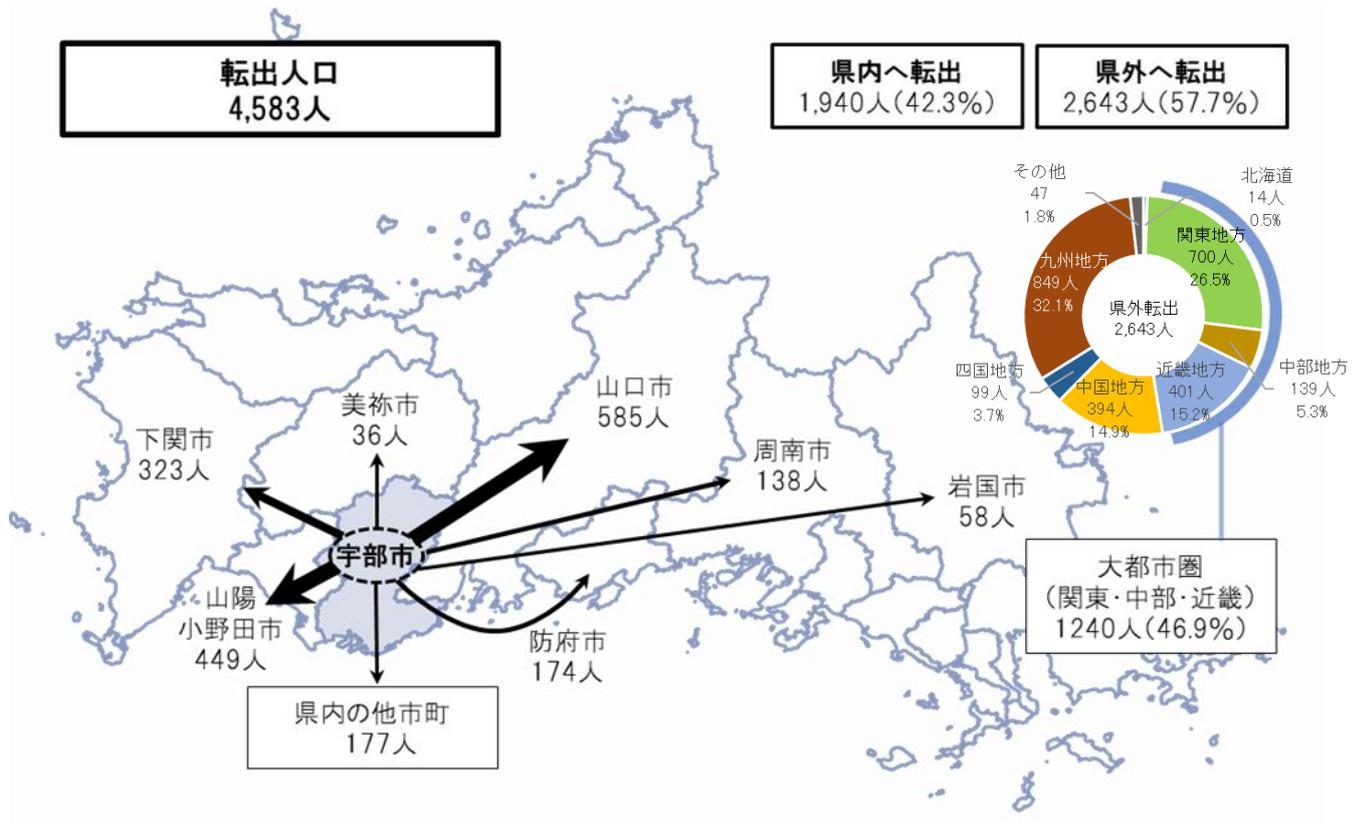
■ 転入元の上位5地域(県内：市町、県外：都道府県)

県内から			県外から		
順位	市町名	転入数	順位	都道府県名	転入数
1	山口市	628人	1	福岡県	423人
2	山陽小野田市	514人	2	広島県	300人
3	下関市	352人	3	東京都	169人
4	周南市	167人	4	大阪府	133人
5	防府市	152人	5	兵庫県	75人

現状

- 令和5年(2023年)の転出人口は4,583人であり、転入(4,231人)を上回っている。
- 県内への転出が1,940人(42.3%)、県外への転出が2,643人(57.7%)であり、県外転出が多い。
- 県内への転出は、隣接している山口市(585人)、山陽小野田市(449人)が特に多い。
- 県外への転出は、福岡県(593人)が特に多く、次いで東京都(314人)、広島県(273人)、となっている。

■ 転出の状況 (R5)



総務省「住民基本台帳人口移動報告」

■ 転出先の上位5地域 (県内：市町、県外：都道府県)

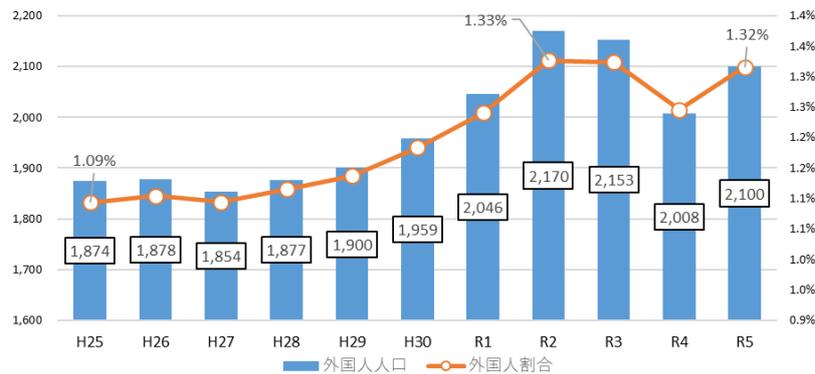
県内へ			県外へ		
順位	市町名	転出数	順位	都道府県名	転出数
1	山口市	585人	1	福岡県	593人
2	山陽小野田市	449人	2	東京都	314人
3	下関市	323人	3	広島県	273人
4	防府市	174人	4	大阪府	175人
5	周南市	138人	5	神奈川県	141人

(10)外国人人口の状況

現状

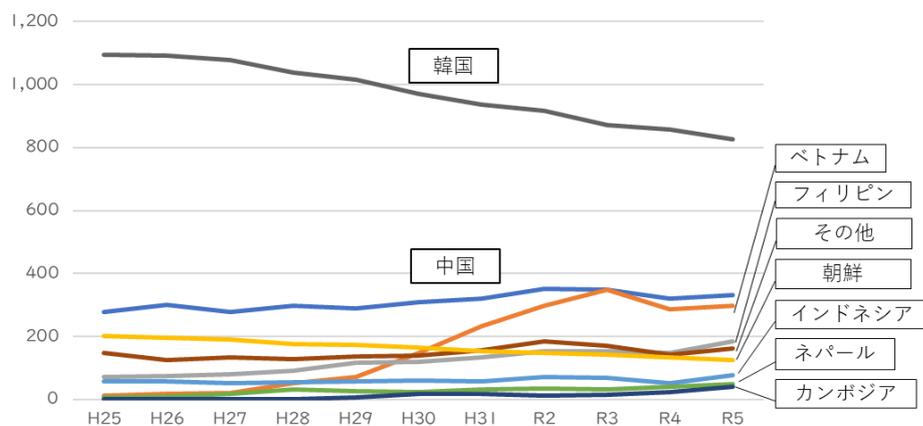
- 人口が減少している中でも、新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な減少を除き、外国人住民の人口、割合は共に増加傾向にある。
- 国籍別には、韓国籍及び朝鮮籍が減少傾向にある一方、ベトナム、フィリピン等の東南アジアの国籍が特に増加傾向にある。
- 在留資格別では、技能実習は新型コロナウイルス感染症に関連する入国制限により一時的に減少した一方で、特定技能は、令和元年(2019年)4月の制度創設以来、急増しており、今後も増えていくと推測される。

■ 在留外国人数と総人口に占める外国人割合の推移



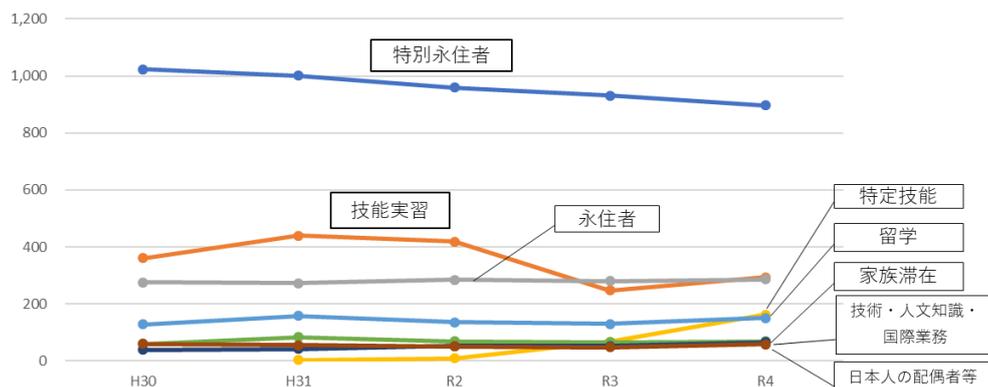
住民基本台帳

■ 国籍別在留外国人数の推移



住民基本台帳

■ 在留資格別外国人数の推移



住民基本台帳

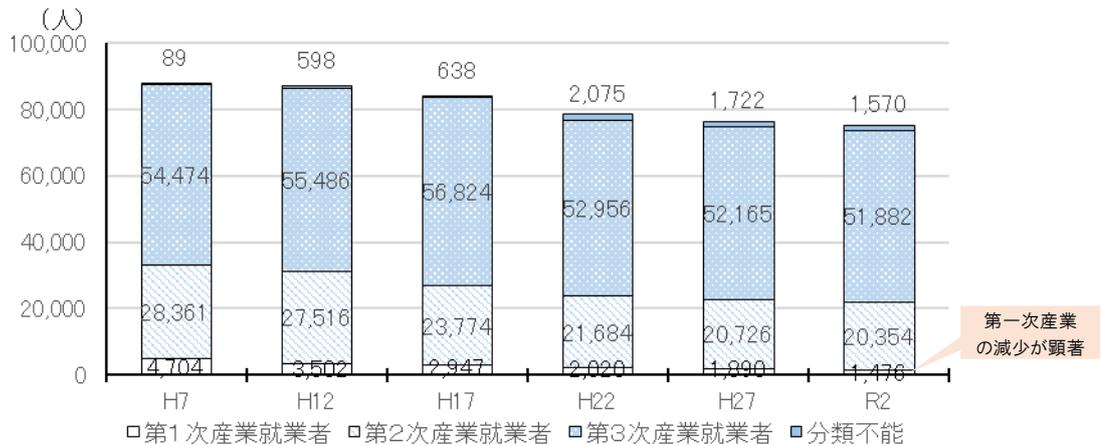
2 雇用や就労に係る実態

(1)産業人口の状況

現状

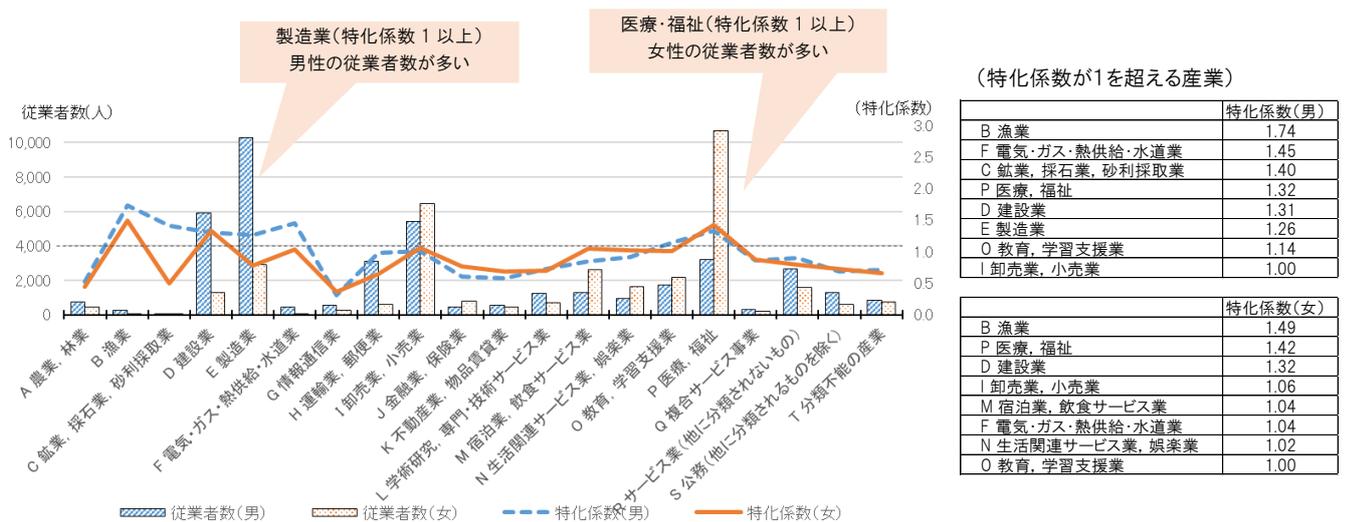
- 就業人口は平成7年(1995年)以降、減少傾向にある。
- 第1次産業の就業人口は年々減少しており、令和2年(2020年)では、平成12年(2000年)の約4割となっている。
- 男性では製造業、女性では医療・福祉の就業者比率が高い。

■産業人口別就業人口の状況



総務省「国勢調査」

■男女別産業人口の状況 (R2)



総務省「国勢調査」

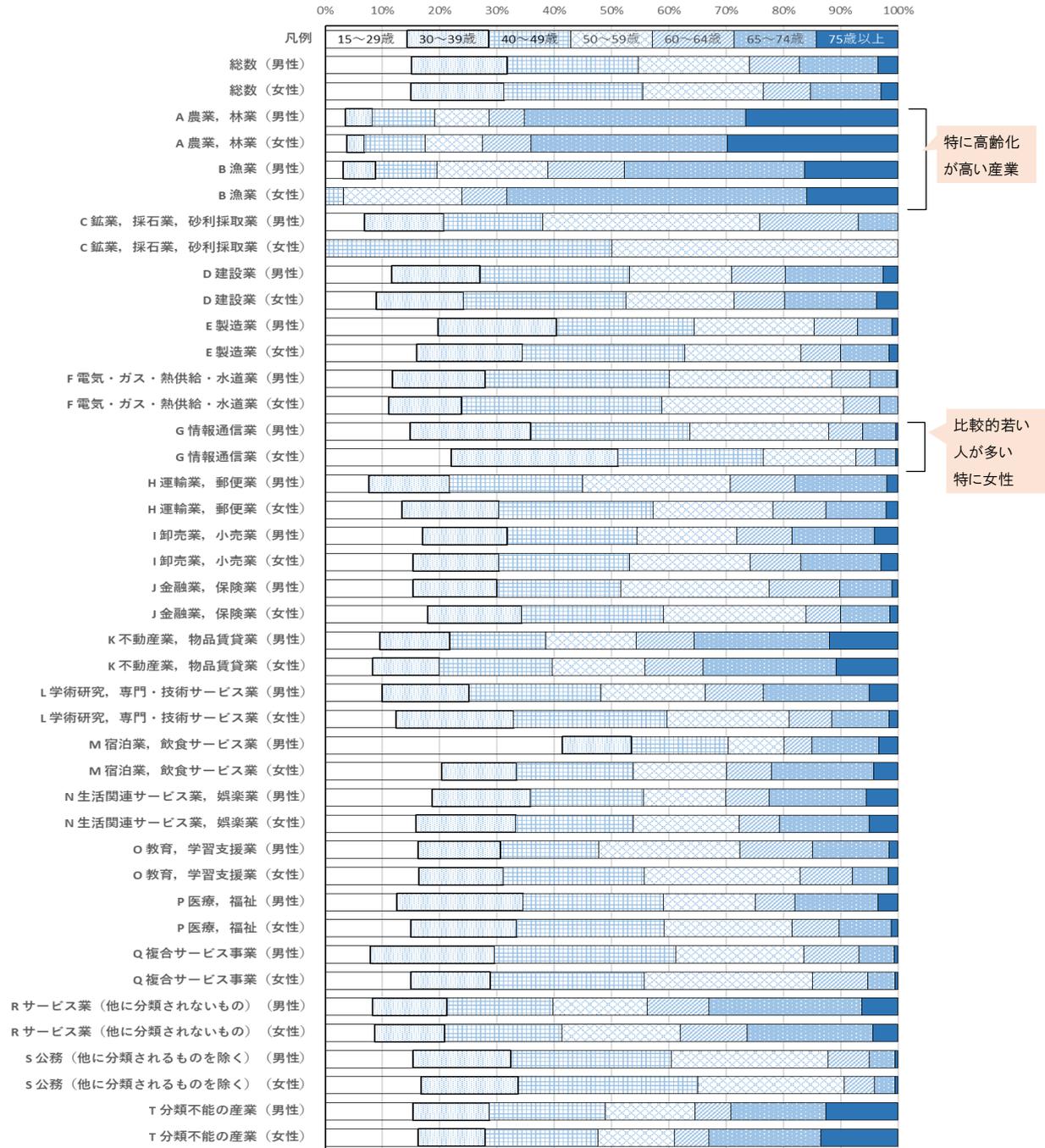
特化係数1を超えた産業は、全国より特化している産業を示す。

特化係数 = 宇部市の X 産業の就業者比率 / 全国の X 産業の就業者比率

現状

- 農林漁業において、高齢の就業者が非常に多く、農業や林業は7割以上、漁業は男性で6割以上、女性で7割以上が60歳以上となっている。また、いずれも15歳～39歳の若い就業者の割合は10%未満となっている。
- 農林漁業の高齢化と若い世代の就業者の不足は、後継者不足によるさらなる産業の衰退が懸念される。
- 情報通信業は、若い就業者が多く、特に、20代、30代の若い女性の割合が高い。

■男女別産業人口 (R2)

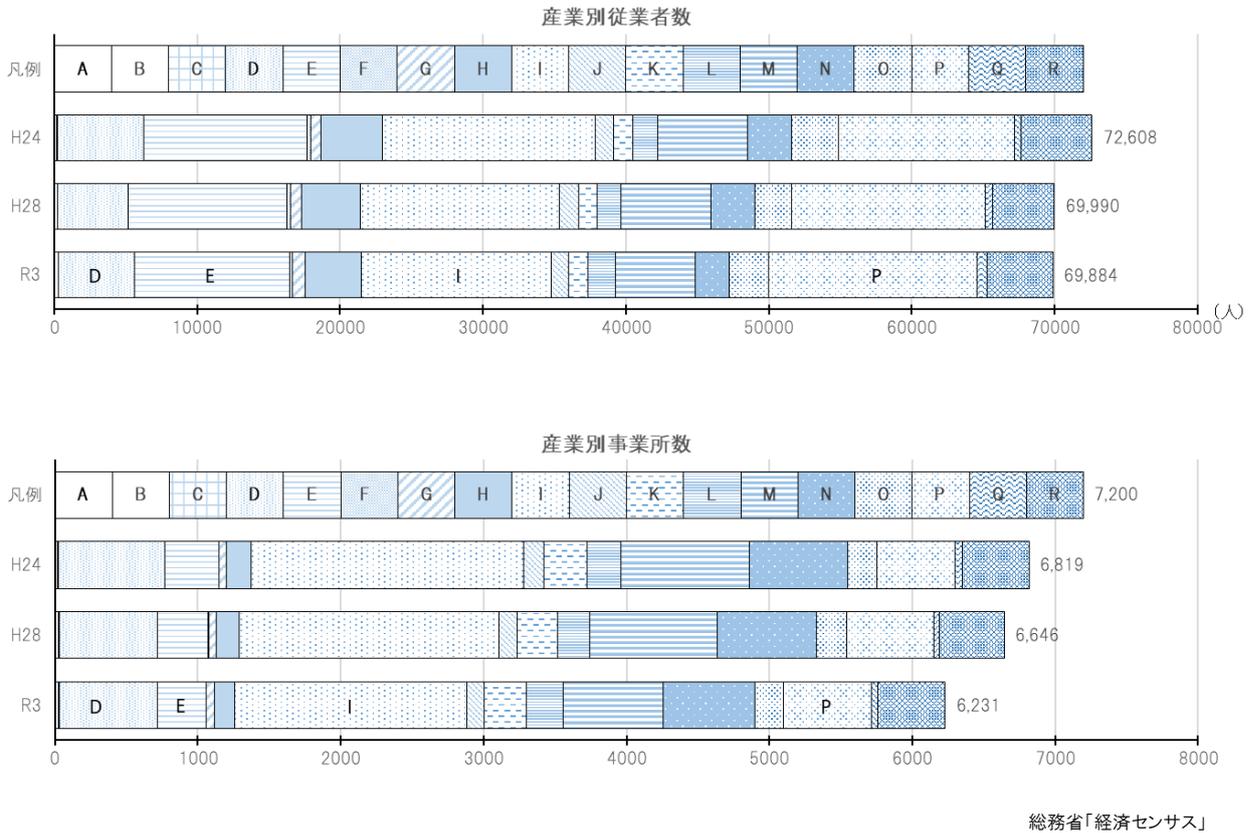


総務省「国勢調査」

現状

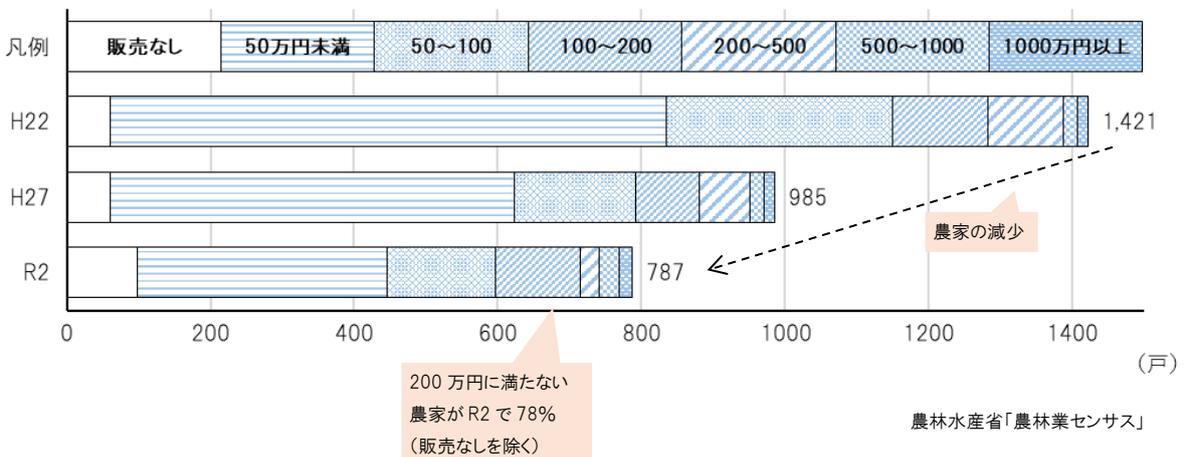
- 産業別従業者数をみると、多くの産業で従業者数が減少しており、産業規模の縮小や後継者不足が懸念される。
- 事業所数も従業者数と同様に多くの産業で減少傾向にある。
- 農業については、販売農家の減少に加え、販売額が 200 万円を超える戸数もわずかであり、本市の農業自体の存続が危惧される。

■ 産業別従業者数及び事業所数（民営事業所）



A 農業・林業 B 漁業 C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業 F 電気、ガス、熱供給、水道業 G 情報通信業
 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業
 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業(他に分類されないもの)

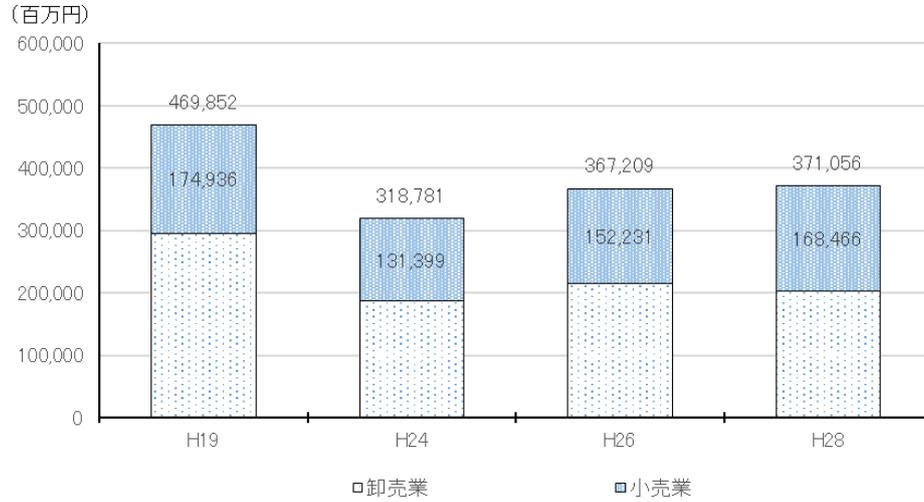
■ 農産物販売規模別農家数（販売農家）



現状

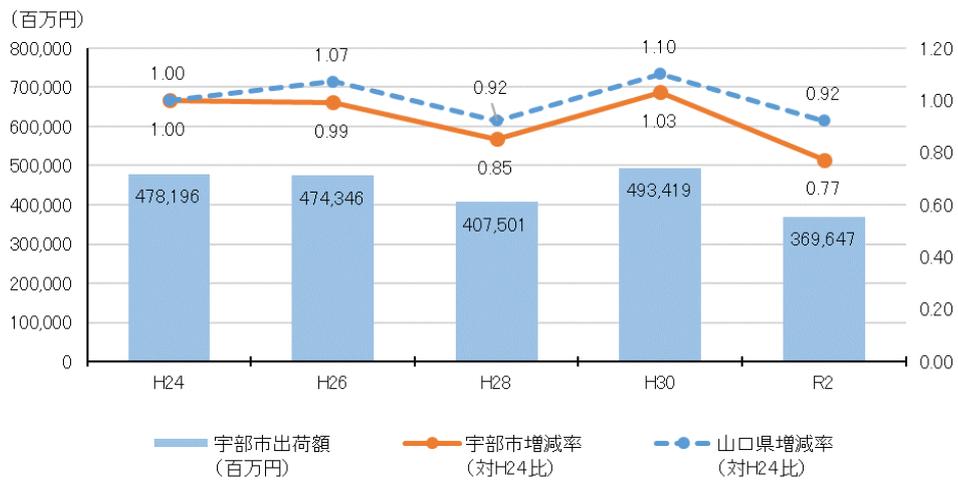
- 年間商品販売額、製造品出荷額が減少すれば、製造業や卸売・小売業が多い本市の産業特性から、産業全体が衰退し、経済規模が縮小することで、雇用や所得の縮小等の大きな影響を受けることが懸念される。

■年間商品販売額



総務省「経済センサス_活動調査」及び経済産業省「商業統計調査」(宇部市統計書)

■製造品出荷額

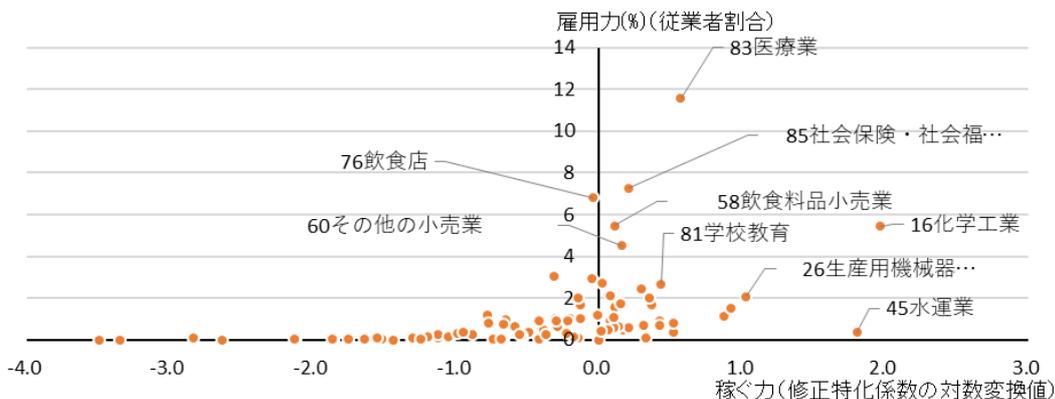


経済産業省「工業統計調査」

現状

- 雇用力(雇用を生み出す力)については医療業、稼ぐ力については化学工業が高い。
- 付加価値額(生み出す利益)については「**製造業**」、「**医療・福祉**」、「**卸売業・小売業**」が最も高い。
- 市内産業において、雇用力と稼ぐ力の両方が高い化学工業をはじめとする(産業大分類 E の)製造業に本市の雇用及び経済状況は大きく影響されるものと考えられる。

■雇用力-稼ぐ力の相関図



■雇用力-稼ぐ力のランキング (上位 5 位)

順位	稼ぐ力		雇用力	
1	E	16 化学工業	P	83 医療業
2	H	45 水運業	P	85 社会保険・社会福祉・介護事業
3	E	26 生産用機械器具製造業	M	76 飲食店
4	H	48 運輸に付随するサービス業	I	58 飲食料品小売業
5	E	21 窯業・土石製品製造業	E	16 化学工業

※アルファベットは産業大分類を示す
総務省・経済産業省「平成 28 年経済センサス - 活動調査」

■産業大分類別の付加価値額

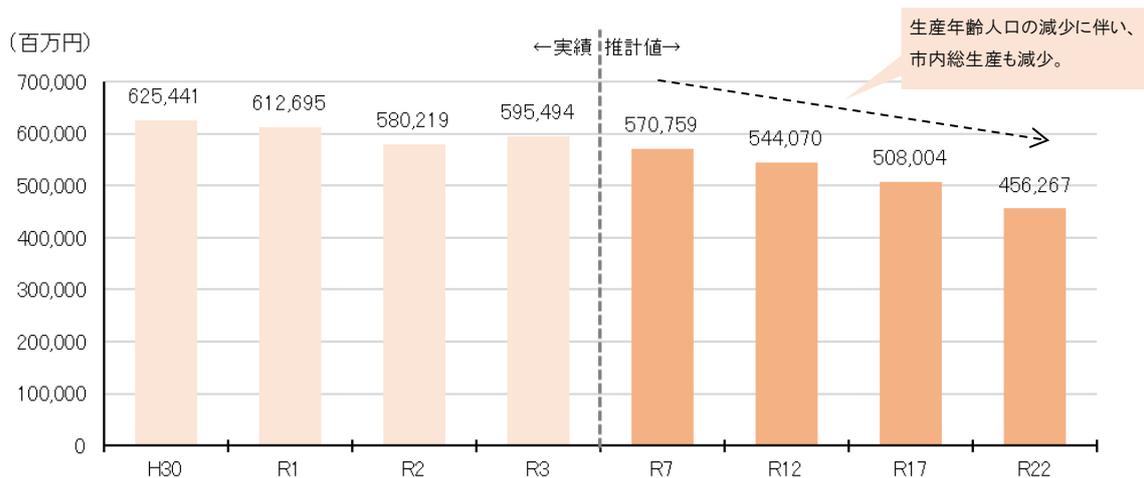
順位	産業大分類		付加価値額 (百万円)
1	E	製造業	90,481
2	P	医療、福祉	59,602
3	I	卸売業、小売業	51,143
4	D	建設業	29,192
5	H	運輸業、郵便業	16,610
6	R	サービス業(他に分類されないもの)	12,741
7	J	金融業、保険業	12,272
8	L	学術研究、専門・技術サービス業	11,541
9	O	教育、学習支援業	10,567
10	M	宿泊業、飲食サービス業	7,924
11	K	不動産業、物品賃貸業	5,693
12	N	生活関連サービス業、娯楽業	5,642
13	G	情報通信業	4,493
14	Q	複合サービス事業	3,151
15	AB	農林漁業	460
-	C	鉱業、採石業、砂利採取業	-
-	F	電気・ガス・熱供給・水道業	-

総務省・経済産業省
「令和 3 年経済センサス - 活動調査」

現状

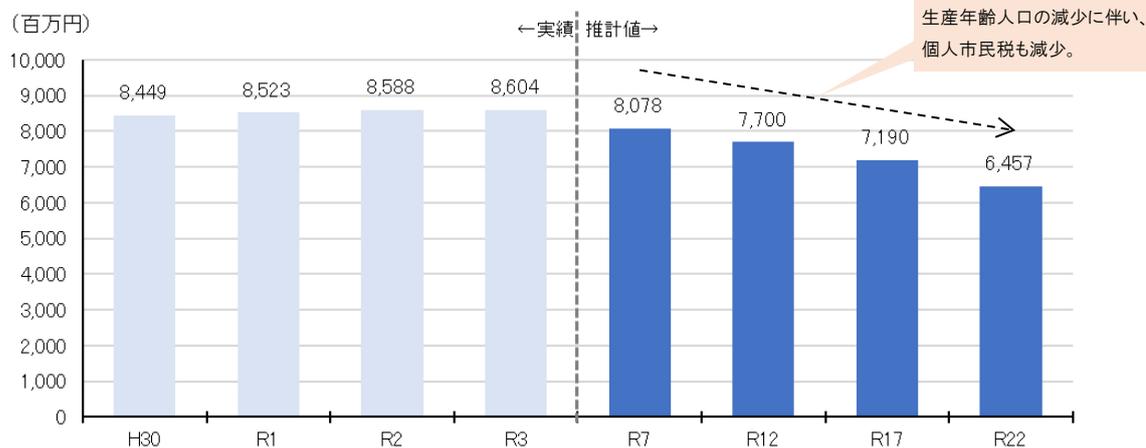
- 人口が減少する中でも、過去の実績では、市内総生産は横ばいで推移しており、個人市民税はわずかに増加している。
- 今後の推計値は、市民一人あたりの生産額や納税額を一定と仮定して試算しているため、人口に比例して減少している。
- 推計値のような推移が続くと、経済規模の縮小によるまちの活力低下や、財源不足による行政サービス維持への支障が起り得る。

■ 市内総生産の推移・推計



市内総生産推計値＝一人あたり市内総生産×対象年の生産年齢人口（人口問題研究所推計）
 ※一人あたり市内総生産＝H30～R3 市内総生産／H30～R3 生産年齢人口
 山口県「市町民経済計算」

■ 個人市民税の推移・推計

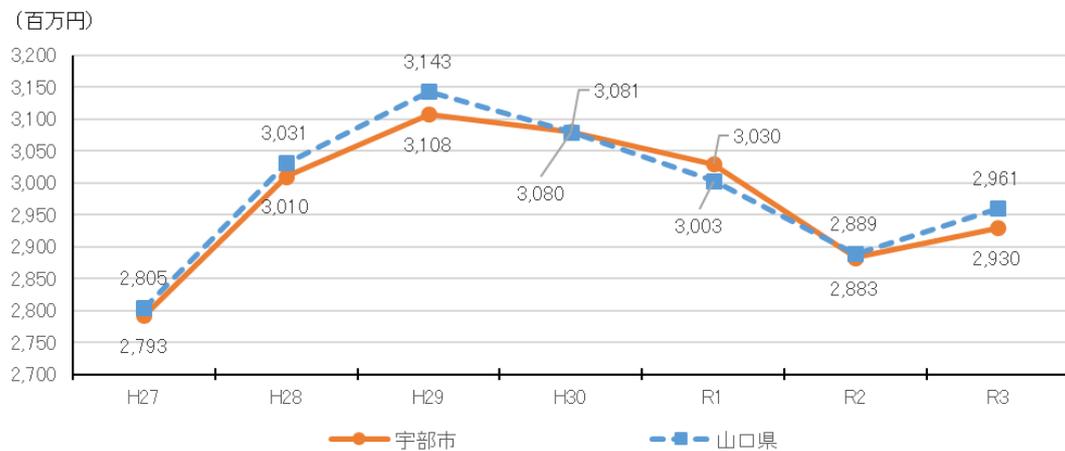


個人市民税＝一人あたり個人市民税×対象年の生産年齢人口（人口問題研究所推計）
 ※一人あたり個人市民税＝H30～R3 個人市民税／H30～R3 生産年齢人口
 宇部市「決算の概要」

現状

- 市民 1 人あたりの市民所得は、本市に居住する者が1年間の経済活動によって新たに生み出した価値を貨幣価値で評価したもので、平成 29 年(2017 年)までは増加傾向にあったが、その後減少に転じ、近年は 300 万円/人前後で推移している。

■市民 1 人あたり市民所得の推移



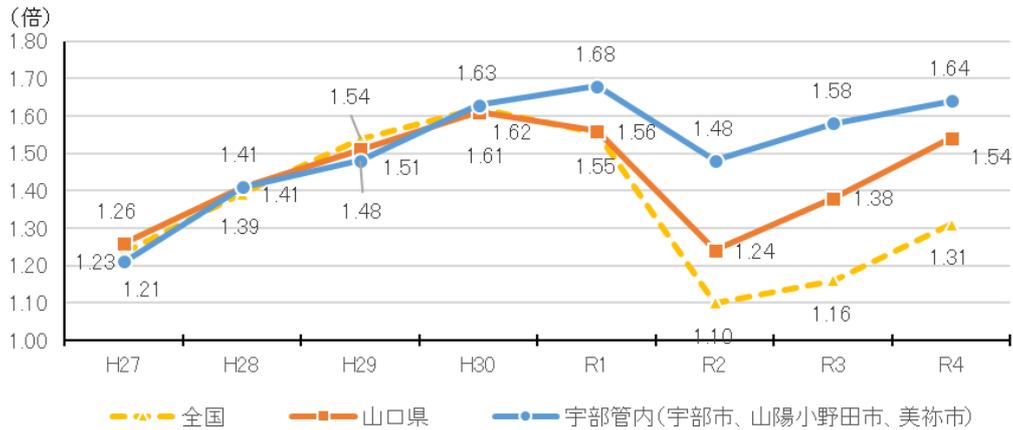
※市民所得÷総人口により算出
山口県「市町民経済計算」

(2)雇用の状況

現状

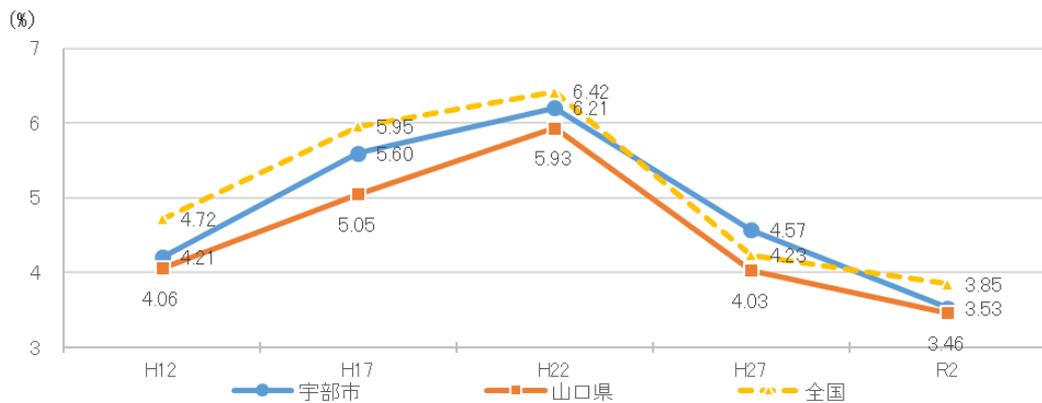
- 有効求人倍率は1.0倍を超えたまま、**高い水準を維持している。**
- 完全失業率は県の値を越えたままであり、**就業率も下降傾向が続いていたが、令和2年(2020年)は県と同水準になっている。**
- 労働市場において、求人側と求職者側、それぞれのニーズ、希望が一致しない「雇用のミスマッチ」が生じていることが推察できる。

■有効求人倍率の推移



厚生労働省山口労働局「労働市場年報」

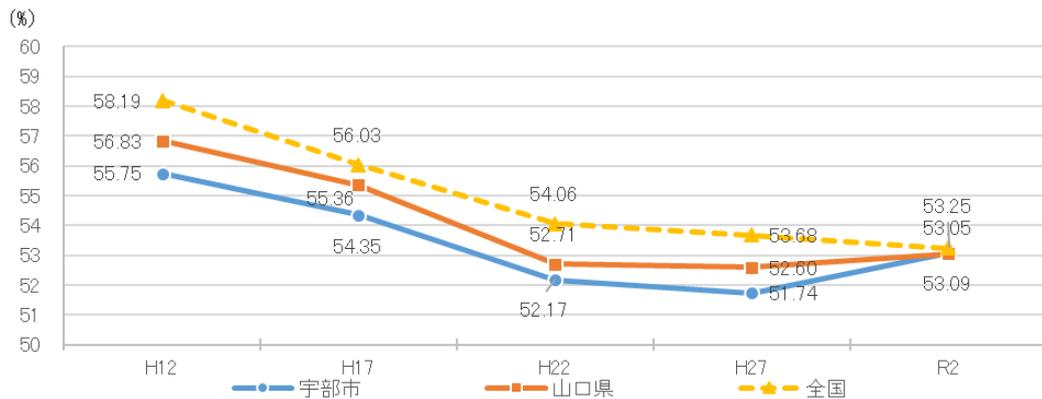
■完全失業率の推移



※完全失業者÷労働力人口により算出

総務省「国勢調査」

■就業率の推移



※就業者÷総人口により算出

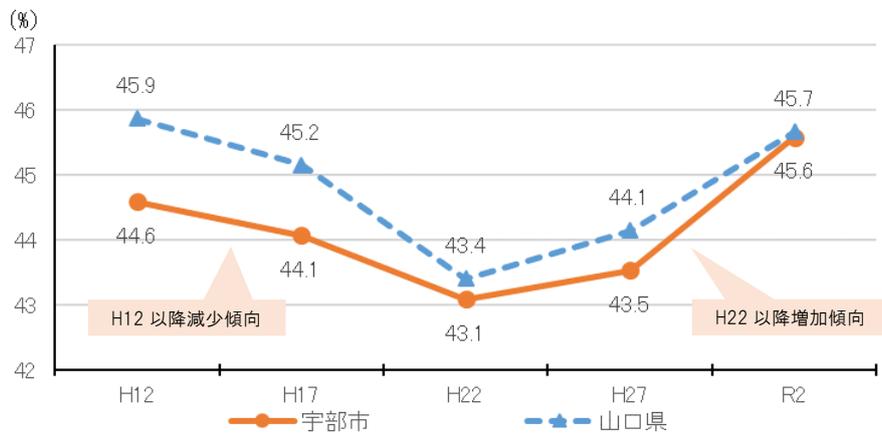
総務省「国勢調査」

(3)女性の就業状況

現状

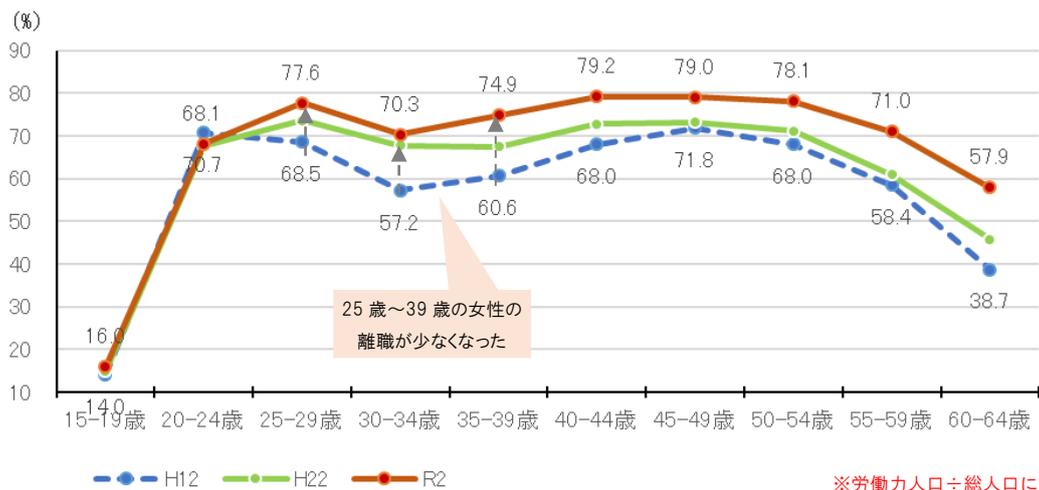
- 女性の就業率は、平成22年(2010年)までは減少傾向であったが、その後は増加傾向となっている。
- 年齢5歳階級別の労働力率において、平成12年(2000年)では、30歳～34歳で労働力率が最も低くなるM字カーブを描いていたが、令和2年(2020年)では、25歳～54歳までの労働力率の差が縮まり、カーブが緩やかになっている。
- 平成12年(2000年)と比較し、令和2年(2020年)では、女性の結婚・出産・子育てによる離職が少なくなったことが考えられる。

■女性の就業率の推移



※就業者÷総人口により算出
総務省「国勢調査」

■女性の年齢5歳階級別の労働力率の推移

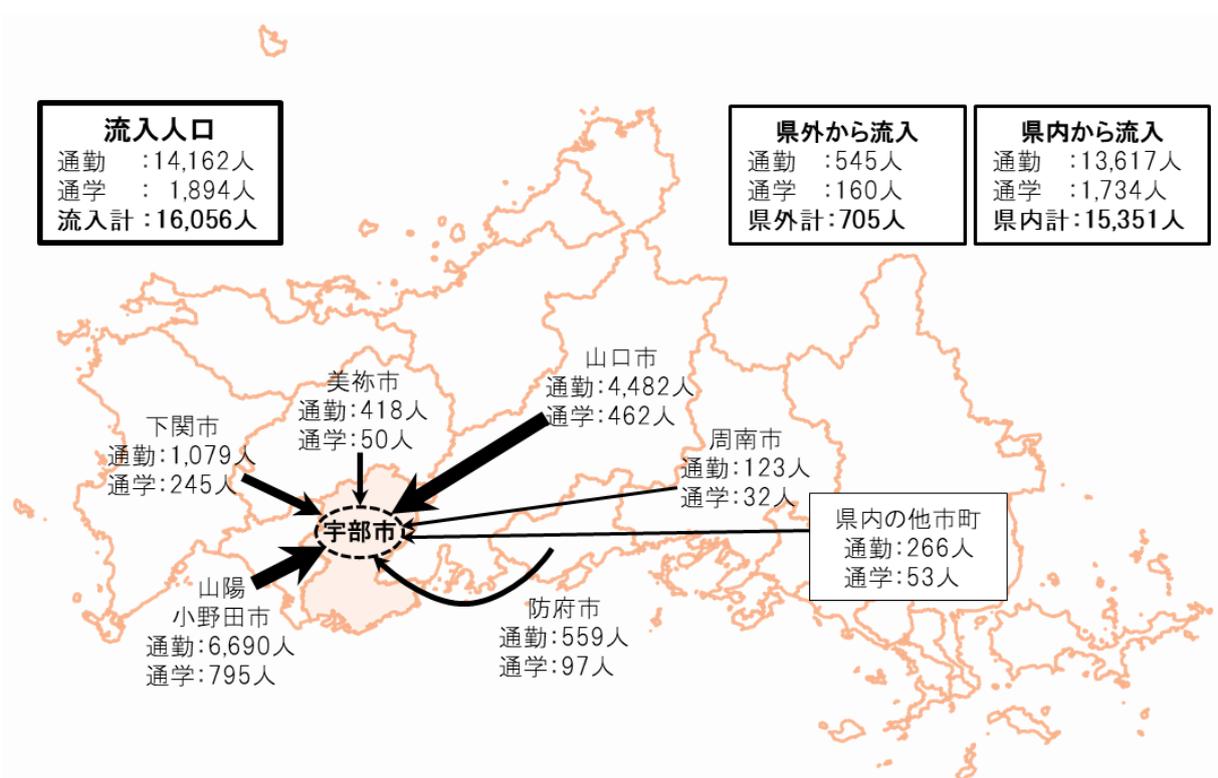


※労働力人口÷総人口により算出
総務省「国勢調査」

(4)15 歳以上の通勤・通学の状況

- 現状
- 流入人口は通勤が 14,162 人、通学が 1,894 人、流入計で 16,056 人となっている。
 - 高校、大学が多く立地しているため、通学による流入が流出(1,497 人)に比べ多い。
 - 県内からの流入が多く、通勤・通学ともに山陽小野田市、山口市からの流入が多い。
 - 県外では、福岡県、広島県からの流入が、通勤・通学ともに多い。

■通勤・通学の状況 (R2(2020) 流入、流入元不詳・外国を含まず)



総務省「国勢調査」

■通勤の上位5地域

県内		
順位	市町名	流入数(人)
1	山陽小野田市	6,690
2	山口市	4,482
3	下関市	1,079
4	防府市	559
5	美祢市	418

■通学の上位5地域

県内		
順位	市町名	流入数(人)
1	山陽小野田市	795
2	山口市	462
3	下関市	245
4	防府市	97
5	美祢市	50

現状

- 流出人口は通勤が 14,918 人、通学が 1,497 人、流出計で 16,415 人となっている。
- 県内への流出が多く、通勤・通学ともに山陽小野田市、山口市への流出が多い。
- 県外では、福岡県、広島県への流出が、通勤・通学ともに多い。

■通勤・通学の状況 (R2(2020) 流出、流出先不詳・外国を含まず)



総務省「国勢調査」

■通勤の上位5地域

県内		
順位	市町名	流出数(人)
1	山陽小野田市	6,476
2	山口市	5,267
3	下関市	871
4	防府市	823
5	美祢市	581

■通学の上位5地域

県内		
順位	市町名	流出数(人)
1	山陽小野田市	507
2	山口市	447
3	下関市	154
4	防府市	75
5	美祢市	28

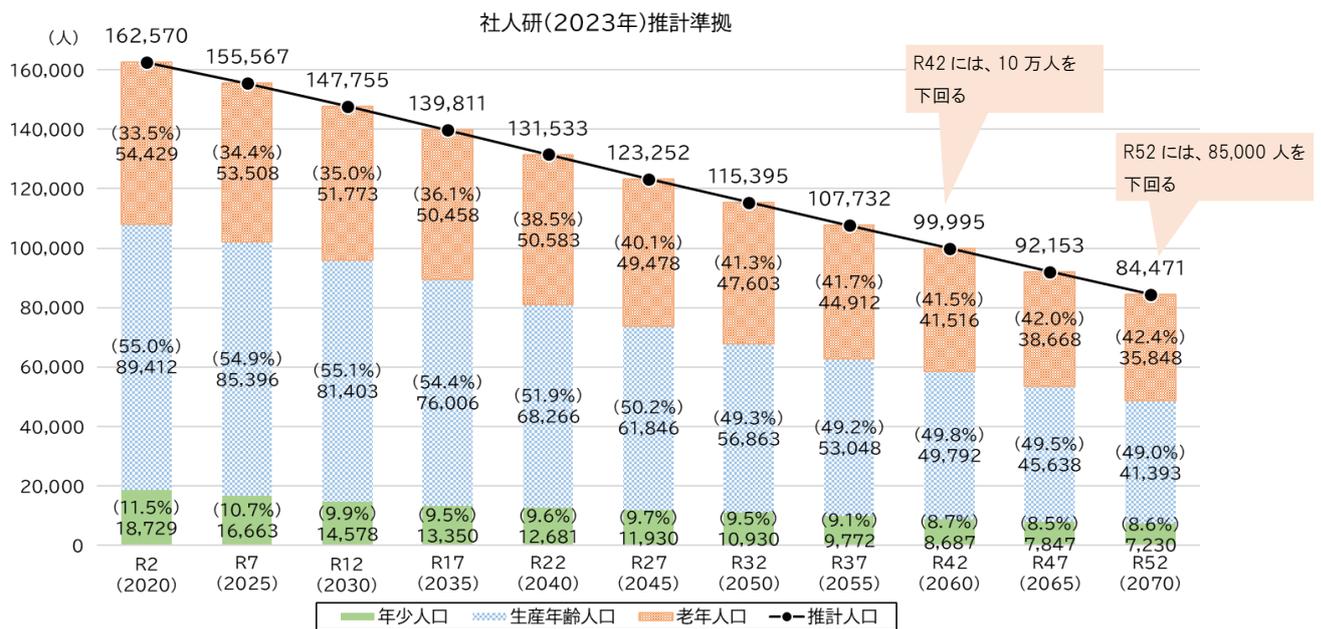
3 将来人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所の令和5年(2023年)推計に準拠して試算した本市の将来人口は、令和42年(2060年)に10万人を下回り、さらに令和52年(2070年)には8万5千人を下回り、令和2年(2020年)と比べてほぼ半減すると見込まれます。

また、年齢3区分人口の推移については、老年人口(65歳以上)は令和27年(2045年)頃まではゆるやかに減少し、その後はペースを速めて減少していくことが見込まれます。

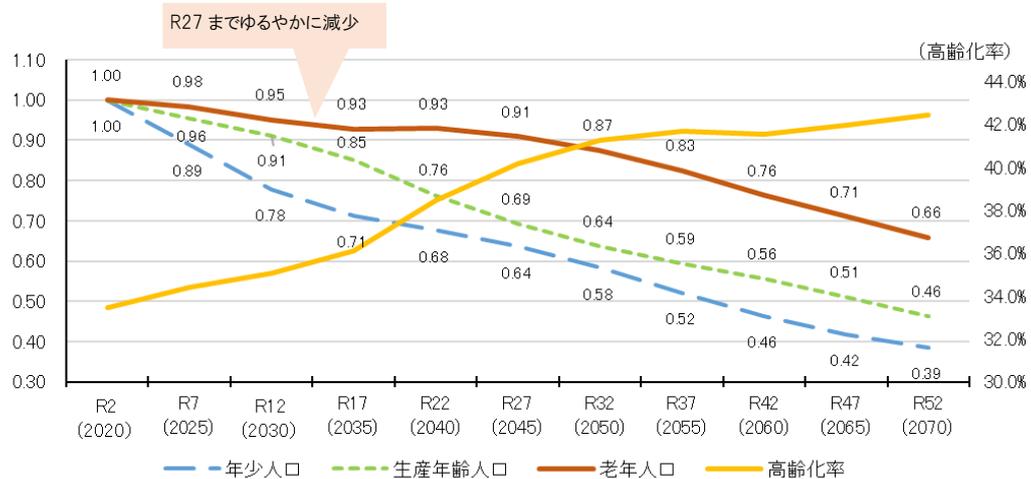
一方、年少人口と生産年齢人口は毎年減少を続け、令和52年(2070年)には令和2年(2020年)に比べ、年少人口は6割減、生産年齢人口は半減することが見込まれます。

■人口推移(推計)



国立社会保障・人口問題研究所(2023年)推計準拠

■年齢3区分将来推計人口割合(R2を1とした場合の割合)



国立社会保障・人口問題研究所(2023年)推計準拠

第2章 人口の変化が将来に及ぼす影響の分析・考察

令和22年(2040年)頃には、団塊ジュニア世代が高齢者となり、日本の高齢者人口がピークを迎えると同時に、生産年齢人口は大幅に減少します。これにより、産業衰退や経済規模縮小などによる地域活力の低下、社会保障費の増大など、地方を中心として、全国的に様々な影響が生じることが予想されます。

そこで、現在の人口動向で推移した場合の将来人口の見通しに基づき、人口変化が本市の将来に及ぼす影響についての考察を行います。

生活分野

人口減少率の大きい地域を中心に、需要縮小により、生活用品等を取り扱うスーパーマーケットをはじめとした小売店、さらにはガソリンスタンドなど日常生活に欠かせない施設の撤退が想定され、車を運転できない高齢者など買い物に困る買物弱者が増えると考えられることや、自動車への依存率が高い本市の特性から、生活の利便性が大幅に低下する可能性があります。

公共交通需要も人口減少により縮小し、運転士の確保難と相まって、鉄道やバスといった生活路線の維持・確保がさらに難しくなると考えられます。

また最近では、黒石と厚南を除く全地域で人口が減少しており、特に二俣瀬や小野、吉部など北部地域では人口減少率が大きく、特にこれらの地域では空き家の数が今後も増加し続けると予測され、防犯上の問題や老朽化による倒壊の危険性などの悪影響が懸念されます。

加えて、地域活動の担い手不足により地域コミュニティ機能の低下が深刻化し、集落機能の維持に支障を来す恐れがあります。

子育て・教育分野

子育て世代や若者の流出に加え、晩婚化や未婚率の上昇などにより、年少人口の減少傾向は今後も続くと予測されます。こうした状況下では、児童・生徒数の減少により、保育所や幼稚園等の子ども・子育て関連施設の経営環境の悪化に伴う施設の縮小や廃止、小中学校の統合等による学校数や学級数減少といった影響が出てくると想定され、多様な保育・教育機会が損なわれることや、利便性が低下することが懸念されます。

医療・介護分野

高齢者人口の増加に伴い、病気の治療や介護を必要とする人がますます増えると想定されます。

本市では令和2年をピークに高齢者数は減少に転じており、令和27年頃まではゆるやかに減少する見込みです。一方で、生産年齢人口及び年少人口は大幅に減少することが見込まれるため、高齢化率は上昇を続け、一人当たりの医療費の増加や、要介護認定者の増加による介護給付費の上昇が続くと予測されます。また、医療・介護保険料の総額及び1人当たりの医療・介護保険料については、医療費や介護給付費と同様に上昇するものと見込まれます。

本市は、山口大学医学部附属病院をはじめ数多くの医療施設を有し、医療環境が整っていますが、近年は医師の高齢化等に伴い、産科や小児科の医療施設は減少しており、今後も減少が続けば、安心して子どもを産み育てられる環境が維持できなくなり、子育て世代の流出につながるものが懸念されます。

産業分野

市内総生産は、過去の実績では人口減少下でも概ね横ばいで推移していますが、労働生産性の飛躍的な向上が見込めなければ、就業者数の減少に伴って減少していくと見込まれます。

本市の主な産業である製造業は、大都市圏への出荷や輸出に支えられ、比較的人口減少の影響を受けにくいものと想定されますが、市民生活と結びつきが強い小売業や飲食店等のサービス業は地域内の消費者が多く、人口減少に伴う需要減少により、これらの産業を中心に多くの事業所で事業の維持・拡大が困難になっていくものと推測されます。

就業者数は、令和47年(2065年)には生産年齢人口が現在の半数近くまで減少すると推計されことから、人材不足はさらに深刻な問題となります。特に高齢化社会の進展に伴って大きな需要が見込まれる医療・介護分野や、今後老朽化が急速に進む社会インフラの維持管理や災害復旧等を担う建設業の人材は既に不足しており、担い手確保が非常に困難な状況になることが予想されます。

農林漁業は高齢者の従業者が非常に多く、後継者不足により担い手の確保がさらに難しくなることが予測され、特に農業は販売規模が小さい農家が多いことから存続が危惧されます。

産業の活力低下が進むと市民所得が低下し、市外へ流出していく悪循環に陥ることも懸念されます。

地方財政

生産年齢人口の減少や産業の縮小に伴い、個人市民税や法人市民税等の税収減が見込まれることに加え、高齢化に伴う社会保障関連経費や公共施設・インフラの老朽化による維持管理費や更新費用の増大が見込まれることから、より厳しい財政運営を迫られることが予想されます。

第3章 人口の将来展望について

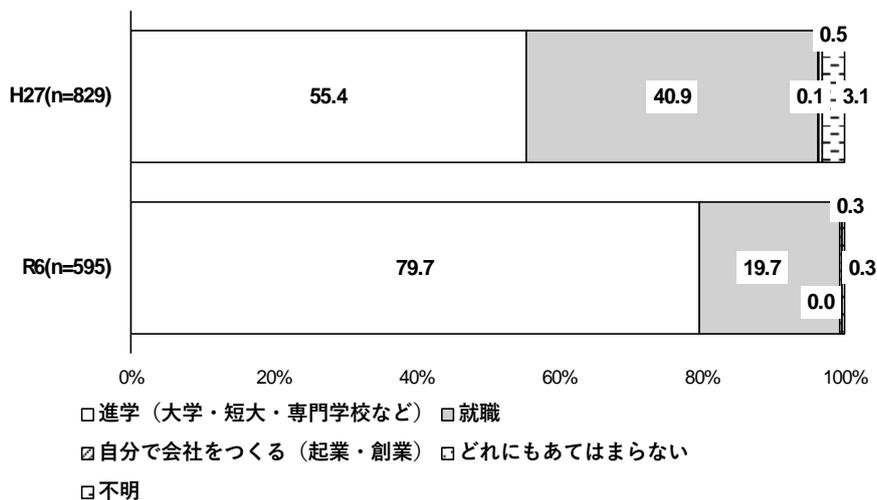
1 将来展望に必要な調査・分析

(1) 各種アンケート調査（令和6年7月実施）

高校生へのアンケート調査

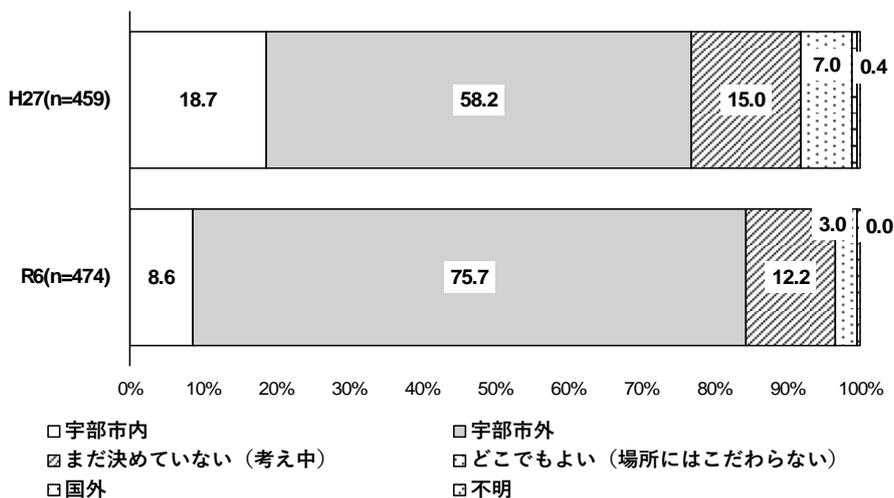
- | | |
|---------|--|
| 状況・ポイント | <ul style="list-style-type: none"> ● 回答した高校生の8割が進学を希望している(今回は5割超:回答者の学科の違いによるものとみられる)。 ● 進学を希望する生徒のうち、市外への進学希望者が7割超となっている。一方、本市内で進学を希望する生徒は1割に満たず、前回調査を10ポイント下回った。 ● 進学に伴い、市内の高校生の多くが市外への転出を希望していることが分かる。 |
|---------|--|

■ 卒業後の進路について



■ 進学を希望する地域とその内訳

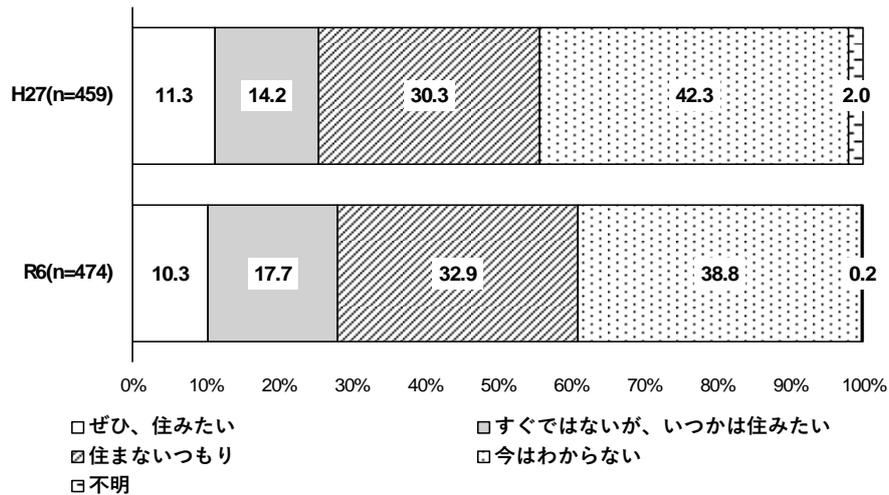
[進学を希望する地域]



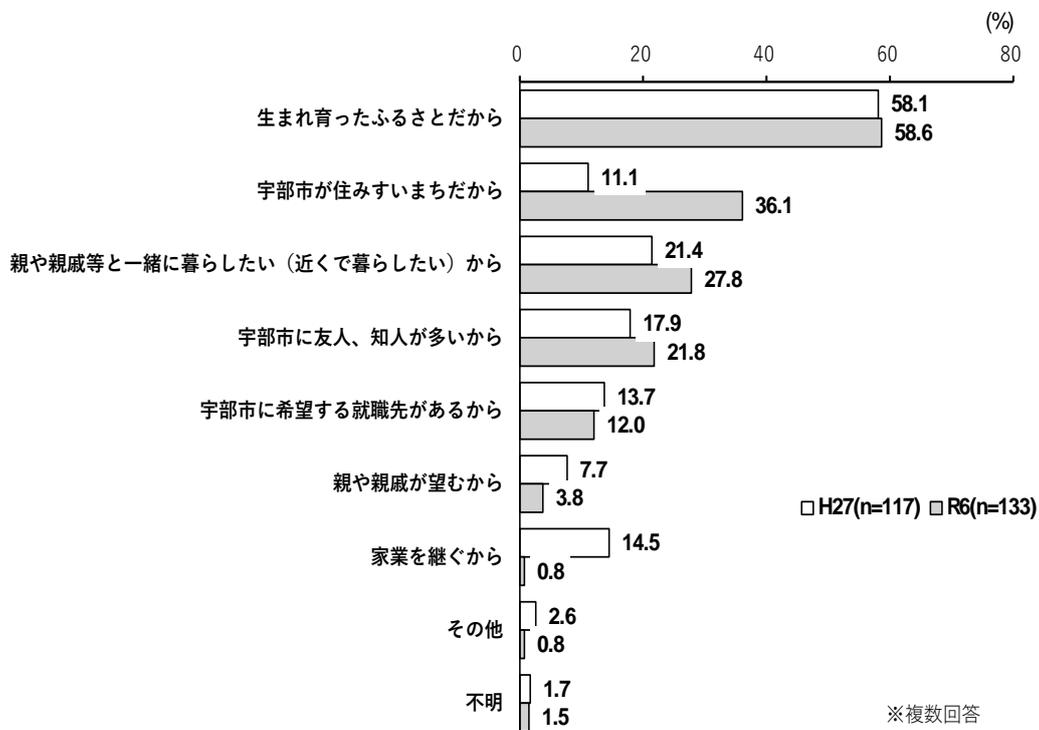
状況・ポイント

- 進学した学校を卒業した後の本市への定住意向については、「住まないつもり」が3割超で、「ぜひ、住みたい」「すぐではないが、いつかは住みたい」の合計(28.0%)を上回った。
- 住みたい理由としては「生まれ育ったふるさとだから」という理由が圧倒的に多いが、前回調査と比べ「宇部市が住みやすいまちだから」という理由が大幅に増加している。
- 住まないつもりである理由としては「宇部市に希望する就職先がないから」という理由が圧倒的に多いが、前回調査と比べ「宇部市にあまり愛着がないから」という理由が大幅に減少しています。

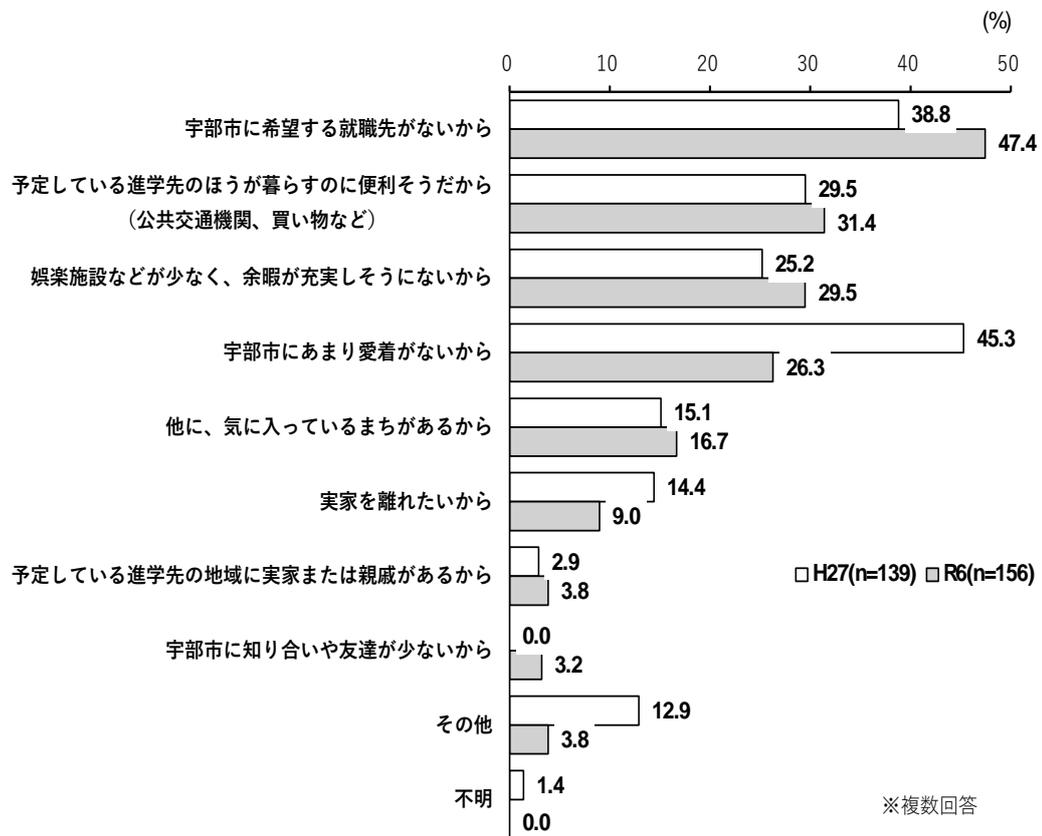
■ 進学した学校を卒業した後の宇部市の定住意向



■ 「ぜひ住みたい」、「すぐではないが、いつかは住みたい」理由（※複数回答）



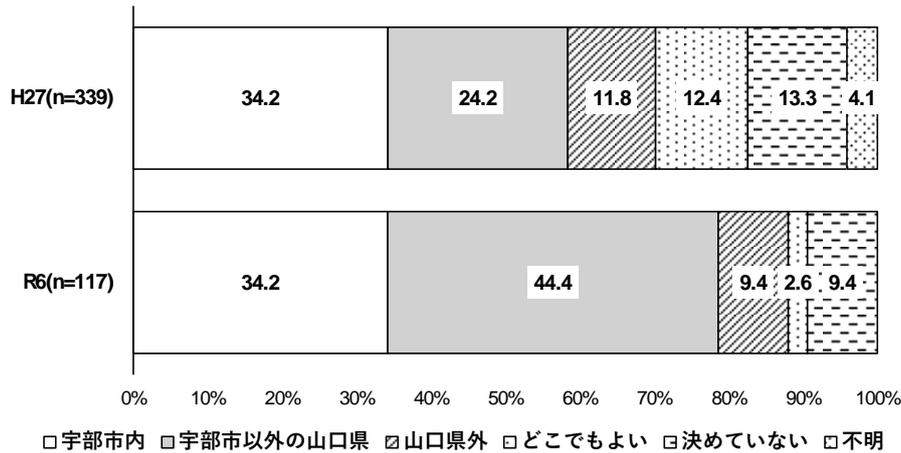
■「住まないつもり」である理由（※複数回答）



状況・ポイント

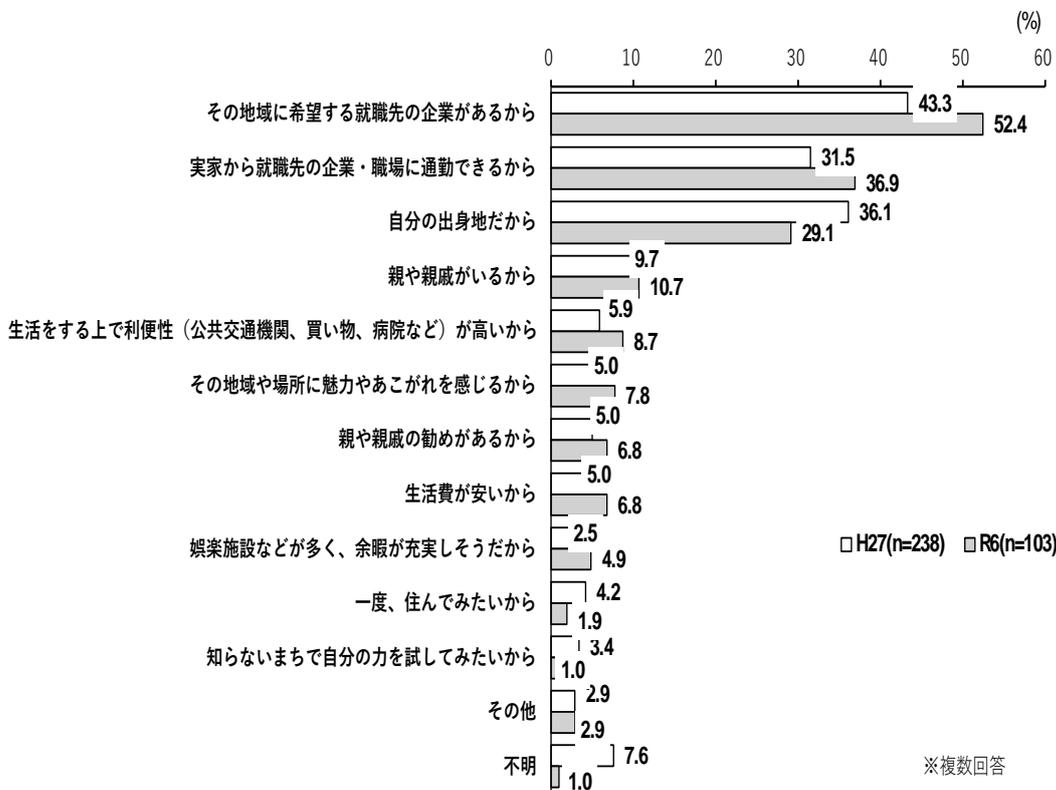
- 就職を希望する生徒の就職希望地域は、県内が 8 割近くとなっている。宇部市内での就職を希望している学生は全体の 3 割超で、前回調査と同水準である。
- 就職を希望する地域を選んだ理由としては、「その地域に希望する就職先があるから」が 5 割超と最多で、「実家から就職先の企業・職場に通勤できるから」「自分の出身地だから」といった理由も多い。
- 一方、宇部市を就職先の地域に選ばなかった理由としては「希望する就職先がないから」という回答が最も多い。

■ 就職を希望する地域

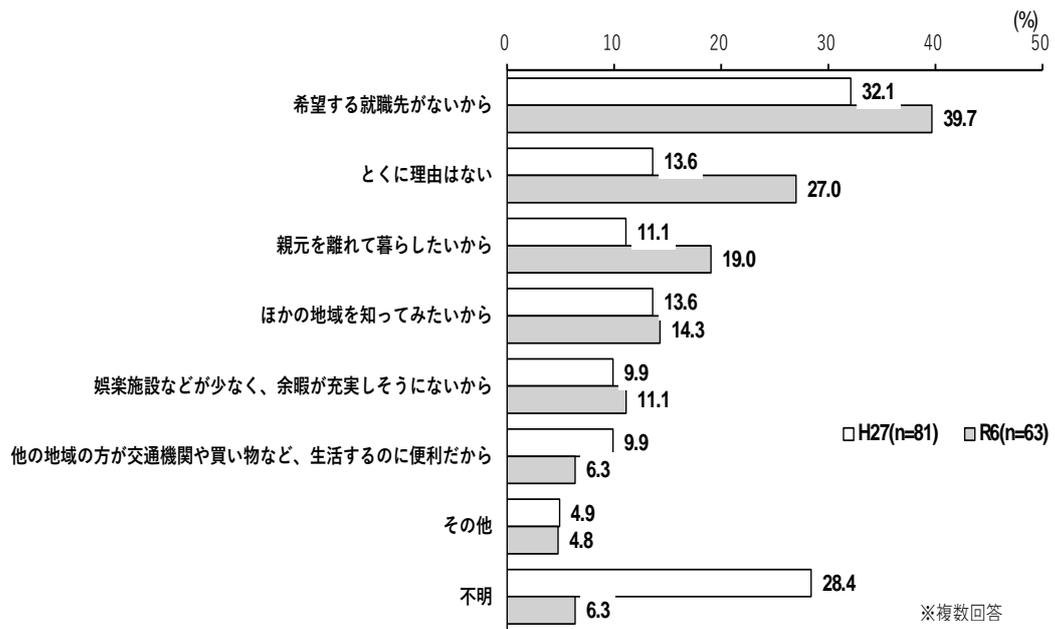


* H27：第 1 希望に係る回答

■ 就職を希望する地域を選んだ理由（※複数回答）

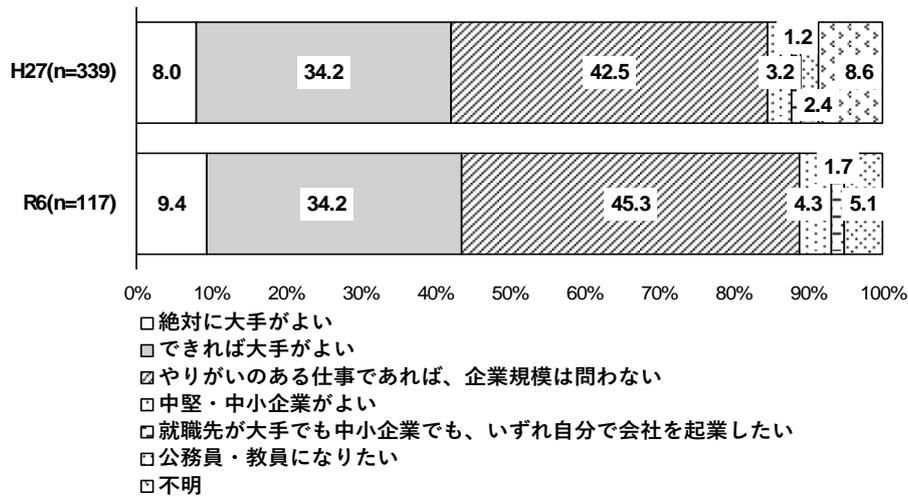


■ 『宇部市』 と回答しなかった理由（※複数回答）

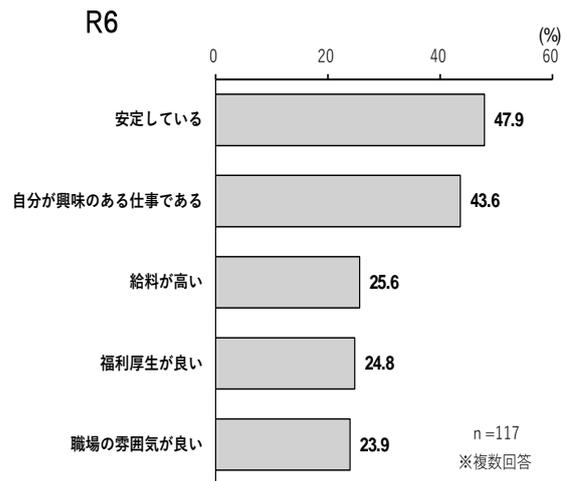
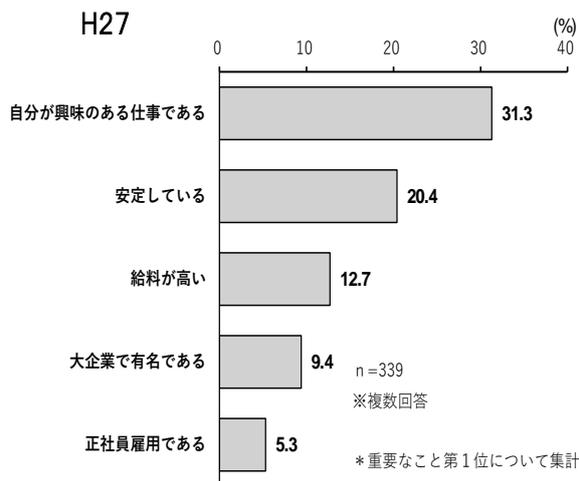


- 状況・ポイント
- 就職を希望する企業の規模については、「やりがいのある仕事であれば、企業規模は問わない」が4割超と最も多い一方、「できれば大手がよい」が3割超で、「絶対に大手がよい」も含めると4割を超えている。
 - また、就職先を決める際に重要だと思う点では、「安定している」と「自分が興味のある仕事である」が共に4割超で、他の選択肢の回答割合を引き離している。
 - これらの点から、高校生の就職にあたっては、大企業での就職等による安定を求める一方、企業規模に関係なく仕事のやりがい・興味も重視していることがわかる。
 - また、就職を希望する業種としては、「製造業」が約4割と圧倒的に多く、次いで「卸売業、小売業」と「医療・福祉」が約1割で並んでいる。

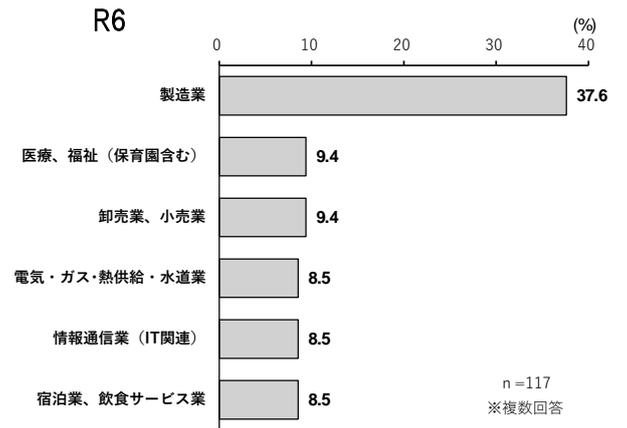
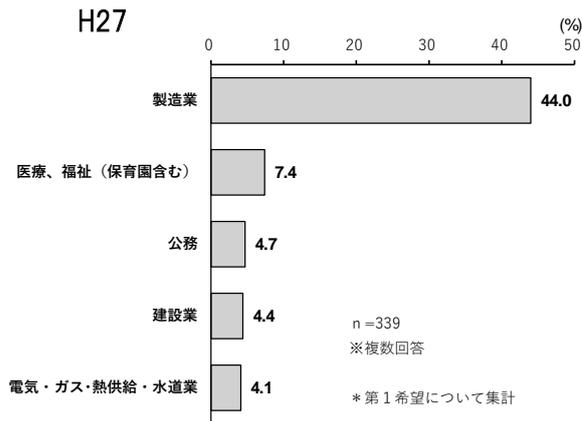
■ 就職を希望する企業の規模



■ 就職先を決める際に重要だと思う点（※複数回答）

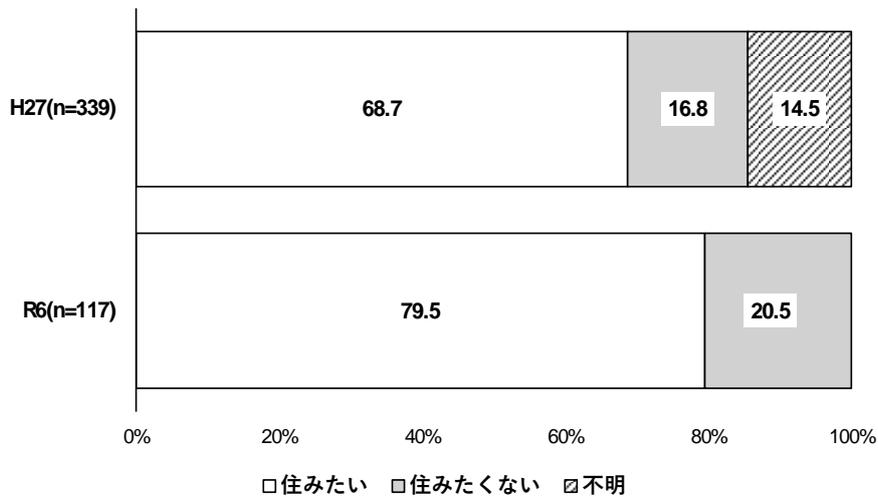


■就職を希望する業種（※複数回答）

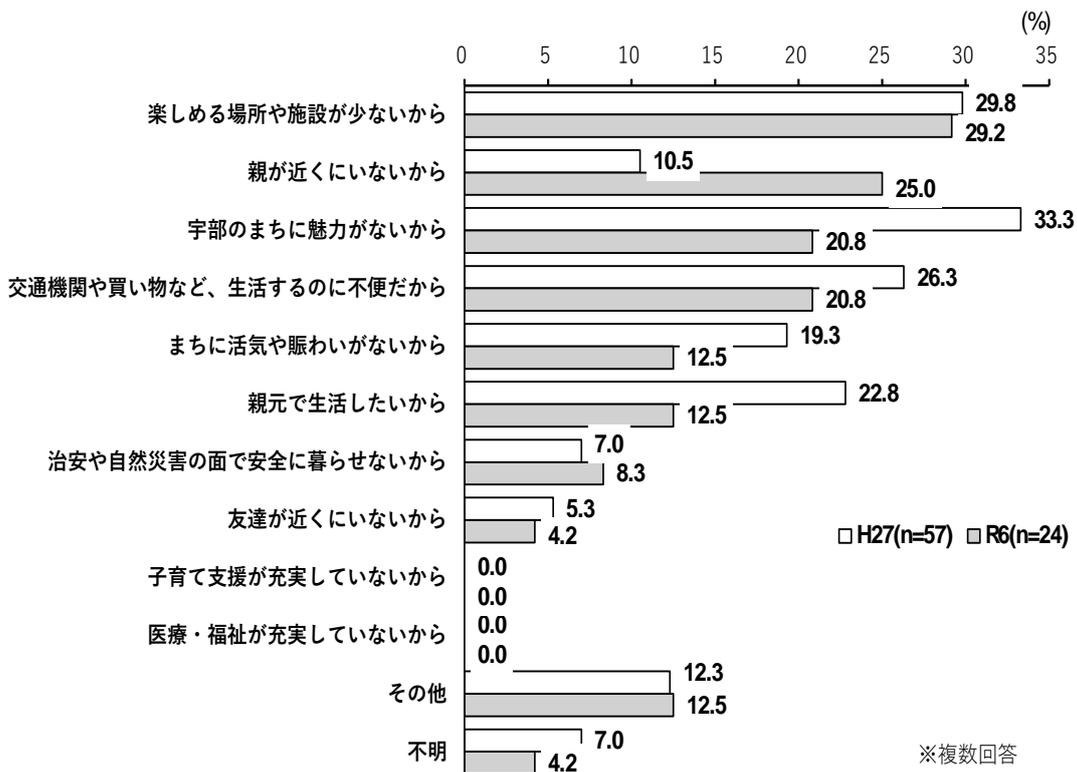


- 状況・ポイント
- 市内で希望している仕事ができるようになった場合、本市に住みたいと思うかどうかについては、「住みたい」が約8割を占めている。
 - 住みたくない理由については、「楽しめる施設や場所が少ないから」「親が近くにいないから」「宇部のまちに魅力がないから」「交通機関や買い物など生活するのに不便だから」という理由が多くなっている。
 - 前回調査と比べ、まちの魅力や活気に関する不満が減少している、一方で家族の近くで生活したい意向が増加している。
 - 若者の地元定着を促進するためには、仕事の創出だけでなく、余暇を楽しむための施設整備や交通等生活環境の利便性向上などの取組も必要と考えられる。

■希望している仕事ができるようになった場合の宇部市への居住意向



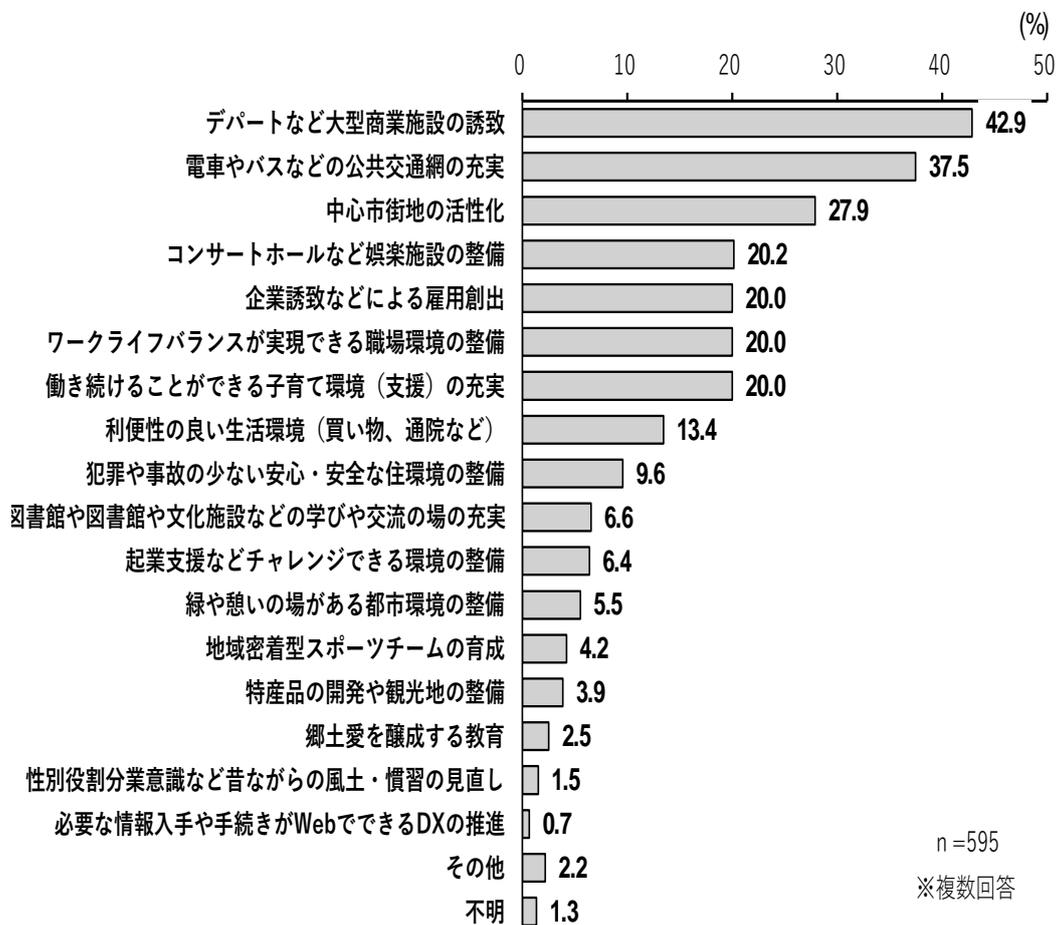
■住みたくない理由（※複数回答）



状況・
ポイント

- 宇部市が若者から選ばれるまちになるため行うべき取組については、「デパートなど大型商業施設の誘致」が 4 割超と最も多く、次いで「電車やバスなどの公共交通網の充実」が約 4 割となっている。
- 他には、「中心市街地の活性化」が約 3 割で、「コンサートホールなど娯楽施設の整備」「企業誘致などによる雇用創出」「ワークライフバランスが実現できる職場環境の整備」「働き続けることができる子育て環境(支援)の充実」がいずれも 2 割となっている。
- 宇部市が若者から選ばれるまちとなるためには、大型商業施設や娯楽施設整備、中心市街地活性化等を通じたまちの賑わいづくりに加えて、公共交通網整備のほか、雇用創出・職場環境整備といった仕事に関する取組、子育て環境充実などの取組が必要と考えられる。

■宇部市が若者から選ばれるまちになるため行うべき取組（※複数回答）

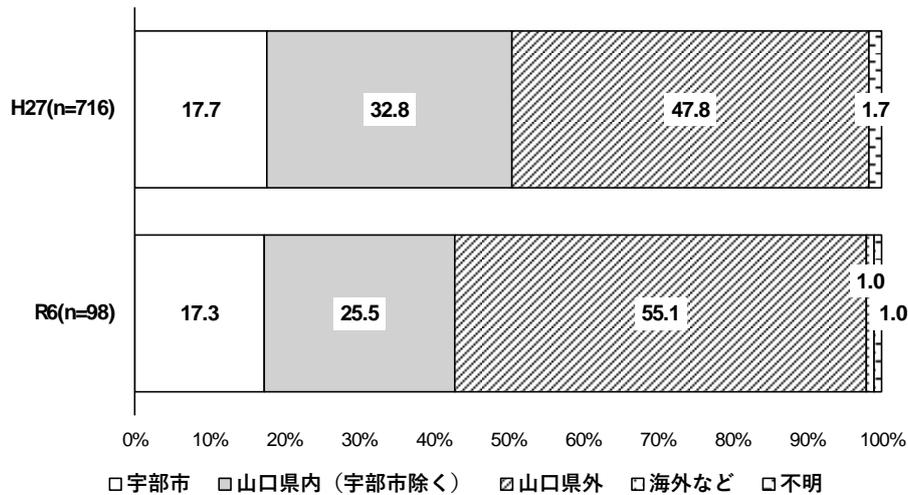


大学生・短期大学生・高等専門学校生へのアンケート調査

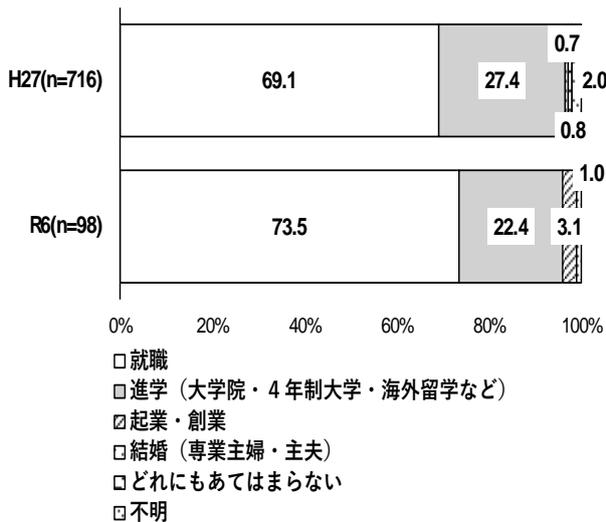
状況・ポイント

- 大学生等の4割超が県内出身者、5割超が県外出身者である。
- 卒業後の進路については、就職が7割超となっている。
- 今後も本市に住みたいと思うかどうかについては、半数が「市外へ移り住み、宇部市では暮らさないとと思う」と回答している。一方、将来のUターンも含めて「宇部市で暮らしたい」という割合は2割超となっており、サンプル数の違いはあるものの、市内の大学・短期大学・高等専門学校出身者の定住意向は前回調査よりも高まっている。

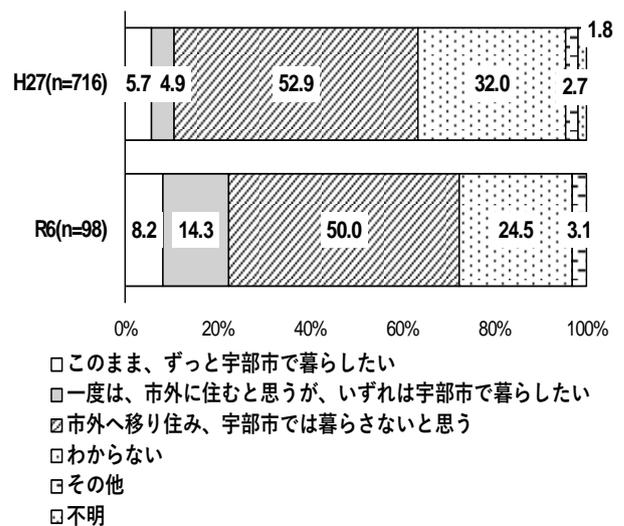
■ 出身地



■ 卒業後の進路について



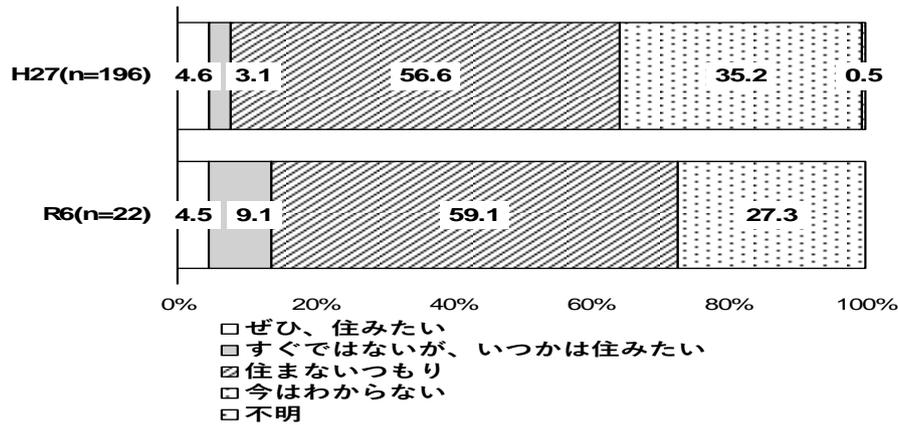
■ 今後も宇部市に住みたいと思うか



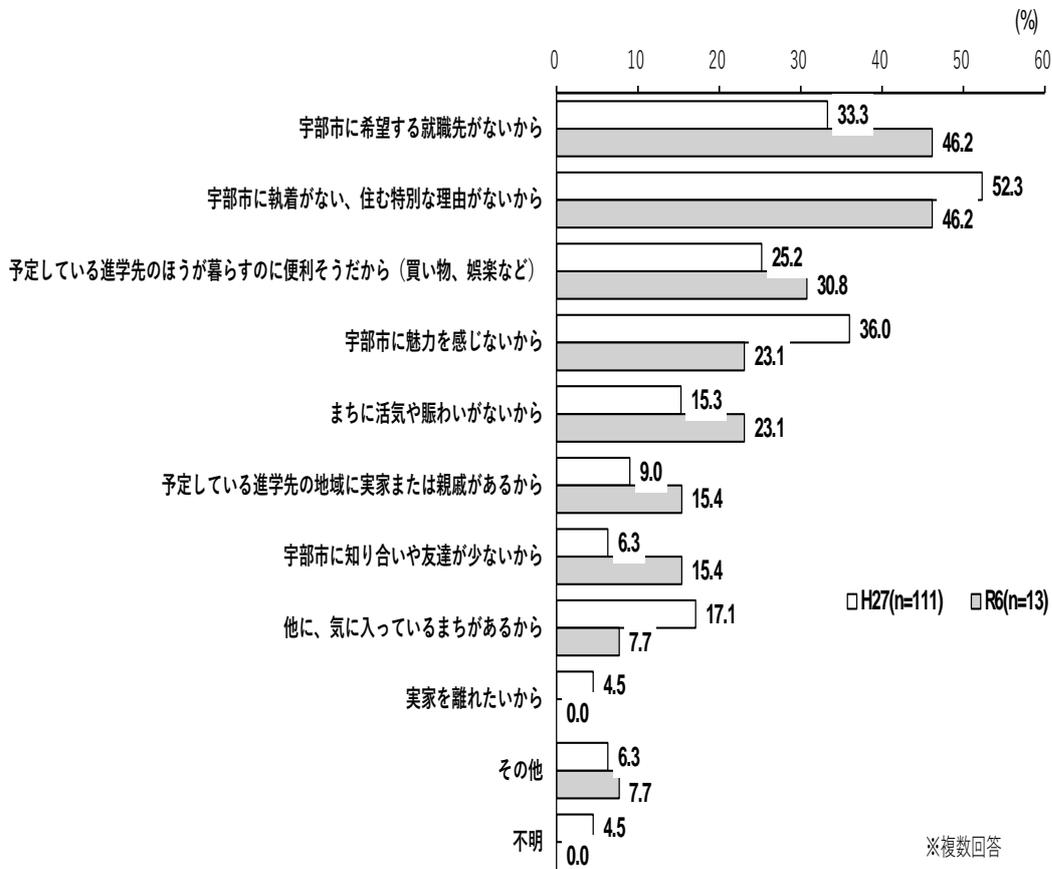
状況・ポイント

- 進学を予定している学生では、進学した学校を卒業後、本市に「住まないつもり」が6割近くとなっている。一方、「ぜひ住みたい」、「すぐではないが、いつかは住みたい」は合わせて1割程度にとどまっている。
- 「住まないつもり」である理由として、「宇部市に希望する就職先がないから」と「宇部市に執着がない、住む特別な理由がないから」という理由がいずれも約5割と最も多い。

■進学した学校を卒業した後の宇部市の定住意向



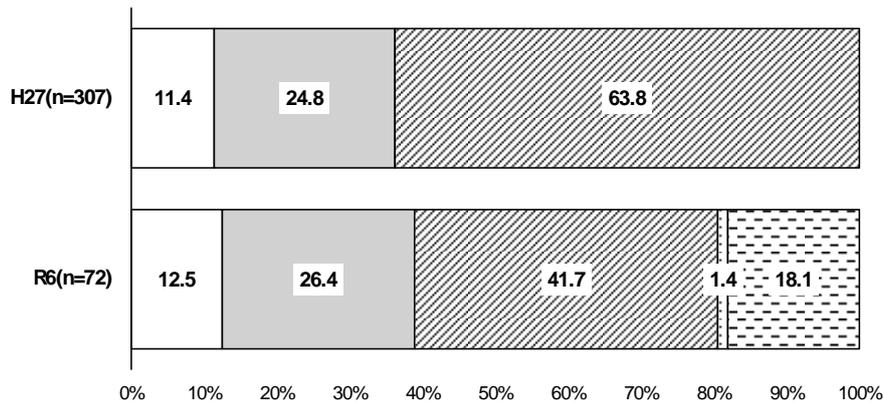
■「住まないつもり」である理由（※複数回答）



状況・ポイント

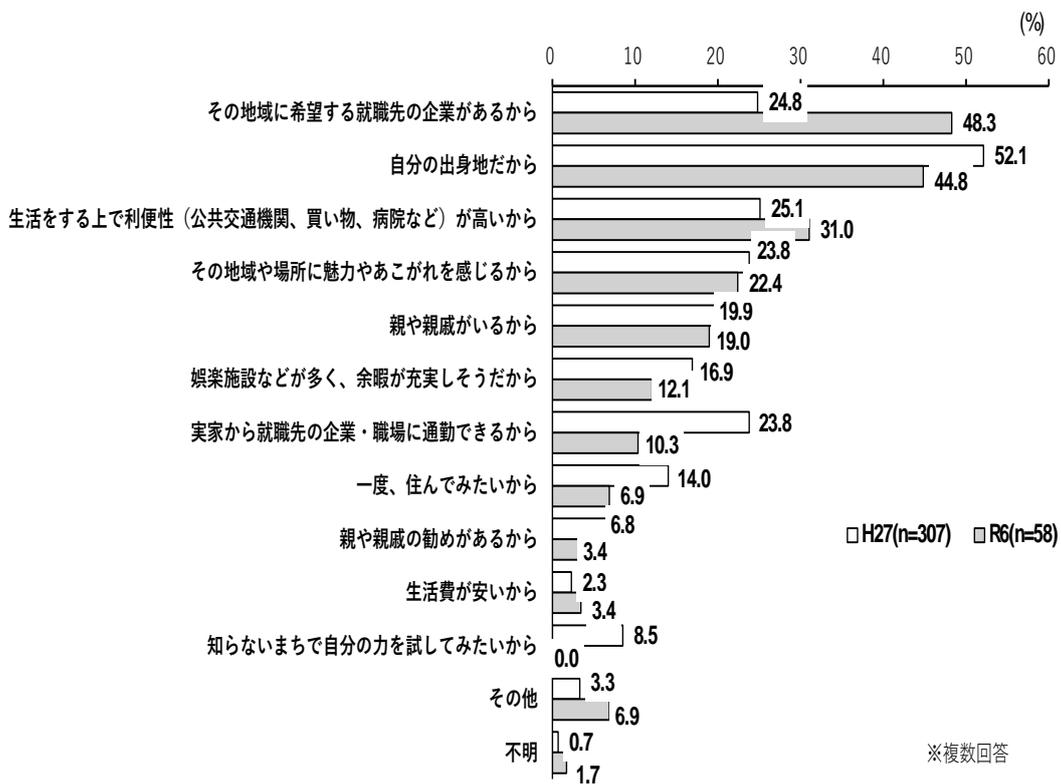
- 就職を希望する地域としては、県内が約4割となっている。本市での就職希望者は1割程度で、高校生アンケートと比較し、本市での就職を希望する学生は少ない。
- 就職希望地域を選んだ理由としては、「その地域に希望する就職先の企業があるから」と「自分の出身地だから」が4割超となっている。
- 宇部市を就職先に選ばなかった理由としては、「希望する就職先がないから」と「他の地域の方が交通機関や買い物など、生活するのに便利だから」が3割を超えた。
- 全体として出身地に就職したいという意向が強いため、市外・県外出身の大学生は、希望する就職先のなさやと相まって、本市への定住、就職に結びつきにくいことが考えられる。

■就職を希望する地域



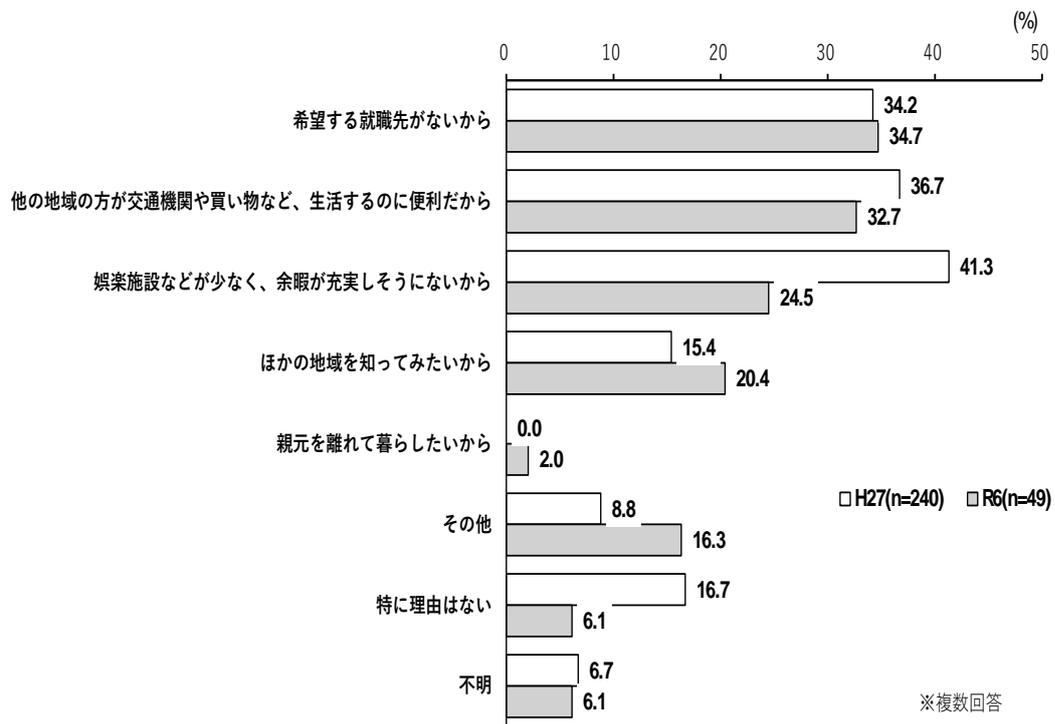
□宇部市 □山口県内 (宇部市除く) ▨山口県外 □どこでもよい □決めていない □不明
* H27：第1希望に係る回答

■就職を希望する地域を選んだ理由 (※複数回答)



※複数回答

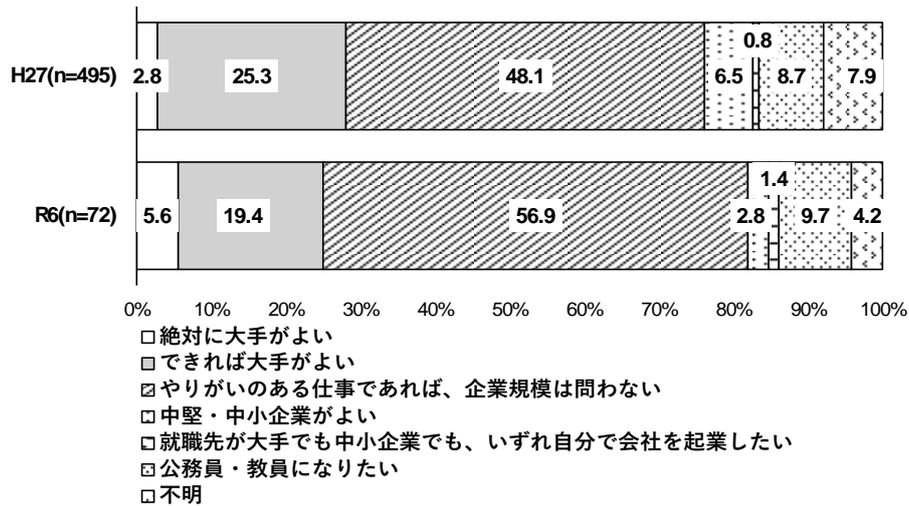
■ 『宇部市』 と回答しなかった理由（※複数回答）



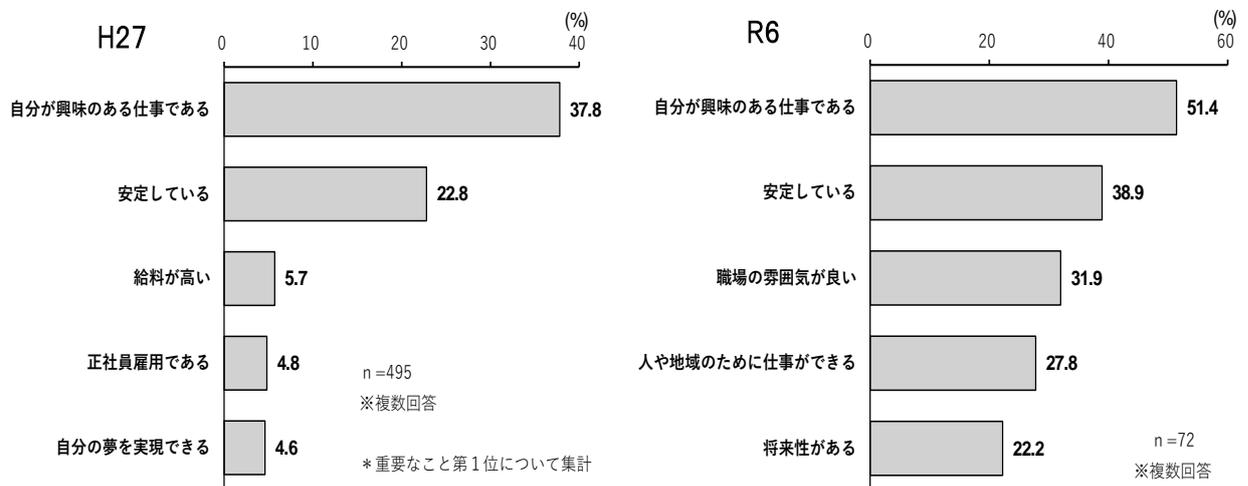
状況・ポイント

- 就職を希望する企業の規模については、「やりがいのある仕事であれば、企業規模は問わない」が5割超と最も多い。
- 就職先を決める際に重要だと思う点でも、「自分が興味のある仕事である」点が5割超で最多となっている。
- これらのことから、就職にあたっては、仕事のやりがいや内容を重視していることがわかる。

■就職を希望する企業の規模



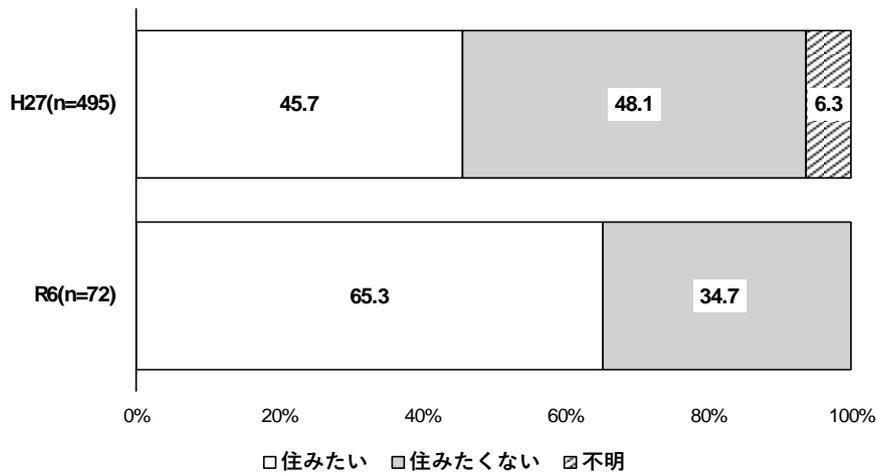
■就職先を決める際に重要だと思う点（※複数回答）



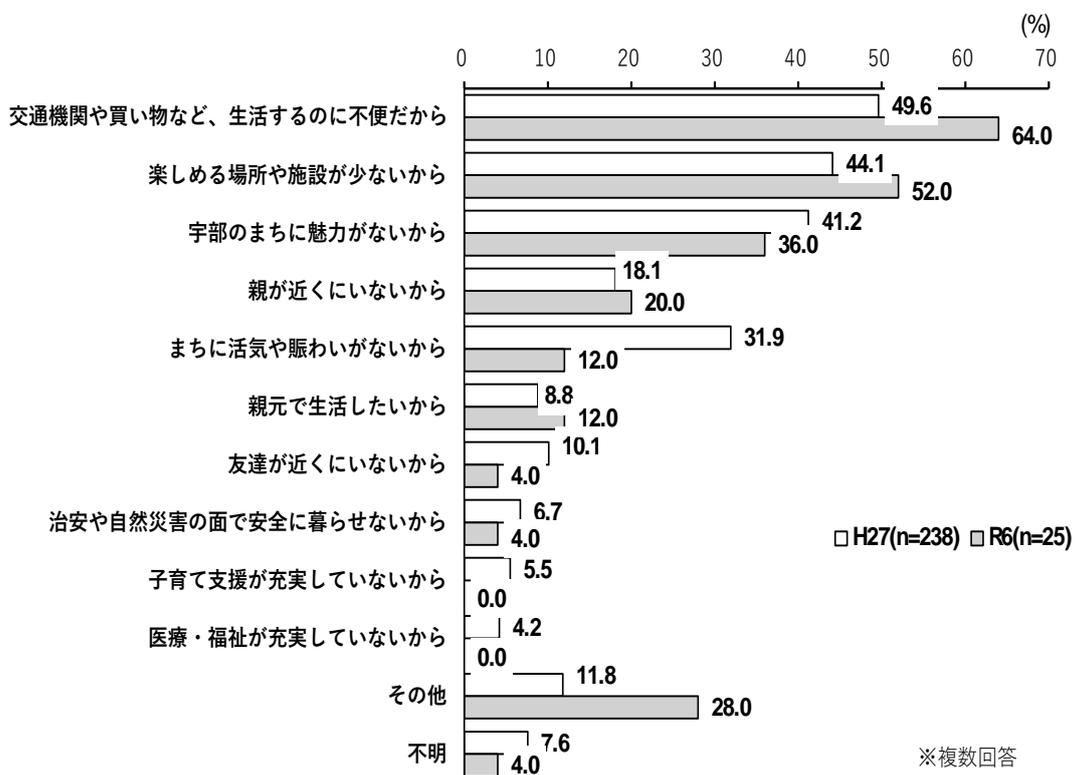
状況・
ポイント

- 希望している仕事ができるようになった場合の本市への居住意向については、「住みたい」が「住みたくない」を上回り、サンプル数の違いはあるものの、前回調査と逆の結果になっている。
- 「住みたくない理由」では、「交通機関や買い物など、生活するのに不便だから」が6割超と最多で、以下は「楽しめる場所や施設が少ないから」「宇部のまちに魅力がないから」の順となっている。
- 前回調査と比べ、まちの魅力や活気に関する不満は減少している。
- 若者の地元定着を促進するためには、仕事の創出はもちろんのこと、余暇を楽しむための施設整備や交通等生活環境の利便性向上などの取組も必要と考えられる。

■希望している仕事ができるようになった場合の宇部市への居住意向



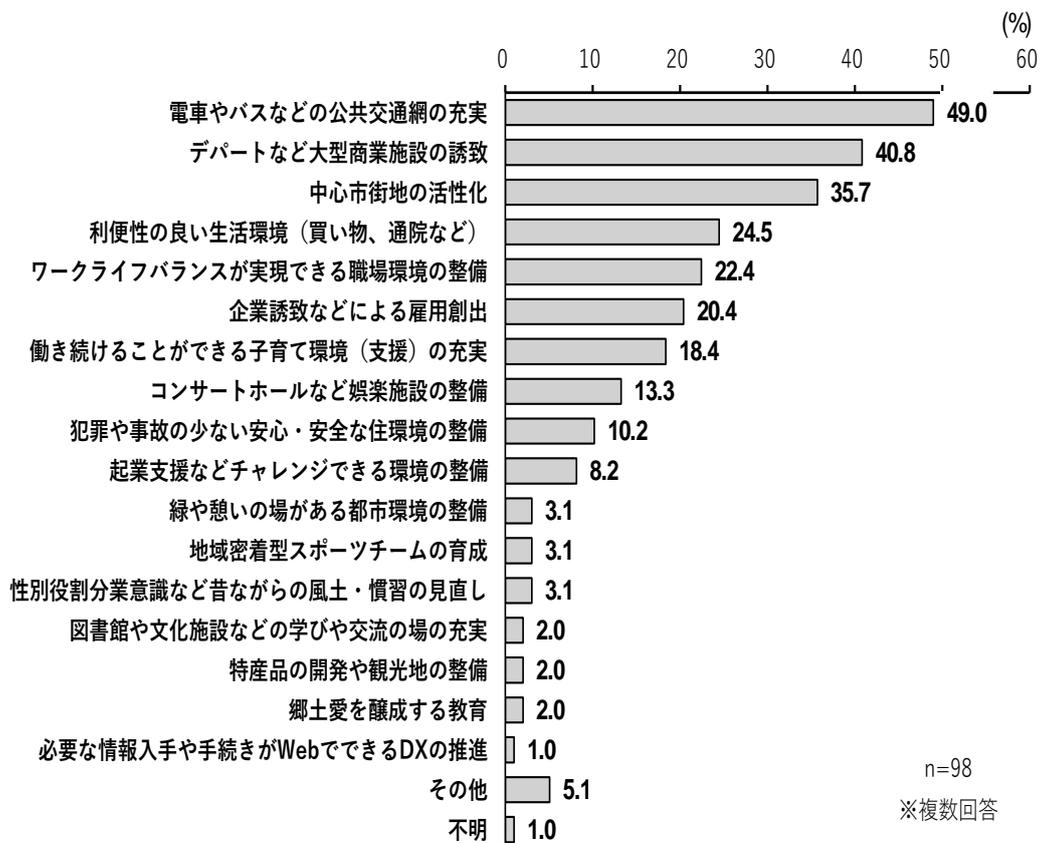
■「住みたくない」理由（※複数回答）



状況・
ポイント

- 宇部市が若者から選ばれるまちになるため行うべき取組については、「電車やバスなどの公共交通網の充実」が5割近くと最も多く、次いで「デパートなど大型商業施設の誘致」が4割程度となっている。
- 他には、「中心市街地の活性化」が3割超で、「利便性の良い生活環境(買い物、通院など)」「ワークライフバランスが実現できる職場環境の整備」「企業誘致などによる雇用創出」がいずれも2割超となっている。
- 宇部市が若者から選ばれるまちとなるためには、大型商業施設整備や中心市街地活性化等を通じたまちの賑わいづくりに加えて、公共交通網整備のほか、雇用創出・職場環境整備といった仕事に関する取組、日常の買い物や通院等の生活環境整備などの取組が必要と考えられる。

■ 宇部市が若者から選ばれるまちになるため行うべき取組（※複数回答）

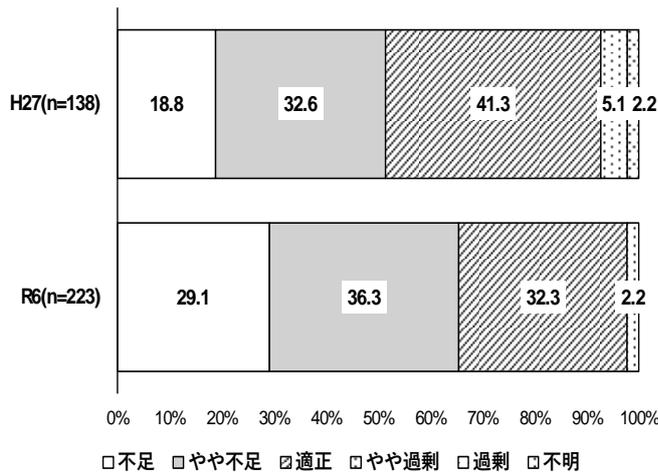


企業へのアンケート調査

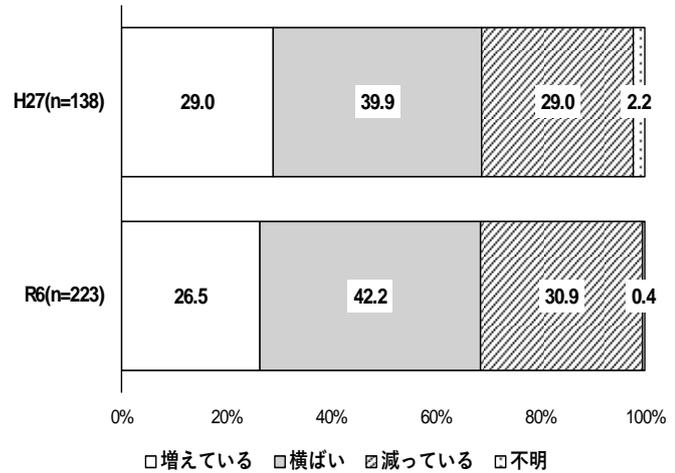
状況・
ポイント

- 正社員数の過不足については、「不足」と「やや不足」を合わせて6割超となっている。
- 正社員数の増減については、「減っている」企業が「増えている」企業を4ポイント程度上回っている。
- 正社員数が増えている要因については、「将来の人手不足に備える」、減っている要因については、「退職者数の増加」となっており、退職者増加⇒人手不足⇒正社員増加といった動きが市内企業において広がりつつあることが窺える。

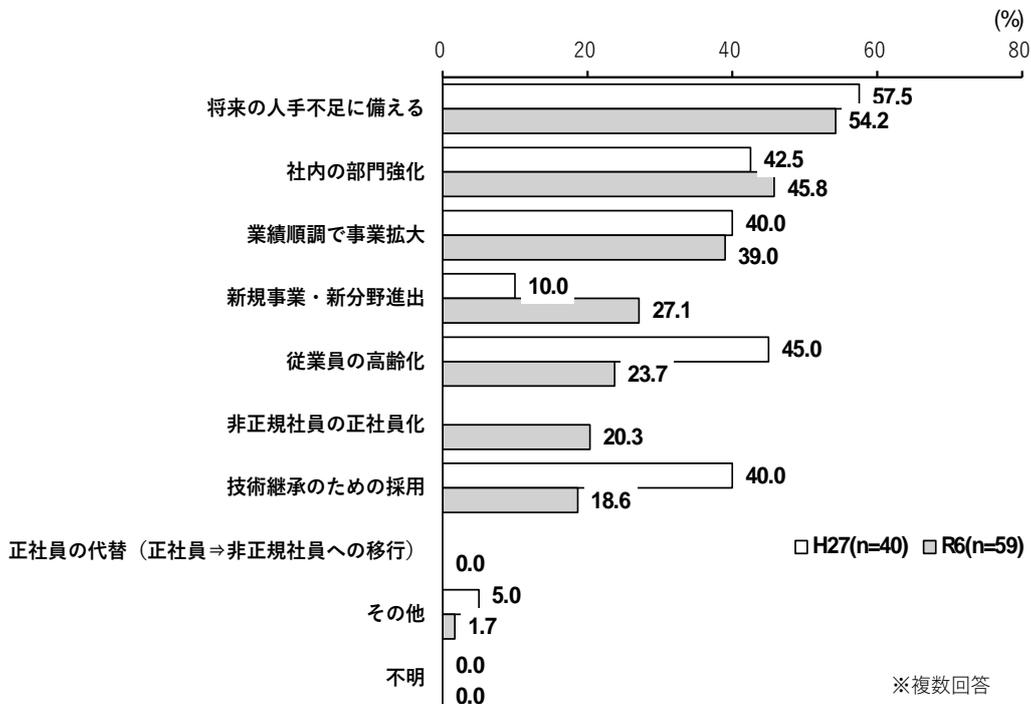
■ 正社員数の過不足



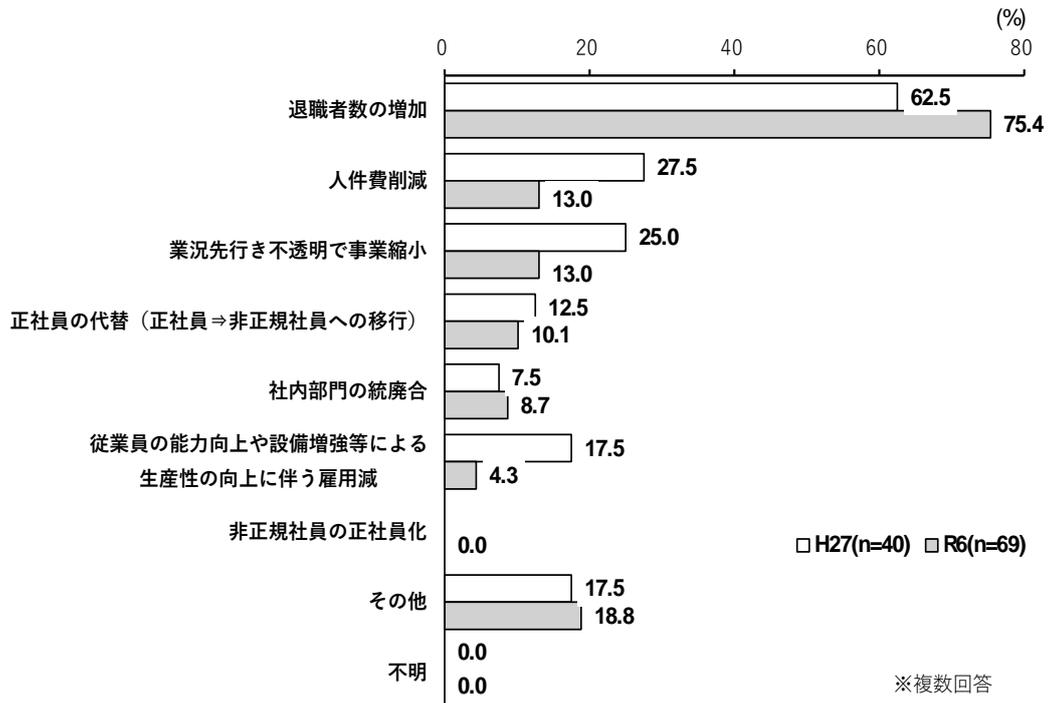
■ 過去5年間の正社員数の増減



■ 正社員数が増えている要因（複数回答）



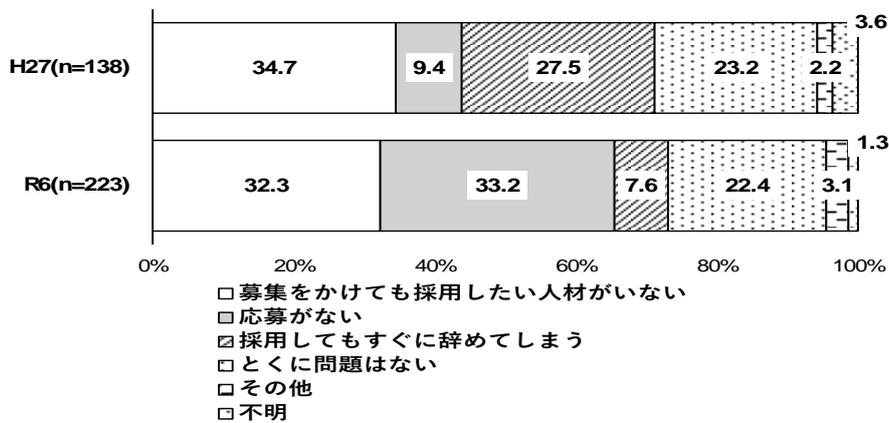
■正社員数が減っている要因（複数回答）



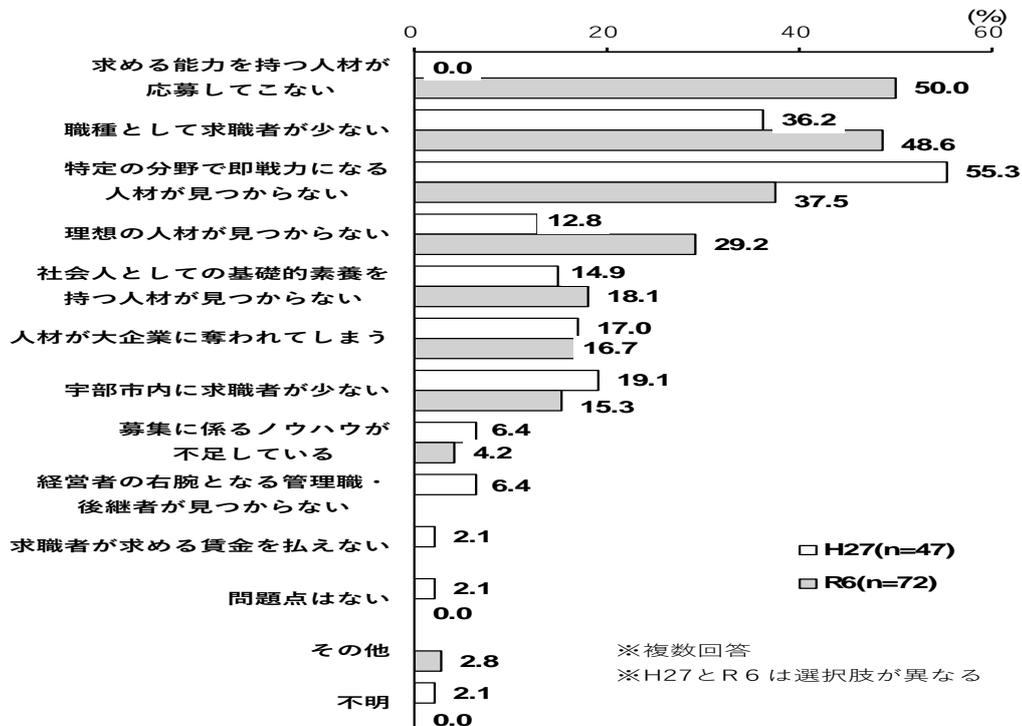
状況・ポイント

- 企業の人材募集についての課題では、「応募がない」と「募集をかけても採用したい人材がない」が3割超となっており、「募集をかけても採用したい人材がない」具体的な状況については、「求める能力を持つ人材が応募してこない」と「職種として求職者が少ない」が約5割、「特定の分野で即戦力になる人材が見つからない」が約4割となった。このことから、採用への応募自体を確保することと、企業と求職者の雇用・労働条件のマッチングに課題があると考えられる。
- 市内の新卒者の応募が雇用に繋がっていると回答した企業は、全体の6割超となっている。
- 市内の新卒者の応募が雇用に繋がっていない理由については、「職種として求職者が少ない」が約6割と最も多く、次いで「宇部市内に求職者が少ない」が約4割であることから、採用への応募自体を確保することに課題があると考えられる。

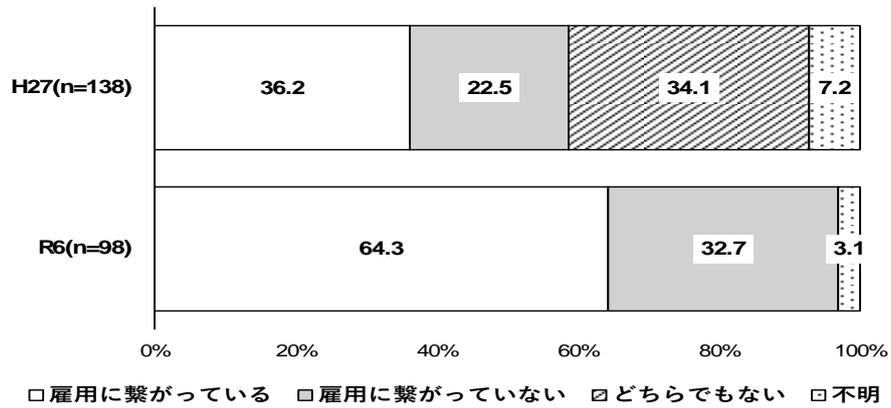
■人材募集についての課題



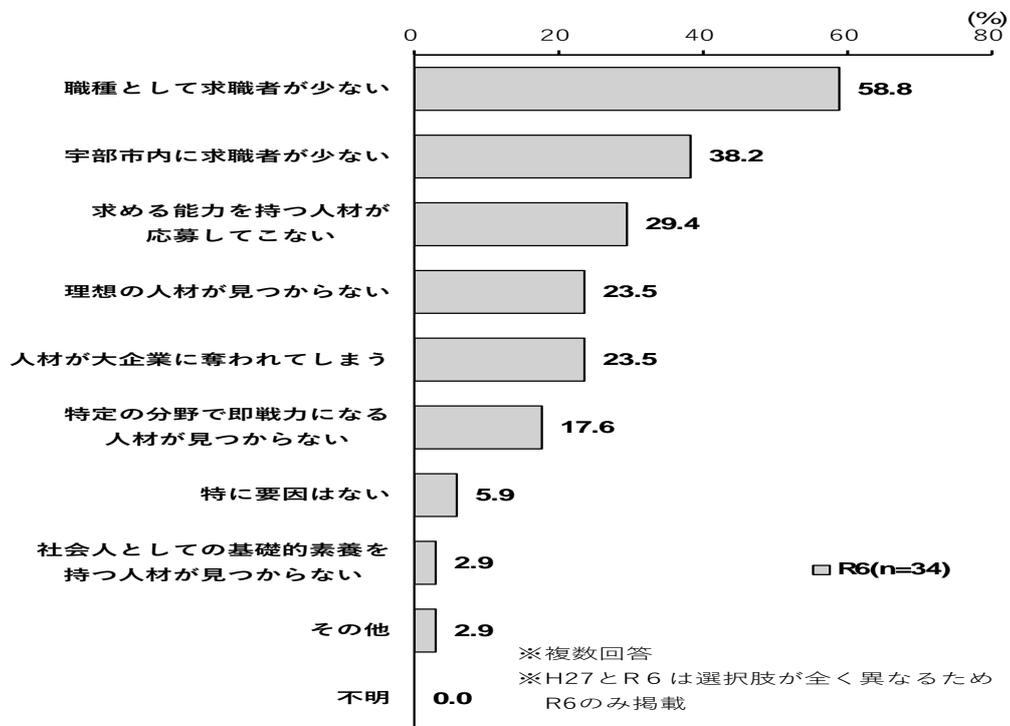
■「募集をかけても採用したい人材がない」状況（※複数回答）



■宇部市内の新卒者の応募が、雇用に繋がっているか



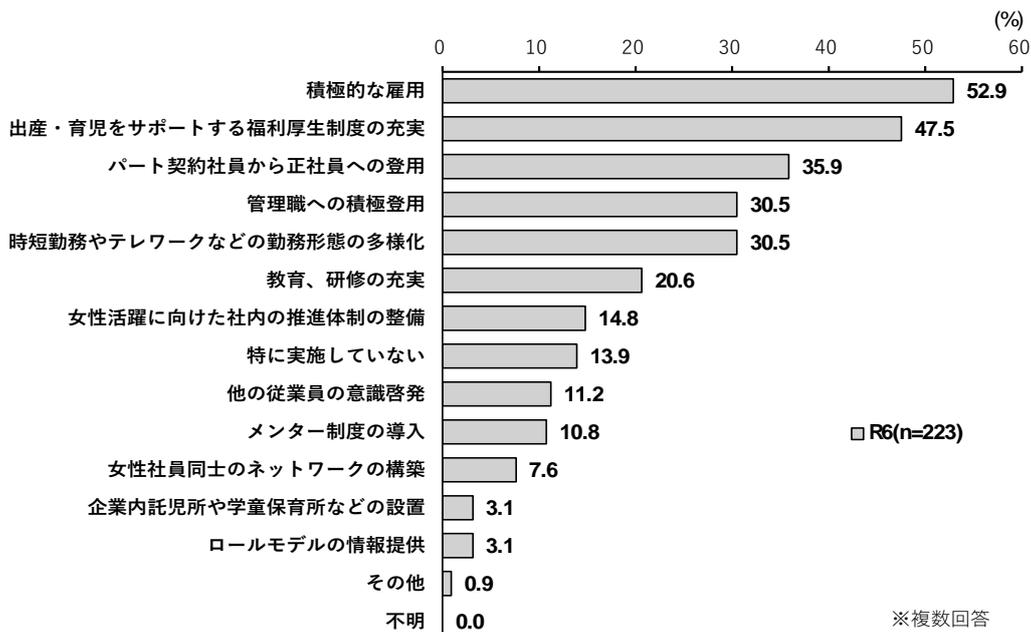
■雇用に繋がっていない理由（※複数回答）



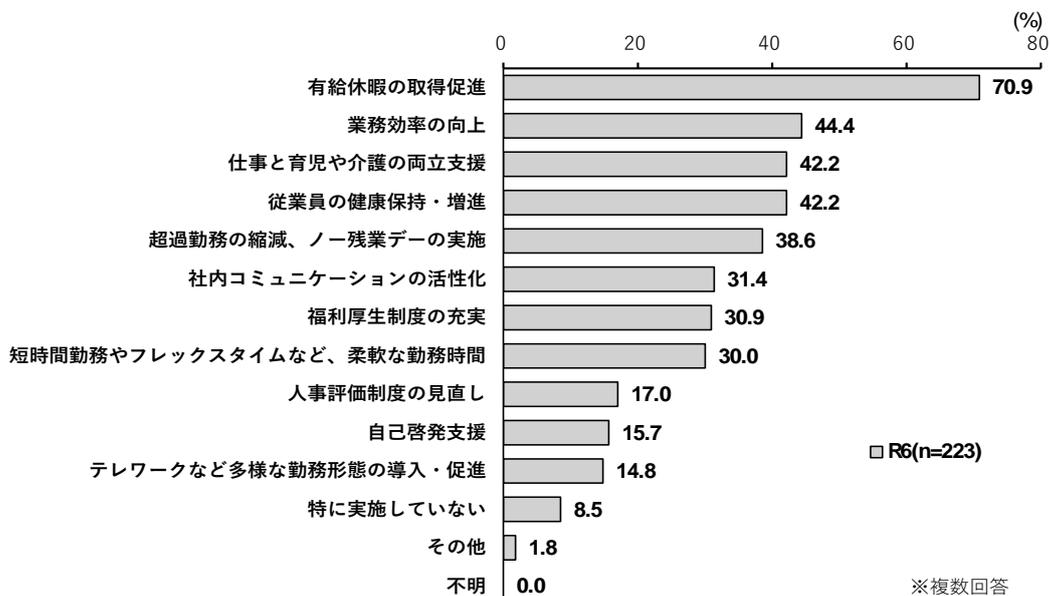
状況・
ポイント

- 女性社員活躍推進の取組については、「積極的な雇用」が5割超と最も多く、「出産・育児をサポートする福利厚生制度の充実」が約5割となったほか、「パート契約社員から正社員への登用」「管理職への積極登用」「時短勤務やテレワークなどの勤務形態の多様化」がいずれも3割を超えた。
- 一方で、「他の従業員の意識啓発」「メンター制度の導入」「女性社員同士のネットワークの構築」など、社員同士がサポートする取組は1割前後に留まっている。
- ワークライフバランス推進の取組については、「有給休暇の取得促進」が7割程度と圧倒的に多く、他には「業務効率の向上」「仕事と育児や介護の両立支援」「従業員の健康保持・増進」がいずれも4割を超えた。

■女性社員活躍推進の取組について



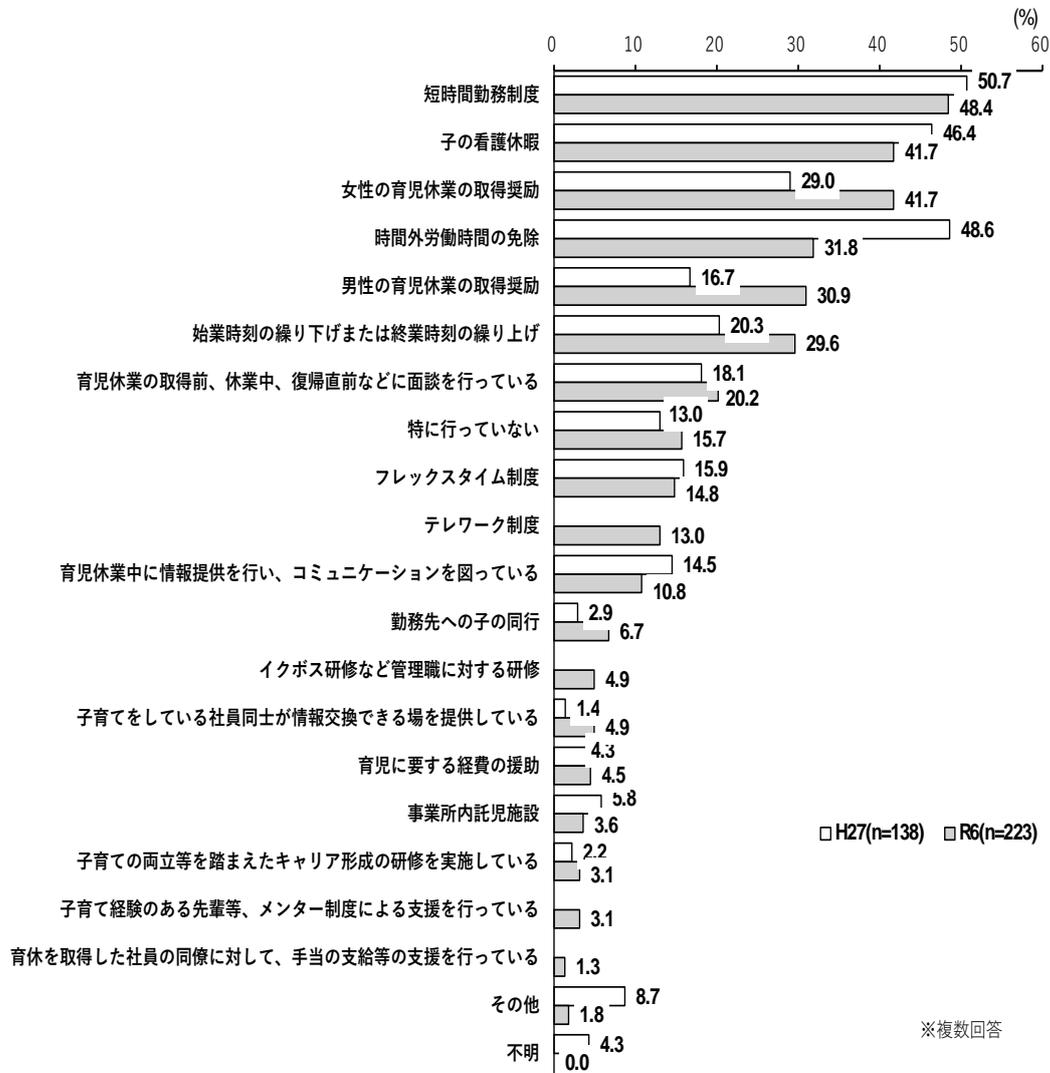
■ワークライフバランス推進の取組について



状況・
ポイント

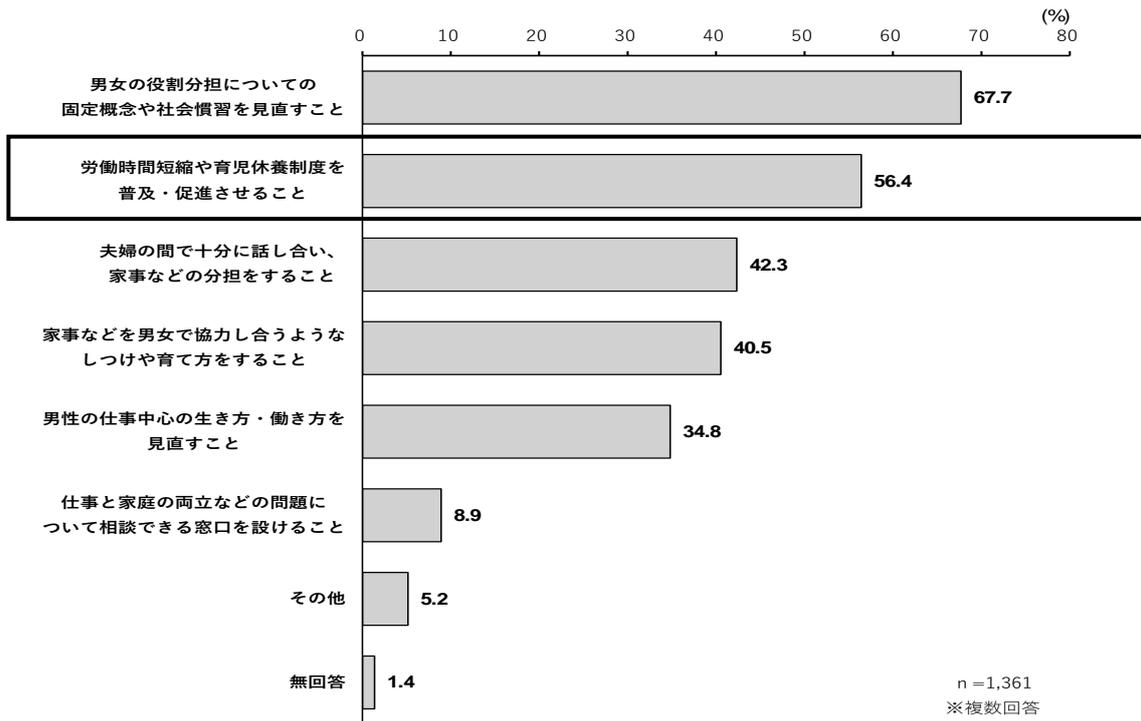
- 子育て支援の取組については、「短時間勤務制度」が約 5 割と最も多く、「子の看護休暇」「女性の育児休業の取得奨励」がいずれも 4 割を超えた。
- 県が実施した子育て支援・少子化対策に関する県民意識調査においては、労働時間の短縮や勤務時間に関する制度の充実を求める声が挙がっており、より多くの企業でこれらの取組を実施することで、子育てしやすい環境整備につながると考えられる。

■ 子育て支援の取組

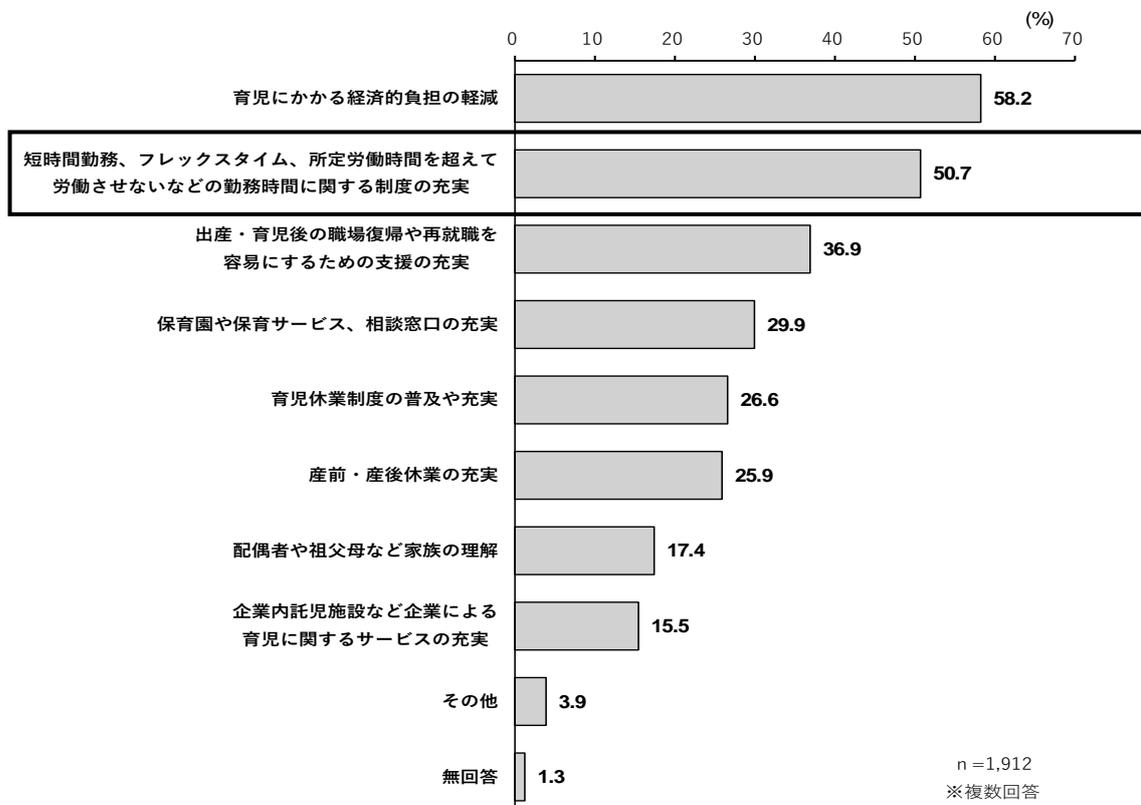


[参考] 令和5年度 子育て支援・少子化対策に関する県民意識調査報告書（山口県）

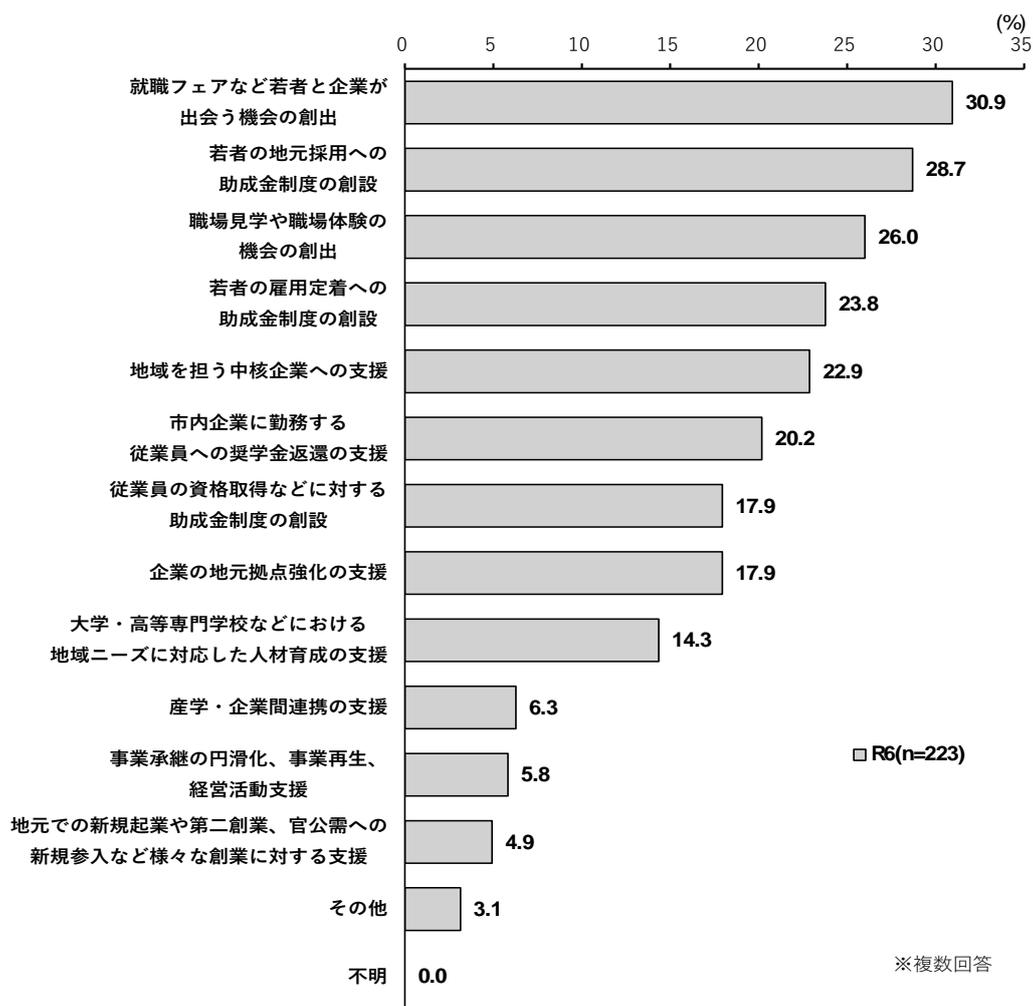
■男女ともに子育てに積極的に参加していくために必要なこと



■出産・育児と職業生活を両立しやすくするために必要なこと



■若者の雇用創出・雇用定着推進策（※複数回答）

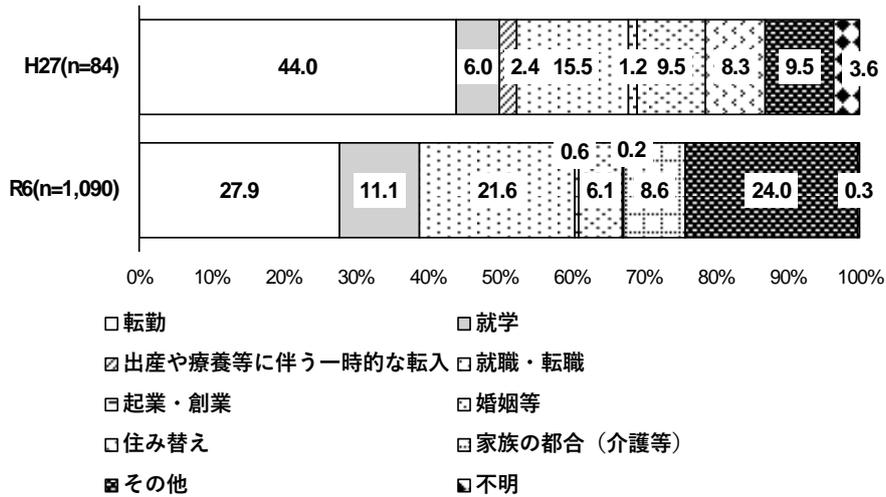


転入・転出者アンケート調査

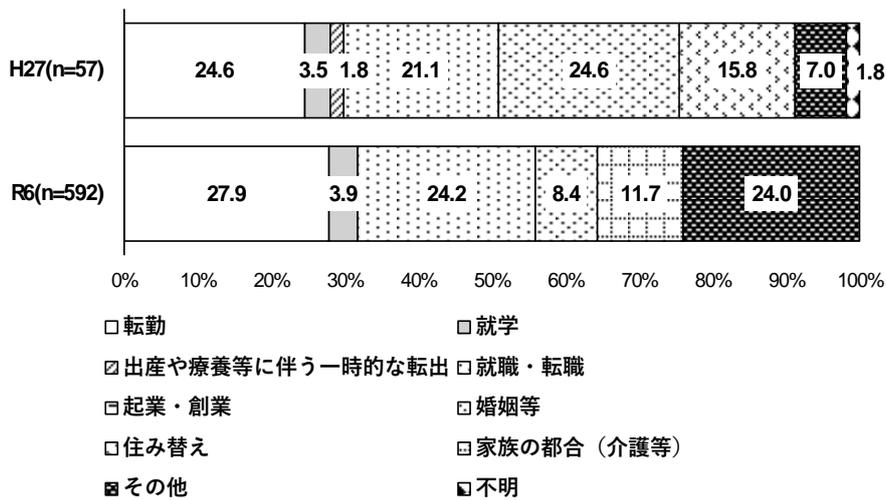
状況・ポイント

- 宇部市への転入の最も大きなきっかけについては、「転勤」が約 3 割と最も多く、「出産や療養に伴う一時的な転入」も 2 割を超えた。
 - 宇部市からの転出の最も大きなきっかけについては、「転勤」が約 3 割と最も多く、「出産や療養に伴う一時的な転出」も 2 割を超えた。
- * 転入・転出いずれも、「その他」の詳細な要因は不明

■ 転入の最も大きなきっかけ

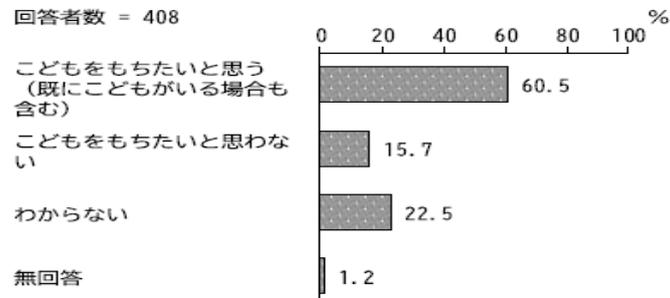


■ 転出の最も大きなきっかけ

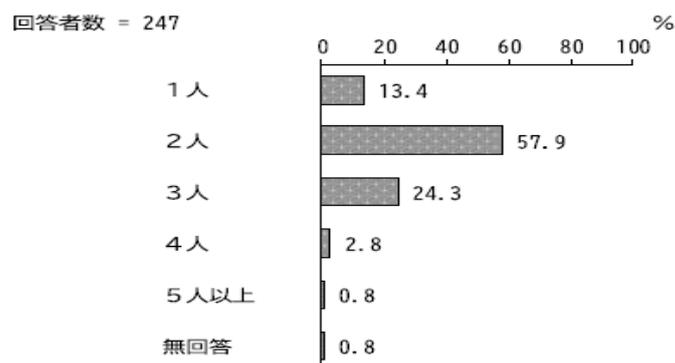


(2)子ども・若者についてのアンケート調査（令和6年7～8月実施、15～39歳市民対象）

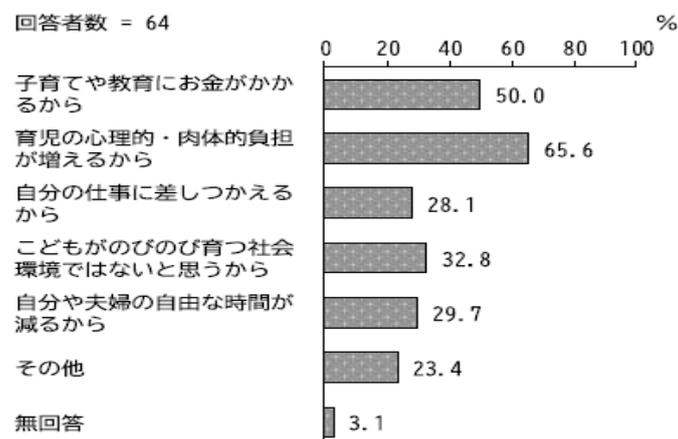
- ❖ 子どもをもつことについて：将来子どもをもつことについての考えは、「子どもをもちたいと思う（既に子どもがいる場合も含む）」が6割と最も多く、次いで「わからない」が2割超、「子どもをもちたいと思わない」が1割台半ばとなっている。



- ❖ 希望する子どもの人数：「子どもをもちたいと思う」と回答した人の希望する子どもの人数については、「2人」が約6割と最も多く、次いで「3人」が約4分の1、「1人」が1割超となっている。



- ❖ 子どもをもちたいと思わない理由：「子どもをもちたいと思わない」理由については、「育児の心理的・肉体的負担が増えるから」が6割台半ばと最も多く、次いで「子育てや教育にお金がかかるから」が5割、「子どもがのびのび育つ社会環境ではないと思うから」が約3分の1となっており、精神面・身体面と経済面、及び社会環境に関する理由が大きくなっている。

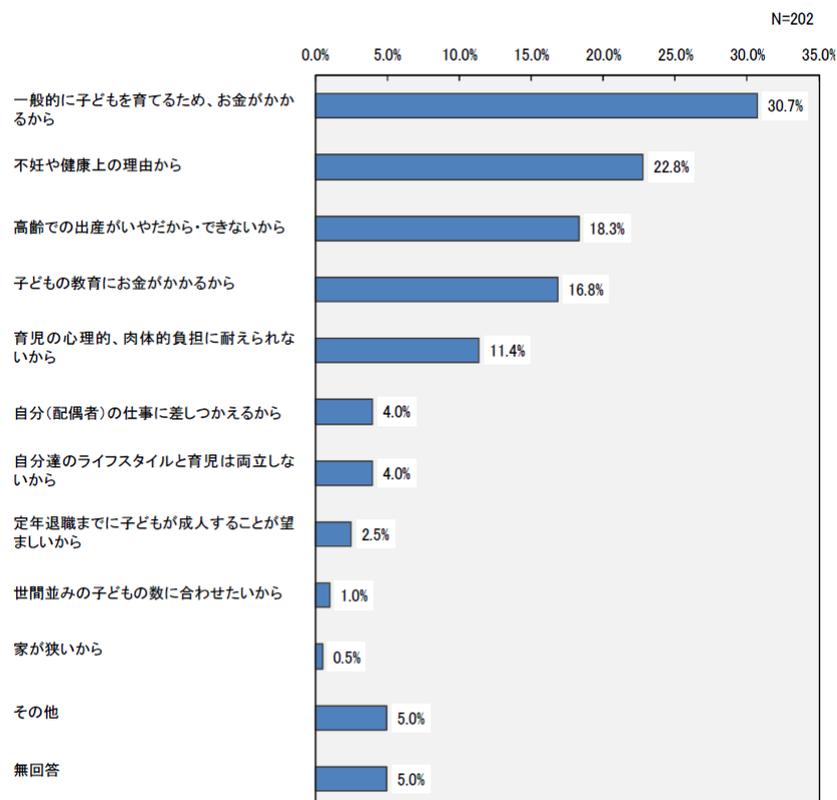


[参考] 令和5年度 子育て支援・少子化対策に関する県民意識調査報告書（山口県）

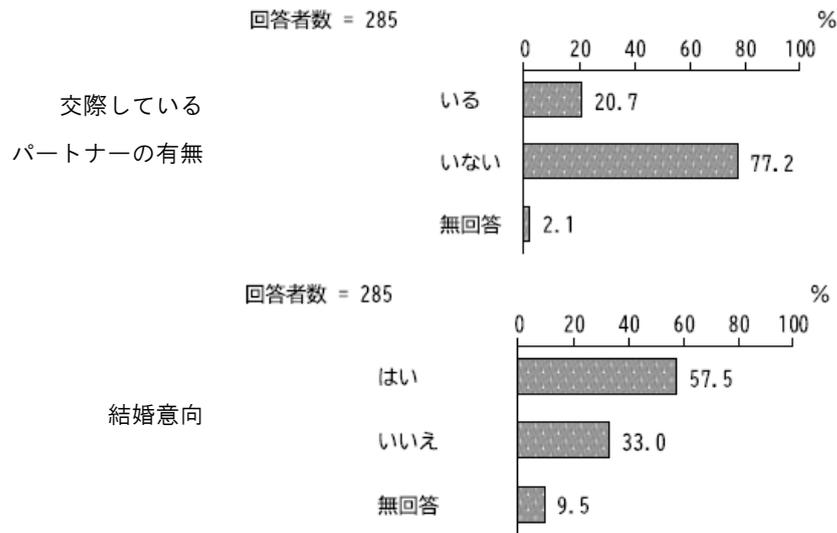
- ❖ 既婚者の子どもの数と理想の子どもの数：現在の子ども数が「0人」または「1人」の割合の合計が約3割であるのに対して、理想の子どもの数が「0人」または「1人」という回答は合計で7%と非常に少なく、理想と同じ数の子どもが持てない既婚者が多いことが分かる。



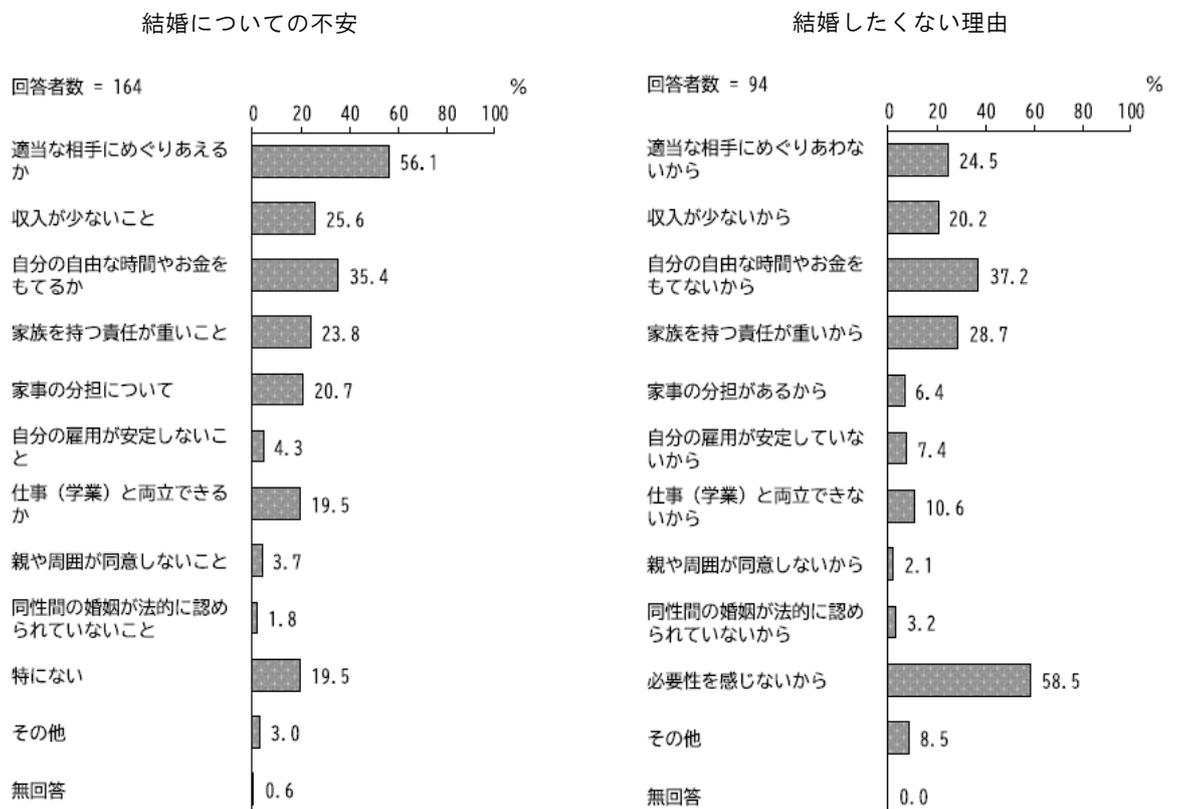
- ❖ 理想とする子どもの数を持てない理由：その理由については、「一般的に子どもを育てるのに、お金がかかるから」が最も多く、次いで「不妊や健康上の理由から」「高齢での出産がいやだから・できないから」とあり、経済面と身体面の理由が大きくなっている。



- ❖ 未婚者の交際相手の有無と結婚意向：交際しているパートナーの有無については「いる」が2割程度、「いない」が約8割となっている。結婚して家庭を持ちたいかについては、「はい」が約6割で、「いいえ」を20ポイント超上回っている。

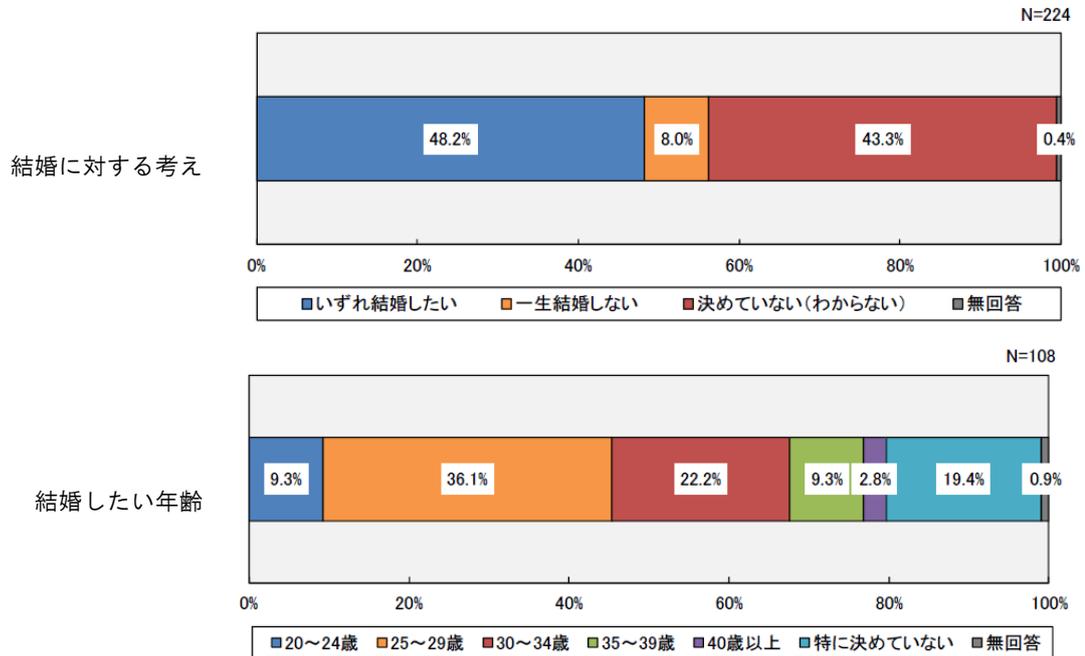


- ❖ 結婚についての不安と結婚したくない理由：結婚意向について「はい」と回答した人の不安は、「適当な相手にめぐりあえるか」が5割台半ばと最も多く、次いで「自分の自由な時間やお金をもてるか」が3割台半ば、「収入が少ないこと」が4分の1となっている。一方、結婚意向について「いいえ」と回答した人の理由は、「必要性を感じないから」が約6割と最も多く、次いで「自分の自由な時間やお金をもてないから」が約4割、「家族を持つ責任が重いから」が約3割となっている。



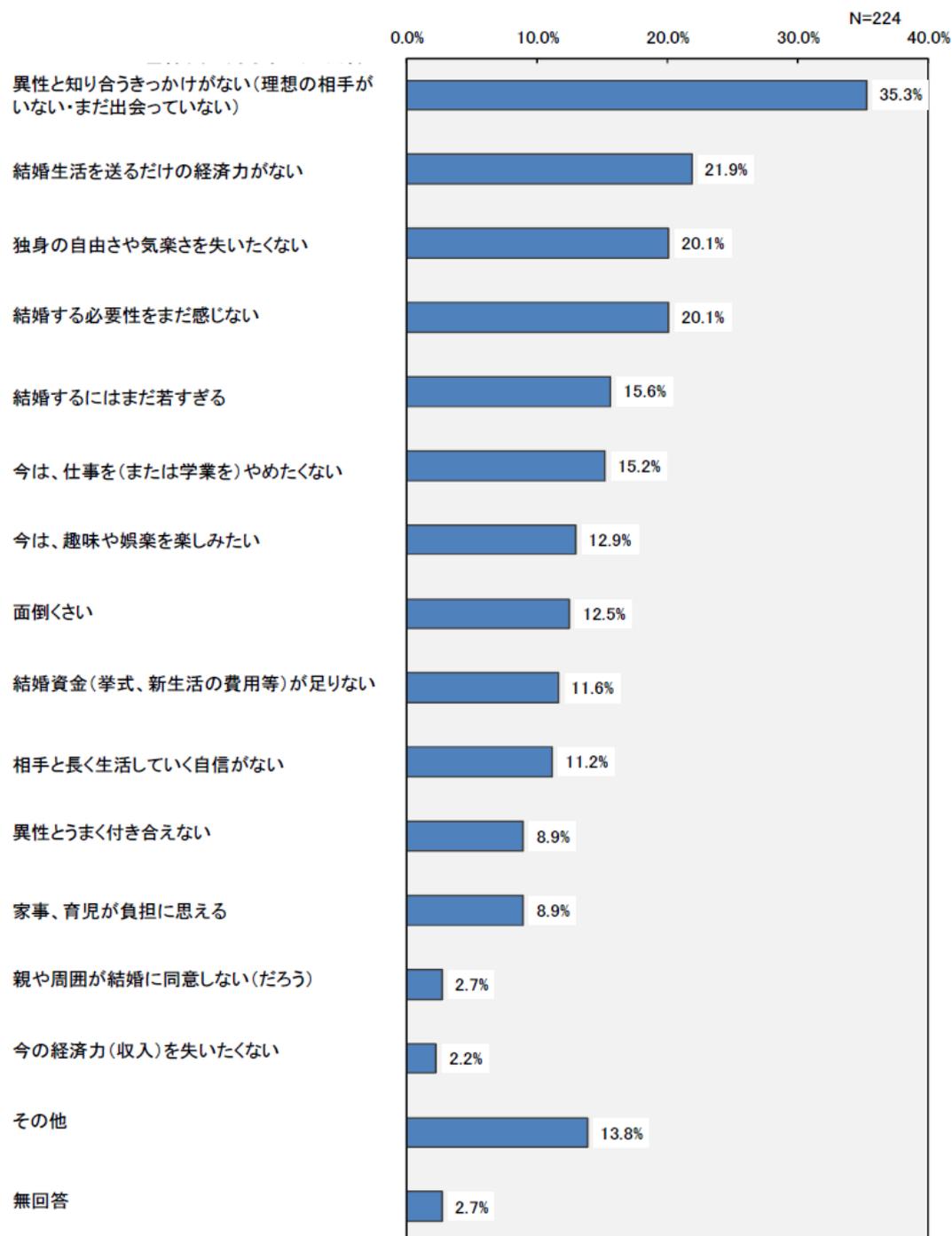
[参考] 令和5年度 子育て支援・少子化対策に関する県民意識調査報告書（山口県）

- ❖ 未婚者の結婚に対する考えと結婚したい年齢：「いずれ結婚したい」が半数程度であり、「決めていない(わからない)」が4割超となっている。結婚したい年齢については、20代で結婚を希望する人が4割超と、30代での結婚意向を持つ人を10ポイント超上回っている一方、「特に決めていない」が2割近くとなっている。



[参考] 令和5年度 子育て支援・少子化対策に関する県民意識調査報告書（山口県）

- ❖ 独身の理由：独身である理由については、「異性と知り合うきっかけがない(理想の相手がいらない・まだ出会っていない)」が3割超と最も多く、次いで「結婚生活を送るだけの経済力がない」「独身の自由さや気楽さを失いたくない」「結婚する必要性をまだ感じない」がいずれも2割超となっている。



2 目指すべき将来の方向

人口の現状や将来推計、アンケート等を基に、本市の人口減少に対する目指すべき将来の方向を整理します。

本市の人口は、平成7年(1995年)にピークを迎えて以降、年々減少しています。特に、近年は転出超過による社会減より、少子高齢化の進展に伴う自然減が人口減少の主な要因となっており、人口減少数は拡大傾向にあります。

また、社会増減は概ね均衡しているものの、18歳から35歳までの若者や子育て世代が東京圏や九州地方に多く転出していく状況が続いています。

このまま人口減少が進むと、労働力不足や需要の減少、民間投資の収縮を招き、地域の経済規模が縮小するほか、税収減による社会生活サービスの低下、市内産業の衰退や、それに伴う買い物、医療、公共交通など日常生活に必要な生活サービス機能の維持が困難になり、市民生活の利便性が損なわれることにより、さらなる人口の流出という悪循環に陥っていくことが危惧されます。

このため、自然減、社会減それぞれの要因に応じて適切な対策を講じる必要があります。

加えて、対策を進めたとしても、少子高齢化の進展に伴い、しばらくは自然減による人口減少は続く見通しであるため、人口減少下においても、安心して快適に暮らすことができ、一人ひとりが多様な幸せ(well-being)を実現できる社会を目指すための人口減少社会への対応も重要となります。

(1)自然減への対策

女性や若者、20代半ばから40代までの子育て世代に本市での生活を選択してもらうことが重要になります。

本市が令和6年度に実施した「こども・若者についてのアンケート調査」や、県が令和5年度に実施した「子育て支援・少子化対策に関する県民意識調査」によれば、出産・育児の精神的・肉体的負担や養育費などの金銭的な負担などの理由により、子どもを持つことに前向きになれない若者や理想の子ども数を持たない既婚者が多いと考えられます。さらに、結婚する相手と知り合うきっかけがないことや、経済力が伴わないこと、結婚後の将来設計が描けないことなどが、未婚化や晩婚化を促進していることに加え、働く女性が増えることにより、家庭と仕事の両立に不安を抱えている現状が明らかになりました。

このため、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援の充実に加え、女性の暮らしやすさ向上や、若者が結婚や子どもをもつことに希望を持てる社会の実現に取り組みます。

(2)社会減への対策

学生をはじめとする若者の流出に歯止めをかけることが重要となります。

高校生や大学生等へのアンケート調査によると、卒業後に本市に就職を希望する学生は、高校生は全体の3割程度、大学生等は全体の1割程度となっており、その主な理由として、高校生、大学生等ともに「希望する就職先がないから」が最も多く、大学生等は「他の地域の方が交通機関や買い物など、生活するのに便利だから」などの意見も多くあります。

これらのことから、若者の定着のためには、デジタルやグリーンなどの新しい視点を踏まえた、産業振興による魅力ある雇用の創出や働きやすい職場環境づくりに加え、まちの魅力や生活の利便性向上、若者が活躍できる場づくりなどに取り組みます。

また、一度市外に出たとしても将来戻って来てもらえるよう、学生の中に職業体験イベントや彫刻清掃など、地元や企業を知ることにつながる地域での学びや体験などの機会を通じて、若者のシビックプライドを醸成していきます。

さらに、地方移住への関心の高まりや、テレワーク等による時間や場所に捉われない「新しい働き方」の普及といった、近年の環境変化を好機と捉え、市外・県外からの流入を増やす観点から、経済的支援や情報発信、相談対応の強化等によりUターン・移住定住を促進していきます。

(3)人口減少社会への対応

女性や高齢者、障害者、外国人など多様な人材の一層の社会参画を促進するとともに、デジタル技術を活用した担い手不足の解消や地域課題の解決を図り、併せて地域資源を活かした地域活性化や魅力向上の取組を進めることで、人口減少下でも誰もが便利で快適に暮らせる活力ある社会を実現します。

また、都市機能や日常生活サービス機能を維持するため、将来的には、コンパクトシティ化と公共交通ネットワークの再構築により、行政サービスの効率化を推進します。

以上を踏まえ、「まち」・「ひと」・「しごと」の好循環を確立するための様々な施策に取り組んでいきます。

3 人口の将来展望

目指すべき将来の方向を踏まえた施策の効果を見込み、国長期ビジョンや県人口ビジョンの方向性を勘案した合計特殊出生率と移動率の設定を行い、人口の将来展望を整理します。

(1)自然減の抑制

本市の令和5年(2023年)合計特殊出生率は1.43(令和4年比+0.02ポイント)となっています。結婚、妊娠、出産、子育てしやすい環境の整備やワークライフバランスの推進、女性の暮らしやすさ向上により毎年0.02ポイントずつ向上させ、令和22年(2040年)までに県の希望出生率1.70を達成し、それ以降維持するものと仮定します。(参考)合計特殊出生率の人口置換水準は概ね2.07

(2)社会減の克服

子ども・若者の本市への誇りや愛着を醸成するとともに、宇部市で働きたい、宇部市で暮らしたいと思えるよう、産業力の強化に加え、若者が活躍できる場づくりやにぎわいのあるまちづくりを進めることで、令和12年(2030年)までに移動均衡を達成し、それ以降維持するものと仮定します。

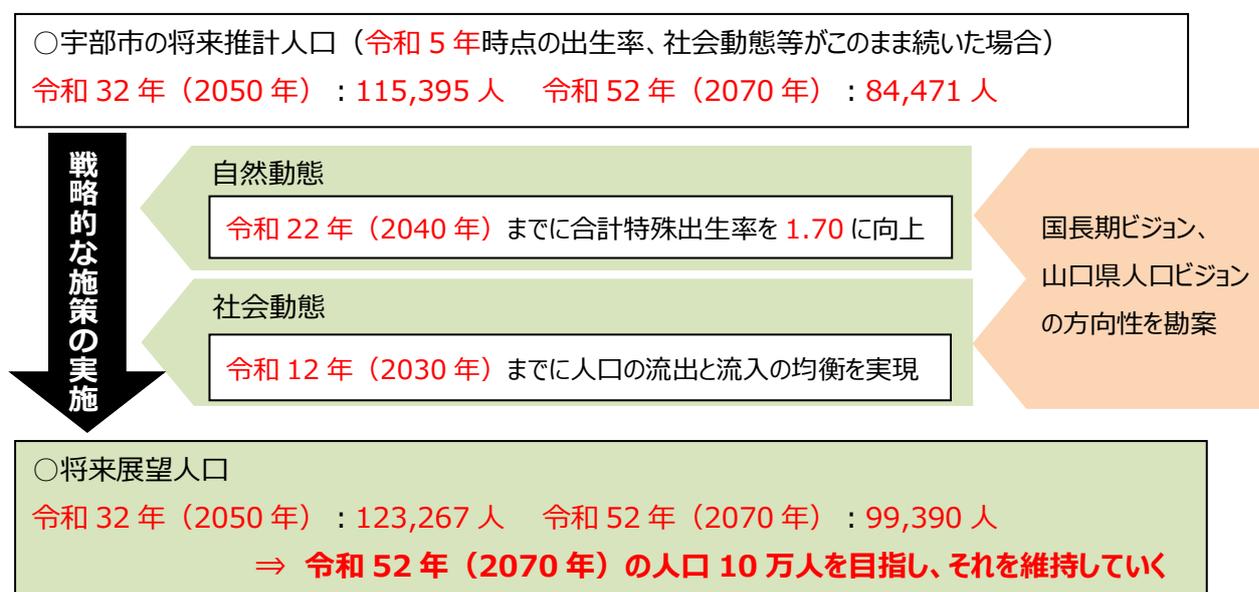
(3)人口減少社会への対応

少子高齢化の進展による担い手不足に対応していくため、多様な人材の活躍を推進することに加え、デジタル技術の活用やコンパクトシティ化などにより、誰もが安心安全に暮らせる持続可能なまちづくりを進めます。

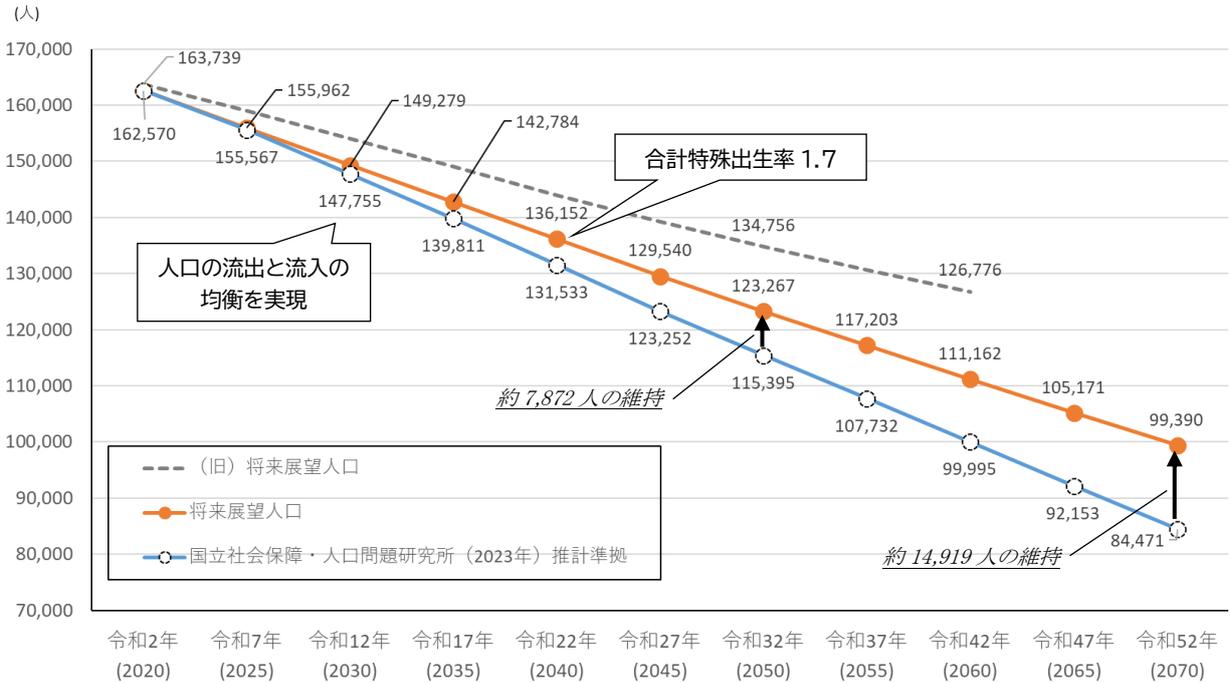
(4)人口の将来展望

こうした条件を実現することにより、令和32年(2050年)の人口は123,267人、令和52年(2070年)の人口は99,390人と推計され、現在の人口動向がこのまま推移する場合と比較して、令和32年(2050年)に約7,900人、令和52年(2070年)には約14,900人の施策効果が見込まれます。

なお、高齢化率は令和32年(2050年)から低下し始めますが、令和2年(2020年)の33.5%から令和52年(2070年)は35.8%に上昇します。



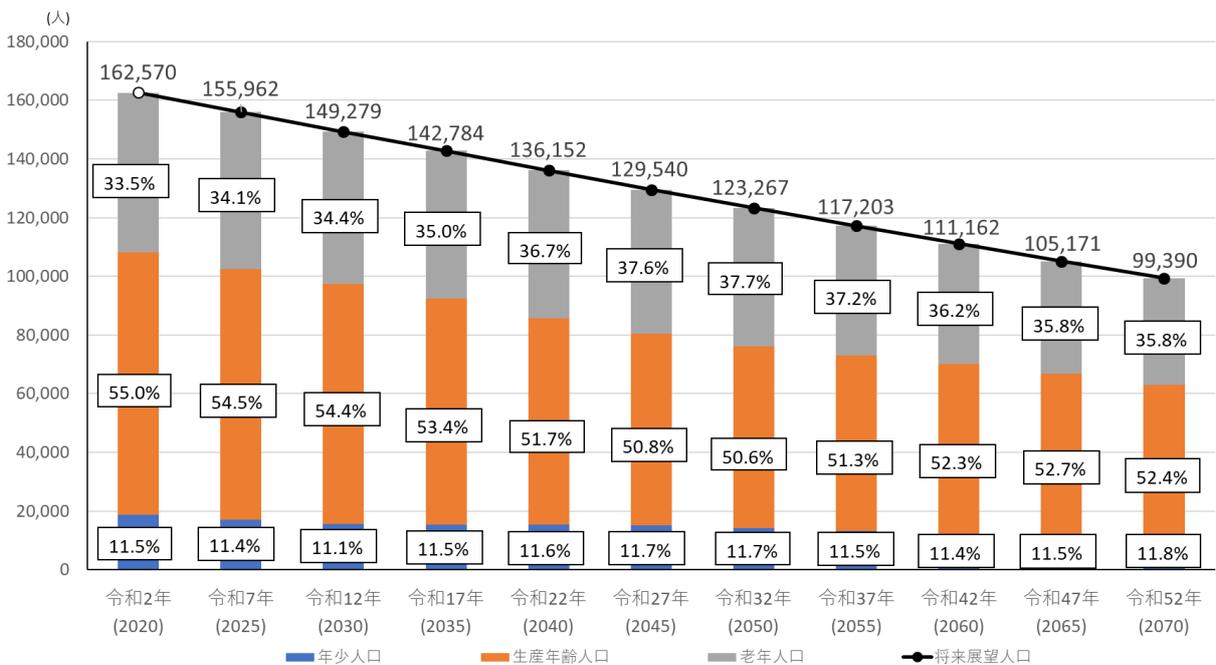
[将来展望人口の推移]



	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42	R47	R52
将来展望人口	162,570	155,962	149,279	142,784	136,152	129,540	123,267	117,203	111,162	105,171	99,390
社人研推計	162,570	155,567	147,755	139,811	131,533	123,252	115,395	107,732	99,995	92,153	84,471
差	0	395	1,524	2,973	4,619	6,288	7,872	9,471	11,167	13,018	14,919

※R2は国勢調査による実績値

[将来展望人口における年齢3区分の推移]



参考 用語解説

行	用語	説明
あ行	イクボス	部下の育休取得や短時間勤務などがあっても、業務を滞りなく進めるために業務効率を上げ、仕事と私生活を両立できるように配慮し、自らも仕事と私生活を充実させている管理職のこと
	移動均衡	数が釣り合う状態。転出と転入の移動が同数となる状態
	移動率	全人口に対する移動者数の比率
か行	核家族化	核家族とは、一組の夫婦と未婚の子、一人親世帯又は、夫婦のみの世帯のいずれかから成る家族構成のこと。3 世代家族世帯が減少し核家族が増加していくことを核家族化と呼ぶ。
	稼ぐ力	修正特化係数の対数変換値。市のある産業の従業者比率を日本全体の従業者比率で割った値で、それを自足率で調整したもの。稼ぐ力が高いほど、地域外からお金を稼ぐ力が強い産業だといえる。
	完全失業率	完全失業者数を労働力人口で割ったもの
	高齢化率	総人口に占める 65 歳以上人口(老年人口)の割合
	国立社会保障・人口問題研究所(社人研)	厚生労働省に設置された国立の政策研究機関。社会保障と人口問題の政策研究を行う機関
	合計特殊出生率	15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が、その年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
	雇用力	その産業の従業者比率、就業者の割合のこと。雇用力が大きいものほど、多くの雇用を生み出す産業である。
	婚姻率	人口全体に対する結婚の発生頻度を表す指標
	コンパクトシティ	生活利便性の維持・向上や地域経済の活性化、行政サービスの効率化を目的に、居住や生活サービス機能を集積したまち
さ行	自然減	人口の自然減。出生児より死亡者が多いこと
	自然増減	人口動態に関する統計で、出生・死亡に伴う人口の増減
	自然動態	一定期間における出生・死亡に伴う人口の動態のこと
	市内総生産	1年間に市内で行われた各経済活動部門の生産活動によって新たに生み出された付加価値の貨幣評価

行	用語	説明
さ行 続き	市民所得	市内あるいは市民の1年間の生産活動によって新たに生み出された価値(付加価値)のこと
	社会増減	人口動態に関する統計で、転入・転出による人口の増減
	社会動態	一定期間における転入・転出に伴う人口の動態のこと
	就業率	15歳以上の人口の中で、実際に働いている人の割合
	出生率	一定期間の出生数の人口に対する割合。人口1,000人当たりの年間の出生児数の割合のこと
	純移動率	転入率－転出率。移動による人口の変化率
	死亡率	一定期間の死亡数の人口に対する割合。人口1000人当たりの年間の死亡者数の割合のこと
	人口置換水準	人口が長期的に増えも減りもせず一定を保つために必要な合計特殊出生率の水準
	人口動態	自然動態と社会動態を合わせた人口の動態のこと
	生産年齢人口	生産活動の中心となる15歳～64歳以上の人口
	生残率	ある集団が一定期間後に生き残っている割合
た行	大都市圏	ここでは、関東、中部、関西地方を指す
	地域コミュニティ	共通の生活地域で住民相互の交流が行われている社会、あるいは集団・団体のこと
	転出率	地域からの転出者数／地域人口
	転入率	地域への転入者数／地域人口
	特化係数	その地域の対象産業が、どれだけ特化しているかを見る係数。その地域の対象産業の従業者比率を、全国の対象産業の従業者比率で除して算出される。値が1以上であれば、全国水準よりも従業者比率が高く、特化した産業であると言える。
な行	年少人口	0～14歳の人口
	年齢3区分人口	15歳未満人口、15～64歳人口、65歳以上人口に区分した人口

行	用語	説明
は行	晩婚化	平均初婚年齢が以前と比べて高くなる傾向を示す。
	晩産化	平均初産年齢が以前と比べて高くなる傾向を示す。
	付加価値額	企業がその年に生み出した利益のこと。経営向上の程度を示す指標
	複合サービス事業	信用事業、保険事業又は共済事業と併せて複数の大分類にわたる各種のサービスを提供する事業所であって、法的に事業の種類や範囲が決められている郵便局、農業協同組合等が分類される。
ま行	メンター制度	会社や配属部署における上司とは別に、指導・相談役となる先輩社員がサポートする制度のこと
や行	有効求人倍率	有効求職者数に対する有効求人数の比率。有効求人（求職）とは、新規求人（求職）と、前月から繰り越された求人（求職）とを合計したもの
ら行	流入人口	他の区域から当該区域へ通勤・通学する人口
	流出人口	当該区域から他の区域へ通勤・通学する人口
	労働力人口	15歳以上で、労働する能力と意思をもつ人の数
	老年人口	65歳以上の人口



宇部市人口ビジョン 改訂版

令和7年（2025年）3月

宇部市総合政策部政策企画課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL : 0836-34-8113 FAX : 0836-22-6063

(素案)

第2期 宇部市

まち・ひと・しごと創生総合戦略

(改訂)

〈暮らしてよし、働いてよしの市民が誇りを持てるまちづくりを継承〉

～多様な産業で輝く宇部SDGs未来都市～

令和2年(2020年)3月

令和4年(2022年)3月改訂

令和7年(2025年)3月改訂

UBE 宇部市

未来を彫刻するまち

目次

I はじめに	3
1 改訂趣旨	3
2 第1期「総合戦略」の取組の検証	3
3 人口の現状	6
4 基本的な施策の方向	7
5 (改訂版) 第2期「総合戦略」の位置づけ	7
6 第2期「総合戦略」の対象期間	8
II 政策の基本目標	9
施策体系	16
III 具体的な施策展開	19
基本目標1 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえ、子どもの夢を育む教育を推進する	19
基本目標2 「稼ぐ力」を強化するとともに、安心して働けるようにする	28
基本目標3 関係人口を増やし、新しいひとの流れをつくる	36
基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる	41
横断的な目標1 多様な人材の活躍を推進する	51
横断的な目標2 新しい時代の流れを力にする	55
IV 総合戦略の推進体制	59
1 総合戦略の推進体制	59
2 総合戦略の進行管理	59
施策とSDGs 関連表	60
参考 目標指標	62
参考 用語解説	67

I はじめに

1 改訂趣旨

急激な人口減少と超高齢社会が進展する中、国においては、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的に、2014年11月、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、これに基づき、第1期（2015年度～2019年度）「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）が策定されました。さらに、2019年には、第1期で進められてきた施策の検証を行い、「継続は力なり」という姿勢を基本にして、2020年度を初年度とする5か年の目標や施策の方向性を取りまとめた第2期の「総合戦略」が策定されました。

一方、本市では、国の「総合戦略」を踏まえて、2015年10月に、第1期「宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2015年度～2019年度）を、2020年3月に第2期「宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020年度～2024年度）を策定し、「多様な産業で輝く宇部SDGs未来都市」の推進に向けた取組を展開しています。こうした中、国においては、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現に向け、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化させることとし、2023年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を新たに策定しました。これを踏まえ、第2期「宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を見直すこととします。

2 第1期「総合戦略」の取組の検証

第1期「総合戦略」は、国の第1期「総合戦略」が示す「安定した雇用を創出する」「新しい人の流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「地域資源を活用した多様な地域社会の形成を目指す」の4つの基本目標に、「にぎわいエコまち計画」に基づく都市基盤の整備」を加えた5つの基本目標を定め、35の施策を展開してきました。

基本目標1 安定した雇用を創出する

若い世代の流出に歯止めをかけ、活力あるまちづくりを進めるため、若い世代が安心して働くことができる安定した雇用の創出に向けて、起業・創業の支援や観光産業の振興、6次産業化の推進などに取り組んだ結果、雇用創出人数は累計で3,400人、創業実現件数は累計で154件といずれも2014年度から数値が増加しており、一定の成果が表れています。

一方で、若者の定着を図るため、中小企業の人材確保対策などに取り組んできましたが、大学生や高校生の市内就職率は、横ばいで伸び悩んでいます。

基本目標2 新しい人の流れをつくる

転入者や交流人口の増加に向けて、U I Jターンによる移住定住の促進やときわ公園の魅力向上、アートによるまちづくりの推進などに取り組んできました。

その結果、移住定住の取組などの成果もあって、転出超過数が2014年度数値から減少するなど、

社会減対策の効果が表れ始めています。

また、交流人口の指標となる観光客数は、ときわ公園の整備等により、2014年度の107万人から2018年度時点では170万人となっており、取組の成果が表れています。さらに、これまで交流を重ねてきたスペインのカステージョ市と文化・スポーツ・教育・経済などあらゆる面での交流を目的に、姉妹都市を締結しました。

今後は、引き続き、転出者と転入者の均衡を図ることを目指して、移住人口や交流人口の増加対策を推進するとともに、地域に継続的に関わる関係人口の創出にも取り組む必要があります。

【トピックス】

2020年版「住みたい田舎」ベストランキング(「田舎暮らしの本」(株)宝島社)

『総合部門 第1位』(人口10万人以上の大きなまち)に選ばれました。

※230項目のアンケート内容に629自治体が回答

基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

安心して結婚・出産・子育てができる環境づくりを進めるため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の実施や子育てに要する費用負担軽減などに取り組んできました。その結果、出産前後における支援率などは一定の進捗が見られましたが、出生数の減少などに伴い、合計特殊出生率は、全国平均より上回っているものの横ばいの状態が続いています。今後は、結婚・妊娠・出産・子育てに対する不安感を解消し、安心して子育てができるまちづくりを一層推進する必要があります。

また、子どもたちが生き生きと学校生活を送れるよう、質の高い学校教育を進めるとともに、安心・安全な教育環境を確保するため、学校や地域での教育環境の充実などに取り組んできました。

この結果、小中学校施設の耐震化率などは大幅な進捗が見られましたが、全国学力・学習状況における本市の調査結果は、小中学校ともに2018年度計画値には届いておらず、引き続き、子どもたちが学ぶ楽しさや喜びを実感できる取組を進める必要があります。

基本目標4 地域資源を活用した多様な地域社会の形成を目指す

子どもから高齢者まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、地域支え合い包括ケアシステムの強化や元気・安心・地域づくりの推進などに取り組んできました。

また、市民一人ひとりが健康で生き生きとした、活動的な生活を送ることができるよう、健康長寿のまちづくりやスポーツによる元気な人づくりを推進してきました。

この結果、健康寿命は男女共に年次的に伸びているほか、週1回以上スポーツをする成人の割合についても、77.5%と2018年度目標値の60.0%を超えており、健康づくりの取組に一定の成果が表れていることがうかがえます。

一方で、はつらつポイント制度の登録率が、2018年度目標値の8.5%に対し6.1%と伸び悩んでいるなど、日々の健康づくり活動への継続的参加への誘引に今後も取り組んでいく必要があります。

基本目標5 「にぎわいエコまち計画」に基づく都市基盤の整備

にぎわいのあるコンパクトなまちづくりを進めるため、2015年3月に策定した「宇部市にぎわ

いエコまち計画」に基づき、2016年8月、まちづくりを先導する市役所新庁舎の基本計画を策定しました。2019年3月には「宇部市立地適正化計画」を策定するとともに、10月に新庁舎の1期棟本体工事に着手するなど都市基盤の整備や居住誘導を図ってきました。

さらに、民間の資金やノウハウも活用しながら中心市街地の活性化に取り組むため、国が認定する「宇部市中心市街地活性化基本計画」を民間主体による協議会を設置して策定しました。

一方、中心市街地のにぎわい創出に向けたソフト事業として、まちづくり会社や民間主体のまちなかイベント実行委員会が設立され、わくわくフェスタをはじめとする数多くのイベント開催や空き店舗のリノベーション支援など、様々な施策を展開し、にぎわい創出の可能性を模索してきたところです。

この間、大規模小売店舗の撤退があり、中心市街地の通行者数は大幅に減少するという事態に見舞われました。しかし、市民の熱い思いにより多額の寄附があり、市が空き店舗となった大規模小売店舗を買収し、実証実験としてマルシェ等の運営を始めました。

現時点では、休日一日当たりの通行者数や定住人口は、目標にもう一步のところですが、民間投資も動き始めており、にぎわい創出の兆しが見えてきています。

今後は、これらの計画に基づき、民間の資金やノウハウも活用しながら施策を展開し、中心市街地への「ひと」と「しごと」の流れを加速化させる必要があります。

目標指標及びKPIの達成状況

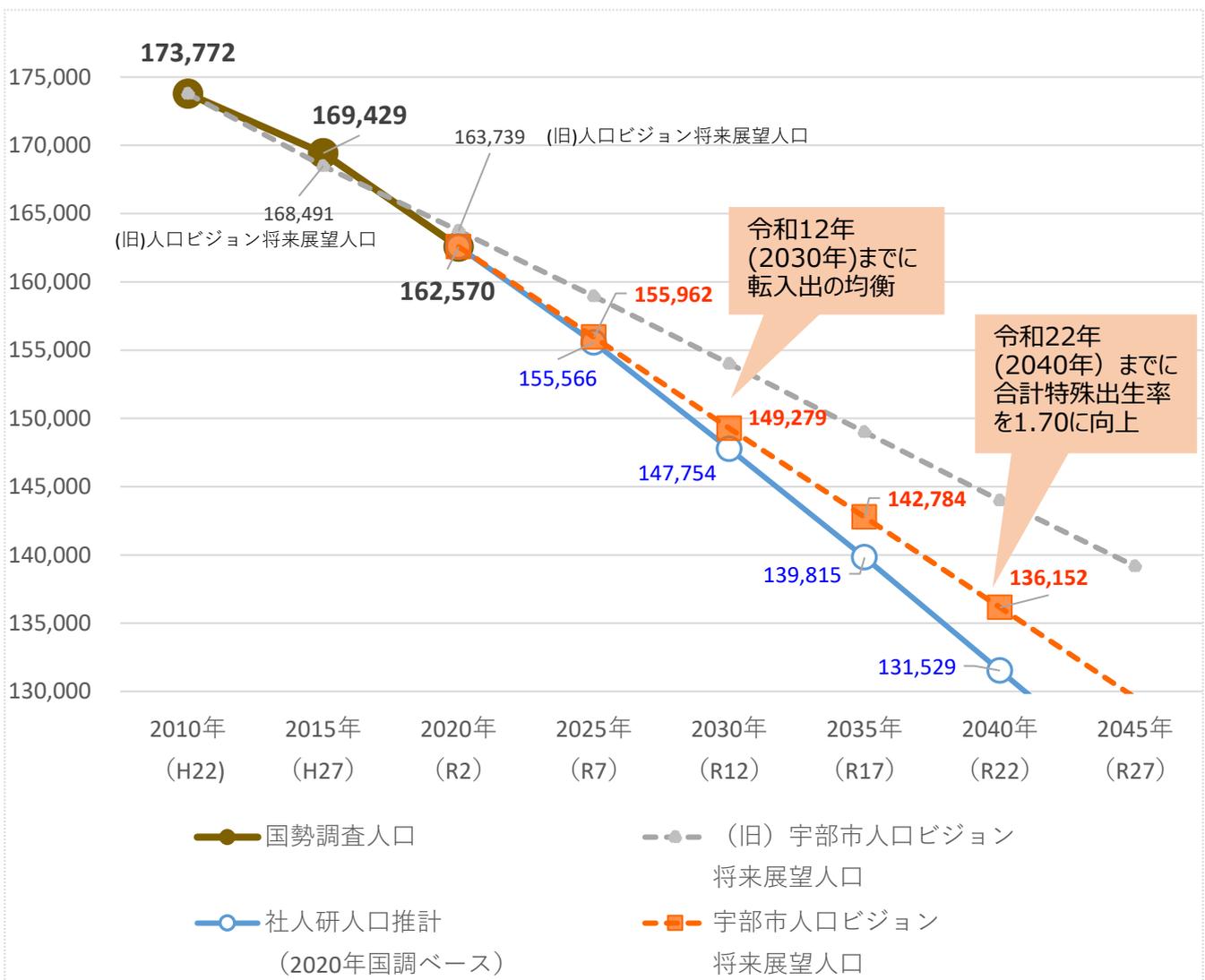
第1期総合戦略の5年間の実績として、目標指標は11指標のうち6指標が達成、KPIは68指標のうち43指標が達成となっています。

3 人口の現状

本市では、平成 22 年国勢調査結果に基づき(旧)宇部市人口ビジョンで将来展望人口を定めました。その将来展望人口に対して、平成 27 年(2015 年)に実施された国勢調査では 938 人上回る 169,429 人となりましたが、逆に令和 2 年(2020 年)に実施された国勢調査では 1,169 人下回る 162,570 人となり、想定より早いペースで人口減少が進んでいます。

こうした中、令和 2 年国勢調査による人口を基準として、令和 5 年に国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が将来推計人口を公表し、本市はこのまま出生数の減少と転出超過が続けば、50 年後の令和 52 年(2070 年)には 84,471 人まで人口が減少していく予測が示されました。

このことから、令和 6 年度に人口ビジョンを見直し、人口減少への対策と対応を戦略的に実施することで、令和 12 年(2030 年)までに転入転出人口の均衡を図るとともに、令和 22 年(2040 年)までに合計特殊出生率を 1.70 まで向上させ、令和 52 年(2070 年)の人口を 10 万人とする将来展望人口を定めました。



4 基本的な施策の方向

人口減少・少子高齢化が進行する中でも、本市が魅力と活力にあふれ、持続可能な発展をしていくためには、**デジタルの活用による社会課題解決**の視点も加えて、「しごと」と「ひと」の好循環を**加速化・深化**させていく必要があります。

また、人口減少社会にあっても都市機能を維持していくために、中心市街地の魅力を高めるとともに、**市民や企業・団体、教育機関、行政など多様な主体が共創する**社会を形成し、持続可能な「まち」づくりを進める必要があります。

このため、SDGsの理念に沿って政策全体の最適化を図りながら、**これまでの**総合戦略の検証結果を反映し、若い人が宇部市で子どもを産み育てたい、宇部市で暮らしたいと思えるまちづくりを推進するため、結婚・妊娠・出産・子育てや子どもの夢を育む教育の推進や、地域特性を活かし、稼ぐ力を高める産業振興施策の強化、**中心市街地のウォークアブル化をはじめとしたにぎわい創出**、安心安全で魅力的な地域づくりに取り組みます。

さらに、これらを支える基盤として、多様な人材の**活躍推進**や**デジタル技術の活用**にも施策横断的に取り組みます。

こうした取組を進めることにより、人口の定着を図り、誰もが生き生きと暮らし活躍していくことができる社会の実現につなげ、「暮らして良し、働いて良しの市民が誇りを持てるまちづくり」を継承します。

5 (改訂版) 第2期「総合戦略」の位置づけ

第2期「総合戦略」は、本市の「総合計画」や国の「**デジタル田園都市国家構想総合戦略**」を踏まえ、「**宇部市人口ビジョン**」に掲げる**将来展望人口の実現に向けて戦略・重点的に**施策を展開するための計画として策定するものです。

なお、この計画は「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づく、「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付けます。

6 第2期「総合戦略」の対象期間

第2期「総合戦略」の計画期間は、最終年度を前期実行計画とあわせるため、2年間延長し、令和8年度(2026年度)までの7年間とします。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
総合計画	第四次総合計画基本構想(12年)							第五次総合計画基本構想(10年)				
	中期実行計画			後期実行計画				前期実行計画				
総合戦略	第1期 総合戦略					第2期 総合戦略					改訂総合戦略	
											改訂	
人口ビジョン	人口ビジョン											
											改訂	

II 政策の基本目標

「暮らしてよし、働いて良しの市民が誇りを持てるまちづくり」を継承するとともに、「どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して、これまでの「総合戦略」の検証結果や国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえて、以下のとおり、4つの基本目標と2つの横断的な目標を強化すべき取組として設定し、それぞれの事業を進めていきます。

なお、対象期間の2年間延長、近年の実績等を考慮し、目標指標及びKPIの最終目標値を見直しています。(62ページ「目標指標」を参照)

【基本目標1】

結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえ、
子どもの夢を育む教育を推進する

- └ 結婚・妊娠・出産・子育てしやすい環境の整備
- └ 次世代を担う人財育成に向けた、質の高い教育の推進
- └ 一人ひとりの育ちと学びを支え、地域社会全体で応援

【基本目標2】

「稼ぐ力」を強化するとともに、安心して働けるようにする

- └ 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現
- └ 誰もが安心して働ける環境の実現

【基本目標3】

関係人口を増やし、新しいひとの流れをつくる

- └ 移住・定着の推進
- └ 本市との関係・つながりの構築

【基本目標4】

ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

- └ 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

【横断的な目標1】 多様な人材の活躍を推進する

└ 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進

【横断的な目標2】 新しい時代の流れを力にする

└ 地域におけるsociety5.0の推進
└ 地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり

基本目標 1：結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえ、子どもの夢を育む教育を推進する

本市では、未婚化・晩婚化による出生数の減少等により自然減が年々増加しています。

こうした中、核家族化やひとり親家庭、共働き世帯の増加により、子育ての基盤である「家庭」が抱える悩みは多様化・複雑化・複合化しており、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援が必要となっています。

また、未来を担う子どもたちの生きる力を育むために、保護者の就労状況等に関わらず、すべての子どもが質の高い保育・教育が受けられる環境づくりが求められています。

このため、若い人が宇部市で子どもを産み、育てたいと思えるよう、子育て世代が身近な場所で相談できる体制と支援ネットワークを構築し、安心して子育てできる地域づくりを進めるとともに、子どもたちが未来に夢をつなぐことができるような教育の充実を進めます。

さらに、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援を行い、子どもたちが本市の未来を担う「人材」となるべく健やかに育つことができる環境をつくることで、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえます。

● 重要目標達成指標(KGI)

指 標	現状値(2018年度)	目 標 値 (2026年度)
合計特殊出生率	1.53	1.70
将来の夢や目標を持っている小中学生の割合	小学6年生 69.3%	小学6年生 80.0%以上
	中学3年生 49.3%	中学3年生 55.0%以上

基本目標 2 : 「稼ぐ力」を強化するとともに、安心して働けるようにする

本市には、多くの企業が立地しており、景気回復や企業誘致・雇用拡大施策等の推進により、人口減少下においても「市内総生産」は横ばいで推移しており、「雇用創出人数」は順調に推移しています。一方で、高校生や大学生の市内就職率が伸び悩んでおり、若者が市外に流出することにより、地元企業等も人材の確保が難しくなっています。特に、農林水産業では、高齢化や担い手不足が深刻になっています。

こうした中、若者が働きたい、住み続けたいと思えるような地域の実現には、ICTやIoTなどデジタル技術を活用した新ビジネスの創出など、多様な働く機会を創出する必要があります。

このため、本市が有する研究シーズや技術力を活かし、これから成長が期待できる医療や宇宙などの分野における革新的なビジネスモデルの構築や製品化の推進をはじめ、5Gなど新たな社会基盤の整備に取り組み、地域産業の活性化とイノベーションの創出、スタートアップやベンチャー企業などの生まれやすい環境づくり、さらには、稼ぐ力の向上に向けた産業振興施策の強化を図ります。

また、ICTやIoTなどを活用したスマート農業・漁業を推進し、第1次産業の担い手不足への対応や所得の向上を図ります。

さらに、多様化する価値観やライフスタイル・ワークスタイルも踏まえ、誰もがその力を発揮できる雇用機会の確保や働きやすい職場づくりを促進します。

● 重要目標達成指標(KGI)

指 標	現状値(2018年度)	目 標 値 (2026年度)
就業者1人当たり総生産(山口県市町民経済計算)	7,817千円 (2016年度)	7,700千円 (2024年度)
高校生の市内就職割合	49.3%	55.0%
女性活躍推進企業における女性管理職の割合	21.0% (2017年度末)	30.0%

基本目標3：関係人口を増やし、新しいひとの流れをつくる

人口減少が進行し、社会経済情勢が一段と厳しくなる中で、まちの活力を維持していくためには、少子化対策と併せて、転入人口の増加を図っていく必要があります。

これまでの「総合戦略」において、移住定住施策を推進した結果、転入者アンケートに基づいた移住者数は、2017年度の754人から2023年度は4,312人と大幅に増加しています。

転出者が転入者を上回る、いわゆる社会減は、改善傾向にありますが、2023年転出者のうち、男女ともに20代の転出者が全体の40%を超えるなど、若年層の社会減が続いています。

このため、転出入者の均衡を図るため、引き続き、移住希望者の支援を強化し、本市へのひとの流れを加速化させるとともに、若者が活躍できる場づくりやまちの魅力を高めて、若者の定着を促進していきます。

さらに、将来的な移住や二拠点生活・居住などにつながるよう、本市と多様な形で関わる関係人口の創出に取り組むことにより、新たなひとと資金の流れをつくっていきます。

● 重要目標達成指標(KGI)

指 標	現状値(2018年度)	目 標 値 (2026年度)
転出超過数	301人	転出入者の均衡
関係人口創出数(計画期間累計)	-	8,000人

基本目標4：ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

本市は、市街地の低密度化、公共交通利用者の減少、公共インフラ等の老朽化など、様々な社会問題を抱えています。また、中山間地域では、人口減少や高齢化の進行が著しく、集落の戸数や地域活動の担い手が減少し、地域活力が低下するおそれがあります。

加えて、中心市街地においては、大規模小売店舗の撤退などにより、にぎわいの喪失や住民の利便性の低下などが懸念されます。

こうした状況に対応し、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくるためには、都市機能や日常生活サービス機能を維持・確保していくとともに、地域の資源を活かし、魅力的なまちづくりを進める必要があります。

このため、**中心市街地のウォークアブル化による、まちの新しいカタチづくり**を進めるとともに、民間の資金やノウハウを導入して、中心市街地の活性化や中山間地域づくりなどに取り組むことで、質の高い暮らしのためのまちの機能の充実を図ります。

併せて、豊かな自然や観光資源、文化、スポーツなど、地域の資源を活かし、地域の活性化と魅力向上を図ります。

また、市民の誰もが住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、**高齢者等の見守りや相談支援**、健康づくり、**日常生活における移動手段の確保など**、安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。さらに、地域における防災・減災による災害に強いまちづくりや交通安全・防犯による安心安全なまちづくりを進めます。

● 重要目標達成指標(KGI)

指 標	現状値(2018年度)	目 標 値 (2026年度)
中心市街地の休日 1日当たりの通行者数	12,261人	9,500人
健康寿命	男性 79.87歳(2017年度)	男性 81.70歳以上
	女性 84.45歳(2017年度)	女性 84.05歳以上

横断的な目標 1 : 多様な人材の活躍を推進する

基本目標の達成には、どの分野においても基盤となる人材の確保が大きな課題となります。このため、女性や高齢者、外国人、障害者など、誰もが安心して働くことができる雇用環境の整備や人材育成を行うなど、多様な人材の一層の社会参画を促進していきます。

また、特に地域コミュニティにおいては、少子高齢化や人口減少とともに家族形態やライフスタイルが変化し、地域活動の担い手の不足・地域コミュニティの弱体化が進んでいます。

一方で、住民が抱える問題は多様化・複雑化・複合化しており、このため、課題解決に向けて、より多様な地域内外の主体が担い手として参画する「地域力」のある地域コミュニティの形成に取り組む、誰も取り残されることのない地域づくりを実現します。

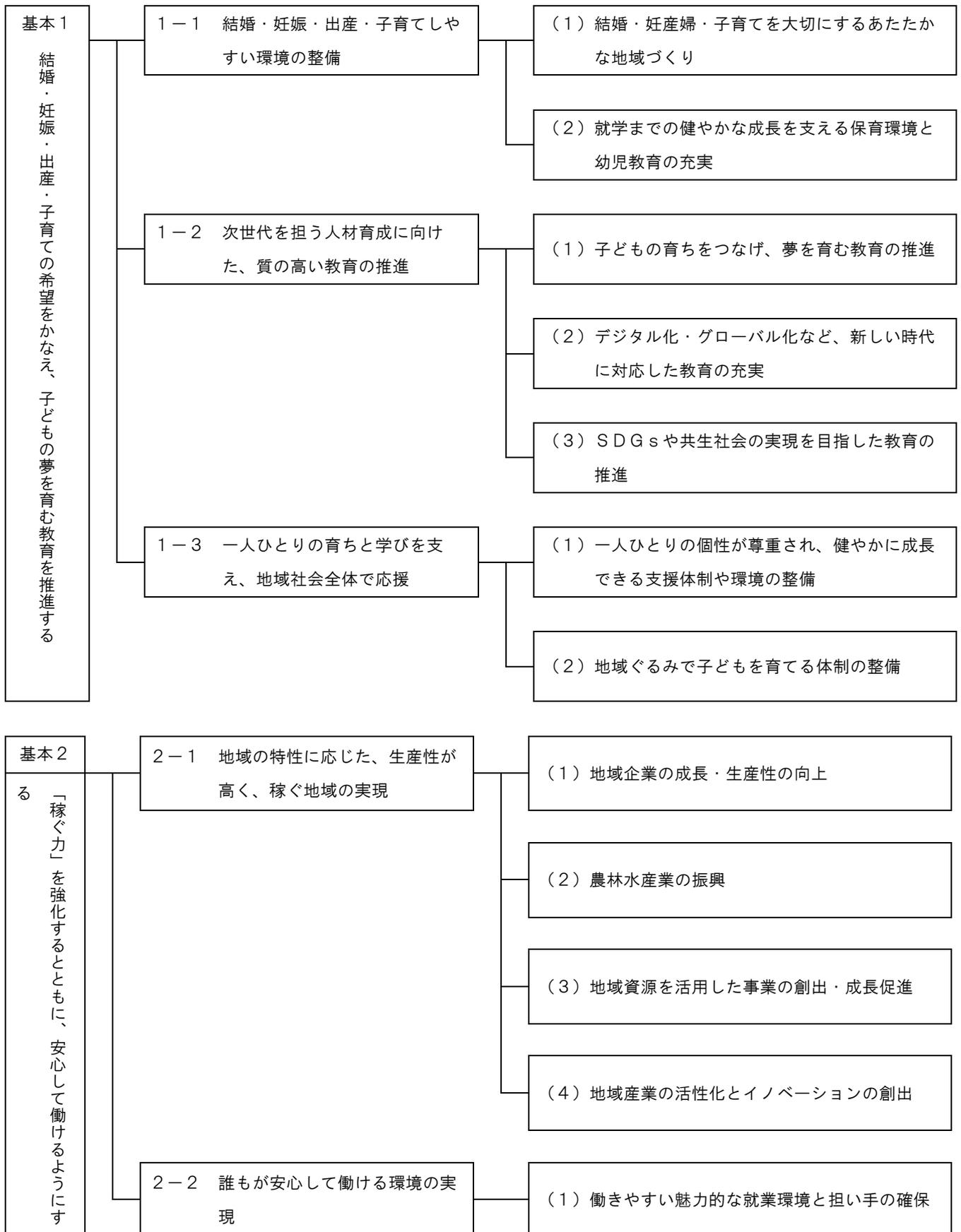
横断的な目標 2：新しい時代の流れを力にする

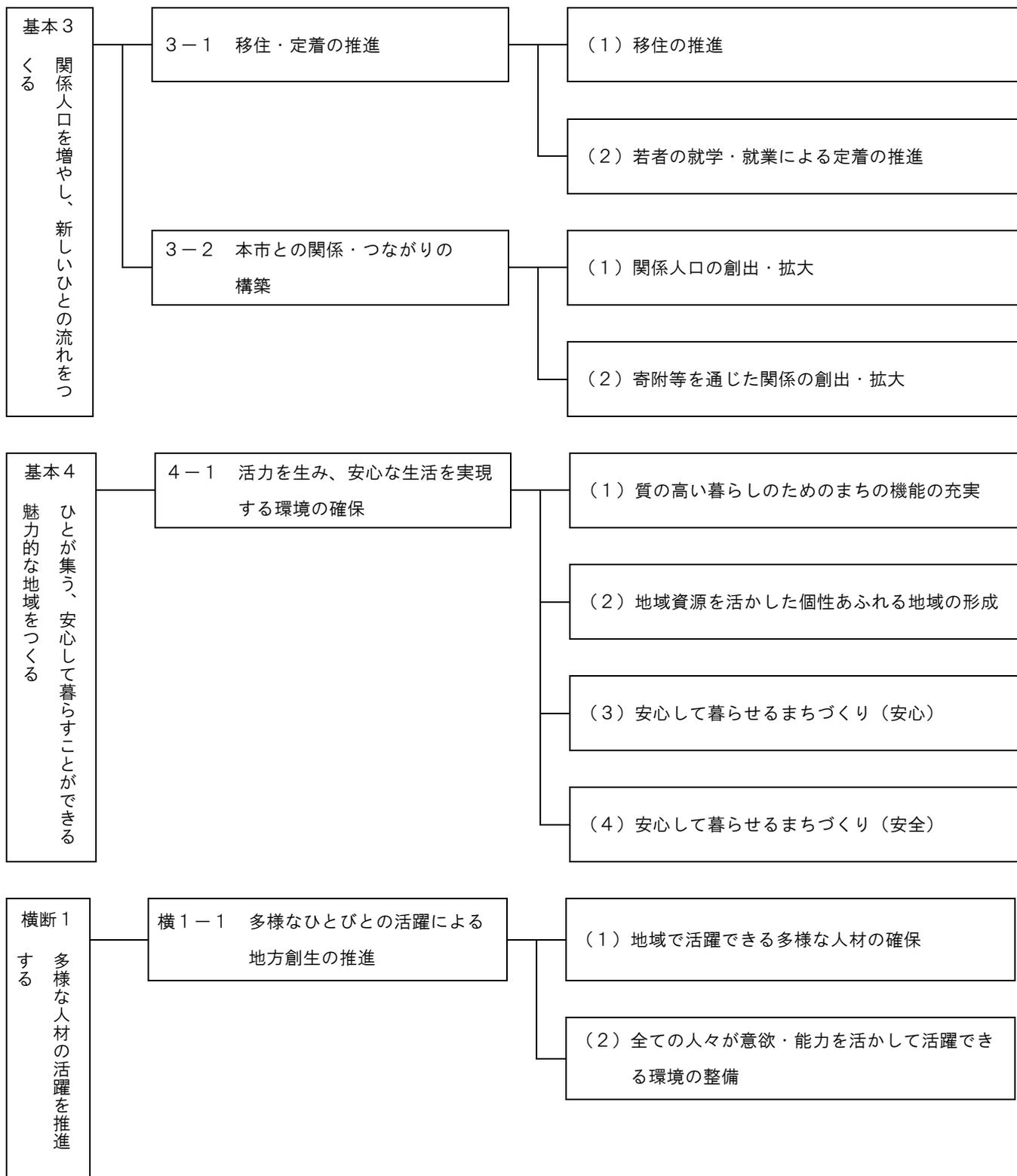
急速に進展するA I・I o Tなどの技術革新は、これまでの生活や社会全体を画期的に変えようとしています。このため、本市においては、産業や教育など様々な分野でデジタル技術を積極的に活用し、産業振興や地域課題の解決を図ります。

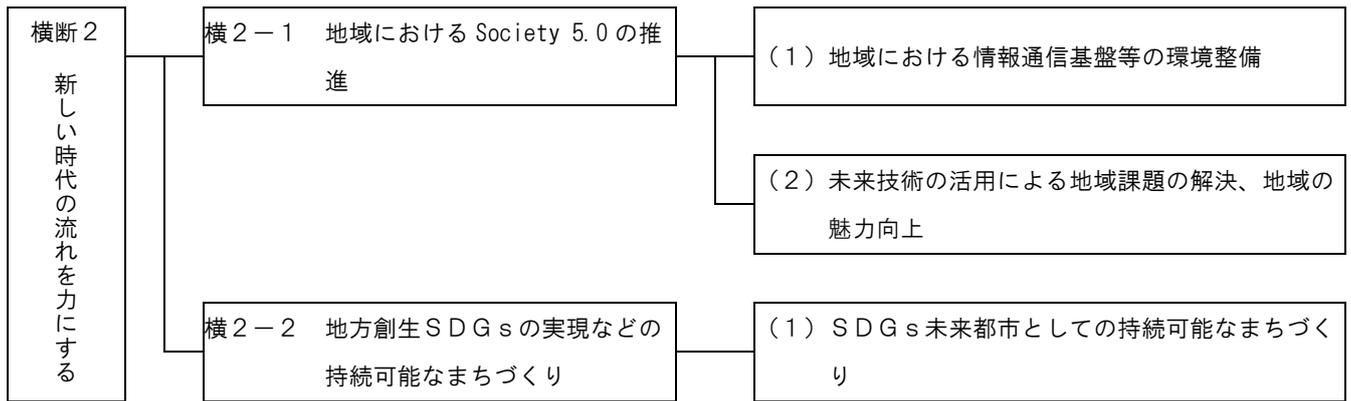
今後は、地域資源である学術研究機関や民間企業など産学官の連携により、A I・I o Tなどの先端技術やビッグデータ、5 Gなどの新たな社会基盤を活用して、地域産業の振興や交通、防災、環境、福祉、健康など、多様な分野で地域課題の解決を図ることで、どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現を目指します。

また、本市は「SDG s 未来都市」に選定されており、SDG s の理念を原動力に政策全体の最適化を図りながら、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげていきます。

施策体系

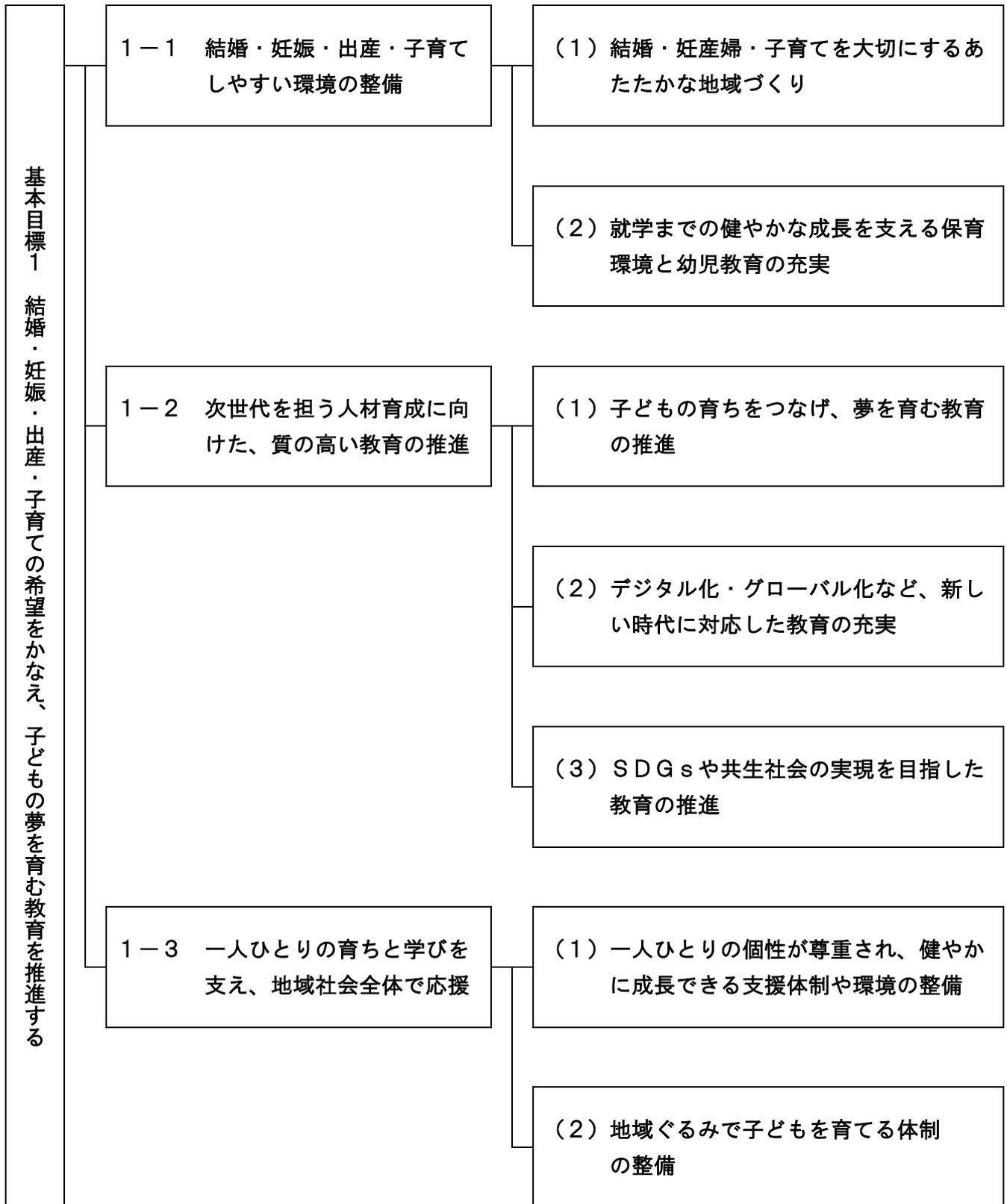






III 具体的な施策展開

基本目標 1 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえ、子どもの夢を育む教育を推進する



1-1 結婚・妊娠・出産・子育てしやすい環境の整備

(1) 結婚・妊産婦・子育てを大切にすあたたかな地域づくり

「妊婦応援都市宣言」や若い世代の子どもとのふれあい体験などを通して、妊産婦や子育て世代を大切にする意識を醸成し、子育てを応援するまちづくりを推進するとともに、結婚につながる出会いや交流の場づくりを進めます。

また、妊娠・出産・育児における一人ひとりの不安感や負担感を解消するために、**うべこども家庭センター**の機能を強化して支援体制を整えるとともに、子育て世代のニーズにあった情報発信をして、子育てしやすい環境づくりを進めます。

施策	(1) 結婚・妊産婦・子育てを大切にすあたたかな地域づくり
取組内容	01 妊婦応援都市の推進 ・子育てを応援する企業や団体を「うべ妊婦・子ども応援団」として認定し、その協力のもと、子育てを支援する各種事業を展開します。 ・安心して出産できるように、妊娠7か月面接やマタニティサロン等を行います。
	02 「うべ子育てパートナー」の養成・活用 ・地域共生社会を支える人材の一員となるよう、地域で子育て支援等に従事する方や関心を持たれる方に、必要な研修を行い、修了者を子ども・子育て支援の専門職として「うべ子育てパートナー」に認定します。
	03 うべこども家庭センターの機能強化 ・妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談として、うべこども家庭センターUbeハピの機能・体制の強化を図り、関係機関と連携して妊産婦等へのきめ細かな支援を行います。
	04 不妊・不育相談、不妊・不育治療費の助成 ・不妊・不育 について の相談や治療費の助成により、不妊・不育治療を受けている夫婦への経済的・心理的負担の軽減を図ります。
	05 産前・産後ケアの充実 ・産後の心身のケアや育児のサポートのため、デイサービス、ショートステイ、 訪問、集団型の産後ケア事業を実施し 、産後うつ等の予防を行います。
	06 小中高生と乳幼児のふれあい体験 ・保育園・幼稚園や保護者と連携・協力し、小中高生と乳幼児がふれあう機会づくりを行い、若い世代の保育への関心を深めます。
	07 うべ子育てインフォメーションの充実 ・子育てに関する情報を集約した専用 ウェブサイトや、母子手帳アプリ等 を活用し、 情報発信力の強化 を図ります。
	08 結婚の支援 ・県や企業、民間団体が実施する婚活イベントなどを支援するとともに、イベントの開催などを通じて、結婚につながる出会いや交流の場づくりを進めます。

	項 目	現状値(2018年度)	目標値(2026年度)
重要業績 評価指標 (KPI)	合計特殊出生率	1.53 (2017年度)	1.70
	宇部市は子育てがしやすいと思う 人の割合	42.7%	60.2%

(2) 就学までの健やかな成長を支える保育環境と幼児教育の充実

保護者の就労状況や子どもの健康や障害の有無等に関わらず、すべての子どもが質の高い幼児期の保育・教育が受けられるよう、様々な保育形態や障害児の受け入れ体制を整え、子育てをサポートします。

施 策	(2) 就学までの健やかな成長を支える保育環境と幼児教育の充実		
取組内容	01 保育人材の確保 ・保育士確保策として、就職支援金補助制度の実施等に取り組みます。		
	02 保育補助者の活用促進 ・保育園等における保育士の業務負担軽減や保育士の補助を行う保育補助者の雇用を促進し、 保育体制の充実を図ります。		
	03 公立保育園の建替 ・宇部市保育実施計画に基づき、老朽化した公立保育園を年次的に建て替え、保育環境の充実を図ります。		
	04 認可外保育施設への助成 ・認可外保育施設の入所児童と職員の健康診断や職員の研修費用の助成により、保育の質の確保・向上を図ります。		
	05 保育内容の充実 ・保護者の就労形態の多様化に伴い、延長保育や休日保育、一時預かり事業等の充実に努めます。 ・障害児等の保育の充実に向けて、受け入れ体制の強化に取り組みます。		
	06 私立幼稚園の事業活動への支援 ・幼児教育の充実を図るため、私立幼稚園の事業活動を支援します。		
重要業績 評価指標 (KPI)	項 目	現状値(2018年度)	目標値(2026年度)
	保育園の待機児童数	10人	0人

1-2 次世代を担う人材育成に向けた、質の高い教育の推進

(1) 子どもの育ちをつなげ、夢を育む教育の推進

保育園・幼稚園・小学校の連携や小中一貫教育を充実させ、自ら学び、考え、行動し、問題を解決する資質や能力を育む教育を推進します。

また、すべての子どもが将来に夢や目標を持って成長していけるよう、宇宙教育などの魅力ある講座や、「彫刻のまち・うべ」ならではの彫刻教育に取り組みます。

さらに、企業と連携して職業体験イベントの開催等、様々な仕事を知る機会を提供して仕事に対する関心を高め、未来への生きる力を育てます。

施 策	(1) 子どもの育ちをつなげ、夢を育む教育の推進		
取組内容	01 確かな学力と生きる力を育む教育の提供 ・ 保育園・幼稚園・小学校の連携、小中一貫教育によるつながる教育を推進するとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立つ授業づくりを推進することで、子どもたちの確かな学力の定着を図り、生きる力を育みます。		
	02 宇宙教育の推進 ・ 山口大学やJAXA等と連携して、宇宙をテーマとした講演会等を実施し、科学技術に一層の興味を持つ児童生徒や、将来のイノベーション人材を育成します。		
	03 トップアスリート・アーティストの招聘 ・ 小中学生に対し、夢を抱くことの素晴らしさを文化芸術やスポーツを通し伝えるため、宇部市文化創造財団及び宇部市スポーツコミッションと連携して、アーティストや専門家、オリンピック・パラリンピアンやトップアスリートを講師として招聘し、講演・パフォーマンス・体験会等を実施します。		
	04 JOBフェア等の開催 ・ 市内の中高生を対象に、地元企業の魅力を実感できる職業イベントを開催します。 ・ 市内外大学生及び就職氷河期世代を対象に市内企業へのオープンファクトリー（訪問ツアー型）を開催します。		
	05 彫刻教育の推進 ・ 全小学校を対象にUBEビエンナーレ展示会場で野外彫刻の鑑賞を実施します。 ・ 市内小中学生を対象に彫刻家等によるワークショップを開催します。		
重要業績 評価指標 (KPI)	項 目	現状値(2018年度)	目標値(2026年度)
	全国学力・学習状況調査結果 (全国を100とした指数)	小学校 99.2 中学校 101.4	小学校 102.0 中学校 102.0
	将来の夢や目標を持っている 小中学生の割合	小学6年生 69.3% 中学3年生 49.3%	小学6年生 80.0%以上 中学3年生 55.0%以上

(2) デジタル化・グローバル化など、新しい時代に対応した教育の充実

情報技術やAIの進化、グローバル化など、今後さらに変化する社会を生きていくために、ICTの活用能力や英語力などの教育を充実します。

施 策	(2) デジタル化・グローバル化など、新しい時代に対応した教育の充実		
取組内容	01 ICTを活用した教育の推進 ・超スマート社会に対応できる人材を育成するため、ICT機器を活用した教育を推進し、子どもたちの学習意欲を高めるとともに、情報活用能力・思考力・表現力の育成を図ります。 ・教育用ロボット教材等を活用したプログラミング教育の充実を図ります。		
	02 英語教育の充実 ・グローバル社会に対応できる人材を育成するため、外国語指導助手の派遣やオンライン英会話など、英語教育の充実を図り、より実践的な英語力の定着を図ります。		
重要業績 評価指標 (KPI)	項 目	現状値(2018年度)	目標値(2026年度)
	児童生徒一人あたりの端末の台数	0.17台	1台
	英検3級程度以上の英語力を身につけた生徒の割合	44.8%	50.0%

(3) SDGsや共生社会の実現を目指した教育の推進

SDGsの視点を取り入れた教育を推進し、持続可能な社会の実現に向けて主体的に行動できる人材の育成を目指します。

また、施設のバリアフリー化を進めるとともに、心のバリアフリー教育にも取り組み、相手の立場に立って多様な人々に配慮のできる心を育て、共生社会の実現を目指します。

施 策	(3) SDGsや共生社会の実現を目指した教育の推進		
取組内容	01 誰ひとり取り残さない教育の推進 ・特別な支援を必要とする児童生徒を含めた、すべての児童生徒にとって分かりやすいユニバーサルデザイン教育を推進するとともに、 障害者に対する理解を深めるための 福祉教育や国際パラリンピック公認教材「I'mPOSSIBLE」(アイムポッシブル)等を活用した「心のバリアフリー教育」に取り組みます。		
	02 SDGsを意識した特色ある教育の推進 ・SDGsの視点を取り入れた授業や教育活動を提供することにより、持続可能な社会の実現に向けて主体的に行動できる人材を育成します。		
	03 バリアフリー化等の推進 ・学校におけるバリアフリー化や空調設備の設置等を推進し、誰もが安心して学べる環境を整備します。		

	項 目	現状値(2018年度)	目標値(2026年度)
重要業績 評価指標 (KPI)	課題の解決に向けて、自分で考え主体的に取り組もうとする児童生徒の割合	小学校 30.0% 中学校 33.7%	全国平均+5.0%以上
	人が困っているときに進んで助けることができる児童生徒の割合	小学校 41.8% 中学校 44.9% (2019年度)	小学校 45.0% 中学校 50.0%

1-3 一人ひとりの育ちと学びを支え、地域社会全体で応援

(1) 一人ひとりの個性が尊重され、健やかに成長できる支援体制や環境の整備

すべての子どもが家庭環境など置かれている状況にかかわらず健やかに成長し、次代を担う社会の一員として生活を送ることができるよう、経済的な支援や保育環境づくり、生活基盤づくりへの支援を行います。

また、発達障害や不登校等で一人ひとりの状況に応じた支援を必要とする子どもに対して、専門的な人材や地域の人材をネットワーク化するなどの育ちと学びを支える取組を展開して、誰ひとり取り残さない教育環境を整えます。

施 策	(1) 一人ひとりの個性が尊重され、健やかに成長できる支援体制や環境の整備
取組内容	01 「妊婦・子ども応援クーポン」制度の創設 ・「うべ妊婦・子ども応援団」に加盟する企業や団体の協賛のもと、妊娠期から子育て期に幅広く利用できる「妊婦・子ども応援クーポン」制度を創設し、官民あげて地域ぐるみで子育て支援を行います。
	02 子どもに係る医療費助成制度の拡充 ・児童の保健福祉の向上と子育てに係る経済的な負担軽減を図るため、乳幼児や小中学生、高校生等の医療費の無償化とともに、ひとり親家庭の親子の医療費を助成します。
	03 病児・病後児保育事業の実施 ・病気や病気の回復期にある子どもを、小児科に併設された施設において一時的に保育します。
	04 医療的ケア児への支援 ・医療的ケア児が、在宅で生活するための支援や、介護する家族の負担軽減につながる支援を検討します。 ・医療的ケア児の受け入れ対応のため、公立保育園の体制整備を進めます。
	05 子どもの生活習慣定着を支援 ・養育環境に課題を抱える家庭の子どもの居場所を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等の支援を行います。

	<p>06 ひとり親家庭等への生活向上支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等相談窓口を設置し、母子・父子自立支援員が、諸課題の相談や支援をワンストップで行います。 ・ひとり親家庭が交流し、自立につなげる場を設けます。
	<p>07 母子生活支援施設による自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設の利用者への生活相談・指導を通じ、自立を支援します。
	<p>08 うべ版母子生活支援施設等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV・児童虐待により被害を受けた母子の保護・自立支援を行うため、空き家などの民間施設の活用等を検討します。
	<p>09 発達障害児に対する支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害等相談センターにおいて、発達障害等の障害のある人及びその疑いのある人とその家族等に対する発達・生活相談をはじめ、支援者育成のための啓発活動や関係機関との連携を図ります。 ・宇部市地域自立支援協議会のこども部会において、こどもの成長段階に応じた切れ目のない支援を実現するため、支援体制等のさらなる充実に向けて取り組みます。
	<p>10 発達障害児への支援ボランティアの養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養成講座等の実施により、発達障害等の特性を理解した支援ボランティアを養成し、小中学校等へ配置し、活用を図ります。
	<p>11 特別支援教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や関係機関等との連携を図りながら、発達障害を含めた障害のある幼児・児童生徒に対する保育園・幼稚園及び小中学校での支援体制の充実を図ります。
	<p>12 学校安心支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、スクールカウンセラー等の派遣や不登校支援の充実、SNSを活用したいじめ相談の実施など、児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援を行います。
	<p>13 家庭児童相談、児童虐待防止の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦等を対象とし、福祉・保健・医療・教育等の関係機関と連携しながら、実情の把握・相談等への対応など、必要な支援を行います。
	<p>14 障害児教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園の障害児受入体制の整備促進を図ります。

	項 目	現状値(2018年度)	目標値(2026年度)
重要業績 評価指標 (KPI)	1000人当たりの不登校児童生徒の割合	10.1人	全国平均より5人以上下回る
	困っている時に相談相手がいる児童生徒の割合	97.5%	99.0%以上

(2) 地域ぐるみで子どもを育てる体制の整備

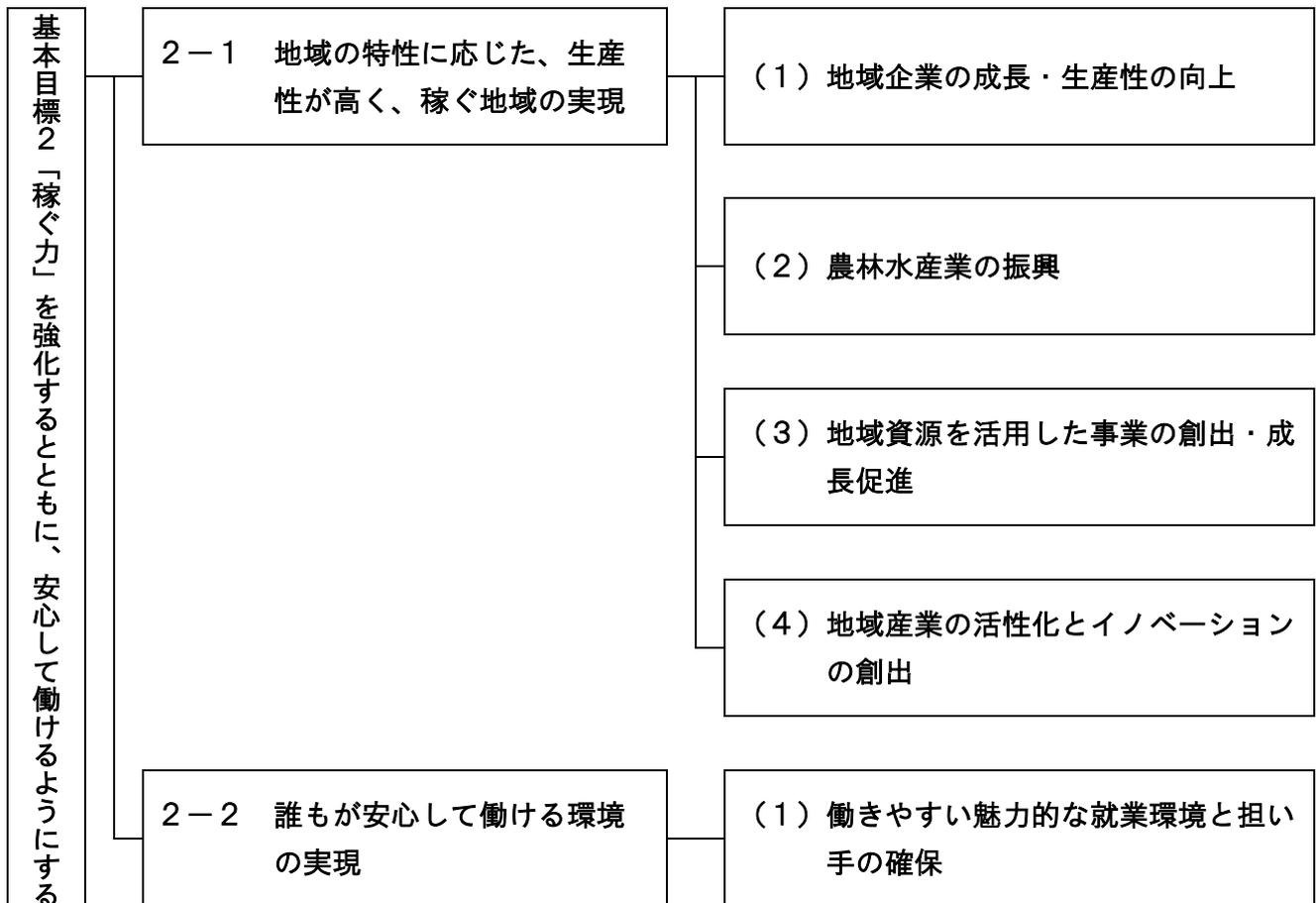
未来を担う子どもたちを育てることを社会全体の課題としてとらえ、家庭・学校・地域コミュニティなどが子育てのネットワークを構築・強化して、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えます。

また、地域での遊びや学びを体験する場や放課後の居場所づくりを進め、地域の多様な人材との連携によって子どもたちに学習や様々な体験・多世代の交流活動の機会を提供し、地域で暮らす一員としてのつながりも強化します。

施 策	(2) 地域ぐるみで子どもを育てる体制の整備
取組内容	01 常盤通りにぎわい交流拠点施設の整備 ・親子が安心・安全に過ごすことができ、子育て支援に係る様々なサービスを一体的に提供できる 子育て支援拠点機能を有する「常盤通りにぎわい交流拠点施設」 を整備します。
	02 子育て世代の交流の場づくり ・山口宇部空港内の公園に大型遊具を設置することで、空港というロケーションを活かした家族がふれあい、子育て世代の憩いとなる交流の場を創出します。
	03 学童保育クラブの拡充 ・学童保育クラブの体制強化を図るため、指導員の確保とスキルアップを図るとともに、安心・安全に過ごせる環境整備に取り組みます。 ・多様な人材を活用し、児童の健全育成につながる学習プログラムを提供します。さらに、特別な支援を必要とする子どもへの支援を充実させるため、専門の知識を有した巡回アドバイザーを配置し、指導員の能力向上や関係機関との連携を図ります。
	04 子どもの居場所づくりの推進 ・地域における子どもの居場所づくりとして、子ども食堂などの開設支援やネットワークの強化に取り組みます。
	05 遊具等の公園施設の計画的な更新 ・子ども連れで出かけられる快適な公園とするため、地元意見を取り入れながら、老朽化した遊具や施設の更新を計画的に行います。

	<p>06 子どもの体験活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレーパークやプレーカーの実施により、子どもたちが安心して生き生きと遊ぶことのできる環境を提供し、遊びを通じた様々な経験や交流を促進します。 		
	<p>07 地域子育て支援拠点の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに対する不安や負担感の緩和を図るため、主に乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流や相談ができる子育て支援センターや民間の子育て支援ひろばの機能の充実を図ります。 ・それぞれの子育て支援センターの特色や個性を活かすことで、親子にとって多様な居場所を確保するとともに、支えられた親子が成長し支え手に回るなど活動の輪の広がりを促進し、子育てに温かい地域づくりにつなげます。 ・育児のノウハウを有する保育園に子育て支援センターを併設し、地域の子育てに関する相談等に適切に対応します。 		
	<p>08 子どもたちに対する多様な学びの機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や高等学校、企業等と連携して、特色ある講座や学習支援など、子どもたちに多様な学びの場を提供します。 		
	<p>09 コミュニティ・スクールの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを進め、地域とともにある信頼される学校づくりを推進します。 ・地域と学校が連携・協働することにより、学びと社会参画の好循環につなげるとともに、多様な地域人材の確保と育成を図ります。 		
	<p>10 新・放課後子ども総合プランの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の新・放課後子ども総合プランに基づき、学校等公共施設の活用を図り、放課後子ども教室と学童保育事業の連携や一体的な取り組みを進めます。 		
重要業績 評価指標 (KPI)	項 目	現状値(2018年度)	目標値(2026年度)
	子どもの居場所開設箇所数	5か所	24か所
	子育て支援拠点利用者数	65,121人	70,000人
	学童保育クラブの待機児童数	0人	0人

基本目標2 「稼ぐ力」を強化するとともに、安心して働けるようにする



2-1 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現

(1) 地域企業の成長・生産性の向上

中小企業の**新ビジネス創出**や、**生産性向上**を図るとともに、**人材確保**や**企業経営**、**ものづくり**などの支援を行います。

施策	(1) 地域企業の成長・生産性の向上
取組内容	01 中小企業のイノベーション推進 ・中小企業の新製品開発や新たなサービス創出、 DX 等を推進し、新ビジネス創出や経営改善、生産性向上を図ります。
	02 地元企業経営支援等の推進 ・市の公共工事等の発注に当たり、地元企業への優先発注を行うとともに、建設業における働き方改革を進め、将来の担い手の確保に取り組みます。 ・既存産業の継続のため、中小企業の従業員等の リスクリング や職場環境改善、事業承継等を支援します。

	03 中小企業の人材確保 ・中小企業の 魅力 発信や働き方改革の推進、 多様な人材（外国人材含む）の活用 などの取組に対し支援を行い、中小企業の人材確保に取り組みます。		
	04 ものづくり、ひとづくり支援 ・中小企業が行う学術研究機関等との共同研究による新技術・新商品の研究開発を促進するとともに、メディカルクリエイティブセンターや貸工場等での研究開発を支援します。		
	05 経営の安定・革新に向けた支援 ・地域の金融機関等と連携して、本市独自の事業資金融資を行い、中小企業の経営安定化や生産性の向上につながる先端設備等の導入を促進します。		
	06 奨学金返還支援制度の実施 ・大学等の在学中に奨学金の貸与を受けた者を対象に、市内に在住、かつ市内中小企業等に就業するなど一定の要件を満たした場合、返還額の一部を補助します。		
重要業績 評価指標 (KPI)	項 目	現状値(2018年度)	目標値(2026年度)
	ICT・IoTなどの新技術の活用・導入件数(計画期間累計)	31件	135件
	メイド・イン・ウベ開発件数(計画期間累計)	2件	10件
	中小企業が受け入れた副業・兼業者数(計画期間累計)	—	25人
	DXの取組件数	—	10件
	事業継続・事業承継に向けた取組数(累計)	24社 (2023年度)	48社
	新規に人材を確保できた企業数(累計)	15社 (2023年度)	45社

(2) 農林水産業の振興

農林水産業の担い手の確保・育成を進めるとともに、**ロボット技術やICT等の先端技術**を活用したスマート農林水産業を推進し、技術の向上や、作業の省力化、所得の向上につなげます。また、地産地消外商の推進により、消費拡大や販路拡大に取り組みます。

施策	(2) 農林水産業の振興
取組内容	01 地産地消外商の推進 ・安心・安全な食材を市民に提供するとともに、地元産農林水産物の流通・販売の拡大や新商品開発等による需要拡大に向けた取組を推進します。

	02 学校給食の地産地消の推進 ・宇部産の野菜や魚を給食に利用することで、子どもたちの地元産業への理解を深め、消費拡大を図り、産業振興を促進します。		
	03 農林水産業担い手の確保・育成 ・農林水産業の新規就業者確保と育成に向けた支援や法人の農業参入を促進し、農林水産業の担い手確保・育成を進めます。 ・地域農業の継続と発展を目指し、中核経営体の育成と経営基盤の強化を進めます。		
	04 水産業の振興支援 ・直売施設を活用した水産物の販路拡大を支援するとともに、漁業資源の維持・増殖を図るため、種苗放流等の活動や養殖業の事業化に向けた取組を支援します。また、うべ産水産物の魅力を発信することで、より一層の消費拡大につなげます。		
	05 スマート農林水産業の推進 ・ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、作業の省力化や生産性の向上を図ることにより新たな担い手の確保や所得の向上につなげます。		
重要業績 評価指標 (KPI)	項 目	現状値(2018年度)	目標値(2026年度)
	新規漁業就業者数(計画期間累計)	2人	10人
	新規農林業就業者数(計画期間累計)	5人	28人
	スマート農業を活用した作物の収穫量	60,000kg/年	—
	翻スマート農業の取組に対する支援制度活用件数(累計)	16件 (2023年度)	40件

(3) 地域資源を活用した事業の創出・成長促進

オリーブ、お茶等をはじめ、地域特性を活かした新商品の開発、農林水産物や加工品のブランド力の強化に取り組み、販路拡大による所得向上を図ります。

また、伝統的工芸品の商品力強化・販路開拓等の支援やDMOによる「観光地経営」の視点に立った観光まちづくりにより地域経済の活性化を図ります。

施 策	(3) 地域資源を活用した事業の創出・成長促進
取組内容	<p>01 6次産業化・農商工連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元1次産品を活用した加工品の開発・販路拡大について、民間の資金やネットワーク等の活用を促すとともに、SDGsを重視したうべ元気ブランド認証制度によりブランド力を強化し、販路拡大を図ります。 ・県央連携により周辺市町と一体となった特産品のPRや効果的な販売促進に取り組みます。
	<p>02 美味しい食の創出・発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の特色ある農林水産物を活用した食の魅力づくりとして、飲食店と連携したメニューの開発・PRや食のイベント開催に取り組みます。
	<p>03 お茶生産販売の包括的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小野地区特産のお茶の生産から販売まで切れ目のない包括的な支援を行うことにより、ブランド化や市内外への消費拡大を図り、生産者の所得向上につなげます。
	<p>04 オリーブ生産販売の包括的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オリーブの生産体制を拡大するとともに、商品化や販売への取組を進めることにより、オリーブの産地化を目指します。
	<p>05 稼げる農産物の生産支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産効率性と収益性の高い農産物への転換を進め、持続可能な強くて稼げる農業の実現を目指します。
	<p>06 食を中心とした海外経済交流（ローカルハブ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料理人の海外交流や輸出入食品等の流通促進に取り組むことで、食を中心とした海外経済交流の活性化を支援し、産業振興につなげます。
	<p>07 観光農園の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果樹のみならず、野菜の収穫などが体験できる本市独自の観光農園開設を支援し、市内外から観光客を呼び込むことにより、農業者の所得向上と地域経済の活性化を図ります。
	<p>08 伝統工芸産業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的工芸品である赤間硯の販売力を高めるとともに、後継者の育成を支援します。

	09 DMOによる観光まちづくり ・地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光まちづくりを推進し、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図ります。		
重要業績 評価指標 (KPI)	項 目	現状値(2018年度)	目標値(2026年度)
	地元1次産品を活用した商品の県外出展・販売件数(計画期間累計)	14件	96件
	開市場ニーズを捉えた農産物の生産量(累計)	111トン (2023年度)	310トン

(4) 地域産業の活性化とイノベーションの創出

トップセールスの推進やサテライトオフィスの誘致に向けた支援制度を充実し、首都圏からICT企業等のサテライトオフィスの誘致を図ります。また、産学公金の連携による次世代技術に関連した成長産業の創出・育成のほか、「うべ産業共創イノベーションセンター 志」において、起業・創業や中小企業等の経営改善の支援に取り組むとともに、スタートアップ・ベンチャー企業等の生まれやすい環境づくりに取り組みます。さらに、デジタル人材育成講座の開催、IoT推進ラボの取組、地域エネルギーの活用による人材育成や地域産業の活性化のほか、**先進的分野事業の促進によりコンビナート企業等の産業力強化**を図ります。

施 策	(4) 地域産業の活性化とイノベーションの創出
取組内容	01 成長産業の創出・育成 ・産学公金の連携により、医療・健康、環境・エネルギー、宇宙産業・DX・バイオなどの次世代技術に関連した成長産業の創出・育成を進めます。 ・成長産業分野におけるスタートアップの事業拡大を支援するため、円滑な資金調達をサポートします。
	02 オープンイノベーションの推進 ・「うべ産業共創イノベーションセンター 志」において、起業・創業や中小企業等の経営改善を支援するとともに、産学公金の連携によるコンソーシアムの活動を促進することにより、スタートアップ・ベンチャー企業等の生まれやすい環境づくりに取り組みます。
	03 起業・創業の促進 ・創業支援事業者との連携を強化するとともに、起業家支援金の交付等により、起業・創業を促進します。
	04 事業所誘致の推進 ・トップセールスや県との協力・連携による産業団地への誘致促進、産業団地以外の空き工場や未利用地を活用した企業立地の促進、空き事業用地の情報収集、データベースの更新及び情報の発信等により、事業所誘致を推進します。

	05 サテライトオフィス誘致の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市外事業者への新規オフィス開設に伴う施設改修費、家賃、雇用奨励金等の補助を行うとともに、首都圏のICT企業等をターゲットとした市内ツアーを実施することで、サテライトオフィスの誘致促進を図ります。 ・首都圏で開催される企業立地フェアに参加し、オフィス誘致のPR活動に取り組むとともに、新規オフィス開設に伴う施設整備や家賃などの費用を補助することで、オフィスの誘致促進を図ります。 		
	06 デジタル人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・地域イノベーション人材の育成を目指し、山口大学や宇部工業高等専門学校と連携して講座を開催することで、地域人材の育成と学生の地元定着につなげ、デジタルコンテンツ産業等の創出を図ります。 		
	07 I o T 推進ラボの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・農業センサーのデータを生産者や研究機関等が協力して、分析・評価し、ICT・I o Tを活用した生産性向上や新ビジネスの創出等を目指すI o T推進ラボの取組を推進します。 		
	08 地域エネルギーの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・うべ未来エネルギー(株)と連携して、地域におけるエネルギーの最適化や再生可能エネルギーの活用を進めることで、地域産業の活性化や雇用の創出を図ります。 		
	09 地域経済牽引事業の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・補助制度の新設により、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼす地域経済牽引促進事業の実施を促進します。 		
	10 先進的分野事業の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・先進的分野の事業拡大を図ることで雇用創出などの効果を創出するコンビナート企業等の取組を支援します。 		
重要業績 評価指標 (K P I)	項 目	現状値(2018年度)	目標値(2026年度)
	起業・創業や事業所等誘致による 雇用創出人数(計画期間累計)	38人	120人
	☑起業コミュニティへの年間参加 者数	—	50人
	☑地域イノベーション人材の地元 就職者数(累計)	—	3人

2-2 誰もが安心して働ける環境の実現

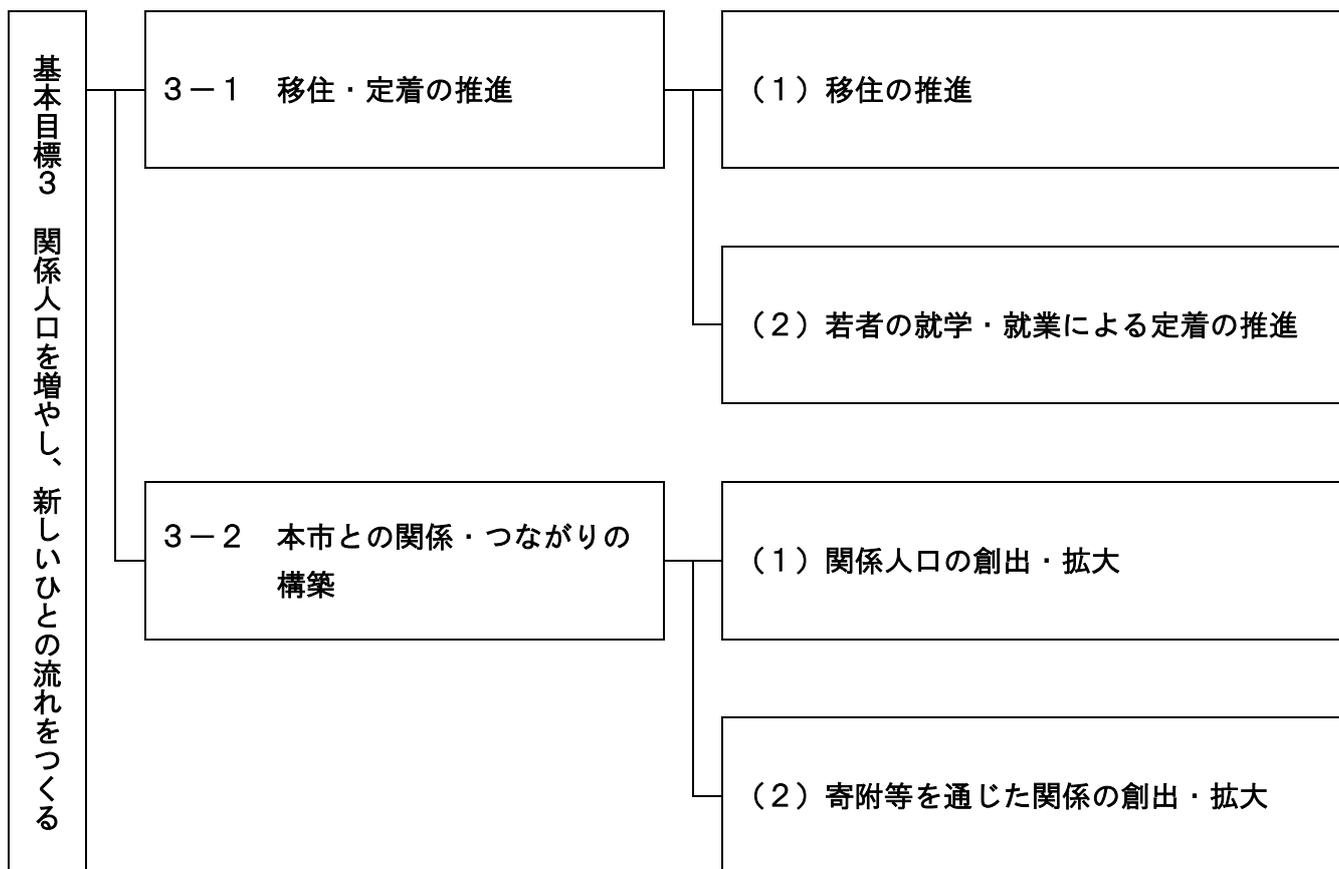
(1) 働きやすい魅力的な就業環境と担い手の確保

J O Bフェア等の開催や「多様な働き方確保支援センター」(J O B S T A)の充実、障害者就労や仕事と家庭の両立、次世代を担う女性のキャリアアップの支援、農福連携などにより、就労に対して意欲のある高齢者や女性、若者、障害者などがその能力を十分に発揮でき、安心して働ける環境づくりを推進します。

施 策	(1) 働きやすい魅力的な就業環境と担い手の確保
取組内容	<p>01 JOBフェア等の開催【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の中高生を対象に、地元企業の魅力を実感できる職業イベントを開催します。 ・市内外大学生及び就職氷河期世代を対象に市内企業へのオープンファクトリー（訪問ツアー型）を開催します。
	<p>02 「多様な働き方確保支援センター」(JOBSTA)の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「多様な働き方確保支援センター」(JOBSTA)において、様々な相談者のニーズにあわせた就労支援を行うとともに、就労意欲の喚起や就職活動に役立つセミナー等を実施します。
	<p>03 障害者就労の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労移行支援事業の利用促進や宇部市認証ジョブアシスタントの養成により、障害者の一般就労を支援します。 ・共同受注システムを活用し、就労継続支援A型・B型を利用する障害者の工賃向上を推進します。
	<p>04 高齢者就労の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者がこれまで培った力を活かす取組として、企業等における短時間就労などのニーズを把握し、高齢者のスポット就労の仕組づくりを検討します。
	<p>05 仕事と家庭の両立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内企業を対象に「イクボス宣言」を普及することにより、ワーク・ライフ・バランスへの理解を促し、男性の育休取得を促進するとともに、「イクメン・カジダン養成講座」を開催し、男性の家事・育児参加を促進します。
	<p>06 女性活躍の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性が活躍できる環境づくりに積極的に取り組む事業者を認証し、その活動を支援するとともに、女性従業員の継続就業に対する理解や配慮の必要性について、意識啓発を図ります。 ・次世代を担う女性のキャリアアップを支援し、積極的な意欲を持つ女性リーダーの育成、性別による役割分担意識の解消や地域活動への女性参画拡大に向けた啓発を行い、女性の活躍を推進します。
	<p>07 農福連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者や高齢者、障害者等の福祉対象者への就労支援の一環として、農業と福祉の人材のマッチングを行い、社会参加と自立へ向けた支援を行うとともに、農業分野の担い手不足の解消を図ります。
	<p>08 職場環境づくりの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職種や規模など企業の特徴を踏まえた働きやすい職場環境づくりや、それを支える制度づくりを推進していきます。

重要業績 評価指標 (KPI)	項目	現状値(2018年度)	目標値(2026年度)
	就職マッチング数(計画期間累計)	41件	150件
	大学生等の市内就職割合	11.5%	14.6%
	男性の家事・育児参加促進事業の参加者数(計画期間累計)	—	3,500人
	女性活躍推進企業のうち女性管理職割合が30%以上の企業数	47社	120社
	Ⓔ健康経営優良法人認定企業数(累計)	29社 (2023年度)	59社

基本目標3 関係人口を増やし、新しいひとの流れをつくる



3-1 移住・定着の推進

(1) 移住の推進

幅広い世代をターゲットとしたU I Jターンを促進するため、本市の魅力を市内外へ積極的に発信するとともに移住前から移住後までワンストップで相談・支援できるサポートセンターの運営、お試し暮らし住宅の活用、きめ細かい助成制度の運用などを通じてさらなる移住者の増加につなげていきます。

施策	(1) 移住の推進
取組内容	01 移住定住サポートセンターの運営 ・移住に関するワンストップ相談窓口として、「うべ移住定住サポートセンター」を運営し、移住前から移住後まで移住者のニーズやライフスタイルに合わせた仕事、住居、子育てに関する相談・支援を行います。
	02 うべ暮らしの魅力発信 ・移住地として全国的に評価が高い本市を市外へ幅広くPRするため、ポータルサイトやSNS、都市部でのフェア・セミナー等で積極的に情報発信します。

	03 東京圏等からの移住促進 ・移住・就業、創業する際の経済負担軽減と市内中小企業等の担い手不足解消のため、東京圏等からの移住者に対し、定額の補助金を支給します。		
	04 移住時の費用負担の軽減 ・U I Jターンによる移住前後の費用負担を軽減するため、引越し費用などの必要経費の一部を助成するとともに、医療・福祉・ICTなどの専門人材に対しては、賃貸住宅の家賃の一部を助成します。		
	05 お試しうべ暮らしの充実 ・移住検討者が本市の生活環境を実際に暮らし体験できる「お試し暮らし住宅」を設置するとともに、ニーズに応じ市内を案内する「オーダーメイドツアー」を実施します。 ・都市部の若者などを地域おこし協力隊として一定期間雇用し、地域への定着及び新たな担い手づくりに取り組んでいきます。		
	06 うべ暮らし体験ツアーの開催 ・移住地として本市を検討してもらうきっかけ作りとして、移住検討者を対象にした本市の魅力を体感できる移住体験ツアーを実施します。		
	07 戦略的な職員の採用 ・U I Jターンを希望する県外在住者や、様々な経験を持つ人材を採用し、組織及び政策形成の多様性と移住定住の促進を図ります。 ・民間企業の社員や外国人材を登用し、行政課題を解決していきます。		
重要業績 評価指標 (KPI)	項 目	現状値(2018年度)	目標値(2026年度)
	U I Jターンによる移住者数(計画期間累計)	997人/年	14,000人
	移住定住サポートセンターでの支援者数(計画期間累計)	437人/年	1,400人

(2) 若者の就学・就業による定着の推進

若者の地域への定着や将来的なUターンにつなげるため、地域の産業や文化等への理解を深める「ふるさと教育」や**活躍の場**づくり、個人の事情に応じた相談・支援などに取り組みます。

施 策	(2) 若者の就学・就業による定着の推進
取組内容	01 ふるさと学習の充実 ・本市の歴史や文化、産業など現在の宇部市を構成している社会的な事象についての学習を実施します。 ・渡辺祐策翁をはじめ、本市の未来をより良くしたいと考え、行動した先人の思いや活動を学び、起業・創業マインドにも触れることで、将来、本市で活躍する人材を育成します。

	02 彫刻教育の推進【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・全小学校を対象にU B E ビエンナーレ展示会場での野外彫刻の鑑賞を実施します。 ・市内小中学生を対象に彫刻家等によるワークショップを開催します。 	
	03 若者との「市長と語ろう！うべ未来トーク」の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・若者に市政参画の機会を通じて、本市の魅力を知ってもらい、本市への誇りと愛着心を育みます。 	
	04 若者の活躍サポート応援	<ul style="list-style-type: none"> ・若者ほっとカフェや若者ふりースペースを効果的に活用し、若者のまちづくりにおける活躍の場の創出や、自立に向けた社会参加の促進に取り組みます。 ・中学校卒業後や高校中退後の進路未決定者を捕捉し、相談・支援を行います。 	
	05 J O Bフェア等の開催【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の中高生を対象に、地元企業の実感できる職業イベントを開催します。 ・市内外大学生及び就職氷河期世代を対象に市内企業へのオープンファクトリー（訪問ツアー型）を開催します。 	
	06 奨学金返還支援制度の実施【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等の在学中に奨学金の貸与を受けた者を対象に、市内に在住、かつ市内中小企業等に就業するなど一定の要件を満たした場合、返還額の一部を補助します。 	
	07 学生が輝き活躍するまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・大学生を含む学生が多い地域性を生かし、まちづくりに若者の発想を積極的に取り入れていく仕組みを構築し、新たな地域の価値を創出します。 ・学生が市政に参画する機会を創出することにより、本市とのつながりを深め、将来的な定住を図ります。 	
	重要業績 評価指標 (K P I)	項 目	現状値(2018年度)
	若者ほっとカフェ、若者ふりースペースの利用者数	571人	10,500人

3-2 本市との関係・つながりの構築

(1) 関係人口の創出・拡大

将来的な移住の裾野拡大や多様な主体の参画によるまちづくりに向けて、本市の魅力を経営的に情報発信し、本市のイメージ及び認知度の向上を図るとともに、本市への関心や特定の地域や人との関わりを深め、本市とのつながりを築くことにより、地域に多様な形で継続的に関わる関係人口の創出・拡大に取り組みます。

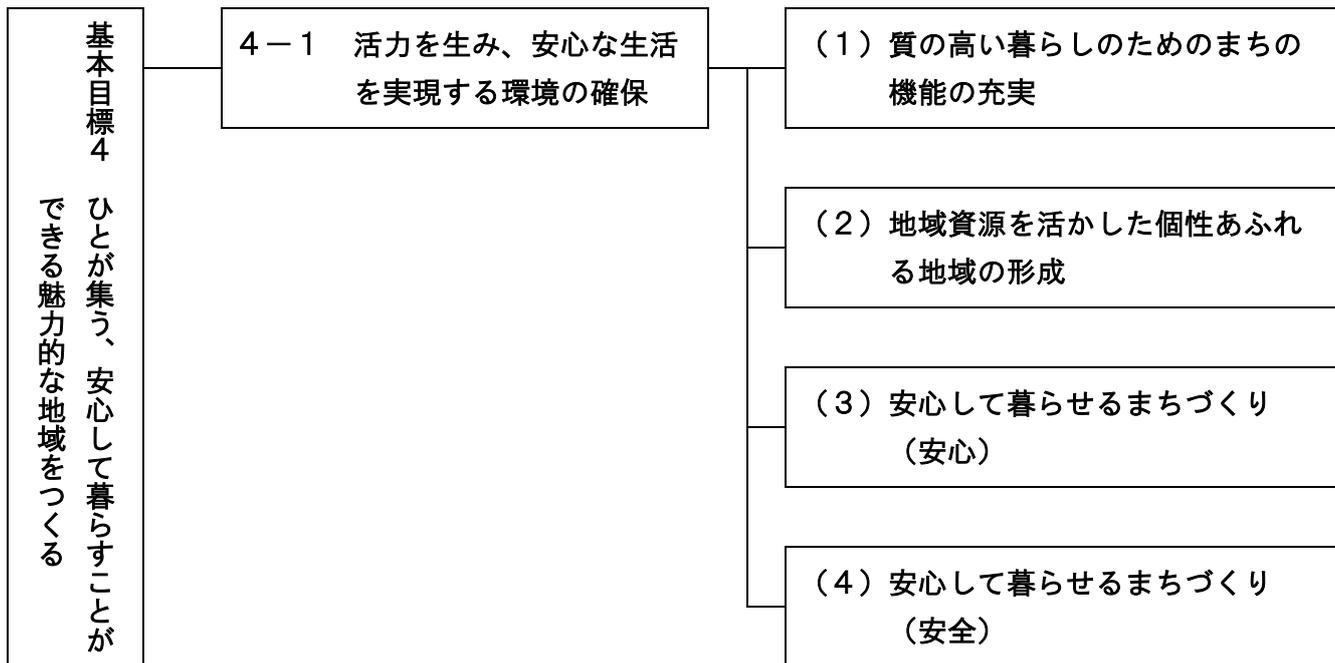
施 策	(1) 関係人口の創出・拡大		
取組内容	01 シティプロモーションの推進	・本市の魅力首都圏や近隣圏域などに対して戦略的に情報発信し、本市のイメージ及び認知度の向上を図ります。	
	02 広報活動の充実	・市政情報を的確に届けるとともに、市内外の方にも本市の魅力が伝わるよう、様々な情報発信媒体の特性を活かし、情報のバリアフリー化の観点も取り入れ、情報を効率的・効果的に発信します。	
	03 フィルムコミッションの支援	・映画、テレビ、ドラマ、CMなどのロケーション撮影を誘致することで、認知度向上、交流人口の増加等による地域経済の活性化と市民のシビックプライドの醸成を図ります。	
	04 市制施行 100 周年に向けた取組の実施	・2021 年に迎える市制施行 100 周年を契機として、市民協働の基盤構築や地域課題を解決できる人材育成を図ります。 ・本市の歴史や魅力を次世代に伝えるとともに、市内外へ広く発信することで、シビックプライドの醸成や本市への来訪意欲の向上を図ります。	
	05 ふるさとワーキングホリデー等の実施	・都市部の若者などが、将来的な本市への移住・定住を見据え、一定期間、本市に滞在し、地域住民との交流や学びの場などを通して、地域での暮らしを体感し、地域活動や民間団体運営の担い手等として地域との関わりを深める機会を提供します。	
	06 M I C E 誘致の推進	・(一社)宇部観光コンベンション協会(DMO UBE)や近隣自治体と連携し、M I C E 誘致に向けた情報発信やセールス活動などに積極的に取り組みます。	
重要業績 評価指標 (K P I)	項 目	現状値(2018 年度)	目標値(2026 年度)
	宇部市の認知度	25.6 点	33.0 点
	市公式ウェブサイトの訪問数	201 万件	300 万件

(2) 寄附等を通じた関係の創出・拡大

地方への資金の流れを促進し、新たな本市との関わりを築くため、寄附や事業活動等を通じた企業と本市との関係づくりを深めるとともに、ふるさと納税のさらなる推進を通して、寄附者との継続的なつながりを強化します。

施 策	(2) 寄附等を通じた関係の創出・拡大		
取組内容	01 企業版ふるさと納税の推進 ・企業版ふるさと納税制度を活用し、民間資金の積極的な導入に取り組むとともに、寄附をいただいた企業とのパートナーシップを構築します。		
	02 ふるさと納税の推進 ・ふるさと納税制度を活用し、寄附をいただいた本市出身者や本市に関心を持つ方との継続的なつながりを構築します。		
重要業績 評価指標 (K P I)	項 目	現状値(2018 年度)	目標値(2026 年度)
	ふるさと納税寄附件数	年間延べ 1, 889 件	年間延べ 8, 800 件

基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる



4-1 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

(1) 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実

中心市街地活性化基本計画に基づき、市役所周辺地区、中央町地区、宇部新川駅周辺地区の整備を進め、多世代がにぎわう安心・快適・利便性の高いまちづくりとにぎわい創出を図ります。

また、快適な緑地空間の創出として「ガーデンシティうべ」の推進、全市的な読書のまちづくりの推進、住み続けられる中山間地域づくりや生活バス路線の維持・確保を推進します。

施策	(1) 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実
取組内容	01 市役所周辺地区の整備 ・市民共創のまちづくり・防災拠点として市役所の建替え、デジタル市役所の構築、広場整備を行うとともに真締川公園や常盤通りなどの公共空間の質的向上を図り、潤いのある市民の憩いの場や居心地がよく、歩きたくなるようなウォークアブルなまちなか空間とにぎわいを創出します。
	02 中央町地区の整備 ・中央町地区の回遊性の向上とにぎわい創出を図るため、シンボルロードの歩道空間の再整備や防災面の向上を図るための密集市街地の解消・低未利用地の有効活用などと併せて、職住近接の良好な住環境やビジネス環境づくりを進めます。
	03 宇部新川駅周辺地区の整備 ・駅前の活性化や市の玄関口にふさわしい魅力ある空間整備、利便性の高い交通結節点の構築につながる再開発事業や、将来のまちづくりにふさわしい新しい交通体系の構築に取り組むとともに、学生や高校生、子どもなどが集まり、医療や健康について語り合い、食事ができる交流空間やアーティストと交流できる空間を整備します。

	<p>04 多世代にぎわい交流拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧山口井筒屋宇部店跡地に、子育て支援拠点機能や交流機能などの公的機能に加え、飲食機能などの民間機能を備えた複合施設を整備することで、多世代が集いくつろげるにぎわい創出の拠点づくりに取り組めます。
	<p>05 まちなかへの都市機能誘導・居住の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地内の空き店舗のリノベーション経費、商店街の共同施設や店舗のリニューアル等の経費、建築物の新築・増築に係る固定資産税相当額の助成などにより、まちなかの回遊性や生活利便性の向上とまちなか居住を促進します。
	<p>06 まちなかのにぎわい創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地において、三大イベントである宇部まつり、新川市まつり、花火大会をはじめ、市民団体や商店街と連携したにぎわいを生み出す様々なマルシェやイベントを開催し、来街者の誘引とまちなかのにぎわい創出を図ります。
	<p>07 中心市街地バリアフリー化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー基本構想を策定し、中心市街地の建築物のバリアフリー化を促進します。
	<p>08 ガーデンシティうべの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民とともに市役所周辺の真締川公園や国道 190 号、シンボルロードなどに四季折々の花が咲くガーデンシティの基盤となる整備や空間づくり、ときわ公園のさらなる魅力アップを行い、市民がガーデンシティの主役となるよう人材育成や文化醸成などに取り組めます。 ・花卉の生産から流通を支え、花卉等の生産農家や販売業者の販路拡大を支援するなど、「ガーデンシティうべ」を推進します。
	<p>09 UBE 読書のまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館を中心に地域、学校、企業など、多様な主体をネットワーク化し、読書活動の普及啓発、講演会開催、まちライブラリーなどを通じて全市的に読書のまちづくりを推進するとともに、拠点施設となる図書館を時代のニーズに対応したにぎわい創出につながる施設にリニューアル整備します。
	<p>10 快適・安全な暮らしの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理施設（下水道・農業集落排水・浄化槽）の効率的な整備及び空き家の利活用の促進・適切な除却による地域づくり、住宅リフォーム工事費の一部助成によって、快適・安全な暮らしの確保に取り組めます。

	<p>11 住み続けられる中山間地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の人口規模を維持するため、地域計画、健康プランに基づく地域住民の取組を支援するとともに、就農希望者などに対し、農地・住宅のあっせんや起業支援、移住後の生活などの情報発信を行い、中山間地域への移住を促進します。 ・「北部オープンプラットフォームラボ」を拠点に、地域団体や住民、事業者等が連携し、北部地域が抱える諸課題の解決につながる事業創出を支援します。 		
	<p>12 移動手段の維持・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民、特に自ら移動手段を持たない高齢者や高校生等にとって必要不可欠な生活バス路線を維持・確保するため、効率的で利便性の高い運行ダイヤの実現や車両のバリアフリー化の推進、バスロケーションシステムの運用等による利用促進に取り組みます。 ・中山間地域における、交通空白地域の移動手段を確保するため、地域住民がドライバーとなり、自家用車で運送サービスを提供する「公共ライドシェア」導入の実証事業に取り組みます。 		
重要業績 評価指標 (KPI)	項 目	現状値(2018年度)	目標値(2026年度)
	中心市街地居住人口	5,930人	5,600人
	中心市街地の休日1日当たりの通行者数	12,261人	9,500人

(2) 地域資源を活かした個性あふれる地域の形成

本市の特色ある農林水産品、観光資源、文化などの地域資源を最大限に活かして活性化を図り、地域の魅力を高めます。

また、ときわ公園の魅力向上、観光連携の推進による観光振興や観光産業の育成を通して、地域経済の活性化につなげます。

さらに、市民とともにつくるUBEビエンナーレ、アートと市民をつなぐアートコミュニケータの養成、多彩な文化活動の展開などにより、市民が気軽に文化・アートに親しめる環境づくりを進めます。

加えて、スポーツを通じた健康づくり、地域・仲間・生きがいがづくりなど、市民の誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくりや自転車によるまちづくりを推進します。

施 策	(2) 地域資源を活かした個性あふれる地域の形成
取組内容	<p>01 ときわ公園の魅力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい動物広場の拡張整備、スタディツアー誘致や先端技術を活用したイベントの実施のほか、周遊園路の整備や花木の充実などによって、ときわ公園の魅力向上を目指します。 ・民間事業者との連携や企業、団体等が主催するイベントの積極的な誘致などでにぎわいの創出を図ります。
	<p>02 DMOによる観光まちづくり【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光まちづくりを推進し、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図ります。
	<p>03 観光プロモーションの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アニメ・特撮をテーマとしたツーリズムの推進や、体験型の観光コンテンツの発掘など本市の強みを生かした観光プロモーションを進め、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図ります。
	<p>04 観光農園の推進 [再掲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果樹のみならず、野菜の収穫などが体験できる本市独自の観光農園開設を支援し、市内外から観光客を呼び込むことにより、農業者の所得向上と地域経済の活性化を図ります。
	<p>05 広域観光連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県央連携事業「山口ゆめ回廊博覧会」及び宇部市リーディング事業の展開や体験型観光の創出、自転車等を活用した広域旅行商品造成により、観光まちづくりを推進します。
	<p>06 観光施設の維持管理及び運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海水浴場等の観光施設の運営、整備を行うとともに、山口宇部空港を活用した効果的な情報発信を行い、観光地の魅力向上を図ります。
	<p>07 クルーズ船の誘致</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国・県等と連携しながらクルーズ船の誘致に取り組み、宇部港を起点としたツアー造成や交流イベント等の魅力向上を図り、交流人口の増加と地域経済の活性化を推進します。
	<p>08 アートに触れる機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アーティストインレジデンスによるアーティストとの交流の実施など、市民がアートに触れる機会を創出します。

	<p>09 中山間地域の魅力とにぎわいづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うべの里アートフェスタや廃校舎の利活用によるイベントやビジネスの展開など中山間地域を舞台にした取組により集客、活性化を図るとともに、岩戸神楽舞(万倉)や和紙(小野)など地域特有の伝統文化を継承し、観光資源化を図るなど、中山間地域の魅力とにぎわいづくりを進めます。
	<p>10 竹資源利活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竹利活用推進拠点を設置し、バイオマスの活用や新製品の開発、舗装資材への活用等、竹資源の積極的な活用を推進するとともに、タケノコの生産安定化や商品の販路拡大を図ります。
	<p>11 アートコミュニケーターの活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アートを介して、ひと・もの・ことをつなぎ、まちの創造的発展に向けて自ら活動するアートコミュニケーターを育成し、魅力あるアートイベントの企画運営等の活動を支援します。
	<p>12 アート産業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディアアート等の先端技術を活用したイベントの実施運営により、地元産業の振興を図ります。
	<p>13 UBE ビエンナーレの新たな展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UBE ビエンナーレの新たな展開のため、彫刻だけでなく、多様なアートに触れる機会を創出しながら、市民とともにつくるビエンナーレを目指します。
	<p>14 文化活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化振興の推進母体である宇部市文化創造財団と連携し、市民の文化活動の支援や、多種多彩な文化事業の開催等により市民が文化に触れる機会を創出するとともに、伝統文化を次世代に継承していくため、子どもたちが実際に体験する機会を創出します。
	<p>15 デジタルアーカイブや文化財を活用した文化振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の文化財、歴史資料などのデジタルアーカイブの構築や文化財展の開催など、文化財の活用を推進します。
	<p>16 スポーツに親しむ環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様なニーズに対応したスポーツ機会の創出、子どもたちを対象としたアスリートによる指導やふれあいイベントの開催、障害者スポーツを親しめる機会の創出などにより、市民誰もがスポーツに親しむ環境づくりを推進します。
	<p>17 スポーツツーリズムの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇部市スポーツコミッションを中心に、宇部観光コンベンション協会(DMO)、宇部市スポーツ協会と連携し、スポーツツーリズム誘致連絡会議を定期的で開催し、一体となってスポーツ大会の開催や誘致・スポーツ合宿を推進します。

	18 スポーツ基盤の整備 ・「宇部市公共施設等個別施設計画」に基づき、利用者が安心・安全に利用できるよう、人口減少や超高齢化社会の進展、市民ニーズの変化等に対応しながらスポーツ施設の計画的な整備を進めます。		
	19 スポーツ指導者・人材の育成 ・スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ、人材バンク登録者、プレーリーダーなどを育成し、活躍する機会を創出します。		
	20 チャレンジデーによる運動・スポーツのきっかけづくり ・宇部市スポーツコミッションが主体となりチャレンジデーに参加することを通して、運動・スポーツをするきっかけづくりや継続して行う仕組みづくりを促進します。		
	21 プロスポーツと触れ合う機会の創出 ・本市と連携協定を締結しているプロスポーツチームや選手を支援し、市民にスポーツを「観る」楽しさや魅力を伝えシビックプライドを醸成するとともに、トップアスリートとの交流を促進します。		
	22 恩田スポーツパーク構想の推進 ・恩田運動公園内のスポーツ施設の整備指針である恩田スポーツパーク構想に基づき、計画的な整備に取り組み、新たな魅力とにぎわいを創出します。		
	23 サイクル県やまぐち・うべ自転車によるまちづくり ・健康、環境、観光、交通など様々な分野において、身近な移動手段である自転車の活用を拡大させるとともに、利用促進を図るため、自転車通行空間の整備を推進します。		
	24 地域連携ヘルスケアプロジェクトの推進 ・健康を維持・増進する仕組みを構築し、市民の健康寿命を延伸するとともに、活気あるまちづくりを実現するため、ICTの活用による飛び地連携型ヘルスケアプロジェクトを実施します。		
	25 運動・スポーツで健康になれるまちづくり ・市民一人ひとりが継続的に取り組めるよう、各地域の健康プランに基づき、宇部市スポーツコミッションや宇部市スポーツ推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブ、民間事業所等と連携し、地域における自発的なスポーツ・健康づくり活動の支援に取り組みます。		
重要業績 評価指標 (KPI)	項 目	現状値(2018年度)	目標値(2026年度)
	観光客数(外国人観光客含む)	170万人	180万人

(3) 安心して暮らせるまちづくり（安心）

地域の誰もが健康であり、住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らすことができるよう、地域の特性や社会資源を活かしながら、住民と一体となって、**地域コミュニティの活動促進に向けた仕組みづくり**や「健康長寿」のまちづくり、保健・医療・福祉が連携した地域が支え合う取組、ユニバーサルデザインの推進、地域内交通の導入促進を図ります。

施策	(3) 安心して暮らせるまちづくり（安心）
取組内容	<p>01 認知症対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守り愛ネットやGPS事業による見守りの強化と、認知症当事者や家族の交流の場である認知症カフェの整備等により、認知症になっても、住み慣れた地域において、安心安全な生活を送れるよう支援します。 ・認知症サポーターのうち、ステップアップ研修の修了者や地域包括支援センターなどの支援者、生活関連企業、地域団体などがチームオレンジとして、認知症の方やその家族に、見守りや相談などの支援を行います。
	<p>02 専門職を活用した健康づくり・介護予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な専門職を地域の社会資源であるご近所ふれあいサロン等に派遣し、効果的な体操や健康講座等を実施することで、地域が自主的に健康づくりや介護予防の取組を行えるよう支援します。
	<p>03 ご近所ふれあいサロンの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご近所ふれあいサロンの設置及び運営支援を行うとともに、ご近所ふれあいサロン実施団体間の連携を支援します。
	<p>04 福祉なんでも相談窓口の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇部市独自の認証相談員制度を創設し、地域の子どもから高齢者まで全世代を対象に世帯全体の抱える問題に対する相談支援や関係機関との支援体制づくり等に関わる人材を養成するとともに、身近な地域にある子どもから高齢者、障害者まで、福祉に関して誰でも相談できる「福祉なんでも相談窓口」に配置するなど充実を図ります。
	<p>05 健康づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や市民、事業所、関係機関と連携し、生活習慣病の発症及び重症化予防を目的とした「へら塩ベジうべ作戦」などの保健事業や、ライフステージごとに起こる女性特有の健康課題に対し、心身ともに健やかで充実した生活を送ることができるよう「女性の健康づくり」に取り組みます。 ・働く世代の健康づくりを進めるため、職域保健と連携した情報発信や市政情報出前講座、企業向けのイベントへの参加など、企業等の健康経営を支援します。

	<p>06 がん患者に優しいまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域にがんに関する様々な相談ができる窓口を設置するとともに、がん患者に必要な情報を分かりやすく提供し、ウィッグ購入費用の助成等や若年者の在宅療養に対する支援を行います。
	<p>07 元気・安心・地域づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支援員・保健師を中心に、地域運営組織の策定した地域計画の推進に向けて、地域の課題解決や活性化、健康づくりや地域の支え合いにつながる取組を支援します。 ・自立した地域運営基盤の充実・強化を推進するため、中間支援組織による地域内外の多様な人材の発掘・育成とマッチングを進めて、地域づくりネットワークの拡大を図ります。 ・就業者が参加しやすくなる「地域活動の日」の推進や、地域活動へのうべポイント付与等により、あらゆる世代の地域コミュニティ活動への参加を促進します。
	<p>08 障害者の地域生活拠点の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域移行及び居住支援のため地域生活拠点の機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場など）の充実を図ります。
	<p>09 コミュニケーション手段の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が、それぞれの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるように、コミュニケーション支援員や手話通訳者の設置、コミュニケーション支援人材の養成などを実施します。 ・事業所等にコミュニケーション支援を行うための費用を助成するなど、民間事業者等のコミュニケーション支援の充実を図ります。
	<p>10 再犯防止の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の犯罪被害の防止を図るため、支援機関等と連携して犯罪をした人等の社会復帰に向けて、円滑に地域社会へ戻れるよう「社会を明るくする運動」等を広く市民や事業者に周知することで、地域活動への参加や就労等につながるよう支援していきます。
	<p>11 ユニバーサルデザインの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間施設のバリアフリー化を推進するため、施設のバリアフリー化の改修費を助成します。 ・「宇部市障害者福祉計画」に基づき、公共・民間施設のバリアフリー化を推進します。
	<p>12 地域内交通の導入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の日常生活における移動手段を確保するため、路線バスが運行していない地域や、これからバス路線の見直しが行われる区間等において、地域組織が運営するコミュニティタクシーなどの地域内交通の導入を支援します。

重要業績 評価指標 (KPI)	項目	現状値(2018年度)	目標値(2026年度)
	障害のある人にとって宇部市が暮らしやすいまちだと思ふ人の割合	37.6%	61.0%

(4) 安心して暮らせるまちづくり (安全)

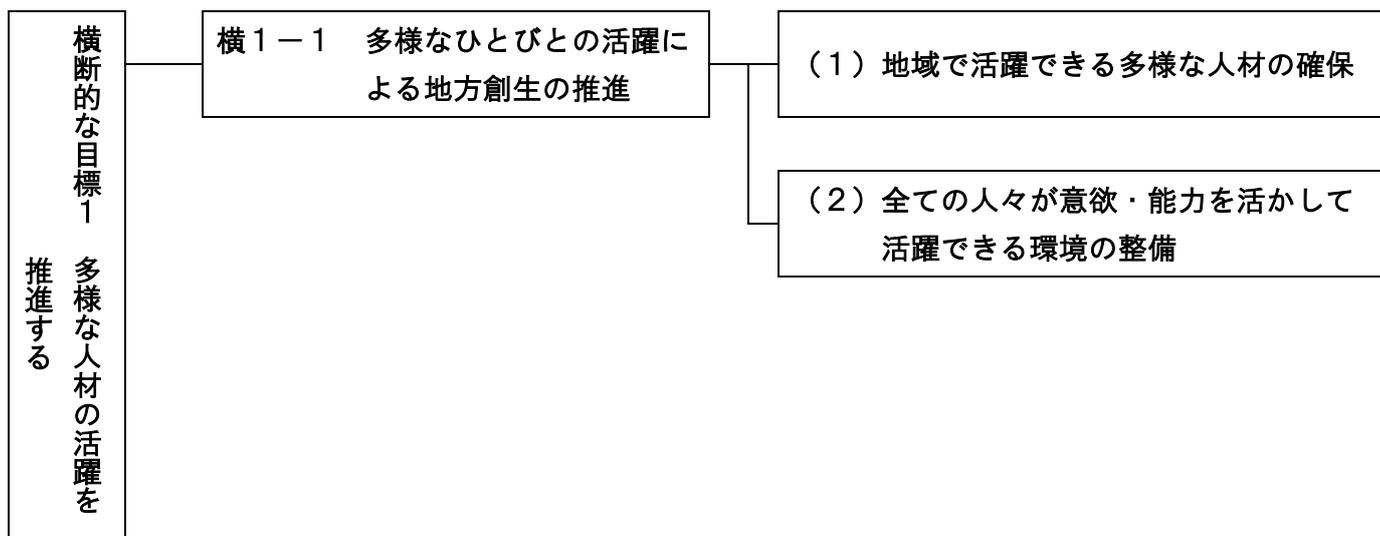
高潮対策や雨水浸水対策などの都市環境の整備やライフラインの耐震化を計画的に進めるとともに地域の防災力を高め、災害に強いまちづくりを進めます。

また、関係機関や団体と連携した、犯罪の未然防止、消費者の被害防止、交通事故の防止や交通安全対策に取り組み、市民が安心・安全に暮らすことのできる社会を実現します。

施策	(4) 安心して暮らせるまちづくり (安全)
取組内容	<p>01 防災・減災・消防力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多重的に整備した防災情報伝達手段の普及を促進するとともに、自治会単位での呼びかけ避難体制の構築等を推進します。 ・ 消防庁舎の整備を進めるとともに、多様な災害に対応可能な消防団の装備の充実と消防団員の確保に取り組み、防災・減災・消防力の強化を図ります。
	<p>02 要援護者支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に支援を必要とする災害時要援護者を対象に、近隣の支援者による情報提供支援や避難の移動支援を行う災害時避難支援制度の促進、また、専門職等と連携した個別避難計画の作成を促進するとともに、要援護者が避難しやすい環境を整備するため、身近な地域に福祉避難所を拡充します。
	<p>03 災害に強いまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県と連携した宇部港の港湾設備改良等の高潮対策、急傾斜地崩壊危険区域内の崩壊防止対策、雨水の浸水対策、上下水道施設の耐震対策等を実施します。 ・ 市内を流れる二級河川や準用河川等の防災上重要な箇所には河川監視カメラや簡易型水位計を設置し、災害に強いまちづくりを進めます。
	<p>04 道路施設の老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種「個別施設計画」に基づき、計画的かつ効率的に道路施設の補修等を実施し、安心安全な道路状態を維持します。
	<p>05 公共施設等総合管理計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の定期的な点検・診断を実施し、計画的な更新・統廃合等を進めるとともに、市民や民間事業者との協働による効率的・効果的な管理運営と遊休資産の有効活用などを行います。

	<p>06 高齢者・若年者等を対象とした交通安全・防犯対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故防止のため、地域、関係機関等との連携のもと、市民の主体的な交通安全活動を促進するとともに、高齢者の交通事故防止に向けて、地域の特性や社会情勢に即応した対策を実施します。 ・犯罪のない安心安全なまちづくりを目指して、地域、関係機関等との連携強化を図りながら、防犯カメラの設置等による生活環境の整備や見守り活動などの地域安全活動の強化に取り組みます。 ・高齢者等の消費者被害防止のため関係機関と連携した啓発活動に取り組むとともに、学校等と連携し若年者への消費者教育の充実を図ります。 		
	<p>07 ビッグデータを活用した交通安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省から提供されるビッグデータを活用して、「あんしん歩行エリア」及びその周辺で市道における速度超過や急ブレーキ多発箇所等を特定し、地域や学校、警察と連携しながら交通安全対策に取り組みます。 		
重要業績 評価指標 (KPI)	項 目	現状値(2018年度)	目標値(2026年度)
	人身事故件数(自転車事故含む)	524件	288件
	消費生活(電話詐欺等)被害件数	16件	0件

横断的な目標 1 多様な人材の活躍を推進する



横1-1 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進

(1) 地域で活躍できる多様な人材の確保

多様な地域課題の解決に向けた取組を推進するために、地域内外の多様な人材や企業・学校等と連携を進めるとともに、一人ひとりが地域の担い手となれるよう市の認証制度によるボランティア等を育成して地域コミュニティの維持・強化を進めます。

施策	(1) 地域で活躍できる多様な人材の確保
取組内容	01 「うべ子育てパートナー」の養成・活用【再掲】 ・地域共生社会を支える人材の一員となるよう、地域で子育て支援等に従事する方や関心を持たれる方に、必要な研修を行い、修了者を子ども・子育て支援の専門職として「うべ子育てパートナー」に認定します。
	02 発達障害児への支援ボランティアの養成【再掲】 ・養成講座等の実施により、発達障害等の特性を理解した支援ボランティアを養成し、小中学校等へ配置し、活用を図ります。
	03 障害者就労の支援【再掲】 ・障害者就労移行支援事業の利用促進や宇部市認証ジョブアシスタントの養成により、障害者の一般就労を支援します。
	04 UBE IN BLOOM ～花につつまれるまち うべ～ の推進 ・市民が「ガーデンシティうべ」の主役になるための人材育成や文化の醸成に取り組みます。 ・「ガーデンシティうべ」を支える地域振興に取り組みます。
	05 アートコミュニケーターの活動支援【再掲】 ・アートを介して、ひと・もの・ことをつなぎ、まちの創造的発展に向けて自ら活動するアートコミュニケーターを育成し、魅力あるアートイベントの企画運営等の活動を支援します。

	<p>06 スポーツ指導者・人材の育成【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ、人材バンク登録者、プレーリーダーなどを育成し、活躍する機会を創出します。
	<p>07 認知症対策の推進【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーターのうち、ステップアップ研修の修了者や地域包括支援センターなどの支援者、生活関連企業、地域団体などがチームオレンジとして、認知症の方やその家族に、見守りや相談などの支援を行います。
	<p>08 宇部市福祉なんでも相談員の養成・配置【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の子どもから高齢者まで全世代を対象に世帯全体の抱える問題に対する相談支援や関係機関との支援体制づくり等に関わる人材を養成し、「福祉なんでも相談窓口」に配置します。
	<p>09 健康づくり人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要かつ正確な健康情報を、健康づくりに無関心な層も含め、多くの地域住民に対して、「心に届く情報として」伝え拡散する伝道師（インフルエンサー）等を養成し、人およびまちの「健康」を達成します。
	<p>10 宇部志立市民大学による人材の発掘・養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇部志立市民大学を充実し、地域や団体に活躍できる人材を発掘・育成するとともに、市民力の向上を図ります。
	<p>11 シニア世代の活躍促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇部市老人クラブ連合会を実施主体とし、高齢者を対象に介護や相続等のライフプランに関わる内容等の講座を開催し、地域貢献できる人材を育成するとともに、これまで培った知識や技術を持つ高齢者を講師として活用するなどし、シニア世代が生きがいを持ち、生涯活躍できる環境づくりを促進します。
	<p>12 元気・安心・地域づくりの推進【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支援員・保健師を中心に、地域運営組織の策定した地域計画の推進に向けて、地域の課題解決や活性化、健康づくりや地域の支え合いにつながる取組を支援します。 ・自立した地域運営基盤の充実・強化を推進するため、中間支援組織による地域内外の多様な人材の発掘・育成とマッチングを進めて、地域づくりネットワークの拡大を図ります。 ・就業者が参加しやすくなる「地域活動の日」の推進や、地域活動へのうべポイント付与等により、あらゆる世代の地域コミュニティ活動への参加を促進します。

	項 目	現状値(2018年度)	目標値(2026年度)
重要業績 評価指標 (KPI)	地域活動人材の活動件数	800件/年	17,000件/年
	地域活動人材認証制度登録者数 (累計)	500人	2,109人

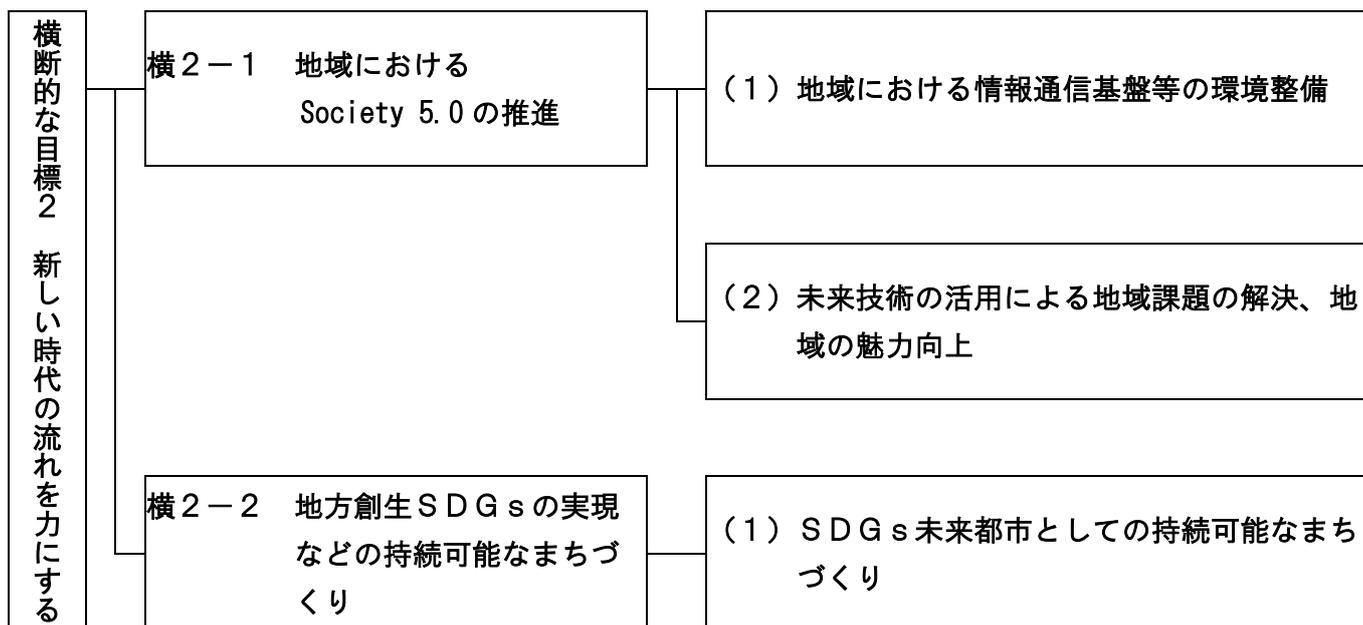
(2) 全ての人々が意欲・能力を活かして活躍できる環境の整備

ひきこもりなど、個人の抱える固有の課題に対応した支援を行い、地域の中で活躍できる（能力を発揮できる）場づくりを進めます。

施 策	(2) 全ての人々が意欲・能力を活かして活躍できる環境の整備
	<p>01 JOBフェア等の開催【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の中高生を対象に、地元企業の魅力を実感できる職業イベントを開催します。 ・市内外大学生及び就職氷河期世代を対象に市内企業へのオープンファクトリー（訪問ツアー型）を開催します。
	<p>02 介護人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の介護サービス事業所に介護職として、養成機関等を卒業し新たに就職する者や転職・復職する者へ支援することにより、安定した介護サービスの提供を図ります。 ・中高生を対象に介護職理解促進授業を実施し、福祉・介護の仕事を目指す人材の確保に取り組みます。 ・職業訓練校を養成機関等を含め、就職氷河期世代の方々の就職を支援し、社会参加を促進します。
	<p>03 若者の活躍サポート応援【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者ほっとカフェや若者ふりースペースを効果的に活用し、若者のまちづくりにおける活躍の場の創出や、自立に向けた社会参加の促進に取り組みます。 ・中学校卒業後や高校中退後の進路未決定者を捕捉し、相談・支援を行います。
	<p>04 就職氷河期世代の活躍支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不安定な就労状態にある方や長期にわたり無業の状態にある就職氷河期世代等の方に対し、アウトリーチ支援員による相談支援を行うとともに、就労に必要な能力開発を行うなど、就職に向け、一貫した支援を行います。
	<p>05 職場環境づくりの支援【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職種や規模など企業の特徴を踏まえた働きやすい職場環境づくりや、それを支える制度づくりを推進していきます。

	<p>06 女性活躍の推進 [再掲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性が活躍できる環境づくりに積極的に取り組む事業者を認証し、その活動を支援するとともに、女性従業員の継続就業に対する理解や配慮の必要性について、意識啓発を図ります。 ・次世代を担う女性のキャリアアップを支援し、積極的な意欲を持つ女性リーダーの育成、性別による役割分担意識の解消や地域活動への女性参画拡大に向けた啓発を行い、女性の活躍を推進します。 		
<p>重要業績 評価指標 (K P I)</p>	<p>項 目</p>	<p>現状値(2018 年度)</p>	<p>目標値(2026 年度)</p>
	<p>就職氷河期世代の就職人数(累計)</p>	<p>—</p>	<p>25 人</p>

横断的な目標 2 新しい時代の流れを力にする



横 2-1 地域における Society5.0 の推進

(1) 地域における情報通信基盤等の環境整備

地域における Society5.0 の推進に向けて、5G 等の先端情報通信基盤等の環境を整備し、先端技術産業等における人材育成や技術開発等の支援を行い、IT 関連企業等の誘致や新ビジネス・サービスの創出につなげます。

また、スマート農林水産業や ICT 教育をより推進するためにも、市民生活の利便性向上や地域課題の解決、地域経済の活性化に寄与する情報通信基盤等の環境整備を推進します。

施策	(1) 地域における情報通信基盤等の環境整備
01	5G 環境整備による新ビジネス創出の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・「うべ産業共創イノベーションセンター 志」に通信事業者と連携して 5G 通信環境等を整備することにより、新ビジネス創出・人材育成・技術支援によるイノベーション創出を図ります。 ・外部の専門家を活用し、IoT 技術を活用した産業振興や地域課題の解決を図ります。
02	ローカル 5G の活用推進 <ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎でのローカル 5G 活用に向け、通信事業者や大学等と連携し、事業モデルの開発実証を通じ、実装を目指します。

	03 サテライトオフィス誘致の推進【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ・市外事業者への新規オフィス開設に伴う施設改修費、家賃、雇用奨励金等の補助を行うとともに、首都圏のICT企業等をターゲットとした市内視察対応などにより、サテライトオフィスの誘致促進を図ります。 ・首都圏で開催される企業立地フェアに参加し、オフィス誘致のPR活動に取り組むとともに、新規オフィス開設に伴う施設整備や家賃などの費用を補助することで、オフィスの誘致促進を図ります。 		
	04 スマート農林水産業の推進【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ・ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、作業の省力化や生産性の向上を図ることにより、新たな担い手の確保や所得の向上につなげます。 		
	05 ICTを活用した教育の推進【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ・超スマート社会に対応できる人材を育成するため、ICT機器を活用した教育を推進し、子どもたちの学習意欲を高めるとともに、情報活用能力・思考力・表現力の育成を図ります。 ・教育用ロボット教材等を活用したプログラミング教育の充実を図ります。 		
重要業績 評価指標 (KPI)	項 目	現状値(2018年度)	目標値(2026年度)
	支援事業体数(累計)	—	5件

(2) 未来技術の活用による地域課題の解決、地域の魅力向上

未来技術は、地域における医療、公共交通、農林水産業、教育など様々な分野に有効に活用することで、モノやサービスの生産性や利便性を飛躍的に高め、地域が抱える様々な課題を解決するだけでなく、産業や生活等の質を大きく向上させ、まちの魅力を高めるものと期待されます。

未来技術が市民にとって身近なものとなり、より豊かで安心できる生活に向けた利便性のあるサービスを生み出すとともに、地域や学校でのICT・IoTの活用を進め、地域力とSociety5.0時代を担う子どもたちの力を高めます。

施 策	(2) 未来技術の活用による地域課題の解決、地域の魅力向上
	01 スマートシティ宇部の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・AI、IoTなどの先端技術やビッグデータ、5Gなどの新たな基盤の活用により、まちの機能やサービスを効率化・高度化し、地域の課題解決や市民生活の質の向上につなげるスマートシティ宇部の実現に努めます。
	02 ICT活用による行政運営の効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・AIやロボティクス等の革新技术を活用し、行政コストの削減と業務生産性の向上を図ります。 ・市役所に行くことが困難な住民へのサポートとして、オンライン窓口システムを活用し、市役所に行かなくても定型的な様式の受け渡しや申請受付、問合せを可能にします。

	<p>03 地域連携ヘルスケアプロジェクトの推進 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康を維持・増進する仕組みを構築し、市民の健康寿命を延伸するとともに、活気あるまちづくりを実現するため、ICTの活用による飛び地連携型ヘルスケアプロジェクトを実施します。
	<p>04 ICT活用による地域医療の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 宇部市、山陽小野田市、美祢市に属する病院、医師会と行政が参加し、病院、医療機関、行政間を秘匿性の高いインターネット回線をつなぎ、介護保険主治医意見書や介護認定結果通知の情報連携、各医療機関での検査や診断、治療内容の共有を診療に反映するネットワークシステム（通称：さんさんネット）の利用拡大を図ります。
	<p>05 救急搬送の迅速化と医療提供の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 宇部・小野田保健医療圏域において、新たに「救急医療情報システム」を導入し、救急搬送の迅速化と医療提供の効率化を図ります。
	<p>06 次世代公共交通システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩いて暮らせるまちづくりの実現に向け、グリーンスローモビリティやシェアサイクルなどの新しい交通をパッケージした次世代公共交通システムの構築に取り組みます。
	<p>07 MaaS、AIなどの活用による交通インフラの高次化</p> <ul style="list-style-type: none"> MaaS、AIによる配車や自動運転などの最新技術を活用し、効率性と利便性の高い新たな移動サービスの実現を目指します。
	<p>08 ICT活用による公共交通のキャッシュレス化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民や観光客など公共交通利用者の利便性向上による利用促進を図るため、公共交通機関への交通系ICカードやモバイル決済の導入など、キャッシュレス化を推進します。
	<p>09 ローカル5Gの活用推進 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新庁舎でのローカル5G活用に向け、通信事業者や大学等と連携し、事業モデルの開発実証を通じ、実装を目指します。
	<p>10 サテライトオフィス誘致の推進 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市外事業者への新規オフィス開設に伴う施設改修費、家賃、雇用奨励金等の補助を行うとともに、首都圏のICT企業等をターゲットとした市内視察対応などにより、サテライトオフィスの誘致促進を図ります。 首都圏で開催される企業立地フェアに参加し、オフィス誘致のPR活動に取り組むとともに、新規オフィス開設に伴う施設整備や家賃などの費用を補助することで、オフィスの誘致促進を図ります。
	<p>11 スマート農林水産業の推進 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、作業の省力化や生産性の向上を図ることにより、新たな担い手の確保や所得の向上につなげます。

	12 ICTを活用した教育の推進【再掲】 ・超スマート社会に対応できる人材を育成するため、ICT機器を活用した教育を推進し、子どもたちの学習意欲を高めるとともに、情報活用能力・思考力・表現力の育成を図ります。 ・教育用ロボット教材等を活用したプログラミング教育の充実を図ります。		
重要業績 評価指標 (KPI)	項 目	現状値(2018年度)	目標値(2026年度)
	ICT活用による業務時間の削減数 (累計)	600時間	8,000時間
	公共交通利用者数	387万人/年	現状維持
	☑️電子申請対応可能率	70.8% (2023年度)	73%以上

横2-2 地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり

(1) SDGs未来都市としての持続可能なまちづくり

宇部SDGs推進センターをプラットフォームとして、市民、企業、大学など多様なステークホルダーと連携し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指して、「宇部市SDGs未来都市計画」に基づき、様々な分野の課題解決に統合的に取り組みます。

地域活性化や再生可能エネルギー等を活用した地域循環共生圏を創造するためにも、SDGsの理念に沿って取り組み、SDGsを原動力とした地方創生を推進します。

施 策	(1) SDGs未来都市としての持続可能なまちづくり
取組内容	01 宇部SDGs推進センターの拡充 ・2019年4月に開設した「宇部SDGs推進センター」をプラットフォームとして、市民、企業、大学など多様なステークホルダーが連携し、経済・社会・環境分野の課題解決に取り組む体制を構築します。 ・宇部SDGsカンパニー制度を設立し、課題解決に取り組む多様な主体のマッチングや活動支援、ビジネスチャンスの創出などを図ることにより、宇部SDGsの達成を目指します。
	02 SDGs環境人材の育成 ・持続可能な社会の実現に向けて、環境問題を中心とする地域課題の解決に取り組む人材(SDGs人材)を育成します。
	03 地域循環共生圏の推進 ・様々な地域資源を活用して、環境課題の解決に貢献するビジネスモデルの創出を図ることにより、持続可能な地域づくりを推進します。

	04 プラスチック・スマートの推進 <ul style="list-style-type: none"> 個人、企業、行政が一体となって、使い捨てプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底など、廃棄されるプラスチックごみの削減に向けた取組を推進します。 再生資源である紙やバイオマスプラスチック等のプラスチック代替品の開発や転換に向けた取組を支援します。 		
	05 再生可能エネルギー等の推進 <ul style="list-style-type: none"> 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、第三次宇部市環境基本計画に基づき、再生可能エネルギーの活用などにより、地域における脱炭素化を推進します。 		
重要業績 評価指標 (KPI)	項 目	現状値(2018年度)	目標値(2026年度)
	地域資源を活用した事業創出件数	—	12件
	SDGs環境人材育成事業参加校数	—	16校
	SDGsカンパニー数	—	100社

IV 総合戦略の推進体制

1 総合戦略の推進体制

総合戦略の着実な推進を図るため、市長を本部長とする「宇部市創生推進本部」において、総合的な進行管理を行います。

また、総合戦略への助言や指導を行う外部人材のアドバイザーを設置するとともに、若手職員で構成する組織横断型の「宇部市創生推進プロジェクトチーム」を置き、アドバイザーと密に連携しながら、総合戦略に掲げる取組を戦略的・効果的に推進し、併せて若手職員の人材育成と政策立案能力の向上につなげていきます。

さらに、産官学金労言等で構成する「宇部市地方創生推進協議会」において、外部の知見を活用した成果検証と、今後の施策展開についての意見聴取を行います。

2 総合戦略の進行管理

総合戦略の進行管理には、重要業績評価指標（KPI）の達成状況や施策の推進状況等を把握し、成果重視の観点から検証を行った上で、必要に応じて施策や事業の改善を図る仕組み（PDCAサイクル）を導入して実施し、必要に応じて「宇部市創生推進本部」及び「宇部市地方創生推進協議会」の意見等も踏まえながら、施策や事業等の見直しを実施します。

施策とSDGs 関連表

基本目標	政策目標	施策	SDGs
〈基本目標1〉 結婚・妊娠・ 出産・子育て の希望をかな え、子ども の夢を育む 教育を推進 する	1-1 結婚・妊娠・ 出産・子育て しやすい環境 の整備	(1) 結婚・妊産婦・子育てを大切に するあたたかな地域づくり	3
		(2) 就学までの健やかな成長を 支える保育環境と幼児教育 の充実	3, 8
	1-2 次世代を担う人材育成に向け た、質の高い教育の推進	(1) 子どもの育ちをつなげ、夢 を育む教育の推進	4, 8, 11, 17
		(2) デジタル化・グローバル化 など、新しい時代に対応した 教育の充実	4, 17
		(3) SDGs や共生社会の実現を目 指した教育の推進	4, 5, 10
	1-3 一人ひとりの育ちと学びを支 え、地域社会全体で応援	(1) 一人ひとりの個性が尊重さ れ、健やかに成長できる支 援体制や環境の整備	1, 3, 4, 5, 8, 10
		(2) 地域ぐるみで子どもを育て る体制の整備	1, 3, 4, 8, 11 17
	〈基本目標2〉 「稼ぐ力」 を強化する とともに、 安心して働 けるように する	2-1 地域の特性に応じた、生産性 が高く、稼ぐ地域の実現	(1) 地域企業の成長・生産性の 向上
(2) 農林水産業の振興			2, 8, 9, 12, 14 15, 17
(3) 地域資源を活用した事業の 創出・成長促進			2, 8, 9, 12, 14 15, 17
(4) 地域産業の活性化とイノベ ーションの創出			7, 8, 9, 11, 13 17
2-2 誰もが安心して働ける環境の 実現		(1) 働きやすい魅力的な就業環 境と担い手の確保	4, 5, 8, 10
〈基本目標3〉 関係人口を 増やし、新 しいひとの 流れをつく る	3-1 移住・定着の推進	(1) 移住の推進	8, 11
		(2) 若者の就学・就業による定 着の推進	4, 8, 11
	3-2 本市との関係・つながりの構 築	(1) 関係人口の創出・拡大	8, 11, 17
		(2) 寄附等を通じた関係の創 出・拡大	11, 17

基本目標	政策目標	施策	SDGs
〈基本目標4〉 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる	4-1 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保	(1) 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実	3, 4, 6, 7, 8, 9 11, 15, 17
		(2) 地域資源を活かした個性あふれる地域の形成	3, 4, 7, 8, 9, 11 12, 15, 17
		(3) 安心して暮らせるまちづくり(安心)	3, 8, 10, 11, 17
		(4) 安心して暮らせるまちづくり(安全)	3, 9, 11, 13, 16
〈横断的な目標1〉 多様な人材の活躍を推進する	横1-1 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進	(1) 地域で活躍できる多様な人材の確保	3, 8, 11, 17
		(2) 全ての人々が意欲・能力を活かして活躍できる環境の整備	3, 4, 8, 11, 17
〈横断的な目標2〉 新しい時代の流れを力にする	横2-1 地域におけるSociety 5.0の推進	(1) 地域における情報通信基盤等の環境整備	4, 8, 9, 11
		(2) 未来技術の活用による地域課題の解決、地域の魅力向上	3, 8, 9, 11
	横2-2 地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり	(1) SDGs未来都市としての持続可能なまちづくり	17ゴール 全て

参考 目標指標

指標	現状値 (2018 年度)	改訂前目標値 (2024 年度)	目標値 (2026 年度)
基本目標 1 : 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえ、子どもの夢を育む教育を推進する			
重点目標達成指標 (K G I)			
合計特殊出生率	1.53	1.65	1.70
将来の夢や目標を持っている小中学生の割合	小学 6 年生 69.3% 中学 3 年生 49.3%	小学 6 年生 80.0%以上 中学 3 年生 55.0%以上	小学 6 年生 80.0%以上 中学 3 年生 55.0%以上
重要業績評価指標 (K P I)			
合計特殊出生率	1.53 (2017 年度)	1.65	1.70
宇部市は子育てがしやすいと思う人の割合	42.7%	49.9%	60.2%
保育園の待機児童数	10 人	0 人	0 人
全国学力・学習状況調査結果 (全国を 100 とした指数)	小学校 99.2 中学校 101.4	小学校 103.0 中学校 105.0	小学校 102.0 中学校 102.0
将来の夢や目標を持っている小中学生の割合	小学 6 年生 69.3% 中学 3 年生 49.3%	小学 6 年生 80.0%以上 中学 3 年生 55.0%以上	小学 6 年生 80.0%以上 中学 3 年生 55.0%以上
児童生徒一人あたりの端末の台数	0.17 台	1 台	1 台
英検 3 級程度以上の英語力を身につけた生徒の割合	44.8%	51.5%	50.0%
課題の解決に向けて、自分で考え主体的に取り組もうとする児童生徒の割合	小学校 30.0% 中学校 33.7%	全国平均 +5.0%以上	全国平均 +5.0%以上
人が困っているときに進んで助けられることができる児童生徒の割合	小学校 41.8% 中学校 44.9% (2019 年度)	全国平均 +5.0%以上	小学校 45.0% 中学校 50.0%
1000 人あたりの不登校児童生徒の人数	10.1 人	8.4 人	全国平均より 5 人以上下回る
困っている時に相談相手がいる児童生徒の割合	97.5%	99.0%以上	99.0%以上
子どもの居場所開設箇所数	5 か所	24 か所	24 か所
子育て支援拠点利用者数	65,121 人	112,000 人	70,000 人
学童保育クラブの待機児童数	0 人	0 人	0 人

指標	現状値 (2018年度)	改訂前目標値 (2024年度)	目標値 (2026年度)
基本目標2：「稼ぐ力」を強化するとともに、安心して働けるようにする			
重点目標達成指標（KGI）			
就業者1人当たり総生産（山口県市町民 経済計算）	7,817千円 (2016年度)	8,000千円 (2022年度)	7,700千円 (2024年度)
高校生の市内就職割合	49.3%	55.0%	55.0%
女性活躍推進企業における女性管理職の 割合	21.0% (2017年度末)	30.0%	30.0%
重要業績評価指標（KPI）			
ICT・IoTなどの新技術の活用・導 入件数（計画期間累計）	31件	135件	135件
メイド・イン・ウベ開発件数（計画期間 累計）	2件	10件	10件
中小企業が受け入れた副業・兼業者数 (累計)	—	25人	25人
☑DXの取組件数	—	—	10件
☑事業継続・事業承継に向けた取組数 (累計)	24社 (2023年度)	—	48社
☑新規に人材を確保できた企業数（累 計）	15社 (2023年度)	—	45社
新規漁業就業者数（計画期間累計）	2人	10人	10人
新規農林業就業者数（計画期間累計）	5人	20人	28人
スマート農業を活用した作物の収穫量	60,000kg/年	77,000kg/年	—
☑スマート農業の取組に対する支援制度 活用件数(累計)	16件 (2023年度)	—	40件
地元1次産品を活用した商品の県外出 展・販売件数(計画期間累計)	14件	60件	96件
☑市場ニーズを捉えた農産物の生産量 (累計)	111トン (2023年度)	—	310トン
起業・創業や事務所等誘致による雇用創 出人数(計画期間累計)	38人	120人	120人
☑起業コミュニティへの年間参加者数	—	—	50人
☑地域イノベーション人材の地元就職者 数(累計)	—	—	3人
就職マッチング数(計画期間累計)	41件	150件	150件
大学生等の市内就職割合	11.5%	22.0%	14.6%

指標	現状値 (2018 年度)	改訂前目標値 (2024 年度)	目標値 (2026 年度)
男性の家事・育児参加促進事業の参加者数（計画期間累）	—	2,500 人	3,500 人
女性活躍推進企業のうち女性管理職割合が 30%以上の企業数	47 社	120 社	120 社
健康経営優良法人認定企業数(累計)	29 社 (2023 年度)	—	59 社

指標	現状値 (2018 年度)	改訂前目標値 (2024 年度)	目標値 (2026 年度)
基本目標 3 : 関係人口を増やし、新しいひとの流れをつくる			
重点目標達成指標 (K G I)			
転出超過数	301 人	転出入者の均衡	転出入者の均衡
関係人口創出数(計画期間累)	—	2,000 人	8,000 人
重要業績評価指標 (K P I)			
U I J ターンによる移住者数(計画期間 累計)	997 人/年	10,000 人	14,000 人
移住定住サポートセンターでの支援者数 (計画期間累計)	437 人/年	2,250 人	1,400 人
若者ほっとカフェ、若者ふりスペース の利用者数	571 人	2,800 人	10,500 人
宇部市の認知度	25.6 点	33.0 点	33.0 点
市公式ウェブサイトの訪問数	201 万件	250 万件	300 万件
ふるさと納税寄附件数	年間延べ 1,889 件	年間延べ 3,000 件	年間延べ 8,800 件
基本目標 4 : ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる			
重点目標達成指標 (K G I)			
中心市街地の休日 1 日当たりの通行者数	12,261 人	16,100 人	9,500 人
健康寿命	男性 79.87 歳 (2017 年度) 女性 84.45 歳 (2017 年度)	延伸	男性 81.70 歳 以上 女性 84.05 歳 以上
重要業績評価指標 (K P I)			
中心市街地居住人口	5,930 人	6,200 人	5,600 人
中心市街地の 1 日当たりの通行者数	12,261 人	16,100 人	9,500 人
観光客数	170 万人	210 万人	180 万人
障害のある人にとって宇部市が暮らしやす いまちだと思ふ人の割合	37.6%	86.0%	61.0%
人身事故件数(自転車事故含む)	524 件	半減	288 件
消費生活(電話詐欺等)被害件数	16 件	0 件	0 件

指標	現状値 (2018年度)	改訂前目標値 (2024年度)	目標値 (2026年度)
横断的な目標1：多様な人材の活躍を推進する			
重要業績評価指標（KPI）			
地域活動人財の活動件数	800件／年	9,000件／年	17,000件／年
地域活動人財認証制度登録者数(累計)	500人	1,600人	2,109人
就職氷河期世代の就職人数(累計)	—	25人	25人
横断的な目標2：新しい時代の流れを力にする			
重要業績評価指標（KPI）			
支援事業体数(累計)	—	5件	5件
ICT活用による業務時間の削減数	600時間	10,000時間	8,000時間
公共交通利用者数	387万人／年	現状維持	現状維持
☑️電子申請対応可能率	70.8% (2023年度)	—	73%以上
地域資源を活用した事業創出件数	—	8件	12件
SDGs環境人材育成事業参加校数	—	10校	16校
SDGsカンパニー	—	100社	100社

参考 用語解説

行	用語	説明
/あ 行	アーティスト イン レジ デンス	国内外の芸術家がひとつの地域に一定期間滞在し、創作活動を行う制度や事業のこと。 芸術家たちは滞在期間中、創作の過程を公開したり、地域の人々と交流をしながら、地域資源のリサーチや作品の制作を行う。
	アウトリーチ	支援する対象者の居るところに積極的に出向き、働きかけること。
	アプリ	アプリケーション (ソフト) の略で、特定の目的のために実行するソフトウェアのこと。
	あんしん歩行エリア	歩行者及び自転車利用者の安全を確保するために対策が必要な地区として、国土交通省が指定したエリアのこと。
	イクボス宣言	自治体や企業の管理職が「部下や同僚等の育児や介護、ワーク・ライフ・バランス等に配慮・理解のある上司 (イクボス)」となることを公に宣言すること。
	イノベーション	新たな技術やサービスの提供によって、新たな社会的価値や経済的価値を生み出すこと。単に技術にとどまるものではなく、新しいビジネスモデルや新しい市場の開拓も含まれる。
	医療的ケア児	人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どものこと。
	UBE ビエンナーレ	ときわ公園で隔年開催される、世界で最も歴史がある野外彫刻の国際コンクールのこと。
	うべ若者サポートステーション	面談やカウンセリング、就労体験の実施等によって、就労を目指す15歳から39歳の就職をサポートする相談窓口のこと。
か行	県央連携	山口市、宇部市、萩市、防府市、美祢市、山陽小野田市、島根県津和野町の7市町により構成される、山口県央連携都市圏域の略。
	合計特殊出生率	15歳～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子どもの数に相当する。
	ご近所ふれあいサロン	年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが身近な地域で気軽に集い交流できる、本市における地域の集いの場のこと。
	国立社会保障・人口問題研究所	人口や社会保障、それらの相互関連に対する調査研究の推進を行う厚生労働省の施設等機関。
	コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働で子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める仕組みのこと。

行	用語	説明
さ行	サテライトオフィス	企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。(本拠を中心としてみた時に衛星(サテライト)のように存在するオフィスとの意から)。
	産官学金労言	産業、官公庁、大学等教育機関、金融機関、労働団体、言論(報道)といった、地方創生に取り組む連携主体を示すもの。
	市内総生産	1年間に市内で行われた各経済活動部門の生産活動によって新たに生み出された付加価値の貨幣評価。
	就職氷河期世代	バブル崩壊に伴う不況の長期化により、日本全体が就職難となった1993年から2005年頃までの期間に社会人となった世代のこと。
	スクールソーシャルワーカー	教育機関において、子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など外部機関と連携しながら子どもを取り巻く環境を調整する福祉相談業務従事者のこと。
	スタートアップ企業	新たなビジネスモデルを開発する企業で、新たな市場を開拓する段階にあるもの。
	スタディツアー	体験学習や現地視察、現地の人々との相互理解などの学習を目的とした旅行のこと。
	スポーツコミッション	スポーツを通じた地域振興を目指す組織のこと。
	スポーツツーリズム	スポーツイベントの参加者などと開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す事業。
	スマートシティ	先端的な技術の活用により、都市・地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出する取組のこと。
	スマート 農林水産業	ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現を推進する 農林水産業 のこと。
	Society5.0	狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、未来技術を活用した新たな社会のこと。
た行	多極ネットワーク型コンパクトシティ	中心的な拠点だけでなく地域の拠点に医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく公共交通によりアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在する都市構造のこと。
	地域支え合い包括ケアシステム	「地域共生社会」の実現を目指し、高齢者に限定せず、子どもや障害者を含む地域で暮らす全ての人を対象として、身近な地域の生活課題を自分自身のこととして捉え、相互に話し合い、支え合って、助け合う仕組みのこと。

行	用語	説明
	チャレンジデー	毎年5月の最終水曜日に全国的に開催されている住民の参加者数を競うスポーツイベント。
	中間支援組織	市民と民間団体、地域と行政、行政と企業などの間に立って、そのパイプ役としてそれぞれの活動を支援する組織。ノウハウやネットワーク、情報などを活用した支援を行う。
	デジタル市役所	AIやロボティクス等の革新技术を活用し、行政コストの削減と市民の利便性向上を目指し、いつでも・どこからでも・わかりやすく利用できる市役所のこと。
	トップセールス	企業や団体の長などが率先して応報宣伝活動等を行うこと。
な行	認知症カフェ	認知症の人やその家族が集まって、悩みを共有したり、相談したりすることができるカフェ形式の場のこと。
	妊婦応援都市宣言	妊産婦が安心して暮らせる地域づくりを目指し宣言するもの。
	農福連携	障害者や生活困窮者等が農業分野で活躍することを通じ、社会参画につなげること。
は行	5G	第5世代移動通信システム(5th Generation)の略。高速・大容量・低遅延・多数同時接続などの特徴がある。ある特定のエリアで自営の5Gネットワークを構築することを「ローカル5G」という。
	Facebook(フェイスブック)	インターネット上で人と人とを双方向でつなぐ世界最大の交流インターネットサービス。
	ベンチャー企業	革新的なアイデアや技術をもとにして、新しいサービスやビジネスを展開する企業。
ま行	MaaS(マース)	Mobility as a Serviceの略。ICTを活用し、バスや電車など、マイカー以外の全ての交通手段によるMobility(移動)を一つのService(サービス)としてとらえる移動の概念のこと。
	見守り愛ネット	高齢者が安全で、安心して生活することができる地域社会づくりを推進することを目的とした見守り事業のこと。
	メディカルリエイティブセンター	山口大学医学部・附属病院に隣接し、医療福祉分野において、新たな事業化を目指したり、産学共同研究による研究開発を行う企業等を支援する施設のこと。
ら行	リノベーション	既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり、付加価値を与えること。
	ローカルハブ	地方が自立して世界市場と結びつき、外貨を獲得する都市モデルのこと。
	6次産業化	農林水産物の生産(1次)だけでなく、食品加工(2次)、流通・販売(3次)にも業務を展開する取組のこと。

行	用語	説明
わ行	ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。
	若者ふりースペース 若者ほっとカフェ	若者が安心して集える場所として開放しているスペース。

行	用語	説明
D	DMO	Destination Management/Marketing Organization の略。 様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、観光戦略など地域が主体となって行う観光まちづくりの推進主体のこと。
	DV	Domestic Violence の略。家庭内暴力のこと。
	DX	Digital Transformation の略。 単なる新しいデジタル技術の導入ではなく、制度や政策、組織のあり方等を新技術に合わせて変革し、地域における様々な課題の解決や社会経済活動の発展を促していくこと。
I	ICT	Information and Communication Technology の略。 情報通信技術のこと。
	IoT	Internet of Things の略。 様々なモノがインターネットに接続され、情報交換することにより、相互に制御する仕組みのこと。
K	KGI	Key Goal Indicators の略。重要目標達成指標。 最終目標の達成度合いを計る定量的な指標のこと。
	KPI	Key Performance Indicators の略。重要業績評価指標。 KGI を達成するための各プロセスの達成度合いを計る定量的な指標のこと。
P	PDCA	Plan-Do-Check-Action の略。 計画、実行、評価、改善の4段階を繰り返すことにより、業務を改善していくこと。
S	SDGs	Sustainable Development Goals の略。 国際連合が2015年に採択した、2030年を目標とする持続可能な開発目標のこと。
	SDGsカンパニー	SDGsを自社の取組に関連づけ、そのゴールに向けた事業活動を行う市内企業のこと。
	SIB	Social Impact Bond の略。 官民連携の仕組みのひとつで、行政や民間事業者等が連携して社会問題の解決を目指すこと。
	SNS	Social Networking Service の略。 職業や趣味など個人間のつながりを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するフェイスブックやXなどインターネットを利用したサービス。
U	UIJターン	Uターン：地方から都市へ移住した後、再び地方へ移住 Iターン：地方から都市へ、または都市から地方へ移住

		Jターン：地方から大規模な都市へ移住した後、出身地近くの中規模な都市へ移住。
--	--	--



第 2 期 宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和 7 年（2025 年）3 月改訂

宇部市総合政策部政策企画課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目 7 番 1 号

TEL : 0836-34-8113 FAX : 0836-22-6063

令和6年度

行財政改善委員会報告書

令和6年9月

宇部市行財政改善委員会

目次

I 行財政改善委員会の概要

- 1 設置目的
- 2 具体的な取組
- 3 事務事業の見直し方針
- 4 委員名簿
- 5 開催状況

II 令和6年度の対象事業

- 1 対象事業
- 2 検討の視点
- 3 事業概要と委員会からの意見
 - ① 高齢者バス優待乗車助成事業
 - ② 障害者バス優待乗車事業
 - ③ 消防団員活動推進事業
 - ④ 「うべ産業共創イノベーションセンター 志」運営事業

I 行財政改善委員会の概要

1 設置目的

効率的かつ効果的な行政運営を行うために実施している「事務事業の見直し」に、外部からの多様な意見を取り入れることによって、見直しの実効性を高めるため、学識経験者等で構成する民間主体の宇部市行財政改善委員会を置く。

2 具体的な取組

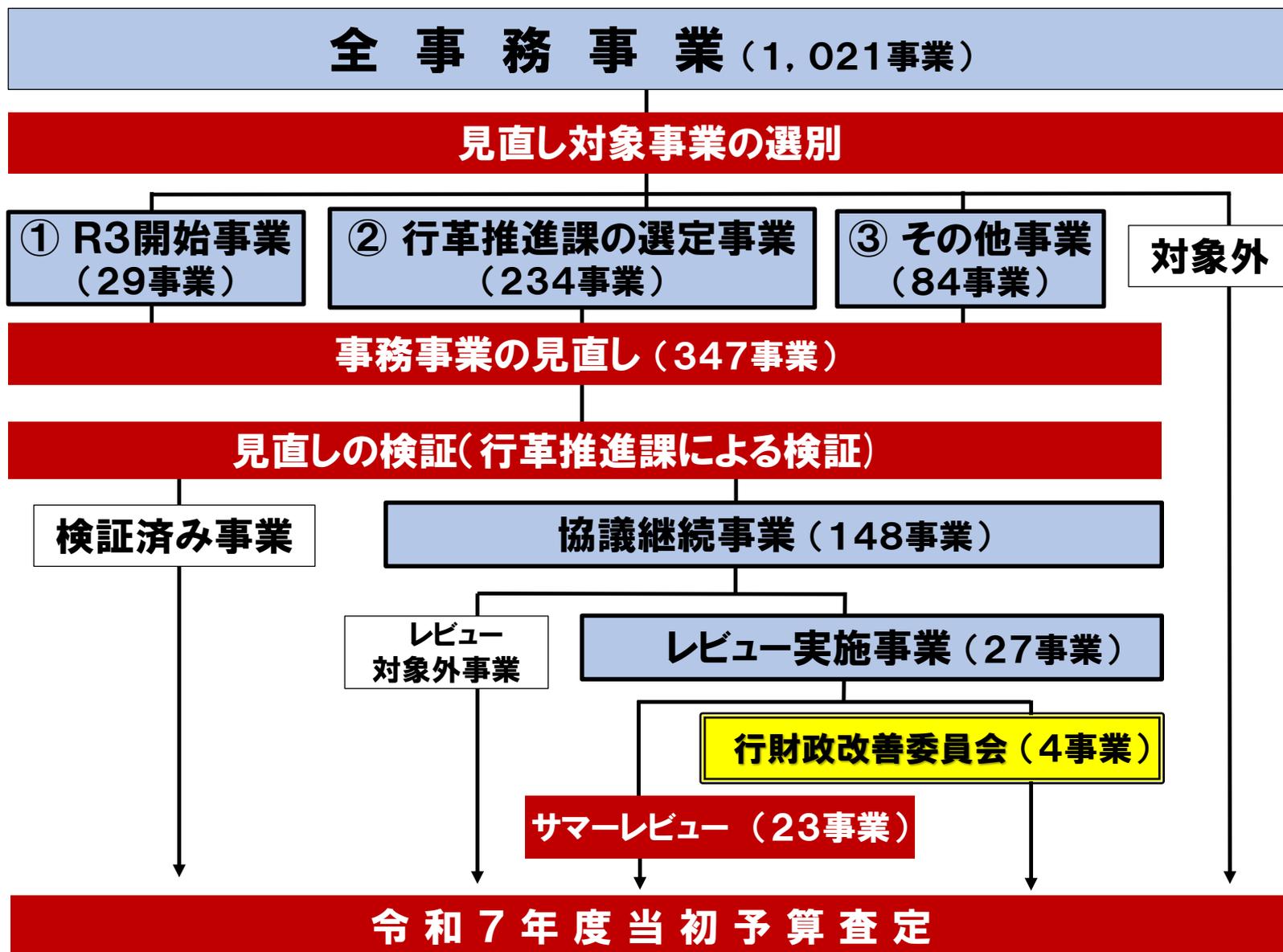
- (1) 市が選定した対象事業について、事業内容に対するヒアリングを実施する。
- (2) ヒアリングに基づき、対象事業の見直しの方向性等に関する意見を集約し、提言を行う。

3 事務事業の見直し方針

● ありたい姿を目指す未来志向の行財政改革

「限られた行政資源で最大の政策効果を発揮すること」を基本目標に、事業の必要性や効果等についてエビデンスに基づく自律的な点検・見直しを行うとともに、その結果を踏まえた『スクラップ・フォー・ビルド（新たな施策事業を構築するための既存事業の廃止・縮小）』を積極的に進める。

〔事務事業の見直しのフロー〕



4 委員名簿

※委員委嘱期間 令和6年7月22日～令和7年3月31日

役職	氏名	所属等
委員長	林 里 織	国立大学法人 山口大学 大学研究推進機構 産学公連携・研究推進センター 准教授
副委員長	小村 有 紀	公立大学法人 下関市立大学 経済学部公共マネジメント学科 准教授
委員	五十崎 良	宇部則貞郵便局 局長
委員	善甫 公 雅	善甫公認会計士事務所 公認会計士・税理士
委員	藤村 裕	藤村裕 司法書士事務所 司法書士
委員	的場 愛子	株式会社西京銀行宇部支店 次長

5 開催状況

回次	日時	内容
第1回	令和6年7月22日（月曜日） 午後1時30分～午後3時30分	委嘱状交付、委員長・副委員長の選出 対象事業の概要説明
第2回	令和6年8月1日（木曜日） 午後1時30分～午後4時	対象事業ヒアリング
第3回	令和6年8月5日（月曜日） 午後1時30分～午後4時	対象事業ヒアリング
第4回	令和6年8月20日（火曜日） 午後1時30分～午後4時30分	対象事業に対する意見集約



II 令和6年度の対象事業

1 対象事業（4事業）

No.	事務事業名称	担当課
①	高齢者バス優待乗車助成事業	高齢福祉課
②	障害者バス優待乗車事業	障害福祉課
③	消防団員活動推進事業	防災危機管理課
④	「うべ産業共創イノベーションセンター 志」 運営事業	成長産業創出課

2 検討の視点

- 事業と事業目的の論理的つながりが合理的か。
- 事業着手（制度創設）の経緯・根拠を踏まえ、現在又は将来を見据え、その事業（手法）が最適なものか、改善すべきものか。
- 事業がコストに見合うものか。
- 事業主体として、行政が担うべきものか。
- 事業見直しの方向性として、「統合」、「廃止」、「縮小」、「拡充」などが考えられる。

3 事業概要と委員会からの意見

① 高齢者バス優待乗車助成事業

〔事業概要〕

高齢者の社会参加の促進を図るため、市内に住所を有する70歳以上の方を対象に、1乗車100円で乗車することのできる「高齢者バス優待乗車証」を交付することにより、免許返納者の移動手段を確保するとともに、買い物や通院などの外出を支援する。

〔現状〕

- 70歳以上の市民(優待証交付者)が、市営バス(全路線)と船鉄バス(一部路線)の1乗車につき100円で利用できる。(当初：乗車無料 → H15：1乗車100円)
市は、正規運賃との差額を、路線バス事業者に助成金として交付している。
- 利用者数は減少傾向である。
※令和3年度：2,026人/日 → 令和5年度：1,817人/日
- 「令和4年度高齢者福祉に関するアンケート調査」によると、外出の際の移動手段は「路線バス」が14.8%と、公共交通機関の中で一番多い。(年齢が上がるほど、割合が高い。)また、本制度の運賃の見直しについては、約5割が「現行のまま(100円)」を希望している。
- 県内他市の多くが、同様の制度を実施している。

〔委員会からみた課題〕

- 事業の認知度と利用実態の把握
- 事業目的の明確化と定期的な効果測定
- 持続可能な事業運営の仕組みづくり

〔委員会意見〕

- ◆方向性：**見直し**
- ◆意見

- ・利用者が一部に偏る傾向が見られるが、現在の利用状況について、本事業が認知された上での結果かどうかが不明瞭である。このため、**事業の認知度や利用目的・頻度等の実態を把握し、**今後の利用状況の改善に向けた取組を検討していく必要がある。
- ・「高齢者の社会参加」を目的とする本事業は、今後も継続すべきと考えるが、**目的の達成状況を客観的に測ることができる適切な指標を設定し、その効果測定・検証を定期的に行う**必要がある。
- ・利用者の今後の自己負担のあり方については、**持続可能な事業運営の視点から他の交通施策も含め、**総合的に検討していく必要がある。
なお、本事業を効果的に進めるためには、他の高齢福祉施策や交通施策との連携も含めた、**市のまちづくり全体を視野に入れ、**検討していく必要がある。

② 障害者バス優待乗車事業

〔事業概要〕

障害者の移動支援として、障害者バス優待乗車証を交付することにより、移動に係る経済的な負担を軽減し、社会参加の増進を図る。

※対象者:身体障害者手帳の1～3級の交付を受けている人
療育手帳A・Bの交付を受けている人

精神障害者保健福祉手帳の1～3級の交付を受けている人

〔現状〕

- 買い物や行事への参加、障害福祉サービス事業所への通所等に利用されており、地域生活を営む上で、一定の役割を果たしている。
- 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、市営バス(全路線)と船鉄バス(一部路線)等の乗車運賃が無料である。(重度障害は本人と介護者1名が対象。)
- 利用実績は、増加傾向であり、優待乗車証の交付枚数は、近年5,000枚弱で推移している。
※令和3年度：812人/日(平均運賃284円)、4,915枚
→令和5年度：898人/日(平均運賃289円)、4,958枚

〔委員会からみた課題〕

- 事業目的に対する定期的な効果測定と検証

〔委員会意見〕

◆ 方向性：**継続**

◆ 意見

- ・ 県内他市では対象としていない、療育手帳Bや精神障害者3級の手帳所持者まで対象を広げている点は、宇部市の魅力である。**地域共生社会の実現に向けて、本事業は必要な取組である**と考える。
- ・ 障害者の社会参加を支える本事業は意義があるが、現状維持として、今後も漫然と事業を継続していくのではなく、障害者にとって**前向きでより良くなる方向を考えながら、事業に取り組んでいくべき**である。
このため、障害当事者やその家族、関連団体・事業者等からの意見やニーズを把握・分析し、本事業に係る他の副次的な効果を見出した上で、それらを含めた**効果測定や検証を定期的に行う**必要がある。

③ 消防団員活動推進事業

〔事業概要〕

消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、各市町村に設置される消防機関であり、地域住民の安心・安全の確保のため、火災や風水害などの災害発生時には、消火活動など消防活動を行い、平常時には、消火・防災訓練、応急手当の指導、防火・防災啓発活動を行っている。

〔現状〕

- 「機能別消防団員制度」は、消防団活動に参加しやすい環境を作り、消防団への理解を深め、地域防災の核となる人材を育成するとともに、消防団活動を補完することを目的として、平成29年に設置した。
- 消防団員数は減少傾向であり、条例定数と消防団員数で人員に乖離が生じている。
 - ・消防団員の条例定数：820人（機能別消防団員100人を含む。）
 - ・消防団員数 令和元年度：730人（うち機能別消防団員93人）
→令和6年度：553人（うち機能別消防団員7人）
- 消防団業務の所管部署が市役所本庁内（防災危機管理課消防調整係が担当）にあり、消防局と場所が離れているため、迅速な情報共有や連携体制の構築等に一定の課題がある。

〔委員会からみた課題〕

- 機能別消防団も含め、消防団の条例定数に係る設定根拠の明確化
- 消防団業務の適切な執行体制のあり方
- 消防団協力事業所への加入促進

〔委員会意見〕

◆ 方向性：**縮充** ※縮充とは、財源・規模を縮小しつつも、内容や機能を充実させること。

◆ 意見

- ・ 非常備消防である消防団を中心に始まった自治体消防は、その後、常備消防である消防署等の充実を強化してきたが、それに伴う非常備消防の見直しは、行われてこなかった。このため、**今後は常備消防と非常備消防の消防力の現状等を踏まえ、総合的な見直しを進めていく必要がある。**
- ・ 機能別消防団も含めた消防団の定数については、**地域性等も考慮した客観的な根拠に基づいて算出(設定)する仕組みを構築すべきである。**
- ・ 消防団事務を行う部署については、メリットとデメリットを整理し、**消防局・消防団との協議を踏まえた上で、消防機能を十分発揮できる執行体制の確立という視点から、検討していく必要がある。**
- ・ 入団しやすく、また、入団後の活動しやすい環境を構築するためには、**消防団協力事業所表示制度も有用な制度の一つである**と考える。このため、制度の周知とともに、**事業者へのインセンティブなど、その効果的な手法について検討し、加入事業所の拡大を図る必要がある。**

④ 「うべ産業共創イノベーションセンター 志」運営事業

〔事業概要〕

起業・創業や中小企業の経営課題に関する相談対応、ビジネスセミナー・交流イベント等の開催のほか、Y-BASEと連携したDXに関する相談受付等により、起業・創業や中小企業等の経営改善を支援している。

〔現状〕

- 社会経済を取り巻く環境変化に対応し、地域産業が活力を維持していくため、商工会議所や市内大学・高専等と連携し、次代を担う若者等への起業・創業や地元企業の経営改善、オープンイノベーションの手法を活用した新たなビジネスモデルの創出を図る拠点として、平成30年7月に開設した。
- 開設以降、これまでに68人が起業を実現したが、成長分野の起業もある一方で、大半がスモールビジネスであるため、新たなイノベーションの創出は限定的である。
- 事業費のうち、約半分を国交付金が占めている状況である。

〔委員会からみた課題〕

- 事業目的の明確化と事業効果の測定・検証
- 施設利用者の増加に向けた取組の検討
- 今後の安定的な事業運営体制の確保

〔委員会意見〕

◆ 方向性：見直し

◆ 意見

- ・ 本事業の**目的を明確**にするとともに、**具体的かつ的確な指標を設定し、定期的に事業効果の測定・検証を行う必要がある**。また、**委託事業者との事業のフィードバックを行う仕組みを構築すべき**である。
- ・ 他機関が実施している起業支援等に係る類似事業との整理や、起業コミュニティの交流の場としての機能の充実など、**取組内容(手法)の見直しが必要**である。
- ・ 本事業は、他の産業施策(事業)のコンサルタントも活用し、事業展開しているが、**今後の持続的・安定的な事業運営のためには、事業推進体制や財源も含めた検討が必要**である。